

第二部 社會運動

概 説	二九
第一篇 勞働爭議	一〇
第一章 工・礦・交通業勞働者の爭議	一〇
第一節 爭議の大勢	一〇
第二節 主要なる爭議	一一
第三節 特に重要なる爭議	一四
第二章 俸給生活者の爭議	一五
第一節 爭議の大勢	一五
第二節 特に重要なる爭議	一六
第三章 婦人勞働者及び職業婦人の爭議	一七
第四章 小作爭議	一八
第二篇 勞働組合	一六
第一章 工・礦・交通業勞働者の運動	一六
第一節 勞働組合の組織狀況	一六
第二節 勞働組合の共通運動	一六
第一節 國際勞働會議	一七
第二節 勞働立法獲得運動	一八
第三節 社會主義對策	一八
第四節 支那事變對策	一八
第三節 勞働組合各個の運動	一七
一 日本勞働組合會議及加盟團體	一七
二 合法左翼的組合	一八
三 愛國勞働組合全國懇話會及加盟團體	一八
四 官業關係勞働團體	二九
五 單獨組合	二九
第二章 俸給生活者の運動	二四
第三章 婦人勞働者の運動	二五
第四章 農民の運動	二六
第一節 農民組合及其の共通運動	二六
第二節 全國的農民組合各個の運動	二七
第三節 地方的農民組合の運動	二八
第五章 勞働者教育運動	二九
附 主要勞農組合一覽表	二四
第三篇 無產政黨	二六
第一章 無產政黨の共通運動	二六
第一節 無產政黨の選舉運動	二六
第二節 政治戰線統一運動	二七
第二章 無產政黨各個の運動	二八
第一節 社會大眾黨	二八
第二節 日本無產黨	二八
第三節 國家社會主義的政黨	二九
第四篇 消費組合	二六
第一章 一般狀況	二六
第二章 單獨組合	二九
第五篇 其他の社會運動	二三
第一章 社會主義的團體の設立及解散	二三
一 社會主義的團體の設立	二三
二 社會主義的團體の解散	二三
二 社會主義的團體及個人の活動	二三
一 社會主義的團體の共通運動	二三
二 國家主義的團體各個の運動	二三
第三章 特殊事件	三六
國家主義的及國粹團體一覽	四〇
第六篇 國家主義的運動	三一
第一章 國家主義的團體の設立及解散	三一
一 國家主義的團體の設立	三一
二 國家主義的團體の解散	三一
第二章 國家主義的團體及個人の活動	三一
一 國家主義的團體の共通運動	三一
二 國家主義的團體各個の運動	三一
第三章 特殊事件	三六
國家主義的及國粹團體一覽	四〇
第七章 朝鮮臺灣	三八
第八章 植民地における運動	三八
第九章 水平運動	三七
第十章 婦人運動	三四
第十一章 藝術家の運動	三一
第十二章 學生運動	三一
第十三章 特殊事件(日本共產黨事件)	三九
第十四章 特殊事件(日本共產黨事件)	三九
第十五章 特殊事件(日本共產黨事件)	三九

表 計 統 (動運會社) 部二第

第一表 昭和十二年同盟罷怠業工場閉鎖統計

其一 業態別件數

其二 月別件數

其三 月別累年表

其四 要求事項別件數

其五 結果表

其六 結果累年表

其七 府縣別勞働爭議件數

第二表 小作爭議統計

其一 府縣別數 (關係人員、面積、要求事項)

其二 累年表

第三表 勞働組合及組合員統計

第四表 小作人組合及組合員統計

第五表 消費組合統計

概 説

第一部に叙説したやうな勞働生活狀態の抑止に對して、社會運動に具體化された勤勞國民の自助作用は如何なる狀況にあつたか。これは準戰時體制の終結たる本年度の前半期と戰時體制の端緒をなすその後半期とによつて著しく異なる。何となれば、前者が勞働及農業爭議の活況期、無產政黨の躍進期であつたに對して、後者は鬭爭停止・社會平和の時期、無產政治運動の國民的大旋回の時代であつたから。即ち我國社會運動の主流は、事變勃發と共に甚だしき混亂なしに戰時體制に即應して國策遂行の一大推進力となつたのである。

いまその基本的戰線の動向についてみるに、まづ勞働者の運動においては、勞働爭議——農業爭議も略ぼ同じであるが——は前年度來加速度的に高騰する物價に抗して、組織の有無に拘らず産業の全面を席捲した賃上要求の爭議を先頭として非常な規模において展開されたが、事變の勃發は一朝にして社會平和に向ふ大旋回を實現した。さらに、事變下の産業再編成、人的・物的資源調整の過程において産業、勞働は新たな矛盾を胚胎するに至り、これが組織運動に及ぼした影響も看過しえない。即ち、組合運動は本年において就業勞働者數の激増にも拘はらず、組織は之に應じて伸びず、否幾分

の減少をさへ示してゐる。これについては全評・日無の本年末における結社禁止命令の結果が、さきの官勞解散問題と共に、影響したことを考慮すべきである。この合法左翼的團體の人民戰線運動の彈壓は我國勞働戰線をして劃期的新段階に一步を進めしめ、これと前後して社會運動は全線的轉換を實現した。即ちこの間、東交の含蓄ある轉換、全總の罷業絶滅宣言、さらに全農の實質的再出發があつたと共に、他方では國民再編成の一形態としての「報國會運動」の胎動の感ぜらるるものがあつた。

無產政黨においても亦一般に勞働組合農民組合その他の運動が受けた事變の影響と同じ様相が窺はれる。日本無產黨の存在は別とし、我國唯一つの無產政黨たる社會大衆黨は本年度總選舉において注目すべき躍進を遂げたが、十月全體主義的國民主義的綱領を採用して以來「時局の積極的認識」に向つて一路邁進しつつある。

最後に、正統共產主義運動の兆候は殆んど認めがたく、他方國民主義陣營の運動は、二・二六事件後ひとへに陣營の統一強化を中心として展開しつつも、依然として議會主義對非議會主義とに對立し、陣營そのものの統一すら當面實現せられてゐないやうである。

勞働者教育運動、勞働者消費組合運動とも時局の影響を受けて全體としては極めて不振の狀態にあつた。

第一篇 労働争議

第一章 工・鑛・交通業労働者の争議

第一節 争議の大勢

最近の趨勢 昭和六年すなはち滿洲事變の勃發した年我國の經濟恐慌は底を入れ、それ以後經濟界は特殊の軍需景氣に伴はれて漸次新景氣局面へと移行した。これに伴つて争議も件數においては昭和六年をトップとし、参加人員においては昭和五年をトップとして次第に低くなつてゐる。したがつて一件當り人員數においても件數最も多かりし昭和六年を境として相當低下するに至つたが、之は大工場より中小工場に争議の中心が移つてゐることを物語るものであらう。

特に我國の如く中小工場の數多く、大小工場の懸隔甚だしい處では、一方に使用人數別による工場規模の大小の分類を經とし、他方産業別分類を緯とした争議の状況を調査することは極めて必要なのであるが、今日我國におけるこの種の官廳統計にあつては單に件數、人員、要求別、業態別の結果に限られてゐるため真相を知ることとは少しく困難がある。

かくの如く滿洲事變後軍需工業を中心とする産業界の好轉と共に、他方では急激な社會情勢の變化に伴つて左翼運動に

對する徹底的な彈壓が加へられたが、それは労働運動にも非常な變化を與へ、労働争議も以來漸減の傾向を辿りつつ遂に昭和十年を以て最低點にまで達した。が、十一年に入るや、再び増加の傾向を示し始め遂に底を割るに至つたのである。それは軍需工業は依然として好況にあるにも拘らず、一般的には行きつまりの状況がみられ、實質賃銀は漸次低下し、剩へ馬場財政の出現があり、他方では十年末の府縣會選舉・一年の總選舉における無產政黨の躍進があるなど、これらを背景としてこの變化が現れたものと思はれる。

更に本年に入つては準戰時經濟體制への編成下において、必至的な物價の騰勢は昨年末以來更に加速度的となつた。この不停止的な物價高騰に處してゆくため、本年五月五日政府も臨時物價對策委員會を設け「この趨勢を放置するにおいては國民生活の不安を激成するはもとより、政府はその豫算殊に軍需關係の豫算施行上甚だしき困難に逢着すべく云々」(東朝)との聲明を發したのである。しかるに日常生活必需品の高騰に對して賃銀の値上げ要求を先頭とする謂ゆる「積極的争議」(ここに積極的といふも事實は賃上げ要求が實質賃銀低下に反對して行はれたる如く從來の劣惡な労働條件を還元せんがためのものにほかならないといへよう)が上半期は帝都交通産業の「全線的争議」氣勢を頂點として産別的にも地域的にもかなり全般化した。尤もこの種の争議は全産業部門を一樣に襲つたも

のではないのであつて、産業發展の不均衡、景氣の跛行性の結果として、まづ景氣立直りに先鞭をつけた輸出産業部門に始まり、ついで生産力擴充政策によつて跛行的活況に入つた軍需産業（特に機械金屬部門）へ傳はり、更にこれを反映して交通産業へと波及するに至つた。これに對し當局は前記の如く物價騰貴の抑制を試みると共に、他方においては交通ゼネストを契機として賃上げ爭議の抑制をも同時に行つた。

以上は準戰時體制下における前半期の狀況であるが、七月以後事變を契機として戰時體制に移行すると共に爭議は激減した。かやうに後半期における爭議は最低記録を示すまでに減少したが、これは外在的に與へられた政策の強化によるもので、精神的な作用が多分に含まれてゐると思はれる。（例年特別の恐慌なき限り下半期は上半期に比し爭議件数は遙かに多いのを常例としてゐる）六月以前の情勢を自然的に放置したならば賃上げ要求を伴ふ爭議が増加することも必至であるが、時局の要請は遂に之を抑制した。これは當局における爭議對策の確立と之に呼應して全日本勞働總同盟、東交等がその爭議方針を變改したのを始め、滿洲事變以來一般の勞働組合がとり來つた産業の平和政策、爭議最少化の方針を更に一層飛躍せしめた結果である。かやうにして下半期の爭議は量的にみても著しく減じてゐるが、その要求の如きも積極的攻勢的より消極的守勢的なものに移行した。これは軍需産業關係勞働

者の自肅自戒によるものであることは言ふをまたないであらう。ただ下半期にみられたのは平和産業部門（特に中小工場）の勞働者が解雇問題を中心とする守勢的爭議を細々ながら繼續してゐるといふ事實であるが、これは參加人員の急減、規模の縮小化からも窺ひうるものであつて、その主なる原因をなすものは軍事インフレによる跛行的不況のためと思はれる。

以上の如く本年の爭議は上半期と下半期とは全く異つた性質をもつてをるのであるが、便宜上之を總括してその一般的狀況を内務省社會局（後の厚生省勞働局）發表のものについてみれば、次の如くである。

爭議件數 昭和十二年中における爭議件數は總數二、一六六件である。これを前年と比較すれば左表の示す如く、總件數並に同盟罷業工場閉鎖を伴うたもの、共に相當の増加を示してゐる。

勞働爭議件數累年比較

	總件數		内、同盟罷業工場閉鎖件數
	總件數	同盟罷業工場閉鎖件數	
大正十二年	六七	二七〇	
同 十三年	九三	三三	
同 十四年	八六	二九三	
同 十五年	一、二六〇	四九五	
昭和 二年	一、二〇二	三三三	
同 三年	（八）一、〇三二	（四）三九七	

日本労働年鑑

同 四年	(三) 一、四〇〇	(五) 五七六
同 五年	(六) 二、二九〇	(六) 九〇七
同 六年	(四) 二、四六六	(四) 九八八
同 七年	(五) 二、二二七	(三) 八九三
同 八年	(三) 一、八九七	(三) 六〇〇
同 九年	(三) 一、九二五	(三) 六六六
同 十年	(三) 一、八七二	(六) 五九〇
同 十一年	(三) 一、九七五	(一) 五七七
同 十二年	(外) 二、二二六	(外) 七六六

備考 (1) 括弧内の数字は前年より継続の争議を示す。

(2) 前年より継続せる争議は昭和十一年迄は兩年共之を加算す。

いま本年発生した争議の総件数及び同上中同盟罷怠業工場閉鎖を伴つたものを月別に示せば、

昭和十二年労働争議月別発生状況

総件数		内、同盟罷怠業工場閉鎖件数	
昭和十二年	同十一年	昭和十二年	同十一年
一月	三九	一七	三
二月	二九	二五	二
三月	二五	一七	六
四月	三五	一三	四
五月	三六	一七	五
六月	一九	一五	六

上半期計	一、五三三	九七	四一	二二
七月	一六	一七	五	三
八月	二七	二二	六	六
九月	一四	一五	九	五
十月	六	二二	一四	三
十一月	五	一六	一五	五
十二月	五	一七	五	七
下半期計	一、〇三三	一〇八	二四	二五
合計	二、五三三	一、〇八五	六六	五五

地方別争議件数 次に労働争議を府縣別にみれば、發生の多きは、工業都市を中心としてその状況は例年と大差なく、大阪の四一三件（八五件——括弧内は同盟罷怠業工場閉鎖を伴うたものを示す。以下同様）、東京の四〇〇件（九四件）、愛知一四一件（三九件）、兵庫一二〇件（四一件）の順序である。本年群馬において一四五件（五件）の争議が發生してゐるが、これは染色、土木に小規模争議が瀕發した結果とみられ、むしろ異例に屬する。之に續き神奈川、福岡、京都、岡山、北海道の諸地方があるが、その他の地方では何れも五〇件に満たず滋賀・宮崎の二縣には争議の發生をみなかつた。

業種別争議件数 その紛議の程度のものを含めた総件数と、同盟罷怠業工場閉鎖を伴うた件数とを業種別にみれば、

業種別争議件数

總數	總件數	内、同盟罷怠業工場閉鎖
機械器具製造工業	二、二六	六八
化學工業	四〇〇	二〇三
染織工業	二九四	七五
飲食物製造工業	二六八	一〇三
雜工業	八五	二六
鑛業	二八〇	八二
瓦斯電氣事業	二三	三三
運輸業	二	三
土木建築業	三九	二六
通信業	一〇二	六
その他の業	二	一
	一四	五

次に上表下欄の同盟罷怠業工場閉鎖の件数を内譯すれば、

	同盟罷業	同盟怠業	工場閉鎖	計
機械器具製造工業	七	三	八	一〇三
化學工業	七	六	二	五
染織工業	八	八	三	一〇三
飲食物製造工業	二四	二	一	二六
雜工業	五	八	八	二二
鑛業	三	三	一	四
瓦斯電氣事業	三	一	一	三
運輸業	一〇五	一〇	三	一二六
通信業	一	一	一	三
土木建築業	二四	三	一	二六

第二部第一篇 労働爭議

其の他の業	五〇	三	一	五
總計	五〇	七五	三三	一五八

本年度爭議の業種別狀況は右表の如くであるが、これによつてみれば、現在の社會經濟狀態の跛行性が著しく明瞭である。一番多いのは機械器具製造工業で、これに次ぐのは交通運輸業、化學工業、染織工業、雜工業等である。いまこれを前年と比較してみるに、

減少せるもの——機械器具製造工業、染織工業及び土木建築業

(何れも五%乃至一五%減少)

激増せるもの——雜工業(四一%)、運輸業(二九%)

増加せるもの——化學工業、飲食物製造工業及び鑛業(五%乃至一〇%増加)

更に、同盟罷怠業工場閉鎖の手段を伴うたもののうち、前年と比較して(括弧内は前年の件数を示す)

減少せるもの——化學工業(八八)、染織工業(二二二)、土木

建築業(三八)、通信業(一)

激増せるもの——交通運輸業(六一)

増加せるもの——機械器具製造工業(八三)、飲食物製造工業

(一九)、雜工業(五〇)、其の他の業(四三)

保合のもの——鑛業(四二)

之を要するに、機械器具製造工業は準戰時、戰時下の重要産業であるだけ、時潮に最も敏感であり、また低廉な臨時工

を多數使用してゐることも爭議を瀕發せしめる原因をなすであらう。更に雜工業に爭議の激増したことはこの部門は一般に景氣の浸潤が遅い上に、これに先行した物價の騰貴に當面した事と、小規模工場か或は家内工業的な形態をとる企業が多い事が有力な原因をなしてゐる。次に染織工業にあつては操短の強化、深夜業の廢止による労働密度の高度化、或は低生産費の實現等を行つてゐる結果實收賃銀の低下を來し、高物價と逆行するこの傾向の中に爭議の素因がみられるのである。また化學工業には軍需關係のものもあるが、輸出の關係で生産制限、労働條件の低下を惹起したものが相當あり、かつ低賃銀労働者がこの部門に比較的多かつたといふ事も一つの原因をなしてゐる。なほ、最近特に交通産業における爭議が目立つてきたが、その原因ともいふべきものは景氣面から比較的遅く迄取り残されてゐたのが漸くにして追ひ付いた頃高物價に當面し、この矛盾の結果が爭議を續發せしめた原因をなしてゐるやうである。この種交通機關の爭議は社會的影響が大きいため極めて注目されたが、それだけに時代的な特徴が最もはつきり現れてゐる。

なほ以上の如き諸要因とならんで考へられるのは我國の基礎的な産業たる纖維工業が重工業（機械工業、化學工業）によつて代置され、この種軍需工業が産業の基礎を築くに至つたといふ事である。殊に準戰時體制下の生産力擴充のための重

工業の立遅れの克服から、事變を契機とする戰時體制下經濟の編成替に伴つて、物的資源調達もその擔ひ手たる人的資源の問題を愈々重要なものとし、それと共に質的労働力の不足が指摘され始めた。しかしこの急速な進展の中にはなほ多くの矛盾があるやうであり、幾多の小規模工業や家内工業を経済の埒外に脱出せしめてゐる。現在五人以下の労働者を使用する小企業に關する新しい統計資料がないため詳細は不明であるが、この種の労働者は總數の約半ばを占めてゐることは確實といへる

爭議の規模 爭議の規模としては先づ参加人員に着目しうるが、その累年の趨勢は左表の如くである。

爭議全數（紛議を含む）についての狀況

	總爭議件數		總参加人員 一件當り参加人員	
大正十二年	六七	六、八四	二〇六	
同 十三年	九三	九、〇七	二〇	
同 十四年	八六	八、三七	二〇	
同 十五年	一、二六〇	一七、二七	二〇	
昭和 二年	一、二〇三	一〇、三五〇	八六	
同 三年	（八）、〇三	（三、六五）一〇、八九三	二〇	
同 四年	（二二）、四二	（四、六）二七、二四	二三	
同 五年	（六）、二九〇	（一、五八）二九、八八	八三	
同 六年	（四二）、二、四六	（二、三七）二四、五八	三三	
同 七年	（五八）、二、二七	（五、一七）二三、三三	三六	

同	八年	(三八)一、八九七	(四、二七)二六、七三三	八二
同	九年	(三二)一、九五	(三九〇)二〇、三〇七	三三
同	十年	(三三)一、八七二	(一、四〇八)一〇三、九六二	五
同	十一年	(三〇)一、九七五	(一、二五四)九三、七二四	四七
同	十二年	(外三五)三、二六	(外一、二〇一)二三、六三三	一〇〇

備考 (1) 括弧内の数字は前年より繼續の爭議を示す。(2) ニケ年に繼續せる爭議は昭和十一年迄兩年共加算す。

右のうち同盟罷怠業、工場閉鎖についての状況。

大正十二年	同 十三年	同 十四年	同 十五年	昭和 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年	同 七年	同 八年	同 九年	同 十年
件數	二七〇	三三三	二九三	四九五	三八三	(四) 三七七	(五) 五七六	(六) 九〇七	(四) 九八八	(三三) 八九三	(三二) 六二〇	(三) 六六六
參加人員	三六、二五九	五四、五六六	四〇、七四二	六七、三三四	四六、六七二	(三、二五) 四六、二五二	(一、六三) 七七、四四四	(一、五八) 八一、三六二	(一、二二) 六四、五三六	(二、四四) 五四、七八三	(二、六六) 四九、四三三	(五八) 四九、五三六
一件當り	一三四	一六四	一三九	一三六	一三三	二一七	一三四	九〇	六五	六二	八二	七九
損失作業 延日數	四三、八七三	六三、一四四	二九五、〇二七	六九八、〇七一	一、一七、三五二	五八三、五五五	五七一、八六〇	一、〇八五、〇七四	九八〇、〇五四	六二八、六二四	三八四、五五五	四四六、一七六

同 十一年	(一) 五七七	(四三) 三〇、九〇〇	五	一六三、五九〇
同 十二年	(外二) 六六	(外一七) 二三、七三〇	一七	三三八、二四

備考 (1)、(2) 前表に同じ。(3) 大正十三年以後は損失作業に數中に怠業日數を加算せず。

まづ昭和十二年中の爭議參加人員についてみるに、總人員二一三、六二二人であつて、一件平均參加人員は一〇〇人である。これを前年と比較すれば、總人員において一二一、〇五二人の激増を示せるのみならず、正しく未曾有の記録を樹立してゐる。また同盟罷怠業工場閉鎖を伴ふものも、前年に比し九二、八七三人を増加し、一件平均また最高の記録を示してをり、本年比較的規模の大なる爭議が相當多數あつたことを如實に物語つてゐる。特に同盟罷怠業工場閉鎖を伴つた爭議についてゐるに、その總數六二八件中五〇人未滿は六一%、五〇人以上は三九%となつてゐる。これを前年と比較すれば五〇人未滿のものが一四%を減少し、五〇人以上の場合には反對に同率の増大をすら示してゐる。更に之を一件當り平均人員についてみれば實に一九七人といふ大正十年に次ぐ高記録であつて、前年の五六人に比すれば大體四倍の増加である。またこれを上半期下半期の二つに分類してみると、上半期四八一件・一〇九、七四九人、下半期一四七件・一三、九八一人となり、その一件當り平均參加人員は上半期二二八人、下半期九五五人であつて、近來一路縮少の途を辿りつつあつた

爭議の規模が、本年一舉にして逆轉の傾向を示したことは極めて注目すべきである。

また参加人員と對應して爭議の規模ともいふものを構成する爭議の繼續期間は、昭和七年以來年々減少し本年もその延長とみられるのであるが、遡つて大正六年頃を中心とする數年間が最近と同様長期繼續のものが比較的少かつた事實と照應して注目を惹くところである。これは多くの場合勞働者側の要求が合理的であるとともに、業主もこの要求を容れる餘地のあることを示すものであり、時には業主が自發的に増給をなすものもあつて、爭紛議に至らず單なる交渉程度で終熄した場合も相當數に上つたことが考へられるのである。

これと關聯して、同盟罷怠業等による損失作業日數についてみるに、本年においては軍需生産増嵩の一瞬も忽にすべからざることを時局は要請してゐるが、なほ、三三八、一四六日といふ多大の勞働日數を損失せしめ前年の二倍以上に達してゐる。(尤もこれは參加人員が多數に上つたためでもある)されば「勞資關係調整方策確立の要緊切なるは固より苟くも一度發生したる紛争議に對しては合法的に公正なる手段によつて迅速に圓滿なる解決を圖ることが最も望ましいことであり、且つ之が對策こそ緊喫の事に屬する」のであつて、取締當局が爭議調停に起つ場合も、かかる多大の延日數の損失をもたらず不生産的な爭議狀態を急速に處理して生産増嵩

に遺憾なからしめようすることに重點を移しつつあることは注目に値する。(尙第三部爭議調停の項参照)

同盟罷怠業工場閉鎖繼續日數別表

同	同	同	同	同	昭和	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正
七年	六年	五年	四年	三年	二年	十五年	十四年	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	三
二八七	二七一	一八六	一六六	一五九	一四四	一四九	二三	二三	二八	二八	二六	一六七	三六三	三三〇	三〇三	六九	四	二六	以下
二六八	三〇五	三七	一九七	一三五	一八	一八四	九六	一二	八五	九〇	七四	八二	二五	七	八四	三四	八	二	四日以上
一九七	二四四	二六九	一四六	七	六八	一〇〇	七六	七七	五	三四	一	一	一	一	一	一	一	一	七日以上
二一八	二四八	二一〇	五	二五	四六	六〇	八	二	三	八	四三	三三	九	一五	二	五	五	一	十日以上
二	七	二	六	二	三	二	一	一	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	三十一日以上
二三	二三	一四	五	五	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	自然消滅
八九三	九九八	九〇七	五七六	三九七	三八三	四九五	二九三	三三三	二七〇	二五〇	二四六	二八三	四九七	四一七	三九	一〇八	六四	五〇	未解決計

同	八年	二六三	一九七	一〇三	四二	三	三	六〇
同	九年	三三六	二〇二	六	二六	二	一	六六
同	十年	二八〇	一九五	七	三三	一	一	五九〇
同	十一年	三三六	二七五	三	三	一	一	五五七
同	十二年	三七〇	一八〇	三	三	二	一	六六

爭議の原因並びに要求事項
 次に爭議の要求別内容をみれば、

要求事項別爭議件數

賃銀増額	三六	三	四	三	計
賃銀減額反對	二六	二	一	一	二九
賃銀算定支給方法變更又は反對	三	二	一	一	四
労働時間短縮	二	一	一	一	三
公休日の設定	二	一	一	一	二
作業方法規定の變更又は反對	七	二	一	一	九
労働組合の自由又は公認	六	一	一	一	七
工場設備其他福利増進施設	五	一	一	一	五
解雇退職手当の確立又は増額	一五	五	一	一	二
解雇反對	三	五	一	一	七
監督者排斥	二五	五	一	一	三〇
賃銀支拂	八	一	一	一	九
休業反對	二	一	一	一	二
休業手当の支給又は増額	一	一	一	一	一

計	五〇	七五	三三	六六
---	----	----	----	----

賃銀増額要求の爭議は三七三件（總數の五九%、積極的要求中の九〇%）の多數で斷然多く、「最近兩三年動かぬ所」であつたこの種の要求が本年は更に飛躍的な増加を示してゐる。（これは實質賃銀低下反對に因るものであることは既に指摘した）この種の積極的爭議は本年急激に増加し、總數の六八%（前年比較一七%増加）を占めてゐる。次に積極的要求の一つとして労働時間に關するものがある。かつて大正八年の好況時代にも爭議が非常に多く、當時も賃上げ要求によるものが過半數を占めてゐたが、同時に労働時間の短縮の要求がとり上げられてゐた。しかるに本年度爭議原因中労働時間の短縮を叫んでゐるものは極めて少數である（本年二月の如きは皆無であつた）。この事實は勿論彼等が現在の労働時間を甘受してゐるためではない。これに基因する労働者の産業災害が最近著しく増加してゐることは同時に注目してよからう。

次に消極的要求に基く爭議であるが、この種の要求は總數中の僅か一〇六件（一七%）で前年に比し一三%の減少を示してゐる。次に目立つのは解雇手当確立又は増額の要求（二一件）、解雇反對又は解雇者復職の要求（三七件）或ひは賃銀減額反對（二九件）である。これは退手法と關聯すべき平和産業労働者の自然發生的な運動を表現してゐると見られ得よ

う。厳格なよき統計であるならばこの間の関係は明瞭にみられるであらうが、形式的なこの表だけでは正確な断定は出来ない。しかし何等かの関係のあることは間違ひのないところである。

争議の結果 社会局は争議結果に関する業態別の内譯を發表してゐない。したがつて軍需・平和の兩産業における争議の結果がどういふ風になつてゐるかを比較しえないのであるが、總括的な結果については次の如くなつてゐる。すなはち本年度争議中同盟罷業工場閉鎖を伴うたもののうち、労働者側の要求が貫徹されたもの二七%（前年は三二%）、労働者側の不利に終つたとみらるべきもの三一%（前年は二八%）、妥協四二%（前年は四〇%）となつてゐる。尤もこの結果の區別が以上の三點に求められてゐるため、貫徹の多少が直ちにその反對の結果を不貫徹の上に顯現するのではなく、謂ゆる妥協なるものの散在によつて少からず修正されることのあるのは疑なき事實である。

争議と労働組合 最後に争議に對して労働組合がどの程度關與してゐるか、その状況を知ることが極めて重要な問題であるが、社会局發表にかかる争議統計中には現在遺憾ながらこの種の調査を缺ぐ。したがつて各種労働組合の發表する資料によつてその状況を窺ふほかないのであるが、これとても區々であつて總括的な概観をするには多少の無理が伴ふやう

である。（總同盟の如き年々に大會報告書中に關係争議の統計を詳細に發表してゐるが、これも本部へ報告したものに限られてをり、完全とはいへない。）

いま組合の組織と關聯せしめて争議發生の狀態をみるに、疾に争議絶滅方針を堅持せる日本産業労働俱樂部系組合は別とするも、本年は全日本労働總同盟がその産業協力方針に即して事變下の争議絶滅を宣言し、東京交通労働組合また闘争激發主義を一擲して争議最少化の方針を宣明し、また數年前組合會議を脱退した總聯合（愛國労働組合全國懇話會）が争議禁止を表明するなど、代表的な組合は今日一様に「労働争議に關する行爲の制限若くは禁止」を自ら爲し來つたのである。（詳細は別項當該組合の運動及第三部參照）

代表的組合の争議方針は以上の如くであるが、いま労働組合と争議との關係からみた本年における労働運動の特徴を示すとおもはれる二三の事例についてみれば、

一、東洋製鋼所争議（全總東京鐵工組合指導）は會社側が原料騰貴のため職工の賃銀を四割引下げたため發生した。本年準戦時下に發生した賃上要求の争議は大正八年當時のこの種の争議とは根本的に異り、最近の好景氣も局部的跛行的であることを示してゐる。かかる原因に基づく争議は本年と雖も相當數發生してゐるやうである。

二、東京郊外電鐵・バス争議（東交）、津上製作所争議（全評、

日本特殊鋼爭議(全總)、ライシングサン石油鶴見工場爭議(全總)——これらの爭議においては勞資の對立は激化し、會社側は勞働組合をすら否認する如き強硬態度を以て臨んでをり、勢ひ爭議の經過も一層尖鋭化した傾向があつた。

三、東京市爭議 對市貨上同盟)に對して警視廳は強制調停を執行して之が解決に當つたが、最近における當局の爭議に對する方針は極めて強硬であり、本爭議の場合も經濟闘争を超え、横斷的連絡あつたものとして行政上の權力が行使されるに至つた。

四、從來の爭議においては全協等の指導があつたが、現在の爭議はその戰術の如きも色々な變化がみられ、その執拗性に至つては極めて微弱となつた觀がある。

五、東武鐵道爭議(四月)の如き、組織なき従業員が一府三縣に亘つて一致結束して爭議を繼續し、當局の意表に出たのである。この種未組織の部面における爭議は本年瀕發してゐるが、これは「高物價が單なる經濟的現象のみでなく、政治的動向の產物であるだけに、高物價の重壓に對する大衆の氣持も、自然の成行きと云ふが行き詰めのものではない」(十二年五月七日付都新聞)ためか意外な發展を示した場合が少くない。またかかる爭議の自然發生的な昂揚に對して組合幹部が尻押しなかつた事も目立つてきた。

五、最近における爭議戰術は當局の彈壓を避けるため巧妙となり、怠業(例へば東京市の爭議の如く)、ピラ撒き等の合法的な手段が採用される傾向を生じた。

七 なほ、本年三月新舊海員組合の合同に際して沼川大阪憲兵

隊長が兩組合幹部に「社會民主主義的イデオロギーを排し國家的な組合たる事を國防上の見地から要望した」(十二年三月五日東朝)事は昨年の官業勞働問題と共に非常時局における當局の勞働組合に對する方針を示すものと思はれるが、これは爭議調停方針の強化と共に非常に重要な意義をもつものである。

第二節 主要なる爭議

1 工場工業における主要爭議

一、染織工場

(工場名) (参加人員) (關係團體名)

【一月】 吉見紡樽井工場(大阪) 五〇(女)

東方石綿會社(同) 六

山本毛糸紡績會社(同) 四五(全)

中林紡織工場(同) 三五(全)

【二月】 太田毛メリヤス工場(大阪) 三

三島毛織工場(同) 二〇 全總

石津川二十四晒工場(同) 一五 石津川晒白共榮會

愛染工業協會 一〇〇

加盟十六組合(埼玉) 七 全國手工組合

東京中形會社(同) 七

木村友仙工場(兵庫) 五

豐島製糸工場(茨城) 二五(女) 〔全總關東紡織社大土浦支部〕

三月 平松染工場(愛知) 六 日本革新勞働聯盟

京都友仙工業組合(京都) 三〇

外山撚糸工場(山形)

一〇

全總

三島毛織工場(大阪)

二〇〇

全總關西紡織

早川系十一帶製造工場(群馬)

八〇

全總關西紡織

【四月】 大洋友仙工場(京都)

二六(全)

全評

【五月】 大東紡龜戸工場(東京)

一、〇〇〇(九〇〇)

工友會

大東紡吾嬬工場(東京)

全總

豊田紡織會社南工場(愛知)

二、〇〇〇

大東紡機名古屋工場(同)

三〇〇

井出製糸會社(静岡)

二四

【六月】 足利型紙捺染工業組合(栃木)

全總・社大・日無

岸和田紡津工場(三重)

四〇〇

全總關西紡織
社大・全農・松阪合同

下村織布工場(和歌山)

五

伊勢崎織物型付工業組合(群馬)

二七

佐波美術加工組合

旭紡績會社(宮城)

一、二〇〇

宮城一般労働・社大

製糸泗水社(熊本)

四

【八月】 下館和紡工場(茨城)

二三(鮮)

日本毛織岐阜工場(岐阜)

五〇

全總・社大

【九月】 埼玉社久那組製糸所(埼玉)

四〇(女)

【十月】 芦澤製糸工場(山梨)

七〇(女)

二、金屬工場

【一月】 德島市内七造船業組合(德島)

二五〇

造船工組合

津上製作所(東京)

全評關東金屬

朝日プロペラ工場(大阪)

二〇

全總大阪金屬

尼崎製釘所(兵庫)

二四〇

全總

京都合同精鍊所(京都)

四〇

杉本製鍊工場(同)

全總關西紡織

理研真空管茂原工場(千葉)

一〇〇

新潟鐵工場(新潟)

二六(臨時工)

船工組合

【二月】 山中製鐵工場(東京)

四〇

吉田鐵工所(大阪)

三〇

全評

古賀鐵線工場(同)

五〇

則武鐵工所(同)

二四(臨時工)

全評大阪金屬

日本特殊鋼會社(東京)

一、〇〇〇

全總東京鐵工・從業員同志會・社大

小川鑄物工場(埼玉)

四〇

【三月】 新潟鐵工所(新潟)

一

北日本農民組合

青森造船組合(青森)

八〇

青森船工組合

門司造船業者十八名(福岡)

九〇

船工會

【四月】 京濱機械製作所(神奈川)

三

全總

日本亞鉛鍍尼崎工場(兵庫)

一五〇

全總

三池番船組合(福岡)

九三

大牟田船大工組合

愛知時計電機會社(愛知)

五〇〇

中部労働聯盟

ホルーゲル・ピアノ組立工場(神奈川)

五五

全總橫濱染色

コロムビア會社(同)

八五〇

全總

小森鐵工所(大阪)

一四〇

三菱名古屋航空機製作所

三、四〇〇

金屬部(愛知)

全總東京鐵工

東洋製鋼所製線部(東京)

一〇〇

日本電線工場(神奈川) 六

東洋鋼材川崎第二工場(同) 六

日本亞鉛鍍金大阪工場(大阪) 三

野上式自動織機會社(愛知) 二五

吉見鐵工所(鹿児島) 三

【六月】 藤永田造船所(大阪) 三、〇〇〇

淺見鑄物工場(埼玉) 三

太陽樂器會社(静岡) 三

山田鐵工所(長崎) 三

【七月】 愛知時計電機會社(愛知) 六、〇〇〇

松山力織機製 造所第二工場(石川) 三

三、化學工場

【二月】 陶磁器上繪燒付業組合(岐阜) 三〇

志田陶器會社(佐賀) 一〇〇

東邦石綿會社(大阪) 一七三

岸和田煉瓦綿 業磯ノ上工場(同) 五

日の出製塲所(兵庫) 五

日本曹達會津工場(福島) 六

【三月】 スタンダード・ヴァキウ ム・オイル・カンパニ 一七〇

安治川油槽所(大阪) 一七〇

ライシング・サン石油 加藤陶磁器工場(愛知) 五

鶴見油槽所(神奈川) 五

全總東京鐵工

全總

全總大阪金屬

全總東京鐵工

中部勞働聯盟

社大黨

多治見陶畫工組合

昭和陶園外三工場(同) 三〇

京都陶磁器工業組合(京都) 三〇

東洋化學工業會社(福岡) 六

日本火藥折尾出張所(同) 全員

片山硝子原料製 造所外九工場(愛知) 五

熊野製瓦業組合(和歌山) 四〇

深谷瓦工業組合(埼玉) 一六〇

北越製紙市川工場(千葉) 一八〇

日本煉瓦會社(大阪) 六〇

關西ペイント會社(兵庫) 二〇〇

スタンダード石 油糸崎油槽所(廣島) 二七

昭和和人絹高萩工場(茨城) 一〇〇

金田瓦製造外九工場(群馬) 二五

【五月】 秦製陶所(東京) 八三

東京人絹吉原工場(東京) 三〇〇

日本毛織名古屋(愛知) 一、二〇〇

屋人絹工場(同) 一、二〇〇

昭和肥料工場(神奈川) 一、二〇〇

九州曹達工場(福岡) 一三〇

多木肥料會社(兵庫) 一〇〇(鮮)

【六月】 千種製藥所(兵庫) 三〇

藤並村製瓦業組合(和歌山) 三〇

タイル製陶所建陶社(愛知) 二〇

小野田セメン ト黒崎工場(福岡) 二〇

京都陶磁器工組合

全總九州聯合會

全總千葉聯合會

全總石油勞働

全總

全總

西部産業勞働・日無

全總九州聯合會

【一月】 關東板紙 場(埼玉) 二六

全總

【三月】 日本食鹽代理店(福岡)

五〇 (鹽場人夫)

四、飲食物工場

【三月】 第一製菓會社(大阪) 二〇

全總

【四月】 大牟田三池番船組合(福岡)

七 行田足袋職工組合

十一屋高井商店醬油部(群馬) ハ

【三月】 理研酒大和醸造場(神奈川)

全總系大和醸造従業員組合

【五月】 備前物産會社(岡山)

七〇(女)

【四月】 日本ビール保土ヶ谷工場(神奈川)

全總

【六月】 輪島指物組合(石川)

七〇 全總、社大

ヒゲタ醬油會社(千葉) 一、二〇〇

【五月】 日本ビール目黒工場(東京) 四〇〇

全評エビス支部

【七月】 日本被服會社(岡山)

三

【八月】 東京ビール鶴見工場(神奈川)

全總

青森合同罐詰工場(青森) 一〇〇

五、雜工場

【二月】 水谷製鋼所(大阪) 二〇

總聯合

【一月】 東洋セメント採石場(福岡)

六〇(鮮) 西部產業労働組合

八幡濱簞笥同業組合(愛媛) 三

【二月】 輸出刷子製造刷交會(大阪) 九〇

全總大阪化學一般

戸畑市新川貯炭場近藤組(同) 二〇(鮮—一五〇) 西部產業労働

九鬼村林道土木工事場(和歌山) 二六(鮮) (馬方) 全農

州本員卸製造七十二工場 (兵庫)

全總・工和會・社大

【三月】 大阪中央卸賣市場 鮮魚運搬會社(大阪)

二、〇〇〇(運搬人) 全總大阪合同

德島建具工業組合(德島)

八〇

【三月】 抗木商田宮商店 御岡)

三

阿波簞笥工業組合(同)

二〇〇

大峰登山自動車専用道路 工事場(和歌山)

一五〇

名古屋新田合板會社(愛知)

四〇

縣營採石工場(沖繩)

五〇

和歌山建具・塗師業組合 (同)

三〇〇

東野崎鹽田會社附屬舩船組合(岡山)

新宮製材工場組合(和歌山)

工友會

愛知石炭協會 愛知)

名港沖仲仕請負業組合

2 家内工業における主要爭議

【四月】

陸仲仕組合(愛知)

一、〇〇〇

名港沖仲仕請負業組合

名古屋材木商工同業組合(同)

三〇〇

名古屋木材仲仕組合

菅沼肥料工場關係仲仕(兵庫)

五〇

全總

尼崎小島組運送店(同)

五〇

三田尻鹽業組合(山口)

下妻町砂沼改修工事場(茨城)

一五

大牟田市内石材商(福岡)

二六

大牟田石工組合

若松石炭同業組合(同)

海・陸仲仕小頭組合

御坊實業協會(和歌山)

仲仕業組合

【五月】

東京左官工組合(東京)

關東左官技工組合

大森區清掃組合海送部(同)

七五

全總東京都市從

上野松坂屋(同)

二九〇

雜役) 社大、全總

日向川縣營改修工事場(山形)

二六

松山石工組合(愛媛)

三〇

新屋町縣營砂防工事場(秋田)

五〇

社大

芹刈村牛津川縣營

一〇〇

改修工事場(佐賀)

久留米石材商組合(同)

二七

榮進會

日本化學工業鏡工場西組

(熊本)

鹽川堤防工事場小林組(山梨)

七〇

八ヶ嶽縣有開墾地(同)

七〇

縣道萩原金山線

六〇

愛國從業員組合聯盟

改修工事場(岐阜)

六〇

高岡合同運送會社(富山)

九〇

【六月】

長崎市營塵埃燒却場(長崎)

四

藤木漁業部函館出張所(北海道)

五一

小松鹽田(山口)

三〇〇

秋穂村鹽田組合(同)

二〇〇

平生濱鹽田(同)

白井運送店(愛知)

二〇

碎石運搬石船組合(福岡)

三五

九州本線(折尾、小倉)筑豐線

三四

(直方)驛立賣(同)

驛立賣從業員組合

省線三江線工事請負業

二〇

全總廣島勞働

東亞工業會社(廣島)

八〇

兵庫縣瓦葺工組合

阪神瓦商組合(兵庫)

六〇〇

合同機械製鹽林田村

製鹽會社(香川)

青森港第二期擴張工事場(青森)

五〇

【七月】

蓬萊鹽田(香川)

二九

【九月】

梶原鹽田(兵庫)

一〇〇

【十月】

日滿ケーブル中田村工事場

本澤組(山梨)

高森鑛山土木工事場(青森)

二六

社大黨

鑛山業における主要爭議

日鐵二瀨鑛業所(福岡)

一、三〇〇

三石大平鑛山(岡山)

三〇〇

九州鑛山鑛夫組合

大日向鑛山(長野)

七〇

全評岡勞・全農社大

管原鑛業所秋田炭坑(福岡)

二〇〇

細野組石材連送船(兵庫)

五〇〇

港從神戸支部

【三月】房總白土商會(千葉)

三〇〇

青森漁獲物船主同盟(青森)

五〇〇

港從青森支部

西川鑛業所(福岡)

八〇〇

【四月】隅田川機船「一錢蒸汽」(東京)

五〇〇

港從東京支部

藤井鑛業所宮尾炭坑(同)

七〇〇

神戸三輪商會硫酸運送船(兵庫)

二〇〇

港從新潟支部

日本精鑛中瀬鑛山(兵庫)

二〇〇

【五月】カムチャツカ鮭漁業第二新潟丸

五〇〇

港從新潟支部

【四月】日本精鑛中瀬鑛山(兵庫)再燃

二〇〇

洞海湾船船長同盟、港從所屬

五〇〇

港從新潟支部

伊豆持越金山(静岡)

三〇〇

帆船内務省洞海湾渡船、日本

五〇〇

港從函館支部

鈴倉金山(山梨)

三〇〇

函館港小型發動機船(北海道)

七〇〇

港從函館支部

檜原村金山鑛業會社(福島)

六〇〇

陸奥灣定期船(青森)

七〇〇

港從青森支部

【五月】伊豆持越金山(静岡)

八〇〇

秀田水産試験場秋田丸(秋田)

六〇〇

港從青森支部

天道鑛業所(福岡)

三〇〇

秀田水産試験場秋田丸(秋田)

六〇〇

港從青森支部

【六月】千島茂世路硫黄鑛山(北海道)

二〇〇

二、陸上交通業

木浦鑛山(大分)

二〇〇

奈良自動車會社(奈良)

二五〇

東交自動車部目黒支部

4 交通業における主要爭議

一、水上交通業

【三月】土佐商船所屬加茂川丸

二〇〇

海員組合大阪支部

浦戸丸其他七隻(大阪)

二〇〇

日本港灣從業員組合

大阪市港灣部備船(同)

七〇〇

海友同志會・社大

澤山商會(長崎)

二〇〇

港從青森支部

丸共回漕店魁丸(青森)

二〇〇

港從青森支部

【三月】日本郵船會社(東京)

一〇五(高級船員)

明朗會

小樽船業組合(北海道)

港從

【二月】濱松タクシー(静岡)

七〇〇

東交自動車部目黒支部

京成バス(東京)

八〇〇

東交

東横電鐵(東京)

六〇〇

東交

筑豊バス(福岡)

七〇〇

全總九州聯合會

小倉鐵道機關庫(同)

五〇〇

全總九州聯合會

丸中バス(石川)

三〇〇

全總九州聯合會

國東鐵道自動車部(大分)

六〇〇

全總九州聯合會

【三月】

成田鐵道バス(千葉) 二〇〇 東交、全農
東横電鐵系目黒バス(東京) 一五〇 東交

武藏中央電鐵(同)

京濱電鐵・バス(同) 一、〇〇〇

尾三バス(愛知)

林田バス(熊本) 六〇 社大黨支部

鶴見臨港鐵道(神奈川) 二五〇 新生會

下關驛構内タクシー(山口) 一五〇

【四月】

東武鐵道(東京・群馬) 六〇〇

東京乗合自動車會社(東京) 二、〇〇〇 全總現業員會、中正會
正義團

新潟電鐵・バス(新潟) 一〇〇

半島バス(神奈川) 三〇 東交

東武鐵道東上線バス(群馬)

片山鐵道(岡山) 七〇

葵バス(愛知) 三〇

徳山自動車會社(山口) 七三

【五月】

城東バス(東京) 二〇〇 東交、社大

王子電車・バス(同) 四〇〇 東交、日無

環狀バス三河島營業所(同) 東交

東都バス(同) 三三 東都バス従業員組合

大軌系奈良自動車會社(奈良) 二五〇 日本愛國交通従業員組合

中勢鐵道(三重) 六〇 駿豆電鐵從、全總、社大

駿豆鐵道(静岡)

【六月】

環狀バス(東京) (再燃) 四〇 東交

昭和バス(同) 四〇 全總

東横バス代々木營業所(東京) 七〇 東交

東横系目黒バス(同) 一七〇 東交

東横系玉川バス(同) 一七〇 東交

環狀バス(同) (再燃) 九七 東交

晝夜タクシー(同) 一五

安倍自動車商會(静岡) 二二

静岡電鐵自動車部(同) 四〇 日本青年黨

山屋自動車(同)

山形貸切・山形交通自動車會社(山形) 山形自動車従業員組合

關東自動車會社(山口) 二六

小野田バス(同) 九

川關バス(福岡) 二〇

東邦電車宇治山田出張所(三重) 三重愛國交通聯盟

參急伊勢電鐵伊勢線(同) 五〇

東武バス(群馬) 三〇

毛武バス(同) 二〇

福山驛前ライオン自動車商會(廣島) 二

栗原バス(宮城) 五〇 社大・宮城一般労働

佐世保市バス(長崎) 八〇

筑波鐵道自動車部(茨城) 四〇

佐久自動車會社(長野) 四〇

【七月】	小澤運送店自動車部(神奈川)	三〇
	嘉穂自動車會社(福岡)	三
	宮崎輕鐵(宮崎)	一五
【八月】	須走村營自動車組合(静岡)	一八
	富士バス系松田自動車(神奈川)	二〇
【十一月】	合同タクシー(鹿児島)	一〇〇
【十二月】	佐賀電軌バス(佐賀)	

5 瓦斯・電気事業における主要争議

【一月】	東京電燈會社(東京)	東電従業員組合
【三月】	日本電気廣田工場(福島)	七〇〇

6 官公業における主要争議

【一月】	日鐵八幡製鐵所(福岡)	日本製鐵従業員組合
【三月】	横濱市電気局自動車部(神奈川)	バス従親交會
【四月】	東京市(東京)	四〇,〇〇〇 (東京交通労働組合、 東京市従業員組合、 東京自由労働者組合、 登録労働者生活改善 協議會)
	神戸市電気局(兵庫)	六〇〇 神戸市電従業員組合
【六月】	東京都市遞信局(東京)	五〇〇 工員會
	札幌市電気局(北海道)	五〇〇
	八幡製作所鑛滓煉瓦工場(福岡)	三六(女) 日鐵從

第三節 特に重要な争議の顛末

争議の一般的狀況は前節までに述べた通りであるが、いま本年中の争議で代表的・特徴的なものとして一般の注意を集めたものは次の如きものであつた。

(尤もこの中には罷業の意味での謂ゆる争議に入らないものもあるが、やはり争議としてここに掲げておいた。)

八幡製鐵所	1 一、二四一三、五	2 共済組合掛金増額反對
日本特殊鋼合資會社	1 二、七一一、二、八	2 組合確認要求
横濱市電局	1 三、二五一一、三〇	2 解雇反對
東京市	1 四、三一一四、二六	2 賃銀増額要求
神戸市電気局	1 四、五一一七、五	2 組合幹部解雇反對
藤永田造船所	1 五、三一一六、二	2 解雇手当要求
横濱市電気局電車課	1 五、四一一五、三	2 賃銀増額要求
同 自動車課	1 五、二一一五、二〇	2 賃銀増額要求
三菱名古屋航空機製作所	1 五、六一一五、二	2 賃銀増額要求
豊田紡織株式會社	1 五、二〇一一、二	2 賃銀増額要求
持越鑛業所	1 五、一九一七、六	2 解雇反對要求
札幌電気局	1 六、二一一六、四	2 賃銀増額要求
愛知時計電機株式會社	1 七、八一一七、五	2 解雇反對
其他、東京郊外電鐵・バスの賃銀増額要求の争議		
(1 は争議繼續期間 2 は原因又は要求を示す)		
このうち特に代表的なものの経過は次の如くである。		

對市賃上げ要求爭議 東京交通労働組合は東京市従業員組合及び登録労働者關係の東京自由労働者組合・登録労働者生活改善協議會とも提携して、東京市に働く傭員、下級吏員、社會局關係登録労働者の全部的賃上げ要求の運動を行ふため「對市賃上闘争同盟」を結成した（登録労働者の對市闘争参加は之が最初であつた）。

〔運動經過〕

三月二十四日―物價騰貴による賃銀引上闘争協議會

同二十七日―對市闘争同盟實行委員會（對市賃上闘争同盟の目的、組織、事務所、構成、機關、地區組織、嘆願書提出、當面の活動、費用分擔を議決した。實行委員長東交、佐々木澁三、副委員長市從、橋本富貴良）

同二十八日―東交第五回中央委員會（賃銀二割引上闘争に関する件他）

同二十九日―東交、市從、水道、自由労働者の各組合別にて市長局長に賃銀二割引上げに關する嘆願書を提出△同日―社大、日無の市議は賃上げ問題につき市當局に質問

同三十一日―四月三日―城北、城南、城西、城東各地區に協議會を設置し、地區實行委員長を決定

四月六日―全市従業員大會（於本所公會堂）

同七日―大久保助役に決議文を手交

同八日―第二回従業員大會（於芝協調會館）

この兩度の大會によつて今後の闘争方針を決定。同八日―第二

第二部第一篇 労働爭議

回従業員大會（於芝協調會館）

〔闘争方針〕

（一）市長回答が不満足な場合には即時再嘆願書を提出すること

（二）各參加組合、有志は直ちに左記事項に着手すること（イ）

闘争基金の積立（ロ）動員連絡網の完備（ハ）職場大會の開催

（三）闘争の全國的擴大と統一を期するため八日夜神戸大阪の各都市従業員組合に派遣して賃上闘争再起を激し三萬枚の檄ビラを職場へ持込ませると共に、東京市内外の大工場職場に對しても聯絡がつくやう同盟本部で努力すること

（四）十二日午後一時より同盟本部事務所に常任實行委員及び中央實行委員、各地區正副委員長、實行委員の合同協議會を開催し諸般の情報及び爾後の行動に付き打合せを行ふこと

（五）十三、十四日を賃銀二割引上陳情デーとし各地區毎に陳情團を編成して市役所へ動員すること

（六）闘争指令の敏活と適切を期する爲めに一組合一人づつの最高主腦部を選定し十四日以後一切の闘争指導を一任すること

同十二日、市長に回答要求◇同十三日―地區陳情隊出動◇同十五日―各地區市議訪問開始△第一回實行委員會（首腦部決定他）

同二十日―二十四日を回答期限とする要求書を同盟は市當局に各組合は所屬局課に提出し一方市民に對しビラ廿萬枚撒布△市會各派交渉會は東交北田市議の提議に基き市當局に對し賃上運動善處要請の決議を可決

怠業經過 同二十二日―大久保助役首腦部に面會拒絕同夜首腦部一齊地下に潜る△午後九時怠業第一號指令發せらる

△同二十三日―市の回答を待たず怠業全線に決行さる△當局急遽回答之に對する聲明書次の如し

〔聲明書〕 賃銀引上嘆願提出後一ヶ月にして本日漸く回答を得た。内容は我々の想像通り二割要求とは凡そ雲泥の差ある不誠意極まるものだ。我々はかかる輕少なる値上げには斷じて承服出來ない。市理事者が速かに反省再考し以つて我々の満足出來る具體案を作製せんこと要求しそれが發表までは既定方針に基き斷乎第二段第三段の闘争に邁進せん事を聲明す。

同二十四日―怠業深刻化、更に怠業強化の指令第三號を發し、同時に市民の非難と輿論緩和のため聲明書を發表△地區従業員大會

同二十五日―怠業第三日更に深刻となる△靖國神社大祭、天長節、總選舉投票日を控へ横山警視總監斷乎調停に乗出す△緊急首腦部會議△交渉開始△都下無産團體に對する報告會開催△指令第五號發せらる

〔廿六日午後零時〕 サボを繼續強化せよ、巧妙なるサボ戰術はゆるみなき統制の下に徹底深刻化し、本日は百パーセントの成果を收めた。五萬大衆の強力なる闘争の前には理事者どもは殆んど行ふ術なき有様である。諸種の事情を考慮し一應會見に應ずることとなつた。併し首腦部は斷乎たる方針の下に堂々戦ふ方針だから如何なる宣傳にも迷ふ事なく首腦部を信頼し飽迄指令の行動を繼續強化せよ。

終決 怠業以來三日にして事態は極めて悪化し電車バスの減車は平常の七割に及び、郊外電鐵バスも動搖の兆を示しこのまま推

移するときは市内外を通じ賃上運動の坩堝と化すことが明白となつたため、横山警視總監は北田市議を通じて二十五日午後八時首腦部との會見を求め、首腦部もこれを承諾して佐々木、岡本、橋本、北田、桑山の五氏は總監と會見した。席上横山警視總監は、一現在のサボ状態はストライキ以上に深刻化してゐる。安寧秩序の建前から一日も早く今日の事態を收拾したい。ついては市との自主的交渉によつて解決の爲め努力されたい」旨を述べて市との交渉を斡旋した。ここに至つて第一首腦部（東交、市從）と前記五氏は山王ホテルにおいて本給一割死守の方針を決定して再度總監の斡旋により市側牛塚市長、大久保助役、後藤電氣局長と會見幾度か決裂の危機を孕みつつも交渉を續けたが本給一割は不可能の状態となつた。それがため更に實質的一割獲得を目標に更に交渉を續け、その結果二十六日午前八時頃に至り本給一割は實質一割の引上げをもつて妥協成立、即ち前回答の六分一厘本給引上げ（實收八分一厘）に二十五萬圓（一分九厘）衡平資金として支給することとなり二十五日午後八時より翌朝八時に至る交渉も圓滿解決し覺書に大久保助役と佐々木委員長署名し解決案を承認す。尙本給總額（二圓五十錢以下）現業員一千三百萬圓の一割百三十萬圓を市において支出することとなる。

この解決案に對しては地下首腦部と第二首腦部の意見は不満に一致したりしも佐々木、岡本地下首腦部と會見種々交渉地區委員長會議を開き情勢及意見を徴し二十五萬圓を本給繰入れの交渉を更に續けられたしと意見一致佐々木、岡本、橋本の三氏は更に大久保助役と會見、更に同夜開かれたる同盟實行委員會も東交の内

部對立の空氣を反映しつつあつたが、解決案を承認し、同夜深更首腦部の手によらず、實行委員會の決議によつて爭議打切りが決議された。續いて開かれた東交實行委員會も質問應答の後解決案を承認し爭議打切りを決定した。

闘争打切り後細目交渉繼續中東交首腦部に彈壓が下されたが、六月二十日對市闘争同盟常任委員佐々木・河野・岡本(東交)、橋本・小野(市從)、桑山・海老原(登録者)の六氏は當局と細目につき交渉の結果協定成立す。かくて同盟は七月十九日今後更に物價騰貴を來し賃上闘争をする場合は再び共同して戦ふこととして同盟を解體した。

東京郊外電鐵・バス爭議 東京近郊における交通網をなす電車、バスの従業員は本年に入つてから主要幹線を網羅して賃上げ要求の爭議を起した。この爭議の指導に當つた東交はこれら郊外電車、バスに對して積極的な組織活動を行ひ、支部を續々確立したが、會社側もこの情勢に對して組合彈壓の方針を以て臨んだのである。かやうな事態の下に爭議が續發したのであるが、東交はこの會社側の高壓に對して郊外對策委員會を設け積極的方針を聲明して爭議を展開した。これに對し警視廳は賃上げ要求の範圍を超えた組合勢力擴大のための闘争であるとして彈壓方針を執り、そのため爭議指導部も屢々總檢束(五月七日)、長期拘禁を受けるに至つたが、ともかく代行本部によつて爭議を繼續した。しかしこれがため爭議團の活動は不如意となり、會社側も攻勢的態度を硬化し、

爭議の結果は若干の勞働條件は改善されたが、その多くは折角の組織をも解消するの已むなき結果を招來した。

(一) 東京環狀バス

東京環狀バス四營業所中、三河島(九月、全員加盟)、辻町(全員加盟)、市ヶ谷(十一月、過半数加盟牛込支部結成)に東交支部が結成されたが、會社側はこの組織の伸張を阻止すべく、偶々牛込支部の内紛に乗じて御用組合を結成し、東交牛込支部も解消のやむなき状態にあつた。四月對市賃上運動が起るや三河島、辻町兩支部は賃銀二割値上、東交支部の確認その他の待遇改善を嘆願して怠業したが、この紛議は間もなく解決した。しかしこの紛議を契機として五月初旬會社側は組合員の轉勤を行ひ或ひは支部組織の破壊に努め、之に對する組合側の不當轉勤反對をも一蹴しうるだけの用意をなしつつあつた。かくて三河島支部は怠業をはじめ五月四日より罷業に入る。罷業中幹部は總檢束されたが、爭議團は籠城して爭議を繼續、四十四日といふ交通爭議未曾有の長期戦ではあつたが、六月十八日、左記の覺書を以て解決した。

〔解決覺書〕

- 一、東交三河島支部は即時解消し本部は之を無條件承認すること。
- 二、社内従業員によつて結成する會社事業發展に協力する勞働組合は會社之を認めること。
- 三、轉勤命令違反者、爭議指導責任者は一應解雇する。其他、三項。

(二) 京成バス

一月三十日、京成バス寺島営業所に東交京成支部(全員加盟)が結成されたが、會社側は翌日支部首腦者に東交脱退を要求した。支部首腦者は之を拒絶したため會社側は二月三日幹部十四名を解雇し兩者の對立は漸く激化するに至つたが、遂に二月四日朝來怠業状態となり、葛飾區立石町の支部事務所に籠城して争議に入る組合側は會社側と對峙すること四十日、その間電車従業員の動搖同一資本系統の成鐵バスの争議も發生する等の事もあつたが、争議團にとつては極めて不利な條件下に争議が行はれたため、遂に三月十一日警視廳の斡旋によつて解決し、争議團は惨敗した。

〔覺書〕

- 一、會社は労働組合を認めず但し現存せる研鑽會を活用し會社の發展と社内の意思疎通に努むること
- 二、被解雇者は二月三日付發表の十四名の解雇を承認すること
其他、四項目。

(三) 成鐵バス

三月二日京成バスに争議が發生するや、之と連絡を圖りつつあつた成鐵バス各營業所の中心分子は翌三日東交指導下に成鐵バス従業員會を結成した。労働組合否認方針を堅持する會社側は突如五名の組合幹部を解雇したが、組合側も直ちに誠意反對、待遇改善、組合公認等二十三項目の嘆願書を提出、六日朝より一齊罷業に入つた。かくて争議團側は成田町に籠城した。その間千葉縣自動車協會の切崩し策その他地方的特殊事情とに當面してこの種の

運動に經驗の乏しい争議團は極めて不利な情勢下にあつたが、翌十一日成田署の調停は會社側が一蹴し、翌十二日縣特高課の最後の調停によつて、十三日遂に解決をみた。

〔解決條件〕

- 一、労働組合は認めず。
- 一、賃銀は左の通り値上げす。(内容省略)
- 一、昇給規程を確立し年二回乃至一回五錢以上確實に昇給さす
其他、五項目。

(四) 玉川・東横バス

玉川バス従業員は本年一月二十二日東交支部(全員加盟)を、玉川電車従業員は二月九日親交會及従業員組合を合同して東交加盟を、更に同一資本系統の東横バスは四月五日東交支部を夫々結成した。東横支部が結成されるや會社當局は翌日幹部十名を解雇したが、組合側も七日早朝より玉川バス、東横バス、目黒バス一體となつて罷業を開始した。この争議を契機に從來この種争議を静觀しつつあつた警視廳當局も取締を嚴にし争議首腦部をすべて檢束するに至つた。これがため争議は代行本部及び東交城西北地區幹部によつて繼續されたるも、狀勢は極めて不利に陥り五月二十五日當局の斡旋により左記覺書を以て解決した。

〔覺書〕

- 一、従業員は即時東交支部を解消すると共に將來東交又は交總に加盟せざること
- 二、會社は將來従業員の組織する單獨組合にして産業協力を精神とする穩健合法なるものに對しては組織前に會社の意嚮を參酌

の上組織する場合は之を容認すること。

其他、二項目

(五)目 黒 バ ス

目黒バス従業員は前年十二月二十三日東交目黒支部並に本部と連絡して東交下目黒支部(全員一七〇加盟)を結成した。本年三月上旬會社側は東交マーク佩用を禁止するに至つて正面衝突となり三月六日爭議を惹起したが、警視廳當局の調停によつて支部は東交マークを自發的にとり會社は組合を否認せずといふことで解決した。その後五月七日玉川バス、東横バスと、共同爭議に入つたが、結末は上記の如くである。

(六)王 電

王電従業員は生産黨系組合と東交系従業員とに對立してゐたが東交の對市闘争、郊外バス、電車の爭議に刺戟されて本年五月二日大塚、巢鴨、三ノ輪支部並に東交本部との連絡下に電車、バス電燈、工務等の大多數の参加をえて王子支部を結成した。

結成の翌日組合側は賃銀二割値上、昇給規程復活等數項目の嘆願書を會社側に提出した。これに對し會社側は支部結成、嘆願書提出と従業員側の攻勢に對してあくまで之を拒否するの方針をとり來つたが、従業員は四日早朝怠業開始、正午より罷業に入つた。

かくて東交首腦部の應援下に五百の全従業員が結束して爭議を進めつつあつたが、會社側は幹部の解雇、全員解雇と爭議團に對し威嚇手段をとるに至つた。その後爭議團は十分な結束下にあつたが、五月七日東交幹部に彈壓下り三十餘名が檢束されるに及んで

爭議團の統制も些か弛みをみせ、しかも會社側は極度に硬化し、爭議は兩者對峙のまま五月十八日警視廳の斡旋によつて遂に解決した。

〔覺 書〕

- 一、従業員は即時東交王子支部を解消すること。
 - 二、會社は將來従業員の組織する組合にして産業協力を精神とする穩健合法なるものに對しては研究の上之を容認すること。
 - 三、解雇者三十名中二十七名は復職せしめること。
- 其他、五項目。

中外鑛業持越鑛業所(持越金山)爭議(静岡縣田方郡)

爭議發生—昭和十二年五月十九日、終結—七月六日。關係組合—全日本勞働總同盟關東同盟。

發生 本年三月十五日坑内ガスマス毒事件を惹起して幾多の犠牲者を出す等の慘事が發生した持越金山においてはその後作業を休止してゐたが、四月三日より再び採鑛作業をはじめた。その間従業員側は災害當時の救援作業特別手當を要求して怠業し採鑛能率は極めて低下してゐたが、會社側は五月十九日坑夫、二七七名(内女一五)の大量解雇を發表した。と同時に七孔口を閉鎖、二日間休業を申渡した。従業員側はこの舉を以て會社側が組合を壓殺するものなりとして直ちに抗爭準備を行つた。

經過 同日、全山の従業員一千二百名中總同盟系約七百を合し大部分は全日本勞働總同盟鑛山勞働組合本部の指導下に持越支部事務所に従業員大會を開き、解雇反對を叫んで罷業に入る。つつ

いて翌二十日争議團は従業員並に家族大會を開き、午後數百名は會社事務所に示威行進を行ひ解散を命ぜられたが、代表者十五名は會社當局と會見し、解雇通知を放置して引上げた。二十一日以後の狀況は次の如し。

〔第一期〕 五月二十一日 本部より池善二氏を迎へ従業員全體會議を開く。△會社側また休業明け二十二日をひかへ、争議團切崩しのため被解雇者家族への食糧配給を二週間停止することに決定。

二十二日 全山總罷業狀態となる。△會社は切崩しに奔走したるも休業明け本日の従業員は僅かに二十七名のみ。△争議團大會△争議團は岳南消費組合と提携、食糧供給所を設く。△所轄署の取締り漸く嚴重となる。△會社側は就業者二十數名を八千代橋俱樂部に收容。

二十三日 八千代橋クラブに押かけた争議團警備隊員數百名は會社側と衝突し、傷害事件を起して告訴問題となる。

二十八日 争議團の配給所開店△争議團中より組合脱退者數十名出で、勞資積極的亂戦に陥る。

〔第二期〕 六月一日、争議團はかねて會社側に對し支拂要求中の積立金八百餘名分二萬六千圓を獲得し、之を積立金とす。

三日 争議團は八千代橋クラブ開放を要求して會社側警備員及び警官と衝突、負傷者數十名を出す。

六日 争議團代表總司令池善二、ほか二十五名會社側に會見を申込みたるも拒絶さる。△取締當局も靜觀的態度を放棄す。

七、八日 三日の亂闘事件の結果取締當局は争議團側二十一名

を檢舉(六月二十日八名は起訴收容)したが、八日更に會社側警備團十一名を檢舉す。

十日 全總河野密氏赴援。

十二日 争議團、争議監察隊を設置。

十五日 社大代議士片山哲氏赴援。

十六日 上京中の池總司令は天滿芳太郎及び青年突撃隊員四十名と共に歸山し、午後全山大會を開く。△社大代議士淺沼稻次郎氏も應援に赴く。

十八日 應援の青年隊は争議團と合流青年旗を押立てて示威を行ひ會社側と衝突亂闘となる。

〔第三期〕 二十日 全員大會開かれ、東京活動隊(總同盟中央委員天滿芳太郎、従業員代表三宅寅一、金山某)百三名東上を強行、現地にあつては食料配給所、勞働銀行の強化或ひは兒童大會の開催等非合法をさけ持久力涵養の靜觀的態度を決定。

二十一、二日 東京派遣隊は關係當局、社大黨に陳情「挨拶デ」を終了。二十二日、會社當局及び重役宅に「坐り込み」戰を行ふ。△社大黨代議士會は本争議は團結權蹂躪によるものとみて應援對策を協議す。

二十四日 滯京争議團、本社に原社長と漸く會見、會社側も從來の強硬態度を少しく緩和す。

二十七日 第一次現地會見。

二十九日 第二次會見により解決機運濃厚となる。

八月一日 勞資双方共上京し、在京首腦部と夫々協議△會社側は切崩し運動を依然繼續。

終結 八月五日、縣當局の斡旋により湯ヶ島駐在所に第三次會談開かれ、會社側高原、鳥居、内藤三氏、爭議團側池、山田兩氏および生悦住警察部長、羽根特高、向井工場兩課長、村中署長立會のもとに解決策を案じ、六日假調印を終つて、七日左記の如き條件を以て妥協解決となり、爭議發生以來五十日を経て解決した。

本爭議の特異性は「無要求の爭議」として問題の中心が労働團結權をめぐつて展開され、このことは解決覺書中の新組合設置に現れてゐる。結果からすれば會社は總同盟と手を切つた事となるが實質的には總同盟支部及び會社側組合友愛會を一丸とする新組合顧問として總同盟が参加することとなり、この點労働組合の是認であつて、鑛山労働團體としては新しい行き方を示したものである。因に組合關係については當日大體腹案をえてゐたので當日は問題とならなかつた。

〔解決覺書〕 一、新たに全従業員を以て持越鑛山従業員組合

（假）を結成し、顧問一名は總同盟本部より推薦する。

二、二七七名の解雇を承認し、その退職手當その他として十三萬圓を支給する。

尙調印後、爭議團及び會社側従業員間に軋轢があつたが、八月四日の和解式によつて全く解決を遂げた。

愛知時計電機株式會社爭議（名古屋市南區）

爭議發生—七月八日、終結—七月十五日。關係組合—中部労働聯盟勞技會及審議會。

發生 愛知時計は明治三十一年創立、現在では海軍機の製作その他我國有數の軍需品製造工場である。

本爭議が發生する以前既に昨年十月、名古屋合同労働組合、中部労働聯盟が夫々待遇改善の活動を行つたことがあるが、その後中部労働聯盟は本年四月二十四日鑄物部の賃上げを會社側に要求して、之を獲得し、同日組合側はこの交渉と併行して従業員大會の開催を豫め指令してゐたが、これが計畫通りに進行し、更に従業員代表をも加へて、全従業員の賃銀二割即時値上その他待遇改善を嘆願し、翌二十五日憲兵隊の斡旋によつて罷業に入らずして勞資懇談會の設置および給與關係においても極めて有利な條件を獲得して一應解決した。その後日本主義に立つ中部労働聯盟は五月廿六日愛知時計愛國勞技會を結成した。又左翼の影響ありといはれてゐた發動機部の村尾貞頼、光岡剛の兩名を中心として五月發動機部審議委員會（略稱審議會）を結成し、兩者の組合活動は漸次表面化してきた。

その後六月早々會社側は懸案の勞資懇談會規約を發表したが、同案に對し従業員側は不滿の意を示し、規約問題をめぐつて勞資の對立は深く表面化した。會社側は従業員の運動が活潑となるにつれ彈壓を決意し取締當局の了解を求めたるも、當時皇太后陛下行啓に付警備期間明けを待たざるをえなかつた。かくて七月七日組合側は勞技會及審議會幹部堀越由行、光岡剛氏等二十四名を解雇した。

爭議團結成、要求項目 〔従業員〕 總數約六千名。〔爭議参加人員〕 全員。

七月七日勞技會側は中部労働聯盟委員長伊藤長光、書記長金井文夫氏等多數の應援をえて誠意反對外四項目の嘆願書を作ると共

に争結團本部を名古屋市南區千年町大川初之助氏方に設けた。一方、審議會側も光岡剛、村尾貞頼兩氏はじめ幹部協議の結果豫め用意の八項目の嘆願書に更に不當敵首反對の一項を加へ、勞技會と合流の上、工場別代表者を先頭に立てて進まんとする態度を決定した。かくて翌八日より一齊争議に入る。「争議團」(勞技會)委員長伊藤長光(中勞)、副委員長堀越由行(勞技)、上田貢(同上)、書記長金井文夫(中勞)。「嘆願條項」一、敵首絶對反即時復職されし。二、懇談會規約は先に従業員意見として提出せるものに變更し、任期中は會社の都合により解雇せずの條文記入の事。三、賞與金制度の確立(年二回支給)。四、殘業歩増の支給(一時間五厘)。五、單價の値上。

經過 〔第一日—七月八日〕 勞技會は出勤時従業員にアデビヲを撒布し、同時に従業員大會開催の指令を發す。△事務所前に従業員大會開かれ審議會も勞技會と合流して前記の嘆願書を決定し、交渉委員十一日はこれを會社側に要求すると共に、全従業員罷業に入る。△従業員側は午後解雇通知を返上、會社側は明九日回答する旨通告。△所轄熱田署は名古屋憲兵分隊、縣特高課と打合せの上、争議團代表に對し工場占據其他の非常手段を警戒△某方面より争議團長伊藤長光氏に左翼影響下の審議會との分離を勸告さる。△勞技會は職代會議を開いて左翼との分離及び在京大日本青年黨に對し、軍部及び内相へ會社側の不法態度糾弾を依頼す△審議會側は敵首反對同盟及び愛知時計全工場對策委員會を結成し、勞技會の分離政策反對を決議す。

〔第二日—七月九日〕 「愛知時計愛國争議團」統制強化を指令

す。△全國評議會中部地方評議會では「書記長赤松勇を交渉委員に加へよ」のビラを撒く。△従業員大會開催、代表者は早川警察部長と會見、争議に關し諒解を求む、會社側も亦會見して諒解を求む。△正午、双方會見したるも解決をみるに至らず。△勞技會、審議會の合同工代會議開かれ、兩者は完全に合流。△中部労働聯盟中心に争議應援團結成さる。

〔第三日—七月十日〕 指導部は更に争議團の統制強化を指令す△従業員大會—兩者の會見において會社側の態度強硬のため、持久戰の決意を聲明△東西より争議應援者來名。

〔第四日—七月十一日〕 會社側は嘆願條項に對し強硬なる態度に出で、特に北支の情勢重大化の折柄、軍需品工場の特殊性に鑑み明日より全員就業せざれば交渉に應ぜずと明言し交渉決裂す。

△争議團は同夜名古屋市公會堂に「國賊的愛知時計糾弾真相發表演說會」を開催。△所轄熱田署は争議團代表に對し時局柄左翼分子に指導される審議會と分離して勞技會單獨の斗争を続け就業して交換を行ふやう警告し代表もこれを容認す。

〔第五日—七月十二日〕 取締當局の勸告を承認した争議團最高幹部は全員就業交渉再開の方針を指令す。△會社側も亦會社在籍者以外の入場を禁じ、従業員の就業を勸告す。△取締當局は審議會派が争議を契機に人民戦線運動を展開しつつあるとみてその指導部光岡、村尾外二名を検挙す。△争議團は右の諸事項に當面して混亂を來し、執行部の就業勸告にも拘はらず、一部の就業を除き依然として罷業を繼續す。△争議指導部は再度就業指令を發したるも徹底せず、指導部の統制全く亂れ、ここにおいて争議團代

表は建川中將橋本大佐と連絡し本爭議を全國的政治問題として中央に移すため上京す（伊藤長光氏の東京は阻止さる）。△取締當局は審議會殘留幹部を招致、會見の結果審議會は自發的に解散す。

〔第六日—七月十三日〕 罷業は依然繼續さる△憲兵隊及び取締當局は極力就業を勸告したるも舊審議會系發動機部のみ就業し、勞技會系は工場別代表者の選出さへ不能となる。△會社側は公約に依り熱田署において發動機部との再交渉をなしたるも解決の緒につかず物別れとなる。△舊審議會系發動機部の交渉再開に當面して、勞技會系も協議の上十四日より一齊就業することとなる。

〔第七日—七月十四日〕 指導部は全員の就業を指令し九分通り徹底をみる。△會社側は工場代表の選出を急告し、同日午後六時被誡首者及び工場代表と會社側の折衝行はれ、従業員會は一、爭議犠牲者を出さざること、一、爭議中の日給全額支給、一、爭議費用會社負擔を追加し、爭議解決の見透しも漸くつく。

終 結 第八日目たる七月十五日熱田署樓上において勞資會見の結果、双方共早川警察部長に白紙一任となり、北支事變の勃發下に惹起された爭議も、午後十一時半妥協の結果左記條件によつて解決す。

〔解決覺書〕（要項）一、被解雇者二十四名の復職は認めす。一、懇談會規約は會社側原案に基づき新案を作製實施する。一、賞與金は年二回支給する。一、殘業歩増は追て發表する。一、單價値上は適當に改正の上至急實施する。其他、三項目。

第二章 俸給生活者の爭議

第一節 爭議の大勢

茲に便宜上俸給生活者と稱してゐるが、指すところは主として比較的下級の事務員、映畫演劇従業員、食堂、商店、その他に働く従業員である。この種の爭議は年々増加の傾向にあつたが、茲數年著しく減少の傾向を示してゐる。かやうに減少した一つの理由はかつて瀕發した映畫館のトーキー化に伴ふ従業員の生活防衛的爭議が激減したこと因るものと思はれる。

（昭和十年までこの種爭議は六〇件を下つてゐない。）いま本年中に發生した爭議のうち、その主なるもの一二件（前年三四件）についてみるに、映畫演劇、食堂等に依然として多數發生してゐることがわかる。また地域的には此種爭議は文化水準高き東京、大阪の大都市に發生してゐることは前年とほぼ同様である。更に爭議の原因についてみるに、賃銀値上要求その他待遇改善に發端するものが大部分であるが婦人勞働者爭議の場合における如き感情問題に基因するものも二件を算へてゐる。

本年發生したこの種爭議のうちその主なるものは次の如くであるが、事變下の後半期には一件も爭議らしいものが發生してゐないやうである。

(参加人員) (関係團體)

〔二月〕松竹キネマ(大阪)	一、五〇〇	總聯合松竹系 従業員協議會
〔三月〕福井人絹工業組合(福井)	二三	
〔四月〕銀座松坂屋食堂(東京)	三	總同盟
〔五月〕新興キネマ(東京)	道具方	同右
順天堂病院(同)	三	同右
伊勢丹配送部(同)	九〇	全國評議會
淺草救世軍病院(同)	二二	
美松食堂(同)	二〇〇	
千原合名會社(大阪)	三	
〔六月〕觀音劇場玉木座(東京)	八〇	

第二節 特に重要な爭議

この種爭議の代表的なものとして注目された左の三爭議につき、その経過を記せば次の如くである。

松竹キネマ爭議 松竹キネマと松竹興業との合併に際し従業員側は舊松竹興行従業員に適用してゐた退職特別手当制の踏襲を要求し二月四日以来會社側と交渉中、七日に至り四日目に解決した。従業員側總聯合關西松竹従業員組合代表者は警察の斡旋によつて二月六日會社側と會見し、組合側は「労働爭議調停法の適用」を撤回さらに「特別手当廢止の件」も認めその代案を提示し、會社側も「合併による犠牲者を出さぬこと、増給については考慮する」といふことで妥協が成立したのである。

伊勢丹配送部爭議 東京新宿の伊勢丹デパート配送部運轉手、メツセンジャボーイ等九〇名は五月二十五日賃銀三割値上要求のビラ一千枚を配布して店員に働きかけ、全員怠業に入り、一方全評常任委員高野實外三名は會社側と會見、賃銀三割値上げ、大和運輸・東運輸の中間搾取反對等廿數項目の要求書を提出した。かくて二十九日午後會社側は全店員に對し一割五分の増俸を行ひ、配送部従業員については會社側は責任をもち東、大和兩運輸會社をして増俸せしめると發表し、爭議團側の主なる要求條項は大體認められて解決した。尙本爭議を契機として非合法組織のあつた事が判明し多數の關係者が檢舉された事件があつた。(第五篇第二章參照)

淺草救世軍病院爭議 宇都宮院長の不當罷免反對を叫んで五月二十九日朝來救世軍病院看護婦、産婆七十名は「院長宇都宮大尉の罷免取消、本營三長官の引責辭職」を決議、代表者は之を山室司令官に手交したるも、交渉決裂して直ちに全體會議を開いてゼネストを決議し、「臨時休診」を發表、廿六名の醫師、三名の藥劑師、十二名の雜役夫を交へて分散籠城を決定した。しかるに醫務員の結束亂れ、看護婦、産婆も院長の説諭で、廿一日全面的に抗爭を中止するに至つた。本爭議は再燃救世軍騒動の眞只中に生じたため少からず社會の注目を惹いた。

順天堂病院爭議 東京順天堂病院看護婦、小使及雜役より成る共濟會員六十二名は五月九日、總同盟應援下に病室附看護婦の日給三十錢値上げ、下級従業員の月給二割値上げ等數項目を病院へ要求した。本爭議は十三日、日給二十錢増額(看護婦)、日給一割

増(男雑役夫)が認められて解決した。

第三章 婦人労働者及び職業

婦人の争議

第一節 婦人労働者の争議

婦人労働者殊に謂ゆる女工の争議については近年社会局の如きもこれを特別に取上げてをらず、その詳細を知りえない状態にある。それがため纏つた資料に依つてこの種婦人労働者の争議の状況を記しえないが、個々のものについては本篇第一章第三節中で婦人参加のものを特に指摘しておいた。

第二節 職業婦人の争議

女工以外の勤労婦人では謂ゆる職業婦人であるが、この種婦人の争議は例年と大差なく依然微々たるものである。本研究調査によれば、本年中におけるその数は二一件で前年とほぼ同様である。

これを業種別にみれば藝娼妓酌婦の一一件、看護婦三件、ダンサー二件、女給二件、旅館女中二件、美容院一件となつてをり、藝娼妓は依然首位を占めてゐる。

地方的分布をみれば、東京の七件を筆頭に福岡四件、静岡二件、北海道二件、其他愛知、大阪、新潟、福井、千葉、岡

山各々一件となつてゐる。

これを原因別にみれば待遇改善要求に因るものが圧倒的で合計一四件であり、感情に起因するもの三件である。かやうに婦人側が積極的に争議に入つたものが大部分で、この傾向は例年同様である。

次に争議の経過についてみるに争議、紛議やや半ばしてゐるが、籠城を断行せるものが七件もあることは注目し價する。争議の結果、要求の承認されたもの七件、調停者に白紙一任的のもの二件、其他は結末稍々不明である。右二一件のうち主なるものは次の如し。

(参加人員)(関係團體)

〔二月〕アメリカ美容室(東京)

九

市民病院看護婦養成所(愛知)

二〇

〔二月〕南地検番(大阪)

六〇

社大府議團

〔三月〕大牟田新地遊廓若佐樓(福岡)

一〇

〔四月〕孔雀ダンスホール(新潟)

二二

〔五月〕伊田町検番(福岡)

五七

和泉橋ダンスホール(東京)

六二

總同盟

貸座敷梅川樓(同)

一〇

〔六月〕聖路加病院(東京)

七〇

カフェー侏羅莊(同)

一九

木更津藝妓組合(千葉)

三〇

〔七月〕武藏温泉延壽館(福岡)

二五

この種争議のうち代表的なもの二、三を掲ぐれば、

大阪南地藝妓争議 南地五花街の藝妓約三百名は「自主権」を主張して藝妓組合を結成し、之が承認其他六項目を遊廓組合に要求したが、要求全部が一蹴されたため、約六十名は二月廿六日信貴山に籠城して争議をはじめた。社会大衆黨大阪府議團も好意的聲援をおくつたが、三月七日警察當局の斡旋で双方白紙一任となつて解決した。これによつて検番の設立が認められ、争議團側の要求はほぼ貫徹されたわけである。

和泉橋ダンスホール争議 東京神田和泉橋ホールのダンサー七十餘名は五月二十三日、賃銀値上其他待遇の改善を要求して争議に入つた。争議團全員は同日上野公園に集合示威行進を行ひ、同夜數ヶ所に分宿した。翌二十四日には代表者數名は社大黨渡邊惣藏氏に附添はれてホール側と會見したが、その要求全部が承認されて解決するに至つた。

第四章 小作争議

概観 昭和十二年度に於ける小作争議は件數に於いては前年までの激増傾向に反し著しい減少を記録してゐる。即ち争議件數は四、七九二件で前年に比し一割六分を減少してゐる。併し乍らこの減少は専ら支那事變勃發後の本年下半年期に於ける發生件數の減少に基くものであることに注意しなければならぬ。即ち總件數は減少を記録したとしても、労働争

議の場合と同じくそれは事變による影響であつて小作問題そのものゝ基礎的原因の除去乃至緩和を意味するものではないやうである。

この事情は更にこれを内容的にみれば一層判然としやう。即ち昨年度までの争議件數の増大は昭和五年農業恐慌以降は主として小作權關係の争議（土地返還争議）の増大によつて齎らされたものであつた。特にこの傾向は昭和八年以後著しく同年のこの種争議は一躍一、二一六件に上り總件數の四五%に及んで各種原因の首位を占めるに至つた。翌九、十兩年は全國的災害による凶作のために小作料關係の争議特に減免争議が異常に増加したのでその割合は稍々低下したが、昭和十一年は再び増加して二、九二九件の多きにより總件數の五一%を占める有様であつたのである。この種の原因による争議は云ふまでもなく小作關係の根本的存廢問題であり、小作人、地主のいづれにとつても生活權防衛のための闘争を意味するものであるから、その性質最も深刻なりと見るべきものであつて、かゝる争議が増加したことは即ち争議そのものが深刻化したものであると考へられるのである。而かも從來は主として特殊の數府縣に限られてゐたこの種小作權關係の争議が近年は全國いづれの府縣に於いても見られるやうになり、争議の深刻化は今や全國的にさへなつてゐたのである。ところで本年度に於けるこの種争議は前述の如き總件數の

激減にも拘はらず、依然として増大傾向を辿り三、〇二三件六三%を占めて却つて新記録を出してゐるのである。もし支那事變といふ外部的影響がなかつたものとすれば、この數字は更に膨大なものとなつてゐたかも知れない。かくの如く小作爭議はこれを内容的にみれば年と共に深刻化しつゝあるものであり、従つて農村即ち中小地主及び小作人の窮乏は却つて増大しつゝあると考へられるのである。學國一致の精神の要請される事變下に於いてさへかゝる傾向がみられると云ふことは、小作問題解決の容易ならざるを物語つてゐるやうであるが、他面少くともその解決の方向はこゝに暗示されてゐるのではあるまいか。

(本年は農林省の調査が未だ發表されないで、以下の數字はすべて厚生省労働局調によつた。なほ労働局調には小作爭議に於ける手段、小作に關する民事訴訟、小作爭議の結末等が省略されてゐるので、本年鑑に於ける記述もこれに従つた)

件數 昭和十二年に於ける爭議件數は四、七九二件で前年に比し九二二件(一六・一%)の減少を示してゐる。ところでいまこれを事變前後に區別して前年と比較すれば、後述の如く事變前の六月末現在に於いては僅かに八四件の減少に過ぎないが、下半期に於いては八二八件の激減を示し本年の爭議件數の減少が専ら下半期にあることが分る。即ちそれは支

那事變の影響によるものであると考へられるのである。

次に小作爭議の趨勢をみるに、大正九年の四〇八件が大正十年にはその前後よりの農民組合の勃興に伴ひ思想的背景を帯びた近代的爭議の形態をとつて一躍一、六〇〇餘件に上り以後年と共に激増して大正十五年には二、〇二九件(農林省調では二、七五一件)に及んだ。然るに同年以後は打續く共產黨檢舉事件、勞農黨其他左翼團體の解散等の影響を受けて農民組合運動が一時停頓したため、この事情を反映して爭議件數も漸減の傾向を辿るかの如くであつた。併しこの趨勢は昭和四年以來俄然一變し、農業恐慌の深化と共に爾來益々増加し、毎年の如く新記録を現出して既に昭和十年度に於いて五、〇〇〇件を突破するの有様であつた。昨年度もこれに續いて五、七一四件といふ小作爭議發生以來の最高記録を示したが、本年は支那事變の影響によつて著しい減少をみたこと右の如くである。

いま大正六年以降に於ける小作爭議の件數を發生年次別にみれば次の如し。

大正	六年	七年	八年	九年	十年	同	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
八五	二九六	三六	四〇八	四〇八	一、六〇〇	一、六〇〇	一、五七八	一、八六九	一、三六〇	一、三五四	二、〇三九
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

日本労働年鑑

昭和二年	一、三四四(二、〇五二)	昭和八年	二、六七九(四、〇〇〇)
同 三年	一、〇九六(一、八六六)	同 九年	三、八四九(五、八二八)
同 四年	一、五〇二(二、四三四)	同 十年	五、〇〇四(六、八二四)
同 五年	一、七三三(二、四七八)	同 十一年	五、七四四(五、七六九)
同 六年	二、三三三(三、四一九)	同 十二年	四、七九二(?)
同 七年	二、〇八三(三、四一四)		

〔備考〕—厚生省労働局調に據る(昭和十三年七月「労働時報」臨時増刊「昭和十二年労働運動概況」所載)、但し括弧内は農林省調である(農林省調昭和十一年の件数は昭和十二年一月十日迄に報告到着せるもので云はゞ未完の數字である)。

發生時期 本年中の争議件數四、七九二件を其の發生月別にみれば次の如くであつて、未收穫期を中心として翌年五、六月頃迄に最も多く(就中耕作着手期に發生件數の多いのは近年の小作權問題激増の結果である)七、八、九月等の夏季(農繁期)に發生の尠いことは例年の通りであるが、本年は下半年未收穫期以降の發生件數が事變のため昨年に比し激減してゐるのが目立つ。

昭和十三年 昭和十二年			昭和十三年 昭和十二年		
一 月	八六二	六〇三	六 月	二九九	三五二
二 月	六八〇	四三八	上半期計	三、六二六	三、七〇〇
三 月	七三〇	八五〇	七 月	一四九	二〇〇
四 月	五三二	八六九	八 月	一〇三	一五六
五 月	五二四	六〇〇	九 月	一三〇	二二二

十 月	一三六	三五八	下半年計	二、一七六	二、〇一四
十一 月	三〇四	四三三	總 計	四、七九二	五、七二四
十二 月	三五五	六三五			

關係人員及耕地面積 近年は小作地返還に關する争議が漸次増加せること後述の如くであるか、この種争議にあつては

一般に個人的關係の争議が多く、その背景には團體的行動を伴ふが一争議の參加人員としては一人對一人或は數人を出でない比較的少人數のものが多數を占めると共に、これが關係土地面積も亦小作料關係の争議に比し著しく狹少なるを常とする爲め、自ら一争議平均關係範圍は減少の傾向にあつたのである。然るに昭和九、十年に於ては全國的災害關係から一時的に小作料減免争議多く、従つてこの關係範圍も急激に増加したがこれは寧ろ特例に屬する。本年度に於てはかゝる旱害並に凶作の影響少きため争議關係範圍は昨年に引續き従前の如き漸減傾向を辿つてゐる。

なほ之を地方別にみれば、比較的關係範圍狹少な個人的争議は東北地方に多く、關西、濃尾地方には團體的争議の多いこと後述の如くである。

關係人員數		關係耕地面積		一争議平均關係人員數		一争議平均耕地面積	
小作人數	地主數	小作人數	地主數	小作人數	地主數	小作面積	地主面積
大正十二年 一三五、七五〇 人	二九、〇七七 人	九〇、二五三 町	七九・七 町	一八・四 人	五七・二 町		

同十二年	一三、二〇	三三、〇三六	八六、三九	六九・二	一七・二	四六・三
同十三年	八、三三	二二、九一〇	五五、四六五	七〇・〇	一七・四	四四・〇
同十四年	八、四〇四	二二、九三八	五五、五五八	六三・八	一四・七	四一・〇
同十五年	一一、六六九	三〇、六〇一	七六、二〇三	八二・一	一五・〇	三七・六
昭和二年	六五、九九六	一七、〇六八	四四、七六六	四九・一	一二・七	三三・三
同三年	四八、九六三	一二、七〇六	三四、五五七	四三・八	一一・九	二二・四
同四年	四八、五六五	一一、〇七八	三四、七二七	三三・六	七・五	二三・一
同五年	三七、一八三	八、九六三	二八、五〇六	二二・六	五・二	一六・五
同六年	四七、七三九	一四、四二四	三六、七三〇	二二・四	六・五	一六・五
同七年	三四、九五五	九、二四二	二四、四八三	一六・七	四・四	一一・八
同八年	三三、〇一八	九、二九一	二三、九六七	一二・〇	三・五	八・六
同九年	七三、七六七	二二、〇五八	五八、五九一	一八・九	五・五	一五・二
同十年	六八、五四七	一九、〇三六	四六、六三四	一三・七	三・八	九・三
同十一年	五五、三七四	一六、六五八	三五、八八四	九・七	二・九	六・三
同十二年	四三、三六一	一三、六五五	二六、四八五	九・〇	二・九	五・五

分布状態

小作爭議の地方的分布をみるに、大正六、七年頃は爭議地方は極めて狭少なる地域、即ち岐阜、愛知等の濃尾平野地方を發端の地として之に大阪、兵庫、奈良等の近畿地方の一部並に岡山、香川、福岡等の一部に極限せられてゐたが、その後年を重ねるに従ひ此等の地方に於いては勿論その數を増加するの外、漸次その他の地域にも擴大し四國、九州の各地から更に北陸、關東、山陰其の他の諸地方にも爭議の發生をみ、殊に近年は從來比較的平靜なりとみられてゐた

東北地方就中青森、宮城、福島及び北海道等の地方が一躍激甚なる爭議地と化したことは最近の小作爭議の内容的變化と關聯して特に注目しやう。

尙昭和十二年度に於ける爭議發生の件數よりみてその多き地方及び少き地方各十地方をみれば次の如く、東北地方は岩手縣を除き他はいづれも百數十件より三百数十件に及び、恰かも我國小作爭議の中心地帯たるの觀を呈してゐる。更にこれを昨年度と比較すれば爭議は東北地方に益々偏りつゝあるものゝ如くであるが、特に山形、秋田に於いては全國總件數の激減にも拘はらず却つて著しい増大を示してゐるのが注目される。なほ近畿地方に於いてもかういつた傾向が窺はれる。

爭議多き地方		爭議少き地方	
昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年
山梨 (二四四)	四八〇	六三六	沖繩
山形 (四八)	三七〇	二五	島根 (七〇)
福島 (八二)	三〇九	四七六	石川 (三六)
青森 (四四)	三七七	三七〇	東京 (二四)
秋田 (二九)	二九六	一七七	神奈川 (三〇)
北海道 (三三)	二八三	三八一	愛媛 (三八)
群馬 (八四)	二〇八	二二三	和歌山 (三六)
栃木 (七三)	二〇八	三三四	熊本 (四)
宮城 (五四)	一八一	三三	大分 (七)
福井 (二四)	一八一	二四二	福岡 (三)

〔備考〕 括弧内は小作人組合数、内務省社会局「農民團體及加盟員数調査昭和十二年六月末」（労働時報、昭和十二年九月號所載）に據る。

次に争議件数を組合数との比較においてみれば（前表参照）争議多き地方はどちらかと云へば寧ろ組合の多い地方であると云へやう。併しこの傾向はそれほど明瞭ではないやうである。たゞ争議發生件数を組合の組織状況と照合してみれば、組合の新興組織地方或は組合再建地方には争議件数が多いと云つても差支へないやうである。

更に係争土地面積及人員をその多いものから列挙してみれば、面積では大阪、岐阜、北海道、奈良、愛知、兵庫、京都の順であり、人員では大阪、岐阜、奈良、愛知、山梨、兵庫の順であつて、概して關西、濃尾地方では争議規模の大なることを知りうる。而してこれを前掲件数の多寡による順位と照合してみると、これ等争議規模の大きい關西、濃尾地方は争議件数が比較的少く、これに反し東北地方は争議規模は小さいが件数に於いては最も多いこと前述の如くである。容易でこはない。

争議原因 争議の原因は多種多様であるのみならず、その原因も表面上一應の理由なるに止まり眞の原因は却つて他にある場合も少なくなく、従つてこれ等を適確に捕捉することは從來争議原因中最も主要なるものは風害、水害、虫害、旱害等に依る不作を原因とした所謂小作料關係のものであつて、

これ等は常にその大半を占め大正十五年の如きは總数の七七%を占めたが、爾來漸次減少の傾向を辿り昭和八年の如きは僅かに總数の二〇%に過ぎない状態となつた。然るに昭和九、十兩年は全國的凶作の影響を受けて俄かに激増し昭和十年の如きは三八%（農林省調査では三六%）に上り再び各種原因の首位を占めたが同十一年以降は作況稍々良好を示したので再び減少を來し、十二年の如きは總数の一四%に低下した。併しこの反面、同じ小作料關係争議に於いても小作料増額による争議が漸増の傾向にあることは地主の攻勢を示しつつある證左として注目される。

尙茲に昭和五年以降の顯著なる現象として特筆すべきことは、地主側に於いて自作の經營、小作料の滞納、小作地の賣却又は道路、宅地、敷地其の他に使用目的變更の爲め地目變換等を理由として小作人に對し積極的に小作地の返還を要求しこれに對して小作人は小作契約の繼續小作数の確認、作離料の支給等を主張して争議となるものが逐年その件数を増加しつつあることである。特に本年はその數三、〇〇〇件を突破して最高記録を現出し、又總件数に對する割合からみても六三%餘に上り壓倒的多數を占めてゐる。本年は前述の如く總件数に於ては事變のために激減をみてゐるにも拘はらず、この種小作權關係の争議が却つて増大を示してゐるといふことは、小作問題が單に國內相剋の觀念的排除によつてのみ解決

されるものではないことを物語つてゐるやうである。

次にこの種争議の地方的分布をみるに、従前は主として特殊の數府縣に限られてゐたが、近時は全國何れの府縣にも多少ともみられるやうになつたことは注目し値する。就中近時かゝる争議の多い地方は福島、宮城、山梨、青森、栃木、山形、秋田、群馬、茨城等の東北、關東の諸地方であるが、尙大阪、兵庫、愛知、京都、福岡等の大都市附近には地目變換によるこの種争議の發生をみてゐる。

いま昭和十二年中に於ける右小作地引上其の他小作權關係の争議内容をみるに次の如し。

件數	昭和八年		昭和九年		昭和十年	
	件數	總件數に對する割合	件數	總件數に對する割合	件數	總件數に對する割合
滞納	九二	三〇・五%	四九	一六・五%	一、二二	一、〇三
契約期満了	一九六	六・五%	一九五	六・五%	一、〇三	一、〇三
轉貸	二〇八	六・九%	五五九	一八・五%	一、〇三	一、〇三
轉賣	四五	一四・七%	三、〇三	一〇〇・〇%	一、〇三	一、〇三
計						

即ち右に依れば小作人の小作料滞納を原因とするもの最も多く九二一件で總件數に對する割合は三〇・五%に上り、地主の自作の經營、耕作地の轉賣等がこれに次いでゐる。勿論小作料の滞納と云つても事變下の本年に於いては恐らくは小作農側の争議戰術としての滞納ではなくして、小作農の窮乏が現實的に小作料の不納を齎したものと考へられるのである。他方地主の自作の經營、耕作地の轉賣等は中小地主の疲弊を物語るものとみられるのであるが、これ等によつてみれば農村の窮乏は地主、小作人間の關係を益々逼迫せしめつゝあるものゝ如くである。要するにこれ等小作權關係に關する争議は小作關係の根本的存廢に關する争議であるからその性質最も深刻なりと見るべきものであり、この種争議の増加は争議そのものゝ深刻化を語るものに外ならないのである。

いま参考迄に最近數年間の原因別争議件數をみれば次の如くである。

件數	昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年		昭和十二年	
	件數	總件數に對する割合	件數	總件數に對する割合	件數	總件數に對する割合	件數	總件數に對する割合	件數	總件數に對する割合
風水旱害等に依るもの	五三	一、三六	一、二二	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三	一、〇三
小作料高率	五八	九八	六七	九八	六七	九八	六七	九八	六七	九八
小作料増額	三九	一二	九二	二〇	九二	二〇	九二	二〇	九二	二〇
小作慣行の改廢	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三

小作地引上其他小作權關係	一、二六六	一、三五四	一、六〇三	二、九一九	五、一三三	三、〇三三	六、三一一
農産物價格下落生産費	四	三六	六	五	〇・一	三	一
又は諸物價騰貴							
他の勞銀に比し小作人の收入過少又は小作收支不償	二六	三〇	三	二	一	九	〇・二
他の例に倣ひたるもの	一四	二	一	一〇	〇・二	六	〇・一
其の他	七四二	八〇八	一、三三九	一、二七五	三三・三	八三六	一、七・五
計	二、六七七	三、八四九	五、〇〇四	五、七二四	一	四、七九二	一

要求事項 爭議に於ける小作人の要求事項は爭議原因と全く表裏の關係をなし不可分の關係に立つべき性質のものであつて、爭議の原因に就いて述べたところは直ちにその反面の結果を現出することとなるのである。近年小作權關係のものが爭議原因として非常に増加して來たことは前述の如くであるが、これに照應して要求事項も小作權關係のものが壓倒的に多く、昭和十二年は三、〇三八件で總件數の六一％を占めてゐる。而してこの小作權關係の爭議の中では、地主の土地返還要求に對して小作人より小作契約の繼續を主張して爭議に至つたものが壓倒的多數を占めてゐる。なほ最近の小作權の確認又は賠償を要求するものが漸次増加の傾向にあることが注目される。一般に小作權關係の爭議は前述の如く地主が

土地の返還を求め或は小作權の存續を拒否せんとするためになるもので爭議の性質を益々深刻ならしめてゐるのである。小作權關係のものに次いで小作料關係のものが多く、その中でも特に一時的減免要求が最も多く、總件數に對し一九・五％を占め、これに次いで小作料増額反對、永久的減免要求等が多い。これを前年と比較すれば一時的減額並に永久的減額の要求は何れも漸次減少の傾向を示しつつあるが、小作料増額反對の要求のみは依然として増加しつつある。これは爭議原因の項に於いて述べた如く地主の攻勢を物語るものとして注目さるべきであらう。

いま參考迄に要求事項別爭議件數を示せば次の如し。

件數	昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年		昭和十二年	
	件數	總件數に對する割合	件數	總件數に對する割合	件數	總件數に對する割合	件數	總件數に對する割合	件數	總件數に對する割合
小作料關係	一、〇三六	二、一％	一、七四九	二、一％	一、六三五	二、一％	一、一〇九	二、一％	一、一〇九	二、一％

第二篇 労働組合

第一章 工・鑛・交通業労働者の運動

第一節 労働組合の組織状況

我國における労働組合数の並に組合員数の現況を社會局（後の厚生省労働局）の發表にかかる調査を通じて觀察してみよう。

労働組合並に組合員總數 昭和十二年末現在における労働組合數は八三七、その組合員數三九五、二九〇人である。これを同期における労働者總數六、四二一、三三三に對比した組織率は六・二％である。これを前年に比較すると、組合數において一三六、組合員數において二五、二九九人の夫々減少を示してゐる。これについて社會局は云ふ「本年は當初春以來の物價騰貴に伴ふ賃銀値上運動に依り相當擴大されたものの如く見られたが、其の後支那事變の發生に續く社會各般の情勢は容易に之が進出を許さざるものあり、他面日本労働組合全國評議會の結社禁止等も一因となつてゐるが、その結果基礎薄弱な組合が消滅し、若くは協調組合に轉向する傾向あるに加へ、新たな組織の非常に困難なることに起因するも

のとみられる。而して最近支那事變の發生に依り『時局に鑑みて』解散を爲す組合が多少生じつつあることは注目すべきであらう」と。

前年官業労働總同盟の工廠關係「労働者」が軍部の勞務方針によつて組合を脱退して「工員」となり、官業労働は本年遂に自滅するに至つた。また本年十二月には全國評議會が組合の解散を命ぜられ、約四〇組合一萬二千人が組織から遊離した。この二つの出來事は本年特筆さるべきである。尙左表にみられる如く本年は労働者總數が前年に比し約三十萬人増加してゐるにも拘はらず組織労働者數は著しく減少してゐるが、この原因の一つをなすものは重工業本位の産業編成替ならびに組織労働者中より多數の應召者を出したことが考慮されるべきであらう。

なほここで特に注意すべきは我が國労働組合の組織率が極めて貧弱であつて、尙極めて多くの經營（職場）が未組織狀態に放置されてゐるといふことである。また陸上最大の組織を誇る全日本労働總同盟の如きにあつても、組織の中心は依然中小工場にあるのであつて、この點戰時體制の擴大深化と共にこれらの工場が今後當面すべき没落轉換過程と共に、既存組織の喪失或ひは全體としてこの種工場における未組織の比率を一層増大せしめることとなるであらう。この事實は單に組織の上のみならず爭議の發生原因からみても、この種未組織工場の問題は労働組合運動の將來に中心的な目標となるであらう。

労働者總數並に組織労働者數

昭和	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
労働者總數	四、八六〇、二七六	五、一六六、七一九	五、七六四、二七七	五、九〇六、五八九	六、〇九〇、二六六	六、四三三、三三三
組織労働者數	三七七、六三五	三八四、六二三	三八七、九六四	四〇八、六六二	四三〇、五八九	三九五、二九〇
同上組織率	七・八	七・五	六・七	六・九	六・九	六・二

業態別組織狀況

組織狀況を工・鑛・交通、その他に大別してみれば、組織労働者の數は交通運輸労働者が最も多く約十八萬で、組織率も三二・八%となつてゐるが、交通運輸労働者の絶對數、組織率はともに前年に比較して減少を示してゐるのであつて、この事情はその他の業態においても同様である。

労働者數並労働組合員數

	労働者數	組織労働者數	組織労働者の労働者總數に對する比率
工場労働者	三、四〇六、九六九	一六五、二三四	四・八%
鑛山労働者	三六六、一七一	五、〇六八	一・四%
運輸交通通信労働者	五五九、三三四	一八〇、一九三	三二・八%
日傭労働者其他	二、〇九九、八六九	四四、八一五	二・一%
計	六、四三三、三三三	三九五、二九〇	六・二%

更に之を各種業態別に細別すれば運輸、交通労働者の一七一、四四五人最も多く（通信労働者の組織率は比較的少）、これ

第二部第二編 労働組合

について機械器具の九八、八二九人で、以下化學工業、雜工業、染色工業等前年同様の順であるが、前二者に比して格段に少い。前記二部門のみで全組織労働者の約三分の二を占めてゐる状態である。

なほ、これを前年と比較してみると、機械器具即ち金屬産業部門における組合員數（特に男子）が前年に比較して逆に増加せる事實および染織即ち纖維産業の組合員數（その約半數は女子であるが）殆んど半減してゐる事實——この二つの代表的工業における對蹠的な増減の傾向は特に注目を要する點であらう。

業態別組合數並に組合員數

昭和十二年末			昭和十一年末		
	組合數	組合員數（内女）		組合數	組合員數（内女）
機械器具	七六	九八、八三九（一、八四四）	七六	九五、九三九（一、九四八）	
化學	九四	二一、七四七（三、七六四）	一〇七	二六、三四六（三、二〇六）	
染織	三二	一〇、〇七五（五、〇三九）	四七	一八、三二一（九、〇九五）	
飲食物	二九	四、五二六（五〇三）	三四	五、二六二（六三八）	
雜工業	一五	一九、五六七（二、七二一）	一五	一九、二五〇（二、二三一）	
鑛業	一四	五、〇六八（一）	一六	五、九四八（二八）	
瓦斯電氣	一三	一〇、四七〇（四五）	一六	九、六九三（五七）	
運輸交通	一七	一七一、四四五（五、二六二）	二五	一七九、三四四（四、二六八）	
通信	四二	八、七四八（九二）	三七	七、四八六（八六）	
土木建築	三一	六、六七六（四）	三八	六、七四〇（一〇八）	

其ノ他	二七六	三八、二九(二、四三)	三六〇	四六、三六〇(三、〇三〇)
計	八三七	三九五、二九〇(二、七二七)	九七三	四三〇、五九(二四、六五)

婦人労働者の組織状況 婦人労働者の労働組合に組織されたものは二一、七一四人であつて、全組織労働者三九五、二九〇人及婦人労働者總數一、八一〇、〇九三人に對する組織率は夫々五・五%及一・二%であつて、その組織率は著しく減少してゐる。

婦人の組織労働者二一、七一四人のうち、工場労働者が一三、九一五人、そのうち最も多いのは染織関係の五、〇三九人及化學の三、七六四人で兩者を以て全婦人組織労働者の過半數を占めてゐる。(尙「婦人労働者運動」の項参照)

職業別並に産業別組合 労働組合の組織を職業別、産業別および各種労働者を以て組織する一般労働者に分けてみると産業別組合は四〇七、その組合員數三三五、四一四人にして全組織労働者の八四%強の多數を占めてゐる。他の二者は依然非常に少いが職業別組合及組合員數は前年に比し増加してゐることは注目すべきである。その昭和十一、十二年の状況は左の如くである。

職業・産業別組合並に組合員數		昭和十二年		昭和十一年	
職業別	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合員數
職業別	二〇三	二六、二九六(一、八四五)	一九九	二五、六三〇	

産業別	四〇七	三三五、四一四(二七、八七〇)	四七三	三五三、六九三
一般労働者	二三三	三一、五八〇(一、九九九)	三〇一	四一、二六七
計	八三七	三九五、二九〇(二、七二四)	九七三	四三〇、五九

單一組合及び聯合組合 その昭和十一、十二年の状況は左表の如くであるが、その組合員數は前年に比し、兩者共に減少し、特に單一組合の減少が聯合體に比較して可成り多いことが注目される。また千人以上の組合員ある組合についてみれば、組合數三〇(但し最上級團體のみ)であつて、その加盟組合員の總數(三三五、五八二人)は組織労働者の大部分を占めてゐるのである。

單一・聯合別組合並に組合員數		昭和十二年末		昭和十一年末	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合員數
單一組合	四五一	三三五、八三九	五三九	二四二、四四	
聯合組合	六四	一六九、四六一	六六	一七九、一八五	
(聯合加盟組合)	(三三)	(三三)	(三六)	(三六)	
計	八三七	三九五、二九〇	九七三	四三〇、五九	

地方的分布 労働組合員數の多いのは兵庫、東京、大阪、神奈川等の府縣であるが、兵庫縣は日本海員組合及海員協會の本部が神戸市にある關係であつて、實質的にはやはり、東京、大阪が最も多く、上記四府縣を合すれば約二十七萬七千人、全労働組合員數の約七〇%を占めてゐる。その他では廣

島、福岡の二縣が最も多い地方で、岩手、山形、福島、茨城、富山、山梨、長野、鳥取、島根、岡山、香川、熊本、大分、鹿児島、鹿兒島の諸縣は五百人に満たない。左に一千人以上の組合員をもつ府縣をかがけてみる。

道府縣別労働組合及び組合員數

道府縣	組合數	組合員數(内女)
北海道	二六	九、〇一〇 (六三)
青森	六	一、二一〇 (一)
宮城	一四	一、五五七 (一)
栃木	一八	五、〇八七 (一)
埼玉	二三	五、六二八 (七二五)
千葉	四	一、二二一 (九四)
東京	一七五	八〇、三七九(九、三〇九)
神奈川	四〇	四五、六三三(一、五九七)
岐阜	二〇	五、〇九四(一、四六四)
静岡	二〇	二、三七八 (六四八)
愛知	三三	七、一三三 (三四六)
三重	一八	一、八八六 (二二七)
京都	三三	五、五四 (八〇)
大阪	七〇	四九、四一八(三、七〇〇)
兵庫	三三	一〇一、六九四(一、四三〇)
奈良	三三	一、三三二 (七)
和歌山	三三	二、七三五 (二八)

第二部第二編 労働組合

廣島	三三	二四、八二〇 (四三九)
山口	三三	一、九二六 (九)
徳島	三三	二、三五五 (五六)
愛媛	三三	一、一七〇 (三三)
高知	三三	二、八六七 (七六五)
福岡	一八	一三、六七〇 (八七)
長崎	三三	一一、八二七 (二二〇)
沖繩	九	一、四三二 (一)
計	八三七	三九五、二九〇(二一、七二四)

第二節 労働組合の共通運動

本年度において労働組合を通じての共通運動と目すべきものを挙げれば、先づ例年の如く行はれた国際労働會議に對する運動であらう。しかし事變の進展につれたこの種國際會議よりの脱退は既に政府の手で具體的に用意されつつあるやうであり、脱退も既に時日の問題のみとなつてゐる。また國際的な連帶運動として永年行はれてきたメーデーも昨年に引續き本年も遂に中止されるに至つた。この二度のメーデーが禁止された理由は夫々異なるが、この當局の禁止方針は一時的な措置ではなく、國際労働會議・メーデー其他労働者のかかる連帶活動一般に對して行はるべき國策の一環としてののみ、この方針は理解されるのである。したがつて將來メーデー代行

といふが如き活動は存續の餘地なく、勞働者のこの種大衆動員は建國祭等を通じて今後積極的に行はれるものと思はれる。

其他、物價騰貴對策、事變對策、社會立法制定要求の運動等についてもその大體を左に掲げておく。

一 國際勞働會議（及び亞細亞勞働會議）

1 第二十三回國際勞働總會

第二十三回國際勞働總會は昭和十二年（一九三七）六月三日より二十三日まで瑞西ジュネーブにおいて開催された。總會は本年四月、ワシントンにおける纖維工業準備會議を通じて豫め準備せられた纖維工業四十時間制條約案をはじめ、印刷・化學の兩産業における四十時間制條約案並びに日本工業と密接な關聯ある工業の最低年齢一部改正等の重要問題を討議した。殊に本總會は勞働時間短縮問題の特殊國における例外規定の適用問題に相當注意を拂つたが、これについて日・支の勞働代表は極東諸國では現在週四十時間制の不當、四十時間制實施の妥當であることを主張したやうである。なほ本年の局長報告の中で注目された問題は團結權、經濟的回復と軍擴、勞働時間の短縮（殊に四十時間制の可能性）、生産力の發展と時間短縮、特殊國等々に關するものであつた。この總會は二十一回の本會議を開き、四條約案と七勸告案を採擇した。

民間代表委員及顧問選任方法 第二十三回國際勞働總會に

派遣される民間代表委員及顧問の選任方法は十一年十二月二十二日の閣議で決定された。

勞働代表委員及顧問の選出事情 本年勞働代表並に顧問を推薦した組合は有資格三十餘組合のうち、日本勞働組合會議のほか左記の組合を含む五團體であつた。

各團體の推薦した代表委員及顧問候補者は次の如し。

推薦團體名 代表委員候補者 顧問候補者

日本勞働組合會議 小泉 秀吉 上條愛一・内田文市

東京瓦斯工組合 小泉 秀吉 上條愛一・内田文市

愛國勞働組合全國懇話會 林 助一 今井武吉・石井熊藏

海軍官業勞働組合聯盟 林 助一 安田加年彦・中野熊一

足尾銅山鑛職夫組合聯合會 村雨辰雄 金原丑松・佐々木源太郎

日本勞働組合會議は昭和七年九月組織されて以來、その勢力は全組織勞働者の過半数に及んでをり、國際勞働會議に對しても最も熱心に之を支持してきたが、結成以來毎年の勞働代表は決定的に本組合會議から選任されてをり、我國勞働組合の中心勢力となつてゐる。

東京瓦斯工組合は前年四月東京瓦斯會社内數組合の單一化によつて結成されたのであるが、その一部は嘗つて組合會議に加盟してゐたこともあつて、本組合成立後も全體として社大黨・組合會議の線に沿つてをり、前回同様組合會議に合流して代表を推薦した。

愛國勞働組合全國懇話會は日本勞働組合會議を脱退し前年四月これと對蹠する立場において結成された。本年の勞働代表等の候補者選出に關しては近年大體同一の立場にある海軍官業勞働組合聯盟との聯携を圖りつつあつたが、「海聯」は独自の候補者を推し兩團體の聯携は前年同様不成立に終つた。これがため懇話會は一月十七日大阪に常任委員會を開き代表選出に關し協議し將來を考慮したためか代表は海聯推薦の林助一氏に合流し他の顧問二名は總聯合會長今井武吉、産業勞働俱樂部理事長石井熊藏の兩氏推薦を決定した。

國際勞働會議脱退論が政府内に擡頭してゐることは既に指摘した如くであるが、本年十月國際勞働組合聯合(IFTU)機關紙に掲げられた國際勞働理事會勞働代表團の日本の對支行動誹謗決議に對し總聯合が之をとり上げ、其の後愛國勞働組合全國懇話會、愛國勞働農民同志會、日本革新黨、時局協議會等を中心に國際勞働機關脱退運動を起したが、一方總聯合、愛國懇話會等は「反國際勞働會議」の運動をも提唱してゐる。(本篇第三節及第六篇第二章參照)

足尾銅山鑛職夫組合聯合會は從來通り獨自の立場にあつて代表を推薦した。

また謂ゆる合法左翼的舊關東勞働組合會議系組合についてみれば、全國評議會はその結成動機もさることながら今日まで消極的乍ら依然排撃的態度にある。東交、市従も以前は全評同様の態度を表明してゐたが、前年來戰線統一運動の影響

もあつてか、社大・組合會議の線に沿ひつつ國際勞働機關に對してもその態度を幾分變更してきたやうである。

本年度勞働者代表等は前年通り日本勞働組合會議の推薦者に決つたのであるが、これが經過は次の如くである。

一月十二日東京芝日本勞働會館に開かれた組合會議擴大執行委員會は、第二十三回國際勞働總會勞働代表並に顧問選出につき、次の書記局案を中心に協議した。

代表 小泉秀吉(海員協會々長)

顧問 上條愛一(組合會議書記長) 岡崎憲(日本港灣從業員組合組合長)

これに對して港從は岡崎氏の顧問を不満とし、總聯盟及び官業勞働はこれまた各々顧問推薦を提案し多少の曲折をみたが、港從側が顧問たることを辭退し、更に總聯盟、官業勞働總同盟及總同盟の三組合より夫々候補者を推薦した爲總聯盟八木信一氏の提案に依り上記三組合を除く各組合及書記長に残る一名の選出を一任することとなり、小委員會を開催して協議の結果總聯盟の内田文市氏に決定し、擴大委員會また之を承認した。

政府は右の推薦に基き勞働者代表委員をはじめ、政府側並に使用者側委員をも任命し、四月五日之を發表した。各代表並に顧問の氏名は次の如くである。

〔政府側〕

代表 吉阪俊藏、國際勞働機關帝國事務所長 北岡壽逸
顧問 内務事務官 永野若松、社會局事務官 大橋武夫、社會局

技師 井口幸一、地方事務官 大野連治

〔使用者側〕

代表 全産聯常務理事 膳桂之助

顧問 東洋紡取締役 作川鐸太郎、紡聯第一課長 川口一郎

〔労働者側〕

代表 海員協會々長 小泉秀吉

顧問 組合會議書記長上條愛一、總聯盟主事 内田文市

總會の概況 労働總會の構成、會議事項等は次の如くである。

總會役員會 議長 リーマス(愛蘭自由國政府代表) 副議長

ガルシア・オルデニー(チリ政府代表) ゴルデー(カナダ使用者代表) クレキツチ(ユーゴスラヴィア労働者代表) 事務總長
ハロルド・バトラー(國際労働局長)

詮衡委員會 (労働者側) チヤンドラ・セン(印度)ヘーデー(英吉利)ジェンセン(丁抹)ジューオー(佛蘭西)メルテンス(白耳義)シユルヒ(瑞西)トーマス(西班牙)ワット(北米合衆國)の計八名

各種委員會 (日本側代表委員參加のもの)

(一)政府側 建築業安全委員會、纖維工業委員會、公共土木事業委員會、化學工業委員會、決議案委員會、條約實施委員會
(二)使用者側 建築業安全委員會(補缺)、纖維工業委員會、化學工業委員會、最低年齡委員會
(三)労働者側 建築業安全委員會、決議案委員會(補缺) 纖維工業委員會、最低年齡委員會

參加國數及代表者數 本總會に對し代表任命書を提出した國は六十二締盟國中五十三國であつて、これは一昨年の第十九回總會の參加國五十二を凌駕する新記録であつた。主要國中伊太利は前年同様今次總會にも全然代表を派遣してゐない。また本總會に參加した代表の數は百七十五名(政府側一〇一、使用者側三八、労働者側三六)であり、顧問の數は二百五十七名(政府側一〇〇、使用者側七三、労働者側八四)であつて、總數四百三十二名となつてゐる。

正式會議事項

一、建築業における労働者の爲の足場及揚重機に關聯せる安全規則に關する件(最終討議)

二、纖維工業における労働時間の短縮に關する件(最終討議)

三、雇傭に關聯せる公共土木事業計畫に關する件(一回討議制に依る)

四、印刷業及類似業における労働時間の短縮に關する件(一回討議制に依る)

五、化學工業における労働時間の短縮に關する件(一回討議制に依る)

六、工業最低年齡條約の一部改正に關する件(一回討議制に依る)
七、非工業最低年齡條約の一部改正に關する件(一回討議制に依る)

正式會議事項以外の諸問題

一、局長報告 二、諸條約の實施に關する年報の審査 三、諸條約の施行に關する定期的報告の審査 四、各代表提出決議案の審

議 五、總會議事規則改正問題 六、勞働理事會の改選

採擇せられたる條約案四、勸告七、左の如し。(採擇條約案通計六二、勸告總數五六)

(一) 建築業における安全規定に關する條約案——總會は一二八票對零を以て採擇(日本に關しては勞働者代表のみ賛成)

(二) 纖維工業における勞働時間の短縮に關する條約案——八八票對四一票を以て採擇(日本に關しては勞働側代表のみ賛成)

(三) 工業最低年齢改正條約案——九八票對一八票を以て採擇(日本に關しては政府代表は棄權、使用者代表は反對、勞働者代表は賛成)

(四) 非工業最低年齢改正條約案——八一票對二二票を以て採擇(同右)

(五) 建築業における安全規定に關する勸告——一一七票對三票を以て採擇(日本側は三代表全部賛成)

(六) 建築業における災害豫防の爲の協力に關する勸告——一一五票對零を以て採擇(同右)

(七) 建築業における監督に關する勸告——一二四票對零を以て採擇(同右)

(八) 建築業における職業教育に關する勸告——一二二票對零を以て採擇(同右)

(九) 公共土木事業に付ての國際的協力に關する勸告——一四八票及零票を以て採擇(日本に關しては政府代表は棄權、使用者代表及勞働者代表は賛成)

(一〇) 公共土木事業の國家的計畫に關する勸告——一四七票對

零を以て採擇(同右)

(一一) 家族的企業における工業的勞務に兒童を使用し得る最低年齢に關する勸告——八二票對一八票を以て採擇(日本に關しては政府代表は棄權、使用者代表は反對、勞働者代表は賛成)

また、今次總會においては上記正式議題の事項に關聯ある「纖維工業勞働時間短縮條約の特殊國に對する適用に關する決議」および「公共土木事業の國際的協力に關する決議」のほか、次の如き八個の決議案を採擇した。

(一) 社會保險制度の被保險者又は年金受給者たる移民の保護に關する件(波蘭政府代表カマルニツキー提出)

(二) 土民勞働者に關する決議(印度勞働者代表セン提出)

(三) 婦人勞働者に關する決議(北米合衆國政府代表マクグレイディー及同上アボットの共同提出)

(四) 支那における勞働者保護の統一に關する決議(日本勞働者代表小泉、白耳義勞働者代表メルテンス、支那勞働者代表朱、印度勞働者代表センの共同提出)

(五) 國際勞働機關の締盟國の義務に關する決議(和蘭勞働者代表クーペルス提出)

(六) 國際勞働機關と「ブルマ」との協力に關する決議(印度勞働者代表セン提出)

(七) 亞細亞諸國の三部制諮問會議の招集及亞細亞委員會の設置に關する件(日本勞働代表小泉、支那勞働代表朱、印度勞働代表センの共同提出)

(八) 労働時間短縮の一般化に關する決議(白耳義労働者代表メルテンス及佛蘭西労働代表ジュノーの共同提出)

以上のほか、今次の總會は労働理事會の改選を行つたが、政府側は日本をも含む八大産業國の以外の八國、使用者側及労働者側においては正副委員全部(労働者側にあつては副委員代理をも選任)の選舉を行つた。なほ、使用者側副委員中に膳桂之助(日本)氏が選出されたが、印度、日本及南阿の使用者代表は其の間に輪番制度を採用し、之に依り各代表は正番員として二年又副委員として一年間行動することとなつた。労働者側正委員を掲ぐれば次の如くである。

アンドーソン(瑞典)、カバレロ(西班牙)、ホールスウオース(英吉利)、ジョーン(印度)、ジュノー(佛蘭西)、メルテンス(白耳義)、ワット(北米合衆國)、米窪滿亮(日本)

第二十三回國際労働總會の成果は大約上記の如くであるが採擇された條約案中、日本と最も密接なる關係をもつべき「纖維工業における労働時間の短縮に關する條約案」は該工業が従業労働者數一千四萬人、家族を合して四千萬人を養ふ大産業であり、殊に婦人・兒童の産業であり、本案の成否は世界社會立法運動としても重大な意義をもつのであつた。日本労働組合會議の「第二十三回國際労働總會概況報告」は本問題に關して詳細な審議經過を報告してゐる。(詳細はこれについて参照されたい。)

纖維工業ニ於ケル労働時間ノ短縮ニ關スル條約案

(傍線ハ事務局原案ニ對シ修正セラレタル箇所ヲ示ス)

第一條 (一) 本條約ハ左記ニ適用ス

(イ) 本條第二項ニ掲グル條件ヲ具備スル企業ニ使用セラルル者

但シ右ノ企業ノ部門ニシテ右ノ條件ヲ具備セザルモノニ使用セラルル者ヲ包含ス

(ロ) 當該企業ガ右ノ條件ヲ具備セザル場合ト雖モ本條第二項ニ掲グル條件ヲ具備スル部門ニ使用セラルル者

(二) 前項ニ掲グル條件トハ企業又ハ企業ノ部門ガ左ノ一又ハ二以上ノ材料ヨリ一切ノ種類ノ糸、織糸、撚糸、網、索、網若ハ「フェルト」又ハ織物、編物若ハ「レース」物ヲ製造スル過程ニ於テ本項第三項、第四項及第五項ニ於テ限定セラルル一聯ノ作業ノ一又ハ二以上ニ専ラ又ハ主トシテ從事スルモノトス
木綿、羊毛、絹糸、亞麻、大麻、黃麻、「レイヨン」若ハ其ノ他ノ組成纖維又ハ植物性タルト動物性タルト礦物性タルトヲ問ハズ其ノ他ノ纖維材

(三) 本條第二項ニ掲グル一聯ノ作業ハ左記ニ始マルモノトス
(イ) 木綿ノ場合ニ於テハ解體又ハ淨洗ノ爲ノ原綿ノ梱ノ收受

(ロ) 羊毛ノ場合ニ於テハ撰別及淨洗(炭疽菌殺菌作業ヲ除ク)ノ爲ノ原毛ノ收受

(ハ) 絹糸ノ場合ニ於テハ繭ヨリノ絹糸ノ糸繰又ハ絹糸屑ノ

浸漬

(ニ) 亞麻、黃麻及大麻ノ場合ニ於テハ水漬作業但シ此ノ作業ガ農業的企業ニ附隨セル作業トシテ行ハルル場合ヲ除ク

(ホ) 「レイヨン」又ハ其ノ他ノ組成纖維ノ場合ニ於テハ纖維ノ化學的製造ニ於テ使用セラルル原料ノ收受

(ヘ) 襪襪ノ場合ニ於テハ襪襪ノ撰別

(ト) 其ノ他ノ纖維材ノ場合ニ於テハ以上ニ掲ゲタル作業ニ準ズルモノトシテ權限アル機關ニ依リ定メラルル作業

(四) 本條第二項ニ掲グル一聯ノ作業ハ漂白、染色、形附、仕上及類似ノ作業ヲ含ミ且右ノ項ニ明示セル製品ノ包裝及發送ヲ以テ終ルモノトス

(五) 本條第二項ニ掲グル一聯ノ作業ハ左記ノ場合ニ於テノミ被服又ハ他ノ物品ノ全部又ハ一部ノ製造ヲ包含ス

(イ) 莫大小物製造ノ場合

(ロ) 被服又ハ他ノ物品ガ其ノ材料ト同一ノ方法ニ依リ製造セラルル場合

(六) 當該企業又ハ其ノ部門ガ本條第二項ニ掲グル條件ヲ具備スルヤ否ヤ疑アル場合ニ於テハ問題ハ權限アル機關ニ依リ關係アル使用者團體及労働者團體存スルトキハ之ニ諮問ノ後定メラルベシ

(七) 本條約ノ適用ヲ受クル者ニ對シ本條約以外ノ國際労働條約ニ從ヒ一週四十時間制ノ原則ガ適用セラルル場合ニ限り權限アル機關ハ右ノ者ヲ本條約ノ適用ヨリ除外スルコトヲ得

(八) 本條約ハ公ノ及私ノ企業ニ使用セラルル者ニ共ニ適用ス

第二部第二編 労働組合

第二條 權限アル機關ハ關係アル使用者團體及労働者團體存スルトキハ之ニ諮問ノ後本條約ノ適用ヨリ左記ヲ除外スルコトヲ得

(イ) 使用者ノ家ニ屬スル者ノミヲ使用スル企業ニ使用セラルル者

(ロ) 特別ノ責任ノ爲労働週ノ長サヲ規律スル通常ノ原則ニ服セザル種類ノ者

第三條

(一) 本條約ニ於テ「労働時間」ト稱スルハ使用セラルル者ガ使用者ノ指揮ニ服スル時間ヲ謂ヒ使用セラルル者ガ使用者ノ指揮ニ服セザル休憩時間ヲ包含セズ

(二) 本條約ノ採擇ノ日ニ於テ機械ノ掃除又ハ油差ニ費サルル時間ヲ通常ノ労働時間ノ一部ト認メザル慣習アル場合ニ於テハ權限アル機關ハ一週ニ付一時間半ヲ超エザル右ノ如キ時間ガ本條約ノ適用上關係者ノ労働時間ト認メラレザルコトヲ許容スルコトヲ得

第四條

(一) 本條約ノ適用ヲ受クル者ノ労働時間ハ一週平均四十時間ヲ超ユルコトヲ得ズ

(二) 作業ノ性質上晝、夜又ハ週ノ如何ナル時ニ於テモ中斷スルコトナクシテ行ハルルコトヲ要スル作業ニ連續交替ニテ労働スル者ニ付テハ一週ノ労働時間ハ平均四十二時間ト爲スコトヲ得

(三) 權限アル機關ハ關係アル使用者團體及労働者團體存スルトキハ之ニ諮問ノ後本條第二項ノ適用ヲ受クル作業ヲ定ムベ

シ

(四) 勞働時間ガ平均トシテ計算セラルル場合ニ於テハ權限アル機關ハ關係アル使用者團體及勞働者團體存スルトキハ之ニ諮問ノ後平均ガ計算セラル得ル週數及一週勞働時間ノ最長限度數ヲ定ムベシ

第五條 權限アル機關ハ關係アル使用者團體存スルトキハ之ニ諮問ノ後設ケラルル規則ヲ以テ前條ニ依リ許容セラルル時間制限ハ左ノ者ニ付右ノ規則ニ定メラルル限度迄之ヲ超エ得ルコトヲ規定スルコトヲ得

(イ) 當該企業、部門又ハ交替班ノ一般操業ニ付定メラルル制限ヲ超エテ必然的ニ行フコトヲ要スル準備的又ハ補充的作業ニ使用セラルル者

(ロ) 業務ニシテ其ノ性質上之ニ使用セラルル者ガ肉體力若ハ持續的注意力ヲ働カス必要ナキカ又ハ單ニ指令ヲ受クルコトアルベキトキニ於テノミ之ニ應ズル爲其ノ定位置ニ留リ居ル長キ無爲ノ時間ヲ伴フモノニ使用セラルル者

(ハ) 製品ノ運送、發送又ハ積卸ニ關聯シテ使用セラルル者

第六條

(一) 前數條ニ依リ許容セラルル時間制限ハ左記ノ場合ニ於テ當該企業ノ通常ノ操業ニ對スル重大ナル障礙ヲ除去スルニ必要ナルベキ限りニノミ之ヲ超ユルコトヲ得

(イ) 現ニ災害アリ若ハ其ノ虞アル場合、機械若ハ裝置ニ付緊急ノ措置ヲ施スベキ場合又ハ不可抗力ノ場合

(ロ) 一人又ハ二人以上ノ班員ノ豫見セラレザル缺席ヲ補フ

爲

(二) 使用者ハ本條ニ依ル一切ノ勞働時間及之ニ關スル理由ヲ遲滞ナク權限アル機關ニ届出ズベシ

第七條

(一) 前數條ニ依リ許容セラルル時間制限ハ漂白、染色、仕上若ハ其ノ他ノ作業ノ完了又ハ右ノ作業ノ引繼ギノ爲特定ノ者ガ繼續的ニ現場ニ居ルコトガ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ超ユルコトヲ得但シ技術的理由ノ爲當該材料ニ對スル損害ナクシテハ右作業ヲ中斷シ得ザル場合及例外的事情ノ爲通常ノ時間制限内ニ右作業ヲ完了スルコト不可能ナリシ場合ニ限ル

(二) 權限アル機關ハ關係アル使用者團體及勞働者團體存スルトキハ之ニ諮問ノ後前項ヲ適用スベキ作業及條件並ニ前項ニ依リ關係者ガ勞働シ得ベキ時間ノ最長限度數ヲ定ムベシ

第八條

(一) 使用者ヨリノ申請ニ基キ權限アル機關ハ關係アル使用者團體及勞働者團體存スルトキハ之ニ諮問ノ後一又ハ二以上ノ作業ニ於ケル超過時間ガ同一ノ企業ニ於テ許容セラルル時間限度迄次ノ作業ニ服スル勞働者ヲ使用シ得ル爲ニ必要ナル例外的ナル場合ニ於テハ特定ノ種類ノ者ニ付超過時間ヲ許容スルコトヲ得

(二) 權限アル機關ハ關係アル使用者團體及勞働者團體存スルトキハ之ニ諮問ノ後本條第一項ニ依リ勞働セラレ得ル超過時間ノ最長限度數ヲ定ムベシ但シ右ノ許容ニ依リ何人モ一年ニ付右超過時間ノ六十時間ヲ超エテ又ハ一週ニ付右ノ超過時間

ノ四時間ヲ超エテ使用セラレザルモノトス

(三) 本條ニ依リ勞働セラルル超過時間ハ普通率ノ一倍四分ノ一ヲ下ラザル率ニ於テ報酬ヲ支拂ハルベシ

(四) 權限アル機關ハ勞働セラルル超過時間數ノ漸次的減少ヲ確保スル目的ヲ以テ其ノ便宜ト認ムル條件ヲ超過時間ノ許容ニ附スルコトヲ得

第九條

(一) 權限アル機關ハ左記ヲ條件トシテ前數條ニ依リ許容セラルル時間制限ガ超エラルルコトヲ許可スルコトヲ得

(イ) 本條ニ依ル一切ノ勞働時間ハ超過時間ト看做サルベク且普通率ノ一倍四分ノ一ヲ下ラザル率ニ於テ報酬ヲ支拂ハルベシ

(ロ) 何人ト雖モ本條ニ依リ一年ニ付七十五時間ヲ超ユル超過時間使用セラレザルベシ

(二) 國內ノ法令又ハ規則ガ各週ニ適用スベキ嚴格ナル限度トシテ一週ノ時間限度ヲ適用スル場合ニ於テハ權限アル機關ハ一年ニ付百時間ヲ超エサル附加的超過時間ヲ許可スルコトヲ得但シ右ノ附加的超過時間ハ普通率ノ一倍四分ノ一ヲ下ラザル率ニ於テ報酬ヲ支拂ハルベキモノトス

(三) 前項ニ依リ許可ヲ與フルトキハ權限アル機關ハ超過時間ガ不斷ニ利用セラルルモノトナラザルコトヲ確ムベシ

(四) 權限アル機關ハ關係アル使用者團體及勞働者團體存スルトキハ之ニ諮問ノ後設ケラルル規則ニ從ヒテノミ本條ニ依ル超過時間勞働スルノ許可ヲ與フベシ

第二部第二篇 勞働組合

(五) 前項ニ掲グル規則ハ左記ヲ規定スベシ

(イ) 本條ニ依リ超過時間ヲ實行スルノ許可ガ使用者ニ與ヘラルベキ手續

(ロ) 權限アル機關ガ許可ヲ與ヘ得ル最長限度ノ時間數及右ノ時間ニ對シ支拂ハルベキ最低超過時間率

第十條 本條約ノ規定ノ有效ナル實施ヲ容易ナラシムル爲各使用者ハ左記ヲ爲スベシ

(イ) 揭示又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ權限アリ機關ノ承認スル様式ニ於テ左記ヲ公示スルコト

一、始業及終業ノ時刻

二、作業ガ交替制ニ依リ行ハルル場合ニ於テハ各交替班ノ始業及終業ノ時刻

三、輪番制度ガ適用セラルル場合ニ於テハ各被用者又ハ被用者集團ニ付テノ時間表ヲ包含スル該制度ノ説明書

四、平均一週勞働時間ガ數週ニ亘リ計算セラルル場合ニ爲サルル按配

五、第三條ニ定ムル有効ナル休憩時間

(ロ) 本條約第七條、第八條及第九條ニ依リ勞働セラルル一切ノ増加時間及之ニ關シテ爲サルル支拂ヲ權限アル機關ニ依リ定メラルル様式ニ於テ記録スルコト

第十一條 何レノ締盟國モ國家ノ安全ヲ危殆ナラシムル事變中本條約ノ規定ノ施行ヲ停止スルコトヲ得

第十二條 關係締盟國ニ對スル本條約ノ効力發生ヨリ二年ヲ超エザル期間中權限アル機關ハ左記ノ經過の手續ヲ承認スルコトヲ

得

- (イ) 前數條ニ依リ許容セラルル限度ヘノ労働時間ノ短縮ハ右ノ期間中段階的ニ之ヲ行フコトヲ得
- (ロ) 特殊ノ労働者又ハ企業ハ右ノ期間中本條約ノ規定ノ一切又ハ或ルモノヨリ之ヲ除外スルコトヲ得

第十三條 國際労働機關ノ憲章第二十二條ニ依リ本條約ノ適用ニ關シ締盟國ニ依リ提出セラルル年報ハ就中左記ニ關スル充分ナル情報ヲ包含スベシ

- (イ) 第一條第二項(ト)ニ依リ爲サルル決定
- (ロ) 第二條ニ依リ爲サルル除外及右除外ガ爲サルベキ條件
- (ハ) 第三條第二項ノ規定ノ援用
- (ニ) 第四條第四項ニ從ヒ爲サルル決定
- (ホ) 第五條ニ依リ設ケラルル規則
- (ヘ) 第七條第二項ニ從ヒ爲サルル決定
- (ト) 第八條ニ依リ與ヘラルル超過時間ノ許容
- (チ) 第九條ノ規定ヲ援用シタル程度

第十四條 國際労働機關憲章第十九條第十一項ニ從ヒ本條約ハ本條約ニ定ムル所ヨリモ一層有利ナル條件ヲ確保スル法令、判決慣習又ハ使用者及労働者間ノ協約ニ影響ヲ及ボサザルモノトス

第十五條 總會ガ國際労働機關憲章第十九條第三項ノ適用ヲ受クル國ノ事情ニ應ズル爲要求セラルコトアルベキガ如キ本條約ノ規定ノ變更ヲ定ムル爾後ノ條約ヲ採擇スル場合ニ於テハ本條約及右ノ爾後ノ條約ハ一條約ヲ成スモノト看做サルベキモノトス

2 纖維工業準備會議

纖維工業準備會議は昨年ノ國際労働總會において可決されタアメリカ政府代表提案ノ纖維工業ノ三部制技術會議開催に關する決議に基づき、昭和十二年(一九三七)四月二日から同十七日まで米國ワシントンにおいて開催された。本準備會議は第二十三回國際労働總會が議すべき纖維工業労働時間短縮條約案に備へるものであつて、纖維工業における労働條件改善に影響ある工場設備の能力、労働能率、労働時間、賃銀その他の労働條件、失業及就業狀況、經濟的状況、市場、原料、通商障害、國際競争上の重要要素を討議したのである。

労働代表並に顧問の選出事情 本年二月二十六日の閣議は本準備會議の重要性に鑑み、政府、使用者、労働者側より代表委員各一名及顧問數名を參列せしむることとした。この決定に基き、労働者側の委員並に顧問は本年度國際労働總會代表委員及顧問が指名されたほか、日本労働組合會議より一名の顧問候補者が推薦された。

各代表委員並に顧問の氏名は次の如し。

〔政府側〕

代表 國際労働機關帝國事務所長 北岡壽逸
顧問 社會局事務官 武島一義、社會局技師 井口幸一、領事兼大使館商務書記官 井上豊次、稅關事務官 小山直彦、農林事務官 石黒武重、商工技師 岸武八

〔使用者側〕

代表 全産聯常務理事 膳 桂之助

顧問 東洋紡取締役 作川鐸六郎、片倉製糸常務取締役 片倉武雄

〔労働者側〕

代表 海員協會々長 小泉秀吉

顧問 組合會議書記長 上條愛一、全日本労働總同盟中央委員 土井直作

總會の概況 總會の構成ならびに會議事項は次の如し。

總會役員 議長 ワイナント(米國政府代表)、副議長 北岡壽逸

(日本政府代表)、エルステッド(丁抹使用者代表)、アーサー・

シヨウ(英國労働代表)

詮衡委員 (労働團) 小泉秀吉(日本)、バツカレー(印度)、アー

サー・シヨウ(英國)、リーヴ(米國)、ヴァンデビュット(佛國)、

ロシエル (チエツコスロヴァキア)。副委員 バンデル・メイ

ス(和蘭)、セジェル(白耳義)、ヴェンストロム(瑞典)

各種委員 (日本労働代表團) 統計委員會 土井直作・一般

委員會(經濟委員會、社會問題委員會) 小泉秀吉、上條愛一

參加國 完全代表參加國(日、英、米、佛、カナダ、白、支、

印、和、チエツコ、ポーランド、スエーデン、メキシコ、キュー

バ、エクアドル) 政府代表のみ參加(ソ聯、ギリシヤ、ブラジル

フィンランド、ガテマラ、ラトヴィア、ペルー、ルーマニア、ト

ルコ、ウルガイ、ユーゴスラブ) オブザーバー(獨逸)

本會議においては一般討議の後、更に統計委員會、一般委員會を開催し、統計問題、經濟問題、社會問題の三部面については事務局報告「世界の纖維工業—經濟及社會問題」を基礎として、廣汎・詳細なる論議をつくし、之を纏めて具體的報告を作成し、之を本會議において可決し、六月開かるべき國際労働總會の議題たる纖維工業における四十時間制の討議の準備をしたにとゞめ、時間制問題は凡てジェネーブの總會において取り扱ふこととした。

會議の狀況に關し日本労働組合會議の「纖維工業三部制技術會議の報告」は次の如く述べてゐる。(抜萃)

「本會議を通じて論難の中心は、世界に於ける主要産業であつ労働條件の悪い東洋諸國に對するものが多かつた。殊に日本は新進の纖維産業國であつて、且つ近來世界的進出の目覺ましきものがあるので、本會議を通じて論難注目的となつた。各國の代表者も米國の新聞紙も又多く注意を日本に向けつつあつた。而して各國の日本に對する論難の中心は支那の治外法權に關するもの寄宿舎制度、貨銀の低廉、長労働時間—殊にワシントンに於て第一回國際労働會議に於ける時間制の未批准問題等であつた。而して労働條件の低劣なる諸國の不當競争に對しては、高率關稅を以て對抗すべしとの意見が、一般討議及び各委員會等を通じて強く力説せられた。之れに對し、日本の政府及使用者側は、通商の自由が日本の労働條件の前提たることを高唱した。」

3 亞細亞労働會議第二回大會

亞細亞労働會議は一九三四年菊川労働代表一行がジュネーブの國際労働總會に向ふ途次コロンボにおいて、亞細亞諸國における堅實なる労働運動の發展・労働者福祉の伸張並に社會立法の促進・社會正義・國際平和關係強化に寄與せんことを期して、日本労働組合會議、全印度労働組合會議、セーロン労働總同盟、フィリッピン労働總同盟を構成團體として支那、ジャバ等の労働團體間に提携を進め來つたものである。亞細亞労働會議は「共產主義ファシズム運動を排し合理合法の手段に訴へ、健實なる労働組合主義を以て一貫し現下の國內並びに亞細亞の労働問題解決將又東洋平和と國民的協力を促進する」ことを目的とし、更に隔年大會の開催を規定してゐる。昨年度大會は日本における二・二六事件等に對する國外側の誤解の向もあり、加へて印度國民會議選舉等の事もあり、延期に延期を重ねつつあつたが、主催地日本労働組合會議の執拗なる準備工作の結果、二月十日開催の準備委員會において印度側代表バックール氏の通電により協議した結果、五月十七日より三日間東京に開催することに正式決定を見た。労働團體の國際會議日本開催はこれが最初のことであり、日本労働運動生長の反面を示すものとしてその成果は極めて注目されてゐたが、セーロン、フィリッピン、支那等の参加なく、結局日印労働會議に終り、所期の成果は收められ

なかつた。

大會の狀況は次の如し。

亞細亞労働會議第二回大會——五月十七、十八、十九日、於東京芝日本労働會館。「参加團體」 日本労働組合會議、全印度労働組合聯合會、全セイロン労働組合會議、フィリッピン労働總同盟（結成後参加）、パレスタイン労働總同盟（同上）。「出席者」 日本十二名、印度五名——（日本側）鈴木文治（組合會議顧問）、松岡駒吉（組合會議々長）、堀内長榮（海員組合）、米窪滿亮（同上）、西尾末廣（全日本労働總同盟）、八木信一（總聯盟）、鈴木倉吉（海員協會）、岩永榮一（東電從）、岡崎憲（港從）、平野安藏（瓦斯工）、伊藤榮次郎（製陶労働）。（印度側）バックレー（全印度労働組合聯合會）、カルカレー（印度鐵工組合）、チエツテイ（マドラス労働組合）、イチヤポリ（タタ製鐵労働組合）、チョナー（同上）。「大會役員」 議長 鈴木文治、副議長 バックレー・米窪滿亮、大會書記 菊川忠雄・カルカレー。「可決議案」 一、産業の見地より見たる労働と資源の流通化に関する問題を労働總會の議題として提案すること。二、労働事務局内に亞細亞委員會を設置し、隔年毎に亞細亞において開催するやう國際労働總會に提案すること三、労働時間條約案の除外例の撤廢を當該國政府に要請すること四、組合法を制定して労働者團結の權利を法認せしむるやう當該國政府に要請すること。五、亞細亞諸國における一切の産業内における労働條件の民族的差別撤廢に関する件。六、社會保險の擴充に関する件。七、最低賃銀決定機關に関する件。八、兒童の最

低年齢引下げ並に義務教育延長に關する件。九、労働代表を参加せしむる亞細亞諸國の經濟會議開催を各國政府に要請する件。十、治外法權の行はるゝ地域において事業を經營する外國資本家は自己の國籍を有する國家の労働、社會立法の義務を遁るゝこと能はざるの原則を國際労働條約として規定せしむるために該會議に提案せしむること。〔役員〕議長 鈴木文治(日)。副議長 ジョーシ(印)・グーネシンハ(セーロン)・パレンスタイン労働總同盟代表。主事 米窪滿亮(日)・バツカレー(印)。

二 労働祭

1 メーデー

昨年の第十七回メーデーはあたかも二・二六事件後の戒嚴令下にあり、さらに組合會議の中止方針が當局の禁止方針に應じて中止された。従つて合法左翼派のメーデー敢行の抗議も押潰され、全国的に五月一日の示威行進は行はれなかつた。

本年度第十八回メーデー當日は衆議院議員總選舉開票日に該り、種々の意味で此の日の屋外示威運動は再び中止された。

組合會議のメーデー中止意嚮は左記聲明書によつても明らかであるが、最近における國內情勢は労働運動に新たな認識を求めつつあり、労働運動内にもメーデーを支へんとするイデオロギーの離れがみられつつあり、單なる祭事か行事として益々形骸化されんとする傾向が深められてきた。このやう

な思想的推移によつて國際的労働者連帶觀念に對して國及び労働團體による若干の修正が施されつつあることは極めて注目すべき事象であらう。

かかるなかにあつて、日本労働組合會議では四月四日大阪日本海員組合川口支部において第四回擴大執行委員會を開催し、自發的にメーデー中止に關する次の如き聲明書を發表した。

聲明書「我國全無產階級待望の中にあるメーデーは目捷の間に迫つてゐる。然るに我日本労働組合會議は、別の意味に於ける無產階級待望の中に華々しく開催せんとする亞細亞労働會議準備のために忙殺されつゝあり、又、時恰かも衆議院議員總選舉と、引續き執行せらるべき全國市町村會議員の總選舉あり、之れは現下の時局に鑑み無產階級の政治的躍進のために絶好の機會なることを認識し之れがよき成果を擧ぐるためにメーデーを舉行することによつて發揚さるゝ無產階級勢力を政治的活動の上に反映せしむる事が最善の方策なる事を確信し本年に限りメーデーの舉行は之を中止する事を聲明す。」

一方、東京交通労働、日本労働組合全國評議會、東京自動車労働、東京市從等の諸組合では四月十一日東京築地東交本部に統一メーデー協議會を開き、「物價騰勢に相つぐ新年度からの大衆課税に抗してメーデーを決行する」旨を決定したが之は當局によつて許可されず、當日聲明書を發してその所

信を表明した。

2 日本労働祭

日本主義系労働組合に依つて行はれつつある日本労働祭は昭和九年四月三日神武天皇祭を卜して東京に第一回の日本労働祭を舉行して以來、毎年四月三日に之を行つてきた。而して大阪、神奈川、愛知、福岡等の諸地方における日本主義系労働組合にあつても、愛國労働祭或ひは日本産業祭と稱して之を舉行し來つた。

本年の労働祭は、四月三日、愛國労働組合全國懇話會系組合が中心となり、東京、愛知、神奈川の諸地方に行はれたが大坂地方においては「當面の大阪市會議員選舉に全力を傾注するため」中止された。

各地における狀況は次の如くである。

東京市

〔參加團體及人員〕 日本産業労働俱樂部（十組合五八〇〇名）、總聯合東京聯合會（十組合八〇〇名）、東電愛國同盟（四〇名）、新日本海員組合（約一〇名）、愛國労働農民同志會（約一〇〇名）、合計約六七五〇名。

〔スローガン〕 一、第四回日本労働祭 二、労働報國 三、皇道日本の完成 四、日本精神の宣揚 五、日本産業の伸張 六、労働者生存權の確立 七、階級闘争の絶滅 八、愛國労働組合戦線統一 九、全國産業労働會議の實現

〔宣言・決議〕（省略）

名古屋市

〔會場〕 名古屋市鶴舞公園〔參加團體及參加人員〕

總聯合愛知縣聯合會（一〇〇名）、愛國從業員組合總聯盟（一五〇名）、中部労働聯盟（二〇〇名）、中部港灣労働組合（一〇〇名）、國潮社總合労働組合（六〇名）、未組織（三〇〇名）、合計九二〇名
〔スローガン〕 一、日本精神の宣揚、皇道日本の建設 二、労働報國による皇國産業の伸張 三、愛國労働組合戦線統一 四、愛國維新政黨の樹立 五、労働者生存權の確立 五、反國體的資本主義打倒 七、亡國的人民戦線の撃滅、其他。

尙引續き「産業犠牲者慰靈祭」が名古屋市公會堂に開催された。

〔宣言・決議〕（省略）

瀬戸地方 労働組合瀬戸地方協議會加盟組合より約一五〇名參加、瀬戸市公會堂に労働祭及慰靈祭を舉行した。

神奈川縣

日本産業労働俱樂部自照組合、日石勞資組合約一五〇〇名參加 第二回日本労働祭を舉行した。

三 社會立法獲得運動

昨十一年は我國社會立法制定史の上に重大な一時期を劃した年であつた。支那事變の戦局が最大規模にまで進展しつつあり、謂ゆる長期建設の内容が前線と銃後を一貫して具體化されなければならなくなつてゐる今日、現在及び將來を通じ

て一番重大な問題は産業と労働の問題であることは既に歐洲大戰でも経験されたところである。特に我國の如く社會立法、労働立法の不徹底の國においてはこの點大いに注意を拂ひ遅時ながらも其の對策を充分に講ずる必要があらう。

労働者の保健、災害、労働時間等の問題乃至は労働生産力の補給増進、産業平和の確保等時局的必要の加重は正に當面の問題となりつつある。これらの問題をめぐつて今後の社會・労働立法は、人的資源が單なる保存の程度に止まらなくなつてゐる今日、之に即應した積極的な轉形が行はれることも必至の情勢にある。政府もこの必要に應じて本年社會保健省の新設(厚生省)、勞資調整・産業平和運動の具體化を計畫し來つたが、労働運動また準戰時乃至戰時體制下にあつて、左右の如何を問はず今後の労働問題に對處して之を如何に指導してゆくべきか未曾有の試鍊下にあるが、從來より産業協力方針をとれるものはもとより、新に運動方針を現實化せるものも一樣に産業協力のため政府の労働統制方策に呼應してその下に集結しつつある。

尙ここ數年社會立法制定要求の運動は著しく促進され、その代表的なものとして労働組合法をはじめ船員法、國民健康保險法、團體協約法、労働時間制限法、労働爭議調停法、商店法、船員保險法、労働者災害扶助法、小型船員保護法等の制定改正等があつた。これらの促進運動は日本労働組合會議を始

め、多くの組合は大會その他の機關を通じて「決議・要請」として行ひ來つたが、本年特に問題となつたものをみれば、

船員法改正運動——これは海員組合、海員協會を主體に久しく運動が續けられた。本年第七十議會(三月)に政府案が提出されるや、右兩組合は組合會議・社大黨と協力して之を支持、七十一議會(七月)では遂に通過するに至つた。

國民健康保險法——昨年末社大黨によつて要望された本案は本年七十議會に提案されたが不成立に終つた。(本案は昭和十三年の第七十三議會を通過した。)

労働組合法——本案は久しきに亘つて政府に要望されつつあるが未だ實現をみない。昨年は官勞脱退・メーデー禁止等の事件もあり、組合會議・全評・總聯合其他の組合によつて決議が行はれ、社大黨また議會に提案した(詳細は前年版参照)。本年は社大、全農、日農總の三團體一丸となつて請願署名其他の制定促進運動を行つた(社大黨の項参照)。また七十議會(二月)、七十一議會(七月)にも社大黨は重ねて之を提案した。其他交總の東交、神戸市電從は日本無産黨と協力してこれが署名請願運動を行つた(大阪市電從、大阪自從は組合會議と協力)。(交總・日無の項参照)

労働時間制限法——軍需工業の活況と共に労働時間制限に關する問題は著しく注意を惹くに至つたが、總同盟松岡駒吉氏等は七月十九日、陸軍當局に對し「現在の軍需品工場は時間延長と夜間作業に依り労働者は労働強化によつてその健康を阻害されつつある」旨の意見を述べ、善處方を要望した。更に十月の組合會議大會は「労働

時間制限に關する決議」を可決した。その要旨は次の如くである。

「工場鑛山、交通運輸、屋外、商店、會社官廳等に雇傭せらるる凡ての従業員に對し週休を伴ふ一日八時間勞働制を實施すること。但し最長三時間迄は政府の認可をえて超過勞働を許可しうること、而して勞働時間短縮に當つては、勞働者の收入減少を伴はざるやう政府は保護對策を講ぜられんことを要請す。」

組合會議は之を要請するにあたり四つの理由を掲げてゐるが「今日の日支事變の如き國家非常時局に際しては勿論其の必要に應じ犠牲的勞働に従事することを敢て歴ふものではない。而して今日勞働時間の制限を主張する所以は、……其の勞働階級の保健と能率保持の上より見、又一國産業の健全なる發展の大局よりして、一定の基準と規律を定むるの必要なるを痛感するがためである。……勞働組合法すら存せざる我國の現状にあつては、速やかに立法的手段によつて合理化すべきものたるを信ず」といふにある。

四 物價騰貴對策

廣田内閣による經濟統制の強化は林内閣の準戰時體制を経て事變と共に戰時體制に移行した。この經濟體制の新たな編制下において必至的な物價の騰勢は昨十一年末來更に速度を加へ、また事變の進展による物資の不足は否應なしに之に拍車を加へるに至つた。（賃銀、物價、生計費に關する數字的な關係については第一部参照）加之、勞働時間の延長と勞働災害の激増はこの物價の著しい騰勢と共に勞働階級の健康と生活

の低下を益々甚だしくし、戰時下人的資源確保の上に重要な問題を提起しつゝある。

いま本年度上半期におけるこの種物價騰貴に當面した勞働運動の動向についてみるに、既に、「勞働爭議」の項で指摘した如く賃上げ要求をめぐる爭議は未曾有の高揚を示し、件數・參加人員共に驚くべき高記録を示した。殊に重工業部門における爭議の頻發、未組織分野における爭議の續發はともに注目すべきものであつた。これに對する當局の政策は物價と爭議に對する抑制といふ二つの方策であつた。これがため事變後のこの種賃上げ運動は爭議の面に現れるに至らなかつたが、政府の物價抑制政策は本年中においてはなほ國民生活の窮乏を緩和するに足る程の實績を擧げてゐないやうである。

この情勢に當面して勞働組合はいかに對處してきたか。本年賃上げ要求の運動はまづ一月、八幡製鐵所（日鐵從）における共濟組合掛金の問題に發端して、全産業部門に普及して、遂に國鐵・遞信従業員にまで波及した。主なる組合の對策を掲ぐれば次の如くである。（尙詳細は次節に掲げたる勞働組合各個の運動参照）

勞働組合は高物價現象に對して賃銀値上げ要求、大衆課税反對の運動として展開、その多くは賃銀の二三割程度の値上げ又は特別手当の支給を目標として組合の決議又は共同運動の形で議會、地方政府縣市會に對する要求の運動を行つた。（業主中には自發的に昇給を

行つた場合もあるが、この賃上げ運動は一企業、一職場といふやうな局部的なものでなく労働者大衆全體の實生活に直接的な影響をもつものであつたため勢ひ深刻な争議となつた。）

全日本労働総同盟——その代表的なものは、前年十一月の關東同盟大會の「大衆課税反對賃銀増額要求に關する決議」、本年一月全總中央委員會の決定せる「賃銀値上の全國的闘争展開」に關する指令、檄文である。（内容は「全日本労働総同盟」の項參照）

日本労働組合全國評議會——全評は前年十一月の大會で本問題をとりに上げたが、本年一月關東地方評議會は本問題につき運動方法其他詳細な指令を發した。また二月東交、市從其他の友誼團體と共に三井財閥糾弾、津上爭議應援をとり入れて賃銀三割値上要求を決議した。續いて五月（二十日）、六月（二十七日）の關東地方評議會執行委員會は「第二次賃上闘争積極化」に關し具體的方針を決定した。（詳細は其項參照）

東京交通労働組合及東京市従業員組合——一月の全市従業員大會、三月の「對市賃上闘争同盟」の結成、四月の對市怠業へとその賃上げ運動を發展せしめた。（これについては主に第一篇労働争議の項參照）

愛國労働組合全國懇話會——一月の常任委員會は物價對策を協議し「廣田内閣の増税計畫に依存するものとすれば國防の見地からみてその態度決定は慎重を要する」旨を決定した。また總聯合も一月「要求によらず他の方法で善處する」方針を決定した。しかし何れも決定の程度に止まつてゐる。

神戸市電従業員組合——一月二十二日、一割値上に關する嘆願書を提出し一部怠業にまで發展せしめた。

都市従業員組合全國協議會——（當該項參照）

日本製鐵従業員組合——（當該項參照）

逓信従業員會同盟——（同右）

その他海軍官業労働組合聯盟（陳情）、日本海員組合（三割程度要求）、日本産業軍（同上）のほか海員協會、港灣従業員組合、製陶労働組合同盟、東電従業員組合、名古屋市電從俱樂部、横濱市電懇話會をはじめ主要組合たと地方單獨組合たとを問はず夫々の限度・形態に應じた運動を展開した。

なほ國鐵及各鐵道局關係現業員會は五月地方單位の現業員會又は大會を開いて積極的運動を展開した。

五 支那事變對策

今次支那事變の勃發は我國政治、經濟、社會の全面に亘つて未曾有の規模における變革の轉機となり、一切を擧げて國家總動員目的の中に再編統制され國內戰時體制の強化が進行しつつある。特に産業労働關係においては産業報國精神を基本として勞資の調整が圖られつつある。この國による労働統制政策に即應して現存の労働組合またその方針を轉換し、綱領を變改して産業組織の再編成に協力し來つた。加之、國民精神總動員運動への積極的參加、愛國貯金運動、出征將士慰問、遺家族救援にも精神的物質的努力を傾倒し、舉國一致、

國論統一の線に沿うて積極的政府支援の態度を表明しつつある。

これら労働組合の具體的活動については夫々の組合の運動概況中に記述したが、いまその重要なものを摘記すれば次の如くである。

日本労働組合會議 組合會議は「事變は益々擴大の情勢にあり舉國一致の必要緊切なるものがあるが、之が爲には特に労働者農民の爲に労働立法、小作立法等を整備し眞の舉國一致たらしめねばならぬ」といふ方針を基本として、之が實現のため社大黨と協力して活動した。其他、國民精神總動員中央聯盟への加盟、アメリカへの國民使節鈴木文治氏の派遣等がある。（詳細は組合會議の項參照）

全日本労働總同盟 全總は事變の勃發と共に本年當初計畫した組織宣傳運動を自發的に中止すると共に、十月の大會では劃期的な罷業絶滅宣言を發表した。これにより總同盟從來の産業協力方針は一層徹底せしめられた。（尤もこの運動の消極化は一面では將來組合本來の労働者狀態改善の任務との間に喰違ひを生じ、それが組織の基底にいろいろの問題を起さないとも限らない）。總同盟は統後活動においても出征兵士の職場保證、家族の救援、無料診療、共済組合の活動、國防獻金についても指令したほか、年度大會においても注目すべき議案を可決してゐる。（當該項參照）

日本海員組合 本組合はその産業の特殊性の故に國防戦上重要任務を果しつつ、海員協會と共に海上國民性精神總動員のため積極的に參加し、各種の具體的活動を展開した。殊に新組合との合同を完

成した以後、國策に即してITF（國際運輸労働組合聯合）を脱退（九月）、英國の日貨排斥についても抗議的文書を發送した。

日本労働組合全國評議會 全評は事變と共にその運動方針を轉換し、九月二十四日その新綱領草案を決定した。（詳細は當該項參照）なほ委員長加藤勘十氏は代議士として十二月在上海皇軍の慰問をなした。

東京交通労働組合（交總） 東交は本春の爭議後漸次その方向を轉換し、爭議最少化、産業協力主義の方針を確立し、特に市電當局と組合員應召家族救援の運動を共同で行ふ等、之を契機に産業報國會運動への具體化に努力し來つた。これは交總全體に影響のあつたことは勿論である。（詳細は別項の如し。）

愛國労働組合全國懇話會 懇話會は七月北支事變に關し「新革新政策の實行、共產主義社會民主主義思想の殲滅、事變下の暴利排除、出征組合員の救援」のため政府勞資協力すべきを指令し、また國民精神總動員運動への參加、防共協定の強化等の運動を起つた。（其の項參照）

日本労働組合總聯合 總聯合は七月聲明書を發し、また慰問・激勵・救援活動を行つた。特に爭議は事變解決迄禁止するといふ方針を決定した。（其の項參照）

日本産業労働俱樂部 本俱樂部は事變以來政府積極支持の態度のもとに、「國防獻金、反戰的蠢動の撲滅、工場自衛・防衛」等の決議をなし、これに従つて行動した。（當該項參照）

愛國労働農民同志會 七月十三日聲明書を發表し、「國內改造斷

行」の態度を示し種々の活動を展開した。（詳細は其の項参照）

第三節 労働組合各個の運動

以下労働組合各個の運動について記述する。その順序としては、最初に我國労働組合運動の中堅的大部隊をなす日本労働組合會議及びその加盟組合（海員協會は便宜上第三章で記述する）を記述する。次に舊關東労働組合會議系の謂ゆる中間派的・「合法左翼的」組合（全評、東交、市従の三團體）について、第三に愛國労働組合全國懇治會系組合を、第四には官業關係組合を、最後に單獨の組合についてその概況を記述した。なほ以上の順序は主として記述の便宜に出たものである。

一 日本労働組合會議

1 運動の概況

日本労働組合會議は昭和七年七月結成されてより既に六年を経過し、加盟十團體二十七萬の勢力を擁して我國労働運動の主流を形成し、組織労働者の七割をその傘下に結集して全労働者六百萬の中堅的基礎を確立した觀がある。のみならず、「資本主義・共産主義・ファシズム反對」の謂ゆる三反綱領に立脚する健全なる労働組合主義と産業協力主義とに則する本組合會議は社會大衆黨、全國農民組合との三位一體によつて我國社會運動における一大樞軸を形成してゐる。

組合會議は本年日支事變を一轉機とする非常時局に當面し、益々産業協力方針に拍車をかけ、銃後運動・舉國一致の強化或ひは労働奉公の使命の遂行に、更に又出征兵士の遺家族救援に、戰時體制下においてその國策的基幹の樹立に向つて活動し來つた。

主なる活動としては、依然加盟團體の緊密なる聯絡を圖り、その陣營の擴大、戰線の統一整備のための努力であつたが、本年度大會報告に依つて組合會議の活動の概況を示せば次の如くである。

亞細亞労働會議 亞細亞労働會議第二回大會の狀況については既述した（本篇第一章第二節参照）が、これに關して報告は云ふ。「世界の産業平和と協力を招來する前提として、先づ東洋諸國に於ける融和協力提携の必要なるは言を俟たざる所であつて、我が組合會議の此の主張實現の一方策としての亞細亞労働會議が、着々其實効を收めつつあるのみならず、昨年及本年の國際労働會議に對し、日本労働代表が提議せるアジア労働會議及びアジア委員會設置の決議は、國際労働機關にも亦採用せらるゝに至り、先づ亞細亞委員會の設置を見んとしつゝあるは、我等の理想の一步一步實現し行くの證左なりと信ず。」

纖維工業三部制技術會議・國際労働總會 兩會議の狀況については既述した（本篇第一章第二節参照）が、「更に鈴木顧問は昨年暮のゼネバに於ける俸給生活者委員會に、又米窪副議長は本年一月の労働理事會に出席のためそれぞれ渡歐せられ、是等の機會を通じて、

眞に國民外交の實を擧ぐるために努力を捧げたのであつて、過去一ケ年に於ける組合會議の國際的活動は特筆すべきものであつた。」

尙、組合會議書記局は本年十二月國際労働機關の政治化、反日化或ひは十月プラーグに開催の理事會労働部が反日決議をなしたる等をあげて、日本の國際労働機關脱退運動を行ひつつある一部の運動に對し、その誤傳なることを闡明した。

メーデー對策 本篇メーデーの項參照

社會立法獲得運動 「國內的には産業立國の槓杆としての労働組合法制定の緊要なるを認め、昨年來、社大黨及び農民團體と協力し、社會立法促進委員會を組織し、組合法制定運動に全力を擧げ、右請願署名の大運動を全國に亘つて捲き起し、社會立法懇談會、民衆大會を開催し、其の所期の目的貫徹のために從來かつて見ざる大運動を試みた。」

議會對策 「第七十議會に對しては、義務教育二ケ年延長に関する決議、母子扶助法に對する決議、國民健康保險法に関する決議を行ひ、之が趣旨貫徹のために社大黨と協力して戦ひ、且つ本年四月行はれたる總選舉には之れ又社大黨と協力して奮闘し、鈴木顧問、米窪副議長、岡崎、西尾、川村の三執行委員、河野、永江の兩評議員を始めとし、加盟團體關係より、多數の同志の當選を見るに至り、近衛内閣に對しては、労働省の設置並に労働立法制定に関する建議を行ひ、國民生活安定のために國策遂行の大局に立つて、大に社會立法制定のための努力をつくした。」

加盟 「本年五月にはかつての加盟團體であつた東京瓦斯工組合

が、一層其の陣容を擴大整備して、再び來り投ずるあり、又加盟團體方面に於ては、日本海員組合と新日本海員組合の合同が本年三月敢行せられた。」なほ十一月交總が加盟を申込んだが、之に對し組合會議は全評、日無との絶縁を條件として提出した。この加盟問題は依然解決をみてゐない。

事變對策 「日支事變に直面するや、組合會議加盟諸團體は、其の出征兵士の家族の生活保證のために、活動を繼續し、職場にありては益々産業協力の實を擧げて銃後の護りを固くし、全力を擧げて學國一致の強化、労働奉仕の使命を完うしつつある。又政府の國民精神總動員の運動の具體化の方策として、中央地方の有力諸團體の積極的の協力支持を求むることとなり、東京に於ける中央聯盟實行委員會には、松岡議長が組合會議を代表して參加するに至つた。」

本年度第六回大會當時におけるその陣容は加盟團體一〇、組合員總數二十六萬九千四百九十二名（前年度大會當時に比し、二組合約九千名の増加）となつてゐる。加盟團體の狀況は次の如し。

（加盟團體）

一、**日本海員組合**（組合員數 一〇六、八三七・支部數 一四組合長 堀内長榮、副組合長 米窪滿亮）

二、**全日本労働總同盟**（組合員數 九四、九二六・加盟組合數 二同盟、一二聯合會、一一八組合・會長 松岡駒吉、副會長 河野密・西尾末廣）

三、**日本港灣從業員組合**（組合員數 一五、四八五・支部數

一二・組合長 岡崎憲、主事 麻生喜市)

四、海員協會 (組合員數 一三、五五三・出張所數 九・會長 小泉秀吉、主事 鈴木倉吉)

五、日本製鐵從業員組合 (組合員數 一二、五〇〇・支部數 三八・組合長 濱橋文作)

六、官業勞働總同盟 (組合員數 一〇、五九〇・組合數 一同盟、一聯合會、七組合・委員長 西浦宇吉、主事 川村保太郎)

七、日本勞働總聯盟 (組合員數 六、三〇〇・組合數 二一・會長 八木信一、主事 内田文市)

八、日本製陶勞働組合同盟 (組合員數 三、五〇〇・組合數 一五・委員長 伊藤榮次郎、書記長 貴田肇)

九、東京瓦斯工組合 (組合員數 三、三五〇・支部數 二二・委員長 平野安藏)

一〇、東電從業員組合 (組合員數 二、四五〇・支部數 一八・委員長 岩永榮一)

(地方協議會)

一、九州地方協議會 (加盟團體 全總、製鐵從、海員組合、海員協會、港從・委員長 伊藤卯四郎・事務所 戸畑)

二、神戸地方協議會 (加盟團體 全總、海員協會、港從、神戸市電從(オブザーバー)・委員長 宮本官治・事務所 神戸)

三、大阪地方協議會 (加盟團體 海員組合、全總、海員協會、港從、官業勞働、總聯盟・議長 松浦清一・事務所 大阪)

四、中部地方協議會 (加盟團體 海員組合、全總、官業勞働、

第二部第二篇 勞働組合

製陶勞働、港從・委員長 加藤清勝・事務所 名古屋)

五、神奈川地方協議會 (加盟團體 海員組合、港從、海員協會、全總、東電從、製鐵富士從・委員長 三木治朗・事務所 横濱)

六、北海道地方協議會 (加盟團體 海員協會、海員組合、港從・議長 飯島林次郎・事務所 函館)

昭和十二年中における主要活動は上記の如くであるが、政治委員會、社會立法促進委員會の活動について記せば、

(政治委員會の活動)

一、國民健康保險法に關する決議 本年三月三日第三回政治委員會を開催、國民健康保險法に對する決議を決定し、首相、内相、軍部兩相、社會局長官、貴衆兩院議長に提出す。

二、勞働省の設置並に勞働立法制定に關する決議 本年六月二十五日第四回政治委員會を開き、政府の新設せんとする社會保健省に對し、勞働省の設置並に勞働立法制定に關する建議を近衛企劃廳總裁に提議するに決し、關係各廳に提議す。

三、議會對策 (イ) 臨時議會對策 「昭和十二年八月二十三
日組合會議政治委員會と社大黨勞働委員會との合同懇談會を東京
芝日本勞働會館に開催、臨時議會對策につき協議。所謂日支事變
の擴大する情勢に直面して、眞個の舉國一致を樹立するためには、
特に勞働者農民のために勞働立法、小作法を整備することが益々
必要となつた。此の點に就て政府及び關係方面の注意を喚起する
こと。又從來の産業及勞働統制要求運動の趣旨に基きその實現を
期すること。尙内閣招待の各派交渉會に於ては、上記の趣旨に基

き出席社大黨代議士より特に此の際政府は労働者農民の聲を聴き少くとも組合法、小作法制定の要を力説すること等の申合せをなす。尙臨時議會に對し、社大黨より提出せる「戦時體制下に於ける産業平和促進に關する建議」が委員會に於て審議の際、組合會議の産業及労働の統制に關する建議を今日までの運動經過を附記して、之を印刷し、建議委員を始めとして多くの議員に配布した。」

(ロ) 第七十三議會對策 十二月二十日開催の政治委員會は次の如く議決した。

A 提出議案

一、産業及労働の統制に關する建議

一、労働力の保護擴充に關する建議(労働時間制限、技術工養成その他)

一、健康保險法の改正

一、船員保險法・小型船員保護法

一、商店法

一、保健社會省に労働統計局設置並に參與制創設に關する建議

一、出征軍人遺家族の生活保證、傷病兵の生活保證並に再教育、戦後復員等に關する對策は社大黨の案に協力すること。

尙、活動方法として社大黨労働議員團と緊密な連絡をとること。

四、鈴木顧問の渡米問題 九月二十二日政治委員會は鈴木顧問

の國民使節としての渡米問題に付協議し、その態度を決定した。「鈴木顧問自から國民使節として難に當らんの決意を有せられ、且つ民間國民使節として渡米するに就ては、組合會議代表たるを切望せられ、且つ九月二十一日開かれたる社大黨中央執行委員會に於ては、鈴木顧問の渡米に賛意を表し、黨の代表たるは勿論、組合會議が又其代表者とする事の最も有意義なるを信じ、組合會議が其の手續をとらんことを希望し、政府も又民間團體特に組合會議の代表者としての渡米を期待せる意嚮なるを以て、……持ち廻り執行委員會の形式に於て鈴木顧問の組合會議代表としての渡米を決定した。」かくて遣米國民使節鈴木顧問は十月二十七日渡米の途についたが、出發に際して發表せる聲明書は次の如し。「我等と友誼的關係の深い米國の労働團體が日本品排斥の決議を行ふに至つた事は誠に遺憾である。之れは畢竟するに支那側の一方的宣傳を過信し、公正なる判斷をなす機會を有せざりしに基因すると信じます。言ふまでもなく今回の日支事變は、直接には日本が支那の赤化排日の激化に對し、遂に隱忍する能はず其の防衛のための戦ひであり、之れなくして東洋不安の禍根を艾除する能はざるを確信し、國運を賭して起てる聖戦であります。

今、私は、日本労働組合會議を代表し、同會議の日支事變に關する聲明書の主旨に基いて米國労働團體に公正なる理解を求むる事を目的として故國を出發せんとするものであります。米國の輿論が極度に惡化して居る今日、私の渡米は聊か時機を失した感がないでもないが、誠意を以つて理解に努め、日本の労働階級の立

場より日米親和のために全力をつくして努力せんと欲するものであります。」

五、國民精神總動員運動への参加（「事變對策」の項参照）

六、事變に關する對外聲明 組合會議は十月二十日東京に第一回政治委員會を開催し、鈴木顧問の渡米と關聯して、亞細亞労働會議加盟團體並に歐洲の團體に對しても日支事變に關する組合會議の態度を聲明した。主文中の一、二を摘記すれば次の如くである。

〔主文〕

一、今日の日支事變は、支那積年の排日侮日政策と、背後にあつて之を繰る赤化政策に依つて排發されたもので、日本はむしろ防衛的の見地から已むなく立つたものである。其れ故多年の日支兩國國民の交友と、東洋平和の確立を念願として來つた日本の労働階級も、當面の不幸なる事態を出來得る限り、速やかに收拾し、平和の障害を除去する爲に、戰線に、銃後に舉國一致の建前を以て政府の方針を支持しつゝある。

一、日本の労働階級は、事變の勃發以來、或は愛國公債應募運動に、或は銃後の救援運動に積極的な努力を傾倒し、進んでは労働者罷業權の休止さへ提議しつゝある。之れは日本の労働階級が、今回の事變を全く赤化抗日に對する防衛的事變たるを痛感せる結果であつて、決して無批判に政府を支持してゐるのではない。國際的連帶性を堅持し、正義と平和を愛好する日本の労働階級が、かゝる決意を有するに至れる眞情に就ては、充分御理解を願ふ次第である。

第である。

七、人民戰線運動に對する聲明 十二月二十二日開催の第三回政治委員會は、日本無産、全評の結社禁止に關しその態度を表明した。

「聲明書」（拔萃）「社會運動に於て結社の自由の尊重せらるべきことは我等の常に強調する所であるか、苟も國家的立場に反する如き傾向に對しこれが禁壓の必要なることは他言を要しない。しかし、社會運動に對する取締りは、その禁壓矯正等に止らず、他方進んで資本の專横を制約し、労働者團結權を法認して健全なる社會運動の助長發達を促すことが緊要である。現下未曾有の重大時局に際し舉國一致強化のためには殊にこれを痛感する。我等は今回の事件に鑑み、政府當局の猛省と果斷あるべきを切望する次第である。」

（社會立法促進委員會の活動）

一、社會立法懇談會 一月二十九日、東京丸ノ内中央亭に開催、學者、政黨、政府關係當局、勞農團體の代表等社會立法に關する權威者五十餘名參集、組合法、小作法について懇談した。

二、民衆大會 三月一日、東京協調會館に組合法、小作法、國立民衆銀行法の三大立法獲得、大衆課稅反對民衆大會を開催、大會選出實行委員は組合法、小作法に關する請願署名書を議會に送つた。

2 大會・執行委員會、その他

本年度大會、執行委員會は次の如し。

第一回擴大執行委員會（一月十二日、於東京芝目本労働會館）
△第二回擴大執行委員會（二月二十五日、於東京芝目本労働會館）
△第三回擴大執行委員會（三月十日、於東京芝目本労働會館）△
第四回擴大執行委員會（四月四日、於大阪日本海員組合川口支部）
△第五回擴大執行委員會（五月十六日、於東京芝目本労働會館）
△第六回擴大執行委員會（八月三十日、於東京芝目本労働會館）
△第六回大會（十月十日、於大阪中ノ島中央公會堂）

うち、第六回大會の狀況は次の如し。

第六回大會——十月十日、於大阪中ノ島中央公會堂。出席者一〇〇名（代議員六〇名、執行委員及評議員四〇名）「スローガン」産業協力國難突破、堅忍持久舉國一致。「議長」松岡駒吉「副議長」小泉秀吉「議事」一、皇軍に對する感謝決議（議長説明）二、産業及労働の統制に關する建議（説明河野密）三、出征將士及其の遺家族の生活保證に關する件（説明 内田文市）四、労働時間制限に關する決議 五、職業紹介機關の國營化に關する件（説明 永江一夫）六、保健社會省に賃銀労働統計局設置に關する建議（説明 菊川忠雄）七、保健社會省に參與制設置要請に關する件（説明 菊川忠雄）八、保健社會省即時開設要請に關する決議（説明 菊川忠雄）九、小型船員保護法制定の件（説明 麻生喜市）一〇、船員保險法（説明 鈴木倉吉）一一、國民健康保險法制定に關する決議（説明 岩永榮一）一二、商店法（説明 西卷敏雄）一三、大會宣言 一四、次期大會の件（北九州）以上全部可決。

組合會議及其の加盟組合は支那事變の擴大と共に夫々政府支持の態度を明らかにし、舉國一致的國防獻金運動、出征遺家族の慰問救援運動等各種の銃後運動を爲し來つたが、更に本大會を通じて右の方針を強化確立し、當面の時局に對してその責任を分擔するの態度を示したことは注目値する。

可決された議案中「産業及労働の統制に關する建議」要綱は次の如くである。

〔要綱〕

（一）労働行政

各省に分散せる労働行政を保健社會省に統一し、官業労働者に對する労働行政も此の管轄下に移し、參與制を設置し、産業及労働代表を參加せしめ、産業及労働の統制に基調を置く舉國的協力を實現すべし。

（二）産業統制

（イ）重要産業並に大産業は國營若くは國家管理を終極目標とし、公益の精神に則りて指導監督を行ひ之を統制すべし。

（ロ）一般中小産業は各業別に事業主の組合を組織せしめ、之に強制力を附與し、國家は全組合を通じて指導監督を行ふべし。

（ハ）右の目的遂行のため政府は内閣直轄の機關を設置すべし。

（ニ）現下非常時の緊急處置として左の統制をなすこと。

（A）利益配當の統制を斷行し、特に時局による不當利得を抑制すること。

(B) 物價騰貴を抑制し、生活必需品の價格の公定を斷行すること。

(三) 勞働統制

(イ) 勞働組合法、團體協約法を制定し、勞働者に自覺と光明を與へ、勞働組合運動に一定の軌範を示し、其の健全性を助長發達せしめ、以て産業爭議の最少化を促進し、進ん勞働者が國家産業に貢獻し得る様統制すべし。

(ロ) 勞働爭議調停法を改正し、必要に應じ一般産業にも強制調停を適用し、尙和解と調停に依つて解決を見ざる事件に限り、之に最終的裁斷を下し、以て勞資の自己的闘争を終熄せしむるため、夫々勞働、企業、消費三者を代表する陪審員を參加せしむる産業勞働裁判所を新設すべし。

(四) 産業協力

(イ) 産業協力の基本は自主的勞組働合の公認を経とし、團體協約を緯とする勞資兩者の協力に存すると雖ども、之を勞資兩者の自主的努力のみに放任することなく、國家も又産業協力委員會を設置し、産業平和及産業協力の實現を促進すべし。

(ロ) 産業協力委員會は、主務大臣、地方長官若くはその任命せる官吏を議長とし、勞働、企業、消費三者同數の委員を以て構成す。但し委員會は全國的並びに地方的、産業別的に設置すべし。

以上の要綱を内容とする産業及勞働の統制に關する國策を樹立し、之を實現せしむる目的を以て總理大臣直轄の下に産業及勞働に關係ある團體的代表者並に學識經驗ある人士に依つて構成する

産業勞働統制審議會を設置し、速かに其の準備を進められんことを要請す。

3 運動方針

その最近の運動方針として第六回大會宣言を左にかかげる。

〔宣言〕(拔萃) 「時代の進展は駁々として止まるところを知らず、生産力の擴充が叫ばれ、勞働力の補強が日程に上ると共に、國防の見地よりするも、勞働問題の重要なことが、今更の如く爲政者の課題となるに至つた。我等は寧ろその遅かりしを嘆ずるものであるが、勞働問題に對する新らしい理解の將に開けつゝある事を衷心より欣快とする。(中略)

日本勞働組合會議は夙にその蒙を啓かんと欲し、其の創立の當初より『健全なる勞働組合主義』を堅持し、反共產主義、反ファシズム、反資本主義を以て運動の方針とした。目指すところは團體的訓練を貫く報公精神の涵養であり、社會正義の具現であつた。我等は勞働組合を通じて、一般勞働大衆の間に國家産業人としての自覺と矜持を與へ、技能と熟練とを以て新興日本の建設者たらんとするの理想と希望に燃え上らしめた。我等は勞働組合運動を通じて、些か國家のために貢獻する所ありしを誇りとするものである。

然るに刻下の重大時局を反映して、時代は更に我等の前進を要求してゐる。コミンテルンの觸手が、西にスペインの禍亂を生み、東に日支事變の地下的推動力をなして居る際、健全なる勞働組合

主義の役割は愈々重大性を加へ來つた。我等は過去に於て、労働階級を共産主義の魔手より防衛する爲に、果敢なる斗争を續け來つたが、今や進んで凡ゆる陣營をその觸手から切斷し、全大衆を労働報公の精神の中に淨化結集すべき新らたなる任務を有つ。

今國運を賭する日支事變の前途を思ふ時、我等また憂國の衷情禁じ能はざるものがある。我等の使命は労働による報國の達成、我等の期する所は萬民共榮の舉國的體制の實現、日本労働組合會議は、自ら労働階級の理想と眞情とを高く掲げて、之が完成に邁進せんとする。

労働時間の制限は、自らの安逸を求むる爲めに非ず。國民體位の向上を目指す國家百年の大計である。團結權の要求は、利己的欲望の具限に非ず、産業立國の楨杆としてである。出征兵士家族の救援運動は、徒らに名利を遂ふがために非ず、衷心より皇軍の勝利を祈願するからである。

日本労働組合會議は、労働大衆の團體たるが故に、最も愛國的の團體なりと自負する。年來の抱負を茲に披瀝して、廣く天下に訴ふると共に、勇躍して時局匡救の新らたなる使命に向つて協力せん事を誓ふ。」

4 役員

年度大會において決定されたる新役員は次の如し。

〔議長〕 松岡駒吉 〔副議長〕 米窪滿亮 〔書記長兼會計〕 上條愛一 〔執行委員〕 (以上三名のほか) 堀内長榮、小泉秀吉、岡崎憲、西尾末廣、川村保太郎、八木信一、濱橋文作、岩永榮一

〔政治委員〕 松岡駒吉、堀内長榮、山川宗彬、河野密、元廣昇、渡邊年之助、小林健一郎、岩永榮一、岡崎憲。

〔顧問〕 鈴木文治

(一) 全日本労働總同盟

1 運動の概況

昨年一月日本労働總同盟と全國労働組合同盟の合同によつて成立した全日本労働總同盟の合同以後本年初頭に至る主要活動は舊兩同盟の地方的及び産別的合同を急速に完成することであつた。したがつて、この期における活動の大半はこのために盡されたといつてよい。本年に入るや一月、當面の主要運動についての方針(別項「運動方針」参照)を全組織に飛檄したが、同盟は本運動に依つて労働組合の素質の向上・組織の擴大・インフレ進行下の日常活動・退手法對策・労働組合法獲得運動等の全般に亘り、その根本方針を決定したのである。殊に昨年末來經營内労働者間に動きつつあつたインフレ進行過程における賃銀値上運動に對しては昨年十一月關東同盟大會が逸早くこの要求をとりあげたが、一月の全總中央委員會は前記運動方針書その他においてこの運動を平和的に指導解決し、産業協力運動と健實なる労働組合主義の建前をもつてこれを處理した。

更に日支事變に際しては、その戦線の擴大につれて當初の

自重的態度に一步を進め、曩に計畫した組織宣傳活動、メーデー代行第二回組合運動會等を自發的に中止し、組織の全部を動員して出征兵士家族の慰問救援、國防獻金運動等を行ふに至つたが、八月には事變對策を指令し（別項「運動方針」參照）、更に全國大會においては、注目すべき罷業絶滅の宣言をはじめ一切の努力を銃後運動に集注しこれが實現のために活動し來つた。かくの如く今次事變に際しては同盟本來の産業協力運動をより徹底せしめて非常時舉國一致に参加し、また、産業及び勞働の統制の強化の當面緊要なるを強調して政府並に關係方面に獻策を續けて來た。かくの如く、組合會議・社大黨の中心勢力である「全總」が事變を契機として相當の轉換を行ひつつあることは、全總自體が戦時下の勞働問題に對處して勞働者大衆をいかに指導すべきかの立場にあつて、未曾有の試練を重ねつつあることの證左ともみられる。

尙、この期における組織状態につき、同盟本部の發表に依れば、その現勢は全國大會當時二同盟會、一三聯合會、一〇六組合、八五三〇八名であつて、前年に比し組合員數の減少を示してゐるが、これについて同盟本部は從來の各組合發表の虚數を訂正したためであるといふ。更に團體協約活動、會館、勞働學校、消費組合等は「全總」の得意とするところであるが、これらの平和的活動も逐年その成績を向上しつつあると報告してゐる。

以下、十二年度大會報告にもとづいてその活動の概要を見てみる。

政治活動 においては「現在、社大黨所屬の國會及び自治體議員中、本同盟關係者は代議士十三名、府縣會議員三十一名、市會議員七十九名を算へられる。……本同盟は黨影響下の勞働者層に勞働組合の組織化を促すやうに努力してゐるが、最近更にこの協力關係を明確にするために、第四回中央委員會は『組織分野に於ける社大黨と勞働組合との關係を明確にする規定』を決定した。……對外的政治活動は合同大會の採擇せる『勞働國策に關する決議』の趣旨に基き機會ある毎に諸方面に亘つて行はれた。」

團體協約活動 についてみるに「昨年一月以來、本同盟に於て團體協約の新たに成立したるものは關東煉瓦石建築同業組合と本同盟關東タイル煉瓦工組合（一〇二五名）の間に協約せられたるものを最大として八件である。運輸、映畫等の事業に進出したることが注目に價する。……本同盟の團體協約運動は我國勞働運動中の異彩であつて、……運用に於ても勞資益々試練を重ねて來てゐるが、尙、中小工場の域を脱せず。」

爭議活動 本同盟は從來の爭議部を爭議統制部と改稱し、爭議最少化方針を採り來つたのであるが、事變後は更にこの方針を強化し、罷業の絶滅をさへ宣言してゐる。いま報告によつて爭議活動をみるに「本部は卒先して勞働大衆の生活苦を緩和し勞資關係の圓滑を計るために、政府が進んでこの對策をなすを必要と認め、昨年十一月關東同盟大會に於て、賃銀俸給増額要求に關する決議

をなしてこれを關係官廳に要請し、更に本年一月十一日の第三回中央委員會は、本年度主要運動方針の一つとして『賃銀値上の全國的闘争を展開すること』を決定し、平和的且つ積極的にこの運動を全國にわたり行ふべきことを檄した。この運動は本部の統制下に本同盟の産業協力の方針を以て有効に遂行せられた。本年上半期に於ける本同盟所屬の職場では、一應賃銀値上げの目的を達し、特に東京、大阪、兵庫、神奈川、北九州等の如き本同盟の有力地域に於てはこの運動を平和的に指導し交渉によつて圓滿解決を見、紛争に至つたものは前記各地で約百件に過ぎず、これも極めて短期の紛争で終つた。大體に於て、二割乃至三割の増額要求に對して一割乃至二割の増額を獲得したものが普通である。この運動を通じて見るとき、労働組合の存在する所は平和的解決を見るものが多いのに、未組織の所が却つて紛争議を惹起してゐる事例が多く、堅實なる労働組合が産業平和に必要なことの認識を深めしめた。

今次の事變が勃發するや、本部はその事態の重大なるに鑑み、特に産業平和のために心を用ひ、關係官廳の事前調停と相俟つて平和的手段に訴えて紛争議の解決を計り、單に従來の争議最少化の方針を徹底せしめるのみならず、進んで罷業權の行使を嚴に慎しむといふ態度を以て望んでゐる。」

組織宣傳活動 についてみるに「この期に於て新組織又は加盟を見たる組合数は八、その人員は約五千名であるが、……組合の内部に於ても新設又は擴大したるもの多く、特に、インフレの進

行に伴うて労働組合の進出を見たる本年上半期の如きは支部の新組織は加盟の組合及び支部の人数約八千名と見られた。本部はこの傾向に乗じて一大躍進をなすべく、本年七月第四回中央委員會に於て、大規模なる全國的組織宣傳運動を計畫したが、たまく今次事變に遭ひ進んでこれを中止した。」次に、

合同促進委員會の活動 についてみるに、昨年新同盟の結成と同時に特別委員が選定され、交總、市從に對して合同促進を求めつつあつたが、その後「東交、市從等は全國評議會と共に労働協議會の運動に参加し、人民戦線の傾向をもつ日本無産黨影響下に起ち、交渉は中斷の已むなきに至つた。」

2 大會・委員會、その他

本年中において開催された大會、中央委員會、各聯合會大會、その他の會合中主なるものは、

〔中央委員會〕

- △第三回中央委員會（一月十一日、於東京全總本部）
- △第四回中央委員會（七月三日、於東京全總本部）
- △在京中央委員懇談會（九月十日、於東京全總本部）
- △第一回中央委員會（十一月十八日、於東京全總本部）

〔大會〕

全日本労働總同盟年度大會（十月十七・八日、於東京日本労働會館）

旭製紙労働組合第七回大會（一月二日、於高知市水源町、天現教會所）△長陵中部製紙労働組合第四回大會（一月十日）△静岡

縣聯結成記念大會（二月十一日、於沼津市外丘南労働會館）△高知履物工組合（四月十六日、於高知市板垣會館）△日本縫工組合大會（五月八日）△東京塗裝工組合大會（六月十七日、於東京芝協調會館）△千葉縣聯合會大會（六月十九日、於市川労働會館）△京都食糧産業労働組合擴大執行委員會（六月）△關東釀造労働組合第十四回大會（七月十五日、於市川市八幡労働會館）△全大阪市從業員組合大會（七月十六日）△神奈川合同労働組合第八回大會（七月八日、於川崎市神奈川聯合會本部）△製網労働組合第十回大會（十月十九日、於川崎市製網労働會館）△鐵工組合大會（十月三日、於東京日本労働會館）△關東同盟大會（十一月十三日）於東京日本労働會館）△兵庫縣聯合會大會（十一月二十一日、於神戸湊川勸業會館）△東京塗裝工組合臨時大會（十一月二十五日於東京日本労働會館）△九州聯合會大會（十一月二十一日、於小倉製網労働會館）△染色労働組合大會（十二月七日、於橫濱市中區宿町染色労働會館）

〔新組織・加盟〕

向島造船労働組合（一月十二日、中四聯合會所屬）△東京都市從業員組合（一月三十一日、於東京芝日本労働會館、東京聯合會所屬）△東京タイル煉瓦工組合（六月六日、東京聯合會所屬）△札幌一般労働組合（六月十日加盟、單獨）△足利市郡型付職工組合（六月十六日加盟、關東紡織所屬）

〔合同改組〕

全大阪市從業員組合創立大會（一月十七日、大阪市現業員同盟・

全大阪市從業員同盟合同）△鐵工組合創立大會（一月二十四日、東京鐵工組合、神奈川鐵工組合合同）△大阪合同労働組合創立大會（二月二十日、大阪合同労働組合・大阪化學一般労働組合合同）△大阪金屬労働組合創立大會（十一月九日、兩大阪金屬労働組合合同）△關西紡織労働組合創立大會（十一月十四日、關西紡織産業労働組合・日本紡織労働組合合同）
右のうち主なる大會の概況は次の如くである。

全日本労働總同盟年度大會 十月十七・八日、於東京芝日本労働會館。代議員三四六名、本部員三〇名、合計三七六名。「大會スローガン」産業協力國難突破・労働報公舉國一致。議長 松岡駒吉。副議長 河野密・西尾末廣。

議長挨拶に次で、「皇軍將士感謝決議」を大矢省三氏朗讀して可決、軍部兩相、現地各司令官に送達することとし、戦歿將士に對する默禱の後、本部報告を菊川忠雄氏、政治部並に議會報告を河野密氏が行ひ、以上の報告を終つて、本大會の重要眼目たる「宣言」を西尾末廣氏が時餘に亘つて説明し、これを土井直作他數名の審議委員に附託して第一日を終つた。第二日の議事は次の如し。

〔議事〕 一、出征兵士並に遺家族慰問義金募集に關する件（説明 原虎一）二、愛國公債應募準備の爲め日掛貯金運動を開始するの件（説明 菊川忠雄）三、産業及労働の統制に關する建議（説明 河野密）四、労働時間制限に關する決議（説明 西尾末廣）五、職業紹介機關の國營化に關する件（説明 永江一夫）六、

國民健康保険法制定に關する決議（説明 塚本重藏）七、商店法制定に關する件（説明 井上良二）八、次期大會等に關する件

（説明 菊川忠雄）九、宣言（以上全部可決）

ついで優良模範組合及十年繼續組合並に同支部十年繼續組合員の表彰式を行つた。

（模範組合）因島労働組合、日本縫工組合、製網労働組合、關東合同労働組合。（十年繼續組合）一六組合。（十年繼續支部）四八支部。（十年繼續組合員）二四三八名（内女 一四三名）。

〔役員〕（全員再任）

顧問 安部磯雄、高野岩三郎、鈴木文治。

會長兼會計 松岡駒吉。副會長 西尾末廣、河野密。總主事

菊川忠雄。副主事 原虎一。

中央委員 大矢省三、金正米吉、鈴木悦次郎、山口常次郎、大森種市、永江一夫、八谷幸太郎、金光平、三木治朗、徳永正報、土井直作、高橋涉、茅野眞好。

〔宣言〕（拔萃）「我が全日本労働總同盟は、我國労働運動の中堅として、終始堅實なる労働組合主義の確立のために闘ひ來つた。共產主義の禍害を排し、自立の組織と訓練を擴充して大衆の生活の擁護、素質の向上に努め、進んで資本主義の改革を促進せんとするもの實に是である。殊に、我等が多年主張し來れる産業協力運動は、近時非常時局の緊迫するに伴ひ益々生彩を放ち、國民體位の増進、生産力の擴充、統制經濟の強化等と相並んで、國防的にもその重要性を認めるに至つた。我等は本同盟歴年の努力の結

果が、漸く國策となつて登場し來れることを欣び、益々その使命の發揚に邁進せんとするものである。

思ふに今日の時局は、内に國內の改革を必然ならしめ、外に國際關係の革新的調整を導きつゝある。従つてこれが對策は、内と外とを見通し、當面に適應すると共に眞に誤りなき國家百年の大計を樹立するにある。労働階級また時局の擔當者たる矜持を持し、國內改革の緊要なるものは斷乎之を推進せしめると共に、待つべき犠牲と困苦に對しては自ら進んで堅忍するの用意あるを要する。凡そ非常時局の關頭に於て、これが成敗を決するものは、産業及労働の合理的なる組織であり生産力の發展を導く労働者の熱情的なる協力である。永きに亘り鐵火の試練を経來れる本同盟が、確信を以て時代を指導し、國策に寄與し得る所以も亦茲に存する。我等は以上の立場と信念に基き、遠く時艱の前途を見極めつつ刻下の急務に應ずべき大乗的な労働運動の基準を次の如く宣明する。

一、我等は今次事變中の勞資紛争を擧げて平和と道義の手段に訴へて解決し、進んで全産業に亘り同盟罷業の絶滅を期す。

二、我等は銃後生産力の増進と産業平和を確保するために、官民共同による非常時産業協力委員會の即時設置を期す。

三、我等は現下及將來を貫く労働國策として、労働者團結權の法認並に産業及労働の統制の即時實現を期す。

今や皇軍の將士貧富の別なく身命を擲つて國に殉ずる秋、國內産業戦線に於ても一人の怠業する労働者なく、一人の私利を逐ふ

資本家なからしむることが、我等の衷心よりの念願である。云々」

關東同盟第十五回大會

十一月十三日、於東京芝日本労働會館。議長 松岡駒吉。出席者約二百名。松岡議長が冒頭、「全國大會宣言の三箇條を如何に具體化するかが本大會の重要任務である」と述べて大會の性質を明にしたことは時局柄注目された。

〔議事〕 一、今回支那事變にあたり全日本労働總同盟大會に於いて決定されたる、宣言の眞精神を徹底せしめ其の具體化に関する件 二、出征將兵遺家族慰問及び義金募集具體化の件 三、事變公債應募の愛國貯金運動具體化の件 四、職業紹介機關の國營化に関する件 五、労働時間の制限に関する決議 六、労働組合法・労働協約法・國民健康保險法・商店法四法律の即時制定運動に関する件 七、保健社會省即時開設要請に関する決議 (以上全部可決)

〔役員〕 會長兼會計 松岡駒吉。副會長 三木治朗・菊川忠雄。主事 原虎一。

鐵工組合第十四回大會

十月三日、於東京芝日本労働會館。出席代議員 一九八名。議長 原虎一。〔議事〕 一、支那事變從軍兵士及其家族慰問に関する件 二、労働時間制限に関する決議 三、労働組合法制定要求決議 (以上全部可決) 〔役員〕 顧問 内田藤七。組合長 原虎一。

製綱労働組合大會

十月十九日、於川崎市製綱労働會館。議長 三木治朗。〔議事〕 一、福利基金積立に関する件 二、金融部利益金處分に関する件 三、出征者及遺家族救援に関する件 四、

第二部第二篇 労働組合

愛國貯金獎勵に関する件 五、労働立法制定促進に関する件 (以上全部可決) 〔役員〕 組合長 三木治朗。

大阪全屬労働組合合同大會

十一月九日、於大阪全勞會館。議長 前田種男。先づ椿繁夫氏の合同經過報告あり、ついで兩組代表前田種男、山口常次郎兩氏の握手によつて合同宣誓が行はれた。〔役員〕 組合長前田種男、主事 鈴木悦次郎。

兵庫縣聯合會大會

十一月二十一日、於神戸湊川勸業會館。代議員 約五百名。〔スローガン〕 産業協力國難突破・労働報公舉國一致。議長 永江一夫。〔議事〕 一、皇軍將士感謝決議 二、出征將士並に遺家族慰問義金募集に関する件 三、愛國公債應募準備のため月掛貯金運動を開始するの件 四、非常時産業協力委員會即時設定に関する件 五、臨時工人夫名義廢止に関する決議 (以上全部可決) 〔役員〕 會長 永江一夫。副會長 今津菊松。主事 金子巽。

九州聯合會大會

十一月二十一日、於小倉製綱労働會館、代議員 一三〇名。議長・伊藤卯四郎。〔議事〕 一、總同盟十二年度大會宣言決議に宣誓 二、皇軍將士並に家族慰問金募集に関する件 三、愛國公債購入月掛貯金に関する件 四、戦時産業勞資協力委員會設置に関する件 (以上全部可決) 〔役員〕 會長 伊藤卯四郎。主事 元阪順次。

3 運動方針

最近の運動方針を窺ふ一資料として本年一月第三回中央委員會の決定せる運動方針大綱及び八月一日の日支事變に對す

る本部指令の要旨を左に掲げる。

(イ) 昭和十二年度主要運動方針大綱 (要點)

一、労働組合の素質の向上と組織の擴大

- 1 三反綱領・労働組合主義の徹底。
- 2 支部の行政、財政整理の斷行、財政の確立、基金の設定。
- 3 (略)

二、賃銀値上運動

- 1 本年度における組合大會及び支部總會に於ては賃銀値上その他労働條件改善を主題として慎重に協議を進め、その貫徹の手段方法はこれを擧げて支部幹部並に組合本部に一任し持久的にして最善の努力を拂ふ。

- 2 退手法實施に際しては妥當なる方法を以て努めて既得の權利を擁護し、更に進んで未組織労働大衆の爲めにも善き相談相手として本法制定の所期の目的を達する様努力する。

- 3 軍需産業における疾病と災害の激増に對しては、長時間の夜業廢止、安全設備の完成とその運動の徹底化に努力し、事業主の違犯は直ちに鑛山監督所、府縣工場課及び組合本部に報告すること。

三、労働組合法獲得運動は本年度の中心題目であるから労働組合法、小作法制定の爲七十議會請願署名運動には特に熱心に未組織労働者をも参加せしむる様猛運動を行ふ。更にこれを出發として凡ゆる機會と日常運動を本題目に集中する。

(ロ) 日支事變應召者の職場・家族扶助保證運動方針

一、職場の保證——應召者に對してはこれを休職として取扱ひ除隊後は應召前の條件に相當する待遇を以て直ちに就職せしめるやう、事業主の保證を得べく努力する。

二、家族の扶助——事業主より家族扶助料として實收の六割以上を支給するやう努力する。但し、應召者家族扶養の義務なき場合若くは事業主弱少にして扶助料の負擔に堪えがたき場合は前項に準じて善處する。

三、支部の共済——應召者の家族に對して、可能範圍に於て最善の精神的並に經濟的援助を行ひ少くとも毎月一回家族慰問を行ふ。共済組合、共済部なき支部においては前項の目的を達するため新に共済機關を設置するか又は之に代る方法によつて、適當の援助、慰問を講じる。

4 綱 領

〔綱領〕

一、我等は労働報公の精神に基き、徳性の涵養、識見の開發、技術の進歩を圖り、以て自己の完成と社會正義の實現を期す。

一、我等は強固なる組織を有効なる手段によつて、労働條件の維持改善、共同福利の増進を期す。

一、我等は國情に立脚して資本主義の改革を促進し以て合理的なる新社會の建設を期す。

(二) 日本海員組合

1 運動の概況

大正十五年五月檜崎初代組合長の下にその礎石を築いた日本海員組合は産業別労働戦線統一のため分散勢力の合同結集を經過して今日に至つた。しかるに昭和十年五月以降内紛によつて分裂を生じ、社會各方面にその餘波を及ぼす如き事もあつたのであるが、昨年末の退職手當制定問題を契機として合同機運は急激に濃化し、本年三月、遂に新組合の復歸的合同によつて海上における労働戦線の再統一を完成した。

日本海員組合は現在海上における唯一的最大の組合であり、國際的組合との連携も極めて緊密であるが、日支事變に當面するや、本部は七月十二日政府の措置は我國の既得權擁護のための自衛手段であり、東洋永遠の平和の爲已むを得ざるものであり、組合員はその特殊的立場に鑑み與へられたる使命を遂行すべき意味の通達を發した。更に七月廿四日には國防献金等に関し通達を發し、同二十八日には應召船員の待遇問題に關して協議しその決定事項を船主協會に對し提案した。また、十二月の第三回評議員會は「皇軍將士並に軍務公用船乗組員感謝決議」を行つた。

本組合は昭和五年以來、國際運輸労働組合（ITF）に加盟してゐたのであるが、本年新日本海員組合との合同に當り之より脱退を決意し、その時期は組合長一任となつてゐたが、さらに事變後の時局に鑑み、九月脱退通告を發して國際的加

盟關係を中斷した。また英米諸國の労働團體が事變關聯の日貨排斥決議をなせるに對しても抗議する等海運産業への協力を通じて國策の線に順應しつつある。いま昭和十三年度大會告によつて組合最近の状況を見れば次の如くである。

組織活動 まづ組織の方面についてみるに「本年度は七千六百五十五名の新進氣鋭の乗組員を新らしく組織内に迎へ入れて組合員總數十一萬三千二百二十五名に達したのである。先づ過去五ヶ年に亘る本組合の新組織率を見るに、

昭和八年度新加盟者	二、四四五	新組織率	〇・〇三五
同 九年度	同 二、四二〇	同	〇・〇三五
同 十年度	同 三、〇一六	同	〇・〇三〇
同 十一年度	同 三、九三三	同	〇・〇三七
同 十二年度	同 七、六五五	同	〇・〇七三

以上の如く本年度は、過去五ヶ年嘗つて見ざる多數の新加盟を見たるは、最近に於ける本邦海運界の好況に伴ひ新造船舶の船員需要の激増と共に、今次事變に際し、船舶の運航に支障なからしめるため多數船員の急激なる需要を生じたためである。」

待遇改善運動 についてみるに合計三百二十八件に達してゐるが、「特に本年度は特種川務乗組船員家族の生活保證にまで及び、之等が何れも何等紛争を見ることなく、極めて圓滿裡に解決改善されたることは、未曾有の重大時局下にあつて、勞資共に渾然一體となりて克く産業協力の實を擧げたる證左にして、……さらに待望の新船員法の實施さるゝあり、又機關部員手當の増額繼續支

給あり、或は各種手當の増額改善に活動せるのみならず、各種團體協約權の圓滿なる遂行に努むる等何れも海上大衆をして後顧の憂なく國防産業に獻身せしめんとする本組合の念願の結果に外ならぬのである。」

政治活動 「政治部多年に亘る努力の結晶として、待望の改正船員法が第七十一議會を通過し、遂に公布實施を見るに至れるは誠に欣快に堪へぬ。更に本年度政治部に課せられたる重要任務の一として船員保險法制定促進の活動を挙げねばならぬ。……本組合は船員保險法を政府より提案さるゝやう再三陳情すると共に、副組合長米窪代議士を通じ社會大衆黨と協力し、或は議員提出の法律案に、或は建議案乃至は請願の採擇に最善を盡した。」

國際的活動 「國際部に於ては今次我國聖戰の正しき認識を與へるべく聲明的文書を作成し、アメリカ國際海員組合、英國勞働黨、英國海員組合、濠洲海員組合、カナダ海員組合等に對して之を送致し、……日本勞働組合會議に對しても誤てる海外諸團體の蒙を啓くべく適切なる對策の確立を要望する處があつた。更に本年度國際部の關係問題として擧げらるべきは、去る一九二九年濱田前組合長が渡歐の際加盟手續を採り來れる I.T.F より脱退せることである。」

新日本海員組合との合同經過 「昭和十年五月海上戰線統一の型態が破れてより三ヶ年、海上大衆の均しく待望した戰線統一が實現し、本組合が創立滿十六週年を迎へんとする直前に於いて、その輝かしきも新たなる第一歩を踏み出すに至つたことである。

……藤原大阪遞信局長及兵庫縣當局の並々ならぬ御幹旋により、新日本海員組合は三月十一日の臨時大會に於いて合同を決議すると共に、解散を斷行せるを以て本組合も亦昭和十一年度第四回評議員會に於て満場一致、新日本海員組合との合同を決議し、合同聲明書を發表した。」かくして、三月十三日海事部神戸出張所における勸告者側、兩組合側代表出席のもとに開かれた合同協議會、三月十六日の合同披露式を経て兩組合の合同が完成した。

三月二日藤原大阪遞信局長の提示せる「合同勸告文」「希望意見書」並びに兩組合の合同聲明書は次の如し。

〔新舊兩組合同勸告文〕 「現在帝國の非常時局に際し之が打開の策として海運産業の急速なる進展を企圖する事は最も緊切なる事項に屬す。斯の如き際に於て海上普通船員の間に新舊兩組合對立して相爭ふが如きは海員個人相互間の感情を惡化せしむるのみならず延ては海運の發展を阻害する結果となるやも保し難く遺憾の極みなり。依つて新舊兩組合間の過去に於ける一切の感情を清算し情實を排して速かに合同を執行し國家本位の見地より將來益々海運産業發展に努力併て海員の福祉増進に力を致される事を勸告す。」

〔希望意見〕 (略)

〔合同聲明書〕 (抜萃) 「吾等は茲に新たなる決意と感激とを以てその戰線を整備するに當り過去二ヶ年に亘る吾等の努力を不生産的なる精力の浪費に終らしめざらんがために鋼鐵の如き統制の下にその結束を固くし過去に於ける一切の行懸りと感情とを清算

し、我國現下の非常時局を開す可き國體的觀念を把握し外に向つては海事協同會の擴充其他を通じて國家並産業に對する協力運動を展開し以て帝國海員の生活條件の改善を圖ると共に、内に向つては海員の産業的技術的自覺の上にその人格並社會的地位の向上を圖り、自肅自戒、全社會の負幸に應へんとするものである。」

2 大會・その他

本年中の主なる會合は、

第四回評議會（三月十三日、於本部）△第十六回年度大會（五月七日、於本部）△第一回評議員會（五月五日、於組合本部）△第二回評議員會（七月十六日、於組合本部）△第三回評議員會（十月十五日、於組合本部）

右のうち、年度大會の大要は次の如くである。

第十六回年度大會 五月七日、於神戸組合本部。代議員五五二名。議長堀内長榮。副議長米窪滿亮。先づ昭和十一年度事業報告があつて異議なく承認。議案審議は次の如し。「議事」一、定期昇給制度の確立に關する件 二、食料改善に關する件 三、年度手當の増額並支給率の平等化に關する件 四、海事特別總會決議即時實現に關する件 五、職長の待遇改善に關する件 六、各種手當の確立並改善に關する件 七、船員法改正及船員保險法制定促進に關する件 八、大會宣言（以上全部可決）

〔役員〕 組合長 堀内長榮。副組合長 米窪滿亮。顧問 岡崎憲・都竹要次郎。

本大會は新方針による合同後の最初のものであり、又新組合内

第二部第二篇 労働組合

部には尙合同に反對する有力なる一派があつて、組合の再確立を企圖しつつある際とて大會の動向は可成注目されてゐた。

3 運動方針及綱領

日本海員組合は産業協力を根本方針としてゐるのであるがその運動方針を大會宣言についてみれば次の如くである。

〔宣言〕（抜萃）「吾等は一面に於いて海上労働者の當面しつつある問題の解決を翹望すると共に、他面に於いて日本労働組合會議加盟の諸團體と相提携し、毅然たる國民的乃至階級的信念の下に、労働生活を保護保證すべき社會立法並施設の獲得に邁進することこそ、本組合に對する社會の公正なる負幸に答ふべき路なりと確信する。吾等は茲に海上労働戦線の再統一を完成したる最初の年度大會に於いて、鐵火の試練と洗禮を受けたる親愛なる同志と共に、本組合の基調たるべき國體觀念を益々堅うし、本組合の内藏する社會性を明確に把握し、協心協力、如上の信念と決意とを以て、一意海上労働生活の向上と、國家産業平和の助長のために、健實なる組合運動を展開すべきことを高らかに宣するものである。」

〔綱領〕（昭和十三年度大會は新綱領を採擇した。）

- 一、我等は我國特異の國情と國民性に立脚し労働組合主義に基き民族性及人間性の全面的把握をなし正義と自由の確保を期す。
- 二、我等は合理公正なる經濟的並びに政治的行動を通じて無産階級の解放を期す。
- 三、我等は労働團體の組織團結の威力を以て海上労働大衆の生

存権の徹底的確立を期す。

(三) 官業労働總同盟

1 運動の概況

官業労働總同盟は大正八年我國労働運動勃興期に大阪砲兵工廠を中心として創立した向上會に始まり、爾來名古屋、小倉、東京の各陸軍工廠を順次結集し、他方大正十二年以來大阪、名古屋、東京芝の各煙草工場を組織し、他面大阪市土木部、水道部を中心とする大阪市従業員組合をも結成した。その指導精神は健全なる労働組合主義にあり、日本労働組合會議に参加し、社會大衆黨を支持し來つたのであるが、昨年九月我國労働運動の非常時として注目された陸軍當局の官業労働禁止方針によつて各陸軍工廠従業員を以て構成する陸軍關係組合が潰滅状態に陥るに至つて、創立二十年の歴史を有する官業労働總同盟は根底から揺り動かされたが、本年に入るや更に本春の總選舉違反事件に絡んで内紛を續けつつあつた、大阪市従業員組合の中心的支部たる水道部第三、配水管、第十一の三支部を中心とする謂ゆる「刷新派」は十月一日代表者會議を開き官業労働總同盟脱退を聲明して日本主義的組合結成を決定、更に十二月二十七日には大阪、名古屋の兩煙草労働組合も、自滅的に解散するに至り、官業労働總同盟は本年全く崩壊状態に立至つてゐるやうである。

大阪市従は陸軍關係組織滅失後における官業労働の中心組合であつたが、川村代議士の選舉違反事件、續いて橋本大阪市長違反事件を繞つて五百名に上る被疑者を出し、主事川村保太郎氏以下常任部を除いて職場幹部四十三名の起訴者を見るに至つたため、組合内部の混亂は收拾に途なく、内包する感情問題をも交錯して、支那事變を契機にこの分裂問題を惹起するに至つたのである。

脱退派の聲明なるものは次の如くである。

聲明書（抜萃）「されば吾人は吾が國有數の産業大都市たる大阪市の従業員として更に結束、粉骨碎身一致協力而して銃後の任務を達成せんとするにあり。吾々の職場よりも多數の充員召集に参加するありて業務上に幾多の缺員を免れざる現勢にありと雖も、吾等は敢然として従業員誓ひの下に其の短を補ひ業態を滅殺せざらんことを期するにあり。更に又、吾らは上下一致至誠を以て密接なる精神上の脉絡を保ち懸命職務に従事し、倍々愛市の觀念を助長し自主的立場にて國家に對する労働奉公の使命を果さんとす。之即ち吾人等が官業労働總同盟を脱退する所以なり。」

2 綱領

昭和十年綱領は再検討され、十一年度第十七回大會はこの新綱領を審議する豫定であつたが、既述の如き事情の發生に依つて草案のまま未決定の状態にある。新綱領の主旨を掲ぐれば次の如くである。

「新綱領」(主旨)

一、官公業の重要性を認識し健全なる労働組合主義に依ること。

二、組織と訓練により労働条件の維持改善福祉の増進並に技術の進歩、人格の修養に努むるものたること。

三、國家的觀念を明確にし國情に即した合法的方法に依り社會の進化に貢獻するものたること。

(四) 日本製鐵從業員組合

1 運動の概況

日本製鐵從業員組合は昭和八年九月八幡製鐵所内組合單一化として結成されたが、日本製鐵會社が設立されると共に、十年六月には川崎市富士製鋼所内舊總同盟系組合を合流せしめて「日鐵富士從業員組合」を、さらに、十一年七月には大阪製鐵會社内舊全勞系組合員八百名を以て「大阪製鐵從業員組合」を結成した。かくして、八幡、大阪、富士の三組合は協議會組織による聯携を保つてゐたが、本年八月には大阪、富士兩組合をもつて「日鐵從業員組合大富聯盟」を結成し、日鐵從創設當初の理想たる製鐵労働組合の全國的統一のための第一歩を踏み出した。

日本製鐵從業員組合は産業協力をその主義とし日本労働組合會議に加盟してゐる。組合員一萬二千五百名を擁し、西日

本における唯一の大組合である。

「日鐵從」本年の活動をみるに、その重要なものは次の如し。

賃銀値上要求其他待遇改善の運動 作業繁忙と物價高に伴ふ收入増加要望並に共済組合掛金不當増額反對の運動はその最重なるものであつた。この運動は一月五日の第二回擴大中央委員會以後關係當局に對する嘆願運動として二ヶ月に亘つて執拗に續けられた。その嘆願事項は「共済組合掛金不當増加絶對反對！ 三割増本給繰入實施！ 特別割増制の實施！ 特別手當即時支給！」にあつたが、三月五日「本給の一割に相當する臨時手當を三月十日より實施する。共済組合の掛金は退手法に關する範圍は從業員の要求を承認し、其他に關する負擔割合は從前通り」との回答を得てこれを一應承認したのであるが、對策委員會は尙存置せしめることとなつた。

事變對策 次に支那事變に對する態度についてみるに、七月二十日、舉國一致の立場より一切の機關を動員して労働報國と銃後の護りに最善を盡す旨を決議した本組合は、國防獻金運動、職場の平和と生産能率増進に關する自主的機關の設置或ひは出征兵士家族の慰問救援等をなし來つた。また本組合戸畑支部の如き、八月三十日の幹部會において、産業協力主義の指導精神に立脚し事變終結迄一切の労働運動を停止することを決定したがその態度は注目に價する。

本年開かるべき第五回大會の如きも、時局に對處し自主的に生

産能率の増進を決定せる建前より、大會代行の役員總會に變更した。その役員總會の状況は次の如くである。

役員總會 十月二十三日、於八幡市大谷會館。役員代表 三百名。議長 横大路茂。「議事」 一、應召従業員家族救援徹底に關する件 二、愛國公債應募に關する件 三、戦時製鐵産業強化に關する件 四、戦時下における製鐵従業員の自覺徹底に關する決議 五、宣言 六、皇軍に對する感謝決議（以上全部可決）「役員」組合長 濱橋文作。副組合長 横大路茂、谷口友太郎。主事 幸義知。

2 綱 領

一、われ等は相愛互助の精神に沿ひ、知識の啓發技術の進歩徳性の涵養を圖り、自己の向上と完成を期す。

一、われ等は製鐵産業の重要性に鑑み、全従業員の自主的組織と訓練に依り、製鐵産業の平和と發展に協力すると共に労働條件の維持改善並びに共同福利の増進を期す。

一、われ等は國情に即し、健實なる労働組合主義によつて産業に協力し、合理的なる社會進化を促進して健全なる新社會の建設を期す。

(五) 東電従業員組合

1 運動の概況

東電従業員組合は昭和二年十一月結成され本年を以て創立十週年を迎へることとなつた。創立當初は戰鬪的労働組合と

して謂ゆる中間派を形成してゐたが、昭和七年組合會議に加盟して以來、産業協力・健全なる労働組合主義へとその運動方針の漸次的轉換を行つてきた。

本年度活動についてみるに、對外的問題に對しては日本労働組合會議並に社會大衆黨を通じて活動してきたとはいへその活動は充分とはいへなかつた。更に對内的活動については、本年一月早々東電當局に對して賃銀値上要求の運動を行ひ、一月末會社側の修正案に對して罷業を以て答へんとしたが、時恰も政變下にあつたため一時休止し、三月に入つて再び「昇給闘争對策委員會」を設け、會社當局に對する嘆願運動、嘆願署名運動（中絶）を續けつつあつたが、三日二十日の回答に對し「額について不満も多くあるが、本給に繰れ入れられることに鑑みこれを承認」して解決した。年度大會においても更に賃銀二割即時値上の運動が提案されたが、大會においてこれが決定をみるに至つてゐない。更に事變後の活動についてゐるに、八月、十月の執行委員會において、獻金運動或ひは組合員出征遺家族慰問等を決定し事變中の組合活動を進め來つた。

その他、東電從會館の建設、謂ゆる「福島問題」對策、創立十週年記念事業、對東電愛國同盟合同問題等があつたが、殆んどその成果をえてゐない。

本年度大會の經過は次の如くである。

第十一回大會 五月二十三日、於東京芝浦會館。出席代議員 一七八名。議長 岩永榮一。「議案」 一、地方差別撤廢の件二、

運轉手待遇改善の件 三、傭員休暇規定改正の件 四、兵事、忌引規定改正の件 五、東從會館建設の件 六、退職手当増額の件 七、綜合制派出所根本的改革の件 八、年功者優遇の件 九、定期昇給増額の件 十、運動方針 十一、宣言（以上全部可決）

〔役員〕 執行委員長 岩永榮一。犠牲者救援委員長 秦正也。

2 運動方針及綱領

年度大會の決定せる十二年度運動方針書についてその當面の運動方針をみれば次の如くである。

〔拔萃〕斯る混沌たる情勢下に於ける吾々組織労働者の使命は實に重且大である。従つて全大衆の要望する現状打開に依る國民生活安定のための闘争には吾が支持する社會大衆黨の活潑なる活動に期待されると同時に之への積極的參加を積極的になさねばならない。……他面、反動的傾向益々濃化せんとする現下に於て労働組合法其他社會立法の獲得は急務である。從來日本労働組合會議が社大黨と協力して之が目的貫徹のため闘ひつつあるが、吾々は之が制定促進のための闘争に精力的に參加協力を必要とする。

更に電氣労働者として我々はやがて襲ひ來るであらう電力統制に依る五大電力合同等に對して關係従業員の覺醒を促し、以て多年主張する全國の電氣労働者結合への闘争を遂行せねばならない。従つてかゝる闘争を戦ひ抜くためには日常に於ける連絡の緊密化が必要である。東交、關西電氣等の兄弟とのより緊密なる提携は今後に於ても強化せねばならない。」

〔綱領〕

一、我等は組合員の協力により生活向上を計ると共に無産大衆の解放を期す。

一、我等は公共産業労働者の大同團結を計り全國的總聯合を目標とす。

（六）東京瓦斯工組合

1 運動の概況

東京瓦斯工組合は昭和七年以來四分五裂の状態にあつたが、昨年四月三十日、社内組合を統一して東京瓦斯工組合を再建した。（詳細は前年版参照）再建後の一年間は専ら組織の整備充實に留意し、謂ゆる會社組合的傾向を克服清算し、昨年七月二十五日の執行委員會は社會大衆黨支持を決定して政治的に社外連絡を復活したが、更に本年四月の第二回大會においては日本労働組合會議への再加盟を決定した。その方針は産業協力であり、健全なる労働組合主義の運動である。

本年度大會は注目すべき諸議案を可決し、その處理も會社側との協力によつて大體實現したやうであるが、就中「物價騰貴による労働賃銀の値上」運動の如きは最も重要なものであつた。組合側は「實收賃銀の五分」を要求して五月十日以降六月三日に至る前後四回の交渉の結果、「日給雇傭員各一圓十三錢、日給女子雇傭員一圓十錢。但し本手當は給料支給を受ける日に限り給するもので缺勤者には給與せず」といふ會社側最後案を承認して解決し

た。組合側としてはその獲得率は主張の八割七分に相當するものである。尙、低利金融施設についてもしばしば會社側と交渉を進め來つたが、本年中には未だ實現をみるに至らなかつた。

更に日支事變對策についてみるに、もとよりその主義方針に則して舉國一致、労働報國に邁進しつつあるが、八月開催の第五回執行委員會、九月の第六回執行委員會は應召家族の救護、應召者組合費の免除、事變國債應募、或ひは時局對策委員會の設置等を決定して銃後の活動を繼續して來た。

次に結成後部制廢止による最初の大會の狀況は次の如くである。

第二回大會 五月十日、於東京芝浦會館。代議員 一六九名。

議長 平野安藏。「議案」 一、昭和十二年度運動方針 一、日本労働組合會議加盟 一、團體協約確立の件 一、共済組合健康保険組合役員連絡統制機關設置の件 一、物價騰貴に依る労働賃銀値上の件 一、宣言其他。(以上全部可決) 「役員」 委員長 平野安藏。書記長 小林健一郎。

2 運動方針及綱領

年度大會の決定せる運動方針書乃至大會宣言は組合當面の任務が産業協力、團體協約の締結、組合員の意識水準の高揚と同時に、社大黨、組合會議への積極的參加にあることを述べてゐるが、組合會議加盟に關しては次の如く云ふ。

「我組合が眞に労働組合としての存在を明確に自覺する以上必然的傾向として組合の活動を社内のみ止むることなく政治的に社

會的に勤労働無産大衆としての階級的な任務をつくすことは當然な成り行であり、斯くしてこそ始めて労働組合としての形態と内容を備へた完全な組織である。斯る目的と方針に従つて我が組合は社會大衆黨を支持し政治的社會的活動に協力しつつあるは組合本來の面目を發揮しえたものである。更に此の際一步を進めて組合自體の社會的強化と我國に於ける健全なる労働組合戰線統一強化に寄與するため日本労働組合會議に参加することが、政治的社會的效果あらしめるため絶對必要である。」

〔綱領〕

一、吾等は健全なる組合主義に立脚し労働者の日常利害の擁護と發展を期す。

一、吾等は團結と協力に據り組合員の訓練と社會的地位の向上を期す。

一、吾等は事業の特殊性に鑑み其の公共的使命の達成と公正なる勤勞制度の確立を期す。

(七) 其他の加盟組合

日本港灣從業員組合 從來の日本港灣從業員組合聯盟は昨十一年單一體「日本港灣從業員組合」に改組し、日本海員組合・海員協會と共に海上労働における三位一體をなしてゐる。近年少しく不振の状態にあるが、組合長に岡崎憲氏を据え、本部を神戸より横濱に移し陣容の整備をはかりつつある。本年度活動にしてここに特記すべきものはない。なほ本組合の

綱領は前年版に採録した。

日本労働總聯盟 總聯盟は大阪及び名古屋を中心に官業労働従業員を主體とする純向上會の改組によつて昭和六年五月結成されたものである。その主要方針は團體協約、爭議最少化にあるが、先年官業労働總同盟傘下に大阪官業労働組合が結成されるに及んで大阪工廠内の組織がこれに移り、總聯盟としては當面殘餘の小組織を中心として活動するのほかなくなつてゐる。總聯盟は日本労働組合會議に以前より加盟してゐるが、本年主事内田文市氏を國際労働會議の一員として送つた。その政黨關係は規約の上では關西民衆黨を組織してゐるが、事實は社會大衆黨の影響下にあるやうである。(綱領については前年版参照)

なほ總聯盟副會長丹羽市太郎氏は本年八月二十日逝去した

日本製陶労働組合同盟 本同盟は昭和六年七月岐阜、愛知における製陶労働者によつて結成されたものであるが、本年日本労働組合會議加盟、社大黨支持を表明した。事變以後、輸出陶器の諸外國におけるボイコットの傾向と諸原料の騰貴によつて工場の閉鎖が續出し、組合組織活動の上にも憂慮すべきものがあり、同盟首脳部においてもその善後策に腐心しつつある状態である。

〔役員〕 委員長 伊藤榮次郎。書記長 貴田肇。顧問 上條愛一、織本侃。

二 合法左翼的組合

ここに合法左翼的組合といふのは從來政治的に判然せず、その運動方針において階級闘争主義を採り來つた組合を指すのである。これらの組合は舊關東労働組合會議の結成に發端し、最近においては二法案獲得勞農大會・勞農無産協議會の線に沿うて日本無産黨の結成前後までその運動を繼續し來つたのである。本年初頭社大・勞協の政治的統一が挫折した結果、東交・市從等がこれを機會に社大黨支持の傾向をヨリ明確にしたが、其後交總系組合が從來の方針を脱してヨリ積極的に産業協力方針を採用するに至つた。一方、他方全評は日本無産黨の結成と共にその最大唯一的組合として之を支持した立場にあつたが、年末人民戦線運動檢舉事件後解散し、從來の如くこの派の活動を謂ゆる合法左翼的傾向ある労働組合運動として指稱することは不可能となりつつある。

(八) 日本交通労働總聯盟

1 運動の概況

日本交通労働總聯盟は大正十四年七月結成され、東京、大阪、神戸の三都市における市電従業員を中心とする交通労働關係の組合によつて構成された我國陸上交通産業における代表的な組合である。從來におけるその思想的傾向は必ずしも

判然せず、構成組合によつて多少の相違はあつたが、大體においてその指導的組合たる「東交」のそれが主流をなし、合法左翼的組合とみられ來つた。このことは日本の労働組合の多くがさうであつた如く、交總が從來多分に思想運動の強い影響下にあつた事を示すものであるが、最近においては漸次これらの影響より脱却しつつ健全なる労働組合主義の方向を辿るに至つた。殊に日支事變の勃發と共に「強き舉國一體の必要が起り、銃後の國民的義務を忠實に果さねばならぬ必要もあつて」、運動方針の再検討に依る健全なる労働組合主義の方針を明確にした。八月の常任委任會はこの問題を取りあげ、十一月の擴大中央委員會また新たな綱領・運動方針を決定し、各組合の大衆的討議を経て右の如く注目すべき運動形態の轉換を行つたのである。これは交總の中心勢力をなす東交内部に本年五月の賃上げ爭議を契機として擡頭しつつあつた運動方針の轉換論が、日支事變を契機としてこれが一層前面に推し出され、從來の鬭爭激發主義より三反主義・産業協力主義への方向轉換となり、これに従つて、交總もこの新方針を採用するに至つたものである。

尙交總は本年十二月の人民戦線運動檢舉事件において、日本無産黨との關聯で被檢舉者を出したが、これに對し交總中央部は遺憾の意を表明し、(翌十三年一月)その態度を聲明した。

(なほ、これに關聯して十三年二月には社會大衆黨との積極的協力といふ新政治方針を樹立した。)

いま交總本年度の活動についてみるに、擴大中央委員會報告は次の如く述べてゐる。

組合及政治戦線統一の活動 「労働組合全合同は一と度び失敗に歸したが、我等は更に政治戦線の統一に依つて併せて労働組合の統一をも成しとげんと考へ政治戦線の全統一を期して努力し、松本、黒田兩氏に斡旋を依頼し我等も對内的に對外的に懸命に努力したのであるが、これ又、一面に日本無産黨の出現あり、一面に社大黨首安部氏より本年二月十九日松本、黒田兩氏宛全統一不能の返事あり、遂に我等の切なる要望が今日に至るも達せられない。」

組織活動 「大會後の二ケ年は賃銀引上運動の波に乗つて組織もやゝ活況を呈し、組織活動の内、内部的のものとして大阪市電内の合同がある。市電従と自助會は電氣を残して合同し、電氣も近く合同される狀勢に進んでゐる。新組織としては東京自勞の加盟(十一年二月)、東都バスの加盟(十一年十二月)、三浦半島バスの加盟(十二年六月)、秦野バスの加盟(十二年八月)があつた。又直接加盟ではないが、東交支部として東京郊外バス電車中、環狀バス、玉電、玉電バス、目黒バス、城東バスの加盟があり、親密なる關係のもとに名古屋市電従業員俱樂部の組織(十一年五月)成り、同じく京濱電鐵従業員組合の組織(十二年七月)も出來たし、又阪神電鐵共愛會が會社によつて交總加盟を阻止された

りとはいへ極めて深い友好関係を結ぶに至った。その後争議によつて東都バスは交總を脱退し、東交の各郊外電車バスは脱退する等の消長があつた。」

争議活動 「争議は非常に多く、左の各争議に可能な範囲で應援指導を行つた。名古屋バス、豊川鐵道、京都市電、東都バス、東京自勞、大阪自從に屬するバス、圓タクの争議、紀南バス、三浦半島バス、秦野バス、京濱電車、同バス、名古屋市電、山形バス、神戸市電、東交郊外各支部の争議等。」

賃銀引上運動 「第二次の賃銀値上運動は本年春より夏にかけて、三都市の市従業員連繋のもとに行ひ、連絡の不充分さはあつたが、各一割に近き賃銀引上げを勝ち得た。」(詳細は「労働争議」の項参照)

東京交通労働組合の本年における活動は極めて多事多端であつたが、その新方針は極めて含蓄深いものがあつた。いま本年度大會報告によつてその活動の状況をみるに、

市會選舉 市當局は現議員の立候補を禁止する方針をとつてゐたが、東交は全市従業員大會(一月)を開催し或ひは内務省に陳情する等の反對運動を行ひ、その結果立候補は認めらるに至つた。かくて東交は八名をたて下谷區佐伯健、澁谷區北田一郎の兩氏を當選せしめた。(第三篇第一章参照)

戦線統一問題 昨年十月の大會は社大黨との合同に若干の障害があつたため、「本部は即時社大黨支持の意見も充分考慮して、當面本部の方針を積極的に押し進め可及的速かに中央委員會にて

社大黨支持が出来る様最後の障碍克服に向つて努力する」方針を決定したが、昨年十一月、東交、市從、全評、自勞の四團體が松本、黒田兩代議士に斡旋を依頼した結果も社大黨の拒否するところとなつて越年した。この回答に準據して一月十五日開かれた東交中央委員會は「政黨支持の自由は正しいと思はぬが、組合今日の情勢を以つてしては一方的決定は組合を混亂せしめるのみだし、一方的支持によつて組合を混亂せしめるべきではない。従つて組合としては社大、勞協何れにも協力することとし更に戦線統一に努力する。その間社大、勞協何れに加入するも個人の自由とし、經濟闘争の場面に於ては一層相協力して進むべし」といふ決定をなした。(尙交總の項参照)

歳末嘆願運動 昨年度の大會は従業員の待遇改善問題に基づく數多の議案を可決し、これが執行は本部一任となつてゐたが、昨年十二月東交は待遇問題對策委員會を設けて二十八項目の嘆願條項を決定し、之を十二月十六日當局に提出して交渉を行ひ、當局の回答をそのまま承認して解決した。尤もこの運動は本年における對市賃上闘争と結びつけられるに至つてゐる。

労働組合法獲得運動 東交は本運動につき一月協議の結果交總の問題として請願書の作製、請願署名の活動を行ひ社大、勞協其他の無産團體と協力して運動することを決定し、交總の承認を求めてこれを實行し、三月一日組合代表は議會に出頭六千餘通の請願署名書を提出した。

市電身賣案反對運動 東交は既に民間市電更生審議會を設置し

て、當局に對して、更生案を建議し來つたが、本年一月後藤電気局長の「市電、地下鐵、青バス共同經營試案」が發表されるや、これが反對運動を行ひ、同案の市會上程阻止に全力を傾け一應その目的を達成した。

メーデー對策 三月の執行委員會は統一メーデー舉行運動のための委員を決定し、その後四月十一日對策委員會にて、東交、市從、全評、自勞、登録労働の協議會を開き、この會議で決定された代表委員は内務省、警視廳にメーデー許可方を願ひ出たが、この要請は許可されなかつた。

物價騰貴に依る賃上運動 本運動は對市賃上闘争同盟の結成によつて全市的に行はれたが、怠業三日にして警視總監の斡旋によつて解決をみた。（詳細は第一篇第一章三節參照）

郊外組織活動と爭議 本問題は東交及交總が從來とりあげてきた懸案であつたが、昨年度大會はこれに對する具體的方針を決定した。この組織運動は東交の積極的活動によつてある程度伸張されてゐたが、全市従業員の賃上運動にも影響され組織過程にあつた郊外電鐵バス従業員の賃上運動は、其時期を殆んど同じうして發生し、ゼネスト的傾向をとるに至つたが、警視廳も五月七日斷乎東交本部、郊外對策部及び爭議團指導部に對し一齋彈壓を下した。（詳細は第一篇第一章三節參照）

出征兵士の後援活動 東交は事變が勃發するや「市電の出征者家族は市電の手で」を目標に當局と協力して出征者の職業保證、家族の救援慰問を行ふため電気局長を會長とし、當局、東交の双

方より委員を選出して構成する後援會を組織した。（十一月四日成立したるも成功的に遂行されず、具體的には明年に持越した觀がある。）

綱領方針の大綱決定 東交は六月以來運動方針の再検討を行ひつつあつたが、八月大阪に開催の交總常任委員會において之を交總の方針として採用することとなり、八月三十日の東交中央委員會においてもこれを討議し本年度大會の最重要議題として之を提案するに至つた。このことはいふまでもなく日支事變の進展と共に舉國一致總動員下に戰時體制が愈々強化されると共に東交從來の爭議方針を通じ逼々と迫りつつあつた客觀的情勢の緊迫と重壓のため從來の運動方針を轉換し、時局に照應して組合活動の自由確保、全従業員の利益擁護の建前より行つたものである。東交が轉換せんとする綱領方針の大綱は次の如くである。

（一） ファッシズム並に共產主義を排し、國情に即したる合法的手段により労働者の生活の擁護向上を図り、進んで資本主義の改革を期す。

（二） 産業に協力し團體協約を結び以つて紛爭議の最少化を期す。

（三） 親睦を密にし、組織を強化し労働條件の改善、合理化、諸種の福利施設の充實等大衆の日常福祉の増進を期す。

（四） 組合戦線の全的統一を實現すべく當面組合會議に加盟するため努力す。

交總相互扶助會 東交を主軸とする相互扶助會は昨年八月結

成、十月事業開始の運びとなり、以來その成績は豫想外に良好で既に其剩餘金を以て交總會館の設立を目論んでをり、更に福利事業の經營にまで進まんとしてゐる。本年その第一回大會を十月二十一日東京芝青年團會館に開催した。大會は萩原會長議長の下に一般報告を終つて議事に入り、大綱その他の四議案を可決したが、大綱は本會が東交と同心同體、東交の事業部に屬し而も人格を有する旨を規定した。大會の決定せる役員は次の如し。

〔役員〕 會長 萩原佳宣。〔常任理事〕 森幸二、土屋庄内、中島喜三郎、菅原正松、大金清、平野敬一、井淵行、松浦清治、目黒留吉、伊東三郎、長啓二郎。

尙、十二月末會員數は甲乙合計一萬七百四十八名、剩餘金三萬二千百二圓十二錢となつてゐる。

人民戰線運動檢舉事件關係者に對する處置（十三年度東大會報告參照）——本事件に關し東交からも三十七名の檢束者を出したが、「起訴決定したるものは斷乎除名處分に附し、被疑取調べ中の者は一時組合員の資格を停止する」といふ事に決定した。（被檢束者については第二部第五篇第二章參照）

大阪市電交通労働組合の主要活動については、

物價騰貴賃上闘争（一月、四月）△東京郊外バス電車爭議應援△地下鐵支部結成△神戸市電爭議應援△待遇改善嘆願運動（六月）△共済組合評議員改選（六月）△政治運動（五月——市議選に社大黨を應援し、市電安部伊勢太郎、市從より大場米太郎兩氏當選）△對市出征兵士家族の生活保證要求運動（七月）△出征兵士家族

救援運動（七月二十四日委員會設置、その後市の職員銑後聯盟に合流）△皇軍將士慰問金募集運動△愛國同志會對策（十月）△電氣部加盟問題（未完成）

大阪市電従業員組合（電氣部）の活動も各種の運動は殆んど「市電交通」と呼應して行はれてゐるため、便宜上省略する。

神戸市電従業員組合は五月の爭議が遂に慘敗し組織建直しのため、交總の新方針に基づいて十一月擴大中央委員會を開いたが、組合の前途には依然として多くの悲觀材料が山積してゐる模様である。（新委員長 緒方一雄）

2 大會・委員會、その他

交總並に加盟組合の本年における主なる會合は次の如くである。

交總本部——緊急常任委員會（五月十日於東京）△第六回常任委員會（八月二十二日於大阪）△第七回常任委員會（十一月四日於東京）△大會代行擴大中央委員會（十一月五日於東京）東京交通労働組合——第三回中央委員會（一月十五日）△全市従業員大會（一月二十七日）△第四回中央委員會（三月七日）△第五回中央委員會（三月二十八日）△對市賃上闘争同盟第一回従業員大會（四月七日）△第六回中央委員會（四月十日）△第七回中央委員會（六月十二日）△第八回中央委員會（八月三十日）△年度大會（十月十日）△第一回中央委員會（十二月十五日）

東京自動車労働組合——第二回中央委員会（一月）△第四回大會（十月十四日、於東京神田佛教會館）△擴大中央委員会（十二月十七日、於芝協同會館）

大阪市電交通労働組合——第一回中央委員会（六月十日於大阪中ノ島公會堂）△地下鐵支部結成大會（六月二十一日於組合本部）△第二回大會（十二月四日於大阪中ノ島公會堂）

大阪自動車従業員組合——擴大中央委員会（十二月十日於組合本部）

神戸市電従業員組合——擴大中央委員会（十一月十六日）

名古屋市電従業員俱樂部——擴大委員会（十二月六日於本部）

大阪市電従・市電自助會合同大會（四月二十二日）

右のうち主なる會合の經過は、

交總擴大中央委員会——十一月五日、於東京芝協同會館。代議員 九〇名。議長 佐々木瀨三。「議事」 一、新綱領決定の件

二、運動方針決定の件 三、出征將兵に對する感謝決議に關する件 四、團體協約促進に關する件 五、労働組合法制定促進の件 六、出征軍入慰問並家族救援に關する件 七、交總相互扶助會擴大強化に關する件（以上全部可決）「役員」 委員長 岡本丑太郎。

東京交通労働組合年度大會 十月十日、於東京芝協同會館。出席代議員 四百名。議長 佐々木瀨三。「議事」 一、運動方針に關する件 二、出動將兵慰問に關する件 三、交總會館建設促進の件 四、本部財政確立に關する件 五、規約改正に關する件（以上全部可決）「役員」 委員長 岡本丑太郎。副委員長 佐々木瀨

三・河野平次。

尙本大會は從來の傳統的闘爭主義を抛棄して三反主義並産業協力主義の指導精神を採用決定する劃期的の大會として注目されてゐたが、大會の狀況も現下の非常時局を考慮し、提案事項は右の新運動方針に關するもの、銃後活動に關するもの等に止まり、嘆願又は要求に亘るものは一切提案されてゐない。いま新運動方針についてみるにその大綱は交總のそれと原則において同一である。その要綱を摘記すれば次の如し。（拔萃）

（運動方針）「……我が組合は茲に今日の客觀的狀勢と組合本來の任務を確認し、國情の現實に即せざるファッシズム並に共產主義的方針を排除し、資本主義改革の立場から從來やゝともすれば陥り易く誤解され勝ちであつた闘爭激廢主義的傾向を克服清算し産業協力の指標の下に組合本來の健全なる任務に就かんことを明らかにし、當面次の各き具體的活動をなすものである。

- （1）産業協力、市電更生の實踐
- （2）労働條件の維持改善團體協約の締結
- （3）共済保險施設の充實改善
- （4）組合独自の福祉事業
- （5）出征兵士家族の慰問救援
- （6）對市活動（市政調査部の設置、全市従業員の組織化等）
- （7）組織統制の強化
- （8）労働組合戦線の統一
- （9）日本交通労働總聯盟の擴大強化
- （10）全交通労働團體の連絡の緊密化
- （11）對政黨方針（好意的中立）

なほ、改正規約は副委員長の新設、執行委員、組合功勞者の優遇、市政調査部及事業部の設置を新に規定した。

東京自動車労働組合第四回年度大會——十月十四日於神田佛教會館。出席代議員 一〇四名。議長 違藤忠治。〔議事〕 一、出征將士感謝の件 一、交總新綱領採用の件 一、職場別組織の件 一、出征兵士家族後援の件 一、社會立法制定促進の件、其他。〔以上全部可決〕 〔役員〕 委員長 違藤忠治。書記長 北風孝。

大阪市電交通労働組合結成大會——昭和九年十月大阪市電氣局内運輸部、電氣部を中心として交總加盟の大阪市電従業員組合が結成された。これによつて〔舊全國労働、現金總加盟の大阪電氣従業員組合は別とするも〕、一應局内の單一合同を完成したのであるが、これに反對する舊自助會内一派は自ら交總大阪市電自助會と稱して別派的活動を續けつつあつた。その後十年後半期頃より擡頭した労働戦線統一の運動及び社大黨支持を中心とする政治戦線統一運動の影響はこれら兩組合の合同機運を著しく促進する結果ともなり、兩組合の前年度大會における戦線統一の決議、前年來の對市賃上運動をめぐる共同闘争はこれら兩者の合同のための拍車となつた觀がある。而して本年一月十八日兩組合數支部の有志五十餘名に依る「大阪市電自動車部市電從自助會統一協議會」また全合同を建前として本問題の推進力を作り、これを契機として合同問題は本格化するに至つた。即ち三月十四日の自助會執行委員會、三月十五日の市電從執行委員會は共に委員を選出し、三月十六日、十八日、二十二日の合同委員會において、新組合は組合會議・社大黨の線に沿ふ運動方針を採用すること、交總以來の運動方針はこれを是正すること、等の問題を議決し、更に四月十四日、

十六日の合同委員會において綱領、組合名等を決定し、四月二十二日結成大會を開催した。なほ本合同に關し市電從は兩組合の全合同を、自助會は市電從電氣部の排除による運輸部（自助會側電車、自動車の全部、市電從側電車、自動車、技術、工務の各部）のみの統一を主張し、その結果、市電從電氣部は第二次的に合同を進めることとなり、市電從電氣部は四月二十三日、合同後の善後處置、新組合加盟對策に付協議し、一應「大阪市電従業員組合」として交總加盟下に運動を繼續することとなつた。尙本合同に反對して市電從より除名された、市電技術部高橋外一名は全總大阪電氣従業員組合の下に四月十日全總大阪市電愛友會を結成した。かくして市電從自助會兩組合の合同大會は四月二十二日、大阪市民館に双方代議員各百五十名出席の下に、自助會委員長今西源平、市電從委員長小野清三郎兩氏の握手によつて合同式を終り、直ちに結成大會に入つた。

〔議長〕 小野清三郎。〔議事〕 一、運動方針決定の件 一、綱領決定の件 一、規約決定の件 一、宣言 一、物價騰貴に依る手當三割即時支給要求の件（以上全部可決）〔役員〕 委員長 今西源平。書記長 小野清三郎。

なほ、運動方針書においては社大黨・組合會議の線に沿ふ基本方針を宣明した。

〔綱領〕

一、我等は交通産業労働者の社會公共性を自覺し圓滑なる事業發展のため和衷協同以つて交通労働者の社會的使命完成を期す。

一、我等は強固なる組織に依り労働条件の維持改善及福利の増進を期す。

一、我等は國情に即したる經綸を以つて現代資本主義社會制度の改革を期す。

大阪市電交通労働組合第二回大會（代擴中）——十二月四日於大阪中ノ島公會堂。出席代議員 一〇三名。議長 小野清三郎。

〔議事〕 一、運動方針 一、出征將兵感謝決議 一、出征軍人の慰問及家族救援に關する件 一、産業協力團體協約締結に關する件、 一、交總相互扶助會實施に關する件 一、労働組合法其他社會立法促進に關する件（以上全部可決）〔役員〕 委員長 小野清三郎。書記長 今西源平。

なほ、大會可決の新運動方針書は、出征將兵の慰問激勵、出征兵士家族の生活擁護、産業協力團體協約締結、福利施設の擴充、交總全總の合同社大黨の擴大強化のための協力、社會立法制定促進のための運動等大體交總の運動方針を踏襲した當面の活動方針を決定した。

大阪市電従業員組合第四回大會（代擴中）（昭和十三年）一月二十二日、於組合本部。市電從第四回大會代行擴大中央委員會は十三年一月開かれたが便宜上採擇した。大會の狀況は次の如し。

議長 大門慶次、出席委員 五八名。〔議事〕 一、出征皇軍將士に對する感謝決議 二、運動方針 三、出征軍人及家族慰問救援に關する件 四、事業協力團體協約締結に關する件 五、組合戰線統一に關する件 六、交總相互扶助會實施の件 七、組合規

約改正の件（以上全部可決）〔役員〕委員長 安部伊勢太郎。書記長 大門慶治。

〔運動方針〕 當面の具體的活動要綱は次の如くである。（一）産業協力（二）労働条件の維持改善及團體協約の締結（三）共濟組合、健保組合の諸施設の充實改善（四）組合独自の福利事業（五）出征兵士遺家族救援と皇軍將兵慰問活動（六）對市運動（七）組織統制の強化（八）労働組合戰線の統一、局内組合戰線統一、口、都市従業員組合の戰線統一、ハ、全的組合戰線統一（九）日本交通労働總聯盟の擴大強化。

なほ本組合の綱領は交總のそれと同一である。

大阪自動車従業員組合擴大中央委員會——十二月十日。議長 松田長左衛門。〔議事〕 一、綱領運動方針の件 一、出征將兵に對する感謝決議の件 一、規約一部改正の件 一、出征軍人慰問並家族救援の件 一、交總相互扶助會設立の件 一、社會立法制定促進の件（以上全部可決）〔役員〕委員長 松田長左衛門。書記長 高貴傳三郎。

尙可決された新綱領は交總の新綱領と同一である。

3 運動方針

擴大中央委員會の決定せる交總當面の運動方針は次の如くである。

〔運動方針〕（當面の活動要項）

一、出征將兵の慰問、家族の救援——（略）
二、産業協力、團體協約締結——産業に協力すると共に組合の

重要任務たる労働条件の維持改善の爲に積極的に努力する。この場合全産業の平和と労働者の生活安定の兩全を期する最良の合理的形態として團體協約を締結せんとするものである。この産業協力、團體協約締結の爲に事業主との間に協力委員會を設置する。

三、社會立法の制定——舉國一體、國家總動員を持久せしむる爲に（中略）、長年主張し來つた労働組合法、小作法、交通事故特別裁判法を始めとし、その他必要なる社會立法の制定を強く政府に要求する。

四、福利施設の充實——當面交總相互扶助會事業を極力助け、これが全國化に努力す。

五、組織の擴大強化——未組織労働者の組織化の活動・既存交通労働者の組織化の活動・交總の全國的統制の強化・本部並に各組合財政の確立・新方針徹底のための組合員再教育活動。

六、交通統制對策——資本家的統制には斷じて賛成し得ない。この立場に於いて我等は交通統制に對して綿密なる調査と對策を樹てんとする。

七、市従業員組合との連繫——現存の全國都市従業員組合協議會を實際に即して活用せんとする。

八、組合戦線の統一——當面日本労働組合會議に加盟するため努力する。

九、政治活動——我等は無産政黨と協力して我等の基本的方針により時局に對應する政治的活動を爲す。この活動に當つて政治戦線の統一は素より望ましい事ではあるが、組合の經濟的團體た

る本質と現状に鑑み、組合に動搖龜裂を生ぜしめ又は組合を政治運動の犠牲にするが如き無理は絶対に避けねばならぬ。我等は政治活動に當つて組合本位に行動する。

4 綱 領

交總擴大中央委員會の決定せる新綱領は次の如くである。

〔綱領〕

一、我等は健全なる自主的労働組合を強化し、團體協約を結び労働条件の維持改善を圖り、又自ら相互扶助的事業を興し労働大衆の福利の増進を期す。

一、我等は交通電氣産業の社會的使命を自覺し、人格の研磨、知識の向上を圖り、和衷協同以つて産業に協力し、労働者の職分を完ふせん事を期す。

一、我等はファシズム並に共產主義を排し、國情に即したる合法的手段により諸種の社會立法の充實を圖り、進んで資本主義の改革を期す。

（九） 日本労働組合全國評議會

1 運動の概況

日本労働組合全國評議會は昭和九年十一月十八日、總評議會及全勞統一全國會議の合同によつて成立したものであり、その立場は合法左翼的であつた。

「全評」は勞農無産協議會ならびにその延長たる日本無産黨の中心勢力として活動を續け、その幹部も委員長加藤勘十氏

をはじめ殆んど黨の幹部を兼ね、正に一體をなし來つた。その戦線統一運動においても反ファシヨ人民戦線の樹立を提唱し來つたのであるが、本年十二月人民戦線運動の一斉檢舉が行はれ、同月二十二日、日本労働組合全國評議會は支持政黨たる日本無産黨と共に當局よりその結社禁止を命ぜられたのである。(尙ほ、これと關聯して第三篇第二章第一節「日本無産黨」、第五篇第三章及び第三部第三篇参照)

いま「全評」本年度における主要活動についてみるに、昨年十一月の大會において「賃銀値上闘争を捲き起せ」なるスローガンの下に物價騰貴問題に付多少の論議を行つたものの其の後何等の對策をみずして越年したが、本年に入り一月二十二日の關東地方評議會執行委員會において「賃銀値上闘争の件」を正式にとりあげて協議し、所屬組合に之を指令した。更に二月五日には東京芝協調會館に三井財閥糾弾、津上爭議應援を取入れた「賃銀値上要求労働者大會」を開催して賃銀三割値上要求を決議し實行委員をあげて全産聯、三井系各工場、瓦斯電その他に對して要請書を提出することを決定した。その要請書の内容は次の如くである。

(抜萃)「イ、物價暴騰に伴ふ賃銀の即時本給繰入れ　ロ、労働強化を強制し單價標準を低下するところの時給標準の撤廢、日給制の確立　ハ、實質賃銀の百分の二だけのもたらす退手法施行にあたり、法の精神に基く最高率の實施」

さらに、七月の第三回中央執行委員會においても、第二次賃上運動を協議してゐるが、北支事變に當面して實行されなかつた。尙また、中部地方評議會は四月の愛知時計爭議を契機に、愛知時計電機、三菱航空機、三菱電機等に對する「八社賃銀値上同盟」を結成して五月三日名古屋に「八社従業員大會」を開催し、一割値上を要求する宣言、決議を可決した。次に日支事變對策についてみるに、日本無産黨支持の組合は初め一般的には事變に對し批判的態度を以て臨んでゐたやうであるが、反軍反戰的行動などの舉に出ることなく、専ら家族救援等に集注し、八月の緊急指令の如きも、職場の保證・出征者家族扶助・職場における共濟運動等「職場独自の運動」を指令した。

2 大會・委員會、その他

當面の社會情勢下においては此種組合の左翼的活動は困難な模様であり、總じて運動不振の状態におかれた。七月二十三日警視廳當局より大會その他の大衆的集會の禁止、爭紛議の未然防止を言渡された全評は東京地方における組合大會、全國大會は中止のやむなきに至り、全評の組合活動は殆んど不可能な状態におかれたが、主なる會合は次の如くである。

△全評第三回中央執行委員會(七月六日、於大阪關西地方評議會事務所) △關東地方評議會執行委員會(七月二十九日、於東京本部事務所) △關西地方評議會第十回執行委員會(七月六日、於大

阪評議會本部）△岡山労働者組合第四回擴大執行委員會（七月十日、於岡山組合本部）

3 運動方針及綱領

全評は九月二十四日の常任委員會において、十月大阪に開催豫定の最終委員會に提出さるべき綱領草案を議決した。この綱領草案は「既に全國評議會が具體的に實踐しつゝあるところの方針、政策を抽象化したものに過ぎない。だが、いま、全國評議會の自らの實踐を抽象化し、これを綱領草案として提出する所以は、全國評議會の具體的實踐と全國評議會に對する左翼的労働組合といふ間違つた舊い觀念乃至は逆宣傳との間のヒラキを正當に訂正することが我が全國評議會の發展上極めて緊要なりと信ずるが故である」と綱領採擇の所以を説明してゐる。綱領草案は後記の如くであるが、爭議激發方針、鬭爭第一主義を根本方針とせる建前よりみれば、狀態に適せる轉向の意味をも觀取しうる。全評は綱領制定に重點を置いて第四回大會に臨む豫定であつたやうであるが、大衆的會合を禁止されてゐる關係上、執行委員會をもつてこれを討議することとなり、常任委員會が左記綱領草案を決定發表するに至つたものである。綱領草案は次の如くである。

〔綱領〕（草案）

一、我等は労働階級の利害の上に立脚し、労働條件の維持改善を期す。

二、我等は公然たる大衆運動に準據し、飽く迄合法的手段を以て目的達成を期す。

三、我等は産業人としての社會的責務を自覺し、以て、勞資紛争の極少化を期す。

四、我等は緊切なる社會立法の促進、労働者健康の増進、産業技術の研鑽、合理的なる産業協力機關の設立運動の積極化を期す。

五、我等は特定の政治的イデオロギーを労働組合運動に強制し、或は黨派的紛争を導き入れんとする傾向政策の排撃を期す。

六、我等は友誼團體と相協力し、日本労働組合戦線の全的統一を期す。

（一〇） 東京市従業員組合

運動の概況

東京市従業員組合は大正十三年創立以來十四年を経過した。市従はかつて舊労働農民黨時代に大道問題を發生せしめて以來、その政治行動においても東交の場合と同様、最近に至るまで多かれ少かれ、合法左翼的政治・思想の影響下にあつて運動を持続し來つたのであるが、本年に入るや創立以來市従の頭上に冠せられたこれら一切の舊衣を脱ぎ捨て、市従結成當初の純然たる經濟團體の姿に還元して、全市従業員の生活維持改善のための純經濟團體として再出發するといふ方針を決定した。この方針の轉換に應じて、自治市政に對する十分の理解の下に産業協力・勤勞報公に向つての綱領の變更

も既に時期の問題とみられるに至つた。(十三年三月新綱領を採擇した)

市従本年の活動中、その主なるものを列擧すれば次の如くである。

(一) 對市問題——市従は東交及登録者組合と共同して、物價騰貴に依る賃銀値上其の他の運動に關し對市運動を行ひ、一月の全市従業員大會以後、「對市賃上闘争同盟」を結成して遂に四月一齊怠業に迄發展せしめた。(詳細は第一篇第三節參照)

その他、立候補彈壓反對運動、市電身賣案反對運動等があるが、これらについては東京交通労働組合の項で既述した如くである。

(二) 次に組織方面においては、社大黨積極支持を主張し遂に分裂して本年一月東京都市従業員組合を結成して全總に加盟した芝支部長石原美行氏を除名(一月二十一日の中央委員會の決議參照)したが、更に社大黨積極支持を主張する他の一派たる政治部長石川清氏は七月二十三日、市従を脱退して新に「東京市雇傭員同志會」を結成した。かくの如く二度に亘つて組合の分裂を來し、市従は動搖混亂を免れなかつたが、この再度の脱退派が新組合結成の理由として前記の如く社大黨の積極支持と「市従首腦部の労働派的傾向」を指摘してゐることは注目される。

(三) 政治活動——市従が合法左翼派として前年來東交、全評と共に「勞協」の一單位として政治戦線統一運動に参加し、前年度大會において社大黨支持、組合會議加盟の方針を新に採用し來つた経過については前年版に記述した如くであるが、本年勞協對

社大の合同問題が絶望となるや、一月十五日社大黨の正式支持を決議した。尙この問題をめぐつての紛争は前項に示す如くであつた。

(四) 事變對策——その主なるものは銃後救援運動、慰問品の募集、愛國公債購入貯金運動或ひは皇居遙拜を日課とした事等であつた。

(五) 産業協力運動——市従も亦事變勃發以來組合の方針を轉換して時局對應の協力方針を積極的にとり上げ、一方に銃後運動を展開すると共に、勤勞報公の道を辿るに至つた。即ち本年十月十四日には第四回中央委員會の決議によつて産業協力機關設置方の要請書を市長に提出し、その結果十二月には「懇話會」が土木局との間に設置されるに至つた。

(六) 人民戦線運動檢舉事件——本事件に日本無産黨關聯者として橋本富貴良、小野正造、谷口伊次郎の三氏が檢舉されたが、市従は十二月二十七日付通達、同二十九日付聲明書において本事件に組合機關は何らの直接關係を持たざる旨を表明した。尤もこの事件が契機となつて、市従の全運動方針に改訂の機會を與へ、産業平和と勞資協和に向つて一層の拍車をかける結果を導いたことは否むべくもない。

市従本年の諸會合中重要な一、二を掲ぐれば次の如くである。

東京市従業員組合第十四回大會——七月四日於東京本所公會堂出席代議員一五九名。議長 橋本富貴良。「議事」 新運動方針の

ほか、各支部提出の待遇改善に關する二十議案を一括上提し、運動方針を可決し、その他の議案は中央委員會一任となる。新役員は七月八日の中央委員會で決定された。本大會は石原美行氏除名問題並に政黨問題で相當紛糾したが、社大黨をめぐる論議については「東交、全評と提携協力によつて社大黨、組合會議を中軸とする統一に協力すること」となつた。「役員」委員長 橋本富貴良。書記 谷口伊次郎。執行委員 小野正造、外七名。

第四回中央委員會——十月十一日於組合本部。出席者二二名。

〔議事〕 一、産業協力機關設置要請の件 一、皇軍慰問バツト募集の件。

(附) 都市従業員組合全國協議會

東京、大阪、神戸の三大都市従業員組合によつて結成された都市従業員組合全國協議會は前年十二月二十二日東京本部に評議委員會を開き、都市従業員の政治的自由の確保、名稱の變更、賃上要求その他待遇改善に關する諸議案を可決して連帶カンパの將來に少からず重要性を加へるに至つた。本年東西の各地方協議會は一月勿々待遇改善運動を起したが、加盟組合夫々の内部事情に忙殺されたためか、特記するほどの活動を示してゐない。いま東京、大阪で行はれた對市活動をみれば次の如くである。

都市協關東地方協議會の活動——一月十八日、市從、東交の評議委員會開かれ、政治進出抑壓反對、都制案、市電身賣問題につ

き協議し、十九日局長と會見、その後一月二十七日には全市従業員大會を開催した。(東交、市從の項參照)

都市協關西地方協議會の活動——一月二十八日評議員會を開き、賃銀三割値上要求の嘆願書を市當局に提出すること及びこれが實現のため全市従業員會の開催を決定した。これによつて、代表者は二月五日社大黨田万、川村兩代議士、大矢、山口兩市議と共に市當局と會見嘆願書を提出した。また二月十五日には賃銀値上従業員大會を開き(於中ノ島中央公會堂)、従業員二千五百名出席の下に賃銀三割値上の決議文を決定、これを二十九日市長に陳情する等執拗なる運動を展開した。(本運動は爭議に至らずして解決した。)尙、神戸市電従業員組合も一月二十二日賃銀一割値上の嘆願書を提出し、遂に一部怠業にまで發展した。

なほ、加盟各組合の主なる會合は次の如くである。(交總關係及東京市從の諸組合についてはその項參照)

△全總神戸市従業員同盟第九回大會(一月二十八日、於神戸朝日會堂、委員長高木重明)

△全總大阪市従業員組合第一回大會(七月十七日、於四ツ橋大阪實業協會、組合長田万清臣。本組合は舊大阪都從、大阪現業員同盟、自治會三派の合同により成立したものである。)

三 愛國勞働組合全國懇話會

1 運動の概況

愛國勞働組合全國懇話會は昨年四月結成された。(前年版參

照)その運動方針・形態その創立動機の如きも、日本労働組合會議と對蹠されてゐたことはいふまでもなく、當面の行動方針についてみても愛國労働組合戦線の統一或ひは日本産業労働會議の設置をとりあげてゐる。尤もその構成團體は殆んど既成の労働組合より轉出せるものであり、その主要なるものも總聯合、日本産業労働俱樂部、東電愛國同盟或ひは新日本海員組合等であるが、構成團體各個の方向も特に政治行動において必ずしも同一の線上にあるとはみられず、本年における活動一般も十分に展開されたとはいへないやうである。

(十三年に至り「産勞」は二月脱退を通告し、「愛同」また非公式に脱退を通告した。)以下本年における主なる活動についてみるに、

日支事變が勃發するや、七月常任委員會を開催し、對策を協議した結果、北支事變に關する聲明書を發表するとともに、決議事項として (一)共產主義者、社會大衆黨等の反國體思想の殲滅 (二)事變利用の暴利觀念排除 (三)政、勞、資協調下の出征組合員遺家族救援、等を決定した。更に九月の關東地方委員會においては國民精神總動員中央聯盟への積極的協力の態度を決定すると共に罷業禁止發令について當局に要請し、この運動を産業労働會議設置の運動と結び付けて行ふこととした。

その他主なるものとしては、國民精神總動員運動への参加及銃後運動、獨逸伊太利労働團體との連繫のための運動、對米民間使節鈴木文治氏に對する反對運動の如きものであつた。

2 大會・委員會、その他

本年は大會を開かず主なる運動は常任委員會の決定によつて活動したやうである。その主要なるものを摘記すれば、

第六回常任委員會——一月十七日、於大阪中ノ島公會堂。出席者 一八名。「議事」一、労働代表詮衡について 二、電力國營問題について 三、港灣労働者扶助法について 四、銑鐵飢饉に對する對策 五、物價騰貴對策について 六、日獨防共協定成立について七、日本労働祭について

全國労働會議——三月二十四日、於名古屋市公會堂。出席者約三十名。「報告」一、國際労働會議労働代表推薦運動 一、郵船明則會爭議應援活動 一、時協及政治革新協議會報告 一、物價騰貴に依る賃上運動。其他。「議事」一、第四回日本労働祭に關する件 二、懇話會擴大委員會及政治委員會開催に關する件

第七回常任委員會——七月十六日、於東京芝總聯合本部。出席者六名。「議事」一、北支事變に關する件 二、特別議會對策
關東地方委員會——九月二十九日、於東京芝全國懇話會事務所出席者 十二名。「決定事項」一、國民精神總動員中央聯盟に對する態度 二、罷業禁止に關する要請 三、獨逸伊太利の労働團體との連繫 四、日本海員組合の軍機保護法違反について 五、日支事變に關する件

3 運動方針及綱領

懇話會は本年大會を開かず、したがつて當面の方針は不明であるが、支那事變對策として決定されたる罷業禁止發令に

關する要請書の骨子は次の如くである。(抜萃)

(一) 政府は産業動員と産業繁榮のため速に罷業禁止命令を發せられたし。

(二) 政府は勞資紛争整調のため政府、民間、勞資の有識者、經驗者を以つて常置的委員を任命し權威ある調整機關を設置せられたし。

(三) 設置せられたる調整機關は朝鮮、臺灣、北海道及び各府縣に所在する「地方第一次機關」と東京に所在する「中央第二次機關」の二種類とす。

(四) 政府は我國の産業繁榮と勞働者の福利のため産業に協同すべき日本の勞資の組織體制を制定し、之を公認すべき處置を緊急に採られたし。

(五) 政府は反國體的、反産業的思想の暗躍煽動の餘地なからしむるため罷業禁止令を永久に存続せられたし。

〔綱領〕

一、我等は日本精神に則り産業人の結束を促し産業報國の實を擧げ、以つて皇國日本の興隆を期す。

一、我等は産業人たる使命に即し、公正なる生産關係を確保し、以つて勞働者の生活向上を期す。

(一) 日本勞働組合總聯合

1 運動の概況

日本勞働組合總聯合は昭和十年十月日本勞働組合會議を脱

退し、更に十一月の名古屋大會において新綱領を採用して以來、勞資一體的日本主義の立場を明確にしたが、昨十一年四月愛國勞働組合全國懇話會を結成し、その中心勢力となつてゐる。總聯合が昨十一年十一月、日本勞働協議會系組合(西部勞働聯盟及中部勞働聯盟)を合併して、この種勞働團體の戰線統一に着手したことは記憶に新なところである。しかるに本年六月二十日名古屋に開催された總聯合第二回中央委員會において「皇國、皇民、皇產」を主張する協議會系組合は政黨問題において總聯合の方針と一致せず、伊藤長光氏一派(中部勞働聯盟)は總聯合の綱領に不承認を唱へ「我等は勤勞大衆の結束を促し、資本主義制度の根本的革新と一切の亡國的存在の擊滅を期す」の挿入を要求して正面衝突となり、大阪合同勞働組合、奈良瓦工組合、中部勞働聯盟、廣島愛國交通勞働組合の協議會系四團體は伊藤氏に従つて翌二十一日總聯合脱退を聲明した。(脱退した大阪、奈良、廣島の諸組合は大橋治房氏を委員長に七月二日西部勞働聯盟と改稱し、中部勞働聯盟は九月、日本産業勞働團に加盟した。)

翻つて總聯合の政黨對策についてみるに、右の第二回中央委員會は當面日本主義政治勢力の全面的編成の不可能なることを認め、委員會をも設置し、政治革新協議會系勢力を中心とする新黨樹立運動支持の方針を明かにした。しかして七月、日本革新黨が結成されるに及んでこれに参加し、團體として之を支持することとなつた。

次に總聯合の物價對策についてみるに、六月の中央委員會は之をとり上げ、それ以前一月二十日の東京聯合會緊急執行委員會も「組合所屬工場の狀況に應じ要求の方法に依らす他の方法に於て各組合毎に善處すること」を決定はしたが、ともに問題を提起したに止まつたやうである。

また事變對策については、七月十二日「北支事變の重大性に鑑み我日本労働組合總聯合は勤勞報國の精神を體し以て國是の強行に遺漏なからしむることを期す」旨を聲明した。ついで二十二日には組合對策として指令を出し、又北支事變對策委員會を組織し政府の方針に對應して之に協力し、爭議は絶對に排するといふ方針を決定した。

總聯合は本年大會を行はなかつたため、事變下における勞資關係對策その他について窺ひえないが、十一月開かれた關東聯合會の大會狀況は次の如くである。

關東聯合會年次大會——十一月十四日於横濱市労働文化會館。

出席代議員 一一六名。議長 皆川利吉。「議事」一、規約制定の件 一、國民思想統一運動に關する決議 一、出征皇軍感謝の決議並に皇軍慰問の件 一、銃後活動方針に關する件 一、戰時産業平和對策確立に關する件 其他（以上全部可決）「役員」會長 皆川利吉。主事 川島稽三。

2 運動方針及綱領

總聯合の運動方針を關東聯合會大會宣言についてみれば次の如くである。

一、日、獨、伊三國を中軸とする反共國際労働組合の協力機關

の實現

二、銃後の産業人として赤誠を披瀝して其の責任の遂行

三、反國體的思想及團體の絶滅

四、日本産業労働會議の設置促進

五、日本の國體、國情に準據する労働立法の制定促進

六、日本主義労働組合の全國的聯携

七、國體明徴を徹底し、敬神思想、國防思想の具現

〔綱領〕

一、我等は建國の本義に基き和衷協同皇道日本の完成を促し以つて國家産業の發展を期す。

二、我等は公正なる勞資關係を確立し労働者の向上を圖り進んで經濟制度の革新を期す。

三、我等は業に勵み智を磨き徳を樹て自省以て人類文化に貢獻せんことを期す。

（一二） 日本産業労働俱樂部

1 運動の概況

日本産業労働俱樂部は石川島造船所の自彊組合を中心として結成され、一工場一組合を原則とし、これら諸組合の横の連絡のために組織されたものであつて、その右翼的見解は創立當初より日本労働組合會議派と對立的であるとみられる。（本俱樂部成立の經過については昭和九年版に詳述した。）日本産業労働俱樂部は昨年四月愛國労働組合全國懇話會が結成される

や、總聯合と共にその中心的勢力を形成してきたのであるが、その政治行動においては本來消極的であり、時局協議會、大和聯盟或ひは日本革新黨に對する態度においても、「之に重大關心を持ち、その組織過程並にイデオロギーに充分の検討と運動の推移を注視して居るが、目下直に行動を共にすることとは出来ない」とその態度を明確にしてゐる。

次に本俱樂部の組織の方面をみるに、俱樂部の發表するところによれば、本年末組合員總數三萬一千七百二十八名で、前年末約一萬八千に對し七割前後の増加となつてをり、組合數において七組合を増加し、十二年末二十二組合となつてゐる。

本俱樂部は結成以來階級鬭爭主義排撃、勞資一體産業報國を指導精神としてをり、日常活動においても日本勞働祭支持、國防獻金運動或ひは全國産業勞働會議の設置を提唱し來つた。

事變が勃發するや、積極的に政府支持の態度を明らかにしたが、同時に國防獻金運動の強化、共產主義並に社會民主主義等の反戰的蠢動の撲滅及び工場自衛團の強化と工場防備の實踐を決議し（七月十三日）、出征兵士家族救援等の銃後運動も行ひ來つた。

尙これら銃後活動中注目さるべきは「時局對策勞資懇話會」の創設であらう。その設立趣旨は「銃後の國民として又は産業人としての本分を盡すべく事變公債の購入並に國防獻金更に事變中事變後に

おける勞資問題の對策に關し日頃抱懷する勞資一如の理想を茲に實踐以て躬行し而して時艱克服に邁進せん」ための如くである。懇話會の創設は十一月九日の理事會において決定されたが、會則ならびに役員は次の如くである。

〔會則〕（拔萃）

第一條 本會は産業人の本分を盡し以て國難打開に努むるを目的とす。

第四條 本會は目的達成の爲左の事項を行ふ。（一）事變公債に關する事項（二）國防獻金に關する事項（三）事變並其の後に於ける勞資問題の對策に關する事項（四）其他必要と認むる事項。

〔理事〕

中田謙二（日石）、田坂政養（東京自動車工業）、橋本幸雄（日本建鐵）、青木元直（日本鑄鋼）、石井熊藏（俱樂部）、西山仁三郎（同上）、大久保秀治（同上）、城戸房男（同上）

2 運動方針及綱領

本俱樂部當面の運動方針ともみらるべきものは支那事變後の勞資關係に對處して設立された前記「時局對策勞資懇話會」の活動中にみられる。尙日本産業勞働俱樂部の綱領は次の如くである。

〔綱領〕

一、我等は自己の本分を盡して公正なる勞資關係を確立し以て産業報國の實を擧げんことを期す。

一、我等は建國の本義に基き皇道日本の完成を期す。

一、我等は日本精神に則り和衷協力以て識見の啓發徳操の涵養に努め世界文化に貢献せんことを期す。

(一三) 愛國労働農民同志會

1 運動の概況

愛國労働農民同志會は昭和八年十二月小林順一郎大佐を首班に結成された。「愛同」は昨十一年結成された時局協議會の中核をなし、政治的には政黨否認選舉否定の立場をとり、謂ゆる上部工作によつて「政府自身の日本主義化」の方針をとつてきた。しかし本年林内閣崩壊後、かかる政治的工作は殆んど停頓し、遂に日本産業軍との合同を契機として「愛同は日本主義を實踐する經濟人の團體ではあるが、經濟と政治の不可分性によつて正しき政治運動が如何に重要であるかを認識」し、「政黨問題に就ては全日本主義陣營を網羅する全國的單一政治運動主體の結成に至る迄現在何れの政黨にも加盟せざることを決定し、選舉に對しても積極的、効果的にこれに参加するといふ新方針をとり上げた。(第一回全國大會における政治活動方針参照) 愛同がかくの如く政治と經濟の不可分性を今改めて認識し、何らかの方向轉換をしたことはこの種團體としては注目すべきことであるが、愛同はこれによつて勞農協議會的形態をとるに至つたものと思はれる。愛同は現在愛國労働組合全國懇話會に加盟してゐるとはいへ、その態

度は日本産業労働俱樂部の如く、極めて消極的である。

本年の主要活動は他團體と共同でとり上げられてゐる場合が多く(第二部第六篇参照)、その他主なるものは、銑鐵飢饉に關する陳情(二月)、近藤榮藏氏を中心として委員會を樹立した思想轉向者對策(三月)、既成政黨解消の要請(四月)、思想動員並に生活保證に關する銑後運動(九月)等であつた。

愛國労働農民同志會・日本産業軍合同大會 十一月二十一日於東京芝協同會館。司會者 小林順一郎。信條・綱領・規約及び合同聲明書の發表があつて合同大會を終つた。(尙、日本産業軍の項参照)

〔合同聲明書〕(拔萃) 「唯一絶對なる日本主義を奉ずる一切の日本主義陣營は當然統一強化に向つて邁進すべきである。従つて兩團體の合同は聊かも他日本主義團體との對立補強を意味せず、戰線統一理想實現の一過程として勞農大衆の希望と歡喜とを以て迎へられ、日本主義勞農團體組合の正しき發展への方向を示す輝かしき歴史的合同であると堅く信ずるものである。」

愛國労働農民同志會第一回大會 日本産業軍との合同式後引續き同日第一回大會が開かれた。大會の狀況は次の如くである。議長 松本勇平。副議長 今村等、近藤榮藏、岩内隆平。出席代議員 三百四十六名。〔議事〕 一、運動方針 一、對外宣言 一、防共協定に關する聲明 一、支那事變對策並應召軍人戰歿傷者遺家族救援の件 一、労働對策の件 一、中小商工業者並俸給生活者電氣料金値下に關する件 一、組織擴充に關する件 一、宣言

〔以上全部可決〕〔役員〕 會長 松本勇平。總務委員長 中澤辨次郎。顧問 菊地武夫、等々力森藏、建川美次、植松練磨、林業、小林順一郎。總務委員 今村等、近藤榮藏、矢尾喜三郎、小田孝、山本龍助、光吉悦心、末永寶吉、菅忠正、岩内隆平、柄澤利清、今里勝雄、森登守、佐々木武雄、大野元次郎、毛利力之助、萩原貞一、田中正則、阿部已與午。

2 運動方針及綱領

愛同は本年度大會において反國體的諸團體・諸組合の「撲滅」と經濟的勞農諸問題の「解決」のための運動方針を發表してゐるが、「日本主義を實踐する經濟人の團體」愛同の新綱領は次の如くである。

〔綱領〕（一部）

一、我等が茲に勞働者及び農民と名づくるは知識勞働者、筋肉勞働者、農民等凡ゆる勤勞者を包括す。

一、帝國は世界に比類なき一君萬民の精神的大家族なり。我等は、此の建國の大精神に魅へり、國內に於ける總ての物質的對立抗爭を排撃し、進んで結束固き皇道日本の實現を期す。

一、我等は我國體と全く相容れざるマルクス主義の徹底的克服を期す。

〔附〕 **日本産業軍** 日本産業軍は昭和九年二月大矢省三、白鳥廣近氏等日本勞働同盟の日本國家社會黨分裂脫黨に際し今村等、藤岡文六氏等によつて結成された勞働組合で、國家社會黨が愛國政治同盟と改稱された時も有力な支持團體として活動してゐるが、昨十一

年愛國政治同盟が解散するに至り、産業軍は國家主義勞働團體として別に支持團體を有たず、独自の立場において運動を遂行し、最近には時局協議會にも參加してゐたが、本年日本革新黨が結成されるや、「今回出現せんとする維新政黨は全く吾々の期待に反し、弱體なる議會鬭爭黨たらんとするに至り、遂に今回の新黨運動には希望をつなぎ得ざる結果となつた」なる見解のもとに革新黨の成立に對しては消極的態度をとつてゐた。しかるにその後關西地方協議會は大眾的維新政黨結成・支持を要望し、本部もこの情勢に即して八月大阪に全國代表者會議を開催、政治的態度を決定する豫定であつたが、愛國勞働農民同志會との合同問題が急速に擡頭し、八月八日の合同が決定し十一月二十一日合同を遂げた。合同後も愛國勞働農民同志會はその名稱を存續し、その中に日本産業軍（この名稱も存續）が一單位として加盟することとなつた。

尙前主事陶山篤太郎氏及びその影響下の神奈川地方組織は本年、大日本青年黨系日本産業勞働團が結成されるやこれに參加した。

（一四）その他の組合

愛國從業員組合總聯盟 本聯盟は昨十一年十二月十二日、三河愛國從業員組合聯盟、三重愛國從業員組合聯盟、大日本忠孝勞働組合聯盟、日本革新勞働聯盟によつて結成されたものであり、本聯盟の創立は數年來名古屋市中心に急激に擴大したこの種勞働團體の總決算ともいへる。（聯盟結成當時その組合員は約六千と發表されてゐる。）本年日本革新黨が

結成されるや會長山崎常吉氏(代議士)はこれに参加し、聯盟も亦革新黨を支持した。

愛國從業員組合總聯盟の本年における主なる會合は次の如くである。

第一回理事會(一月十四日、於名古屋。「議事」) 時局協議會地方協議會結成促進の件、其他。△大日本忠孝勞働組合聯盟執行委員會(三月二日、於名古屋。「議事」) 賃上闘争、組合名變更に關する件、其他。△三重合電愛國從業員組合大會(五月十一日。「議事」) 青年部結成の件、其他。△三重愛國從業員組合聯盟第二回大會(六月十九日、於津。出席代議員 一五〇名。「議事」) 社會民主主義運動撲滅の件、維政黨結成促進要望の件、聯盟青年隊結成の件、農民一般市民との提携に關する件、其他。會長 露久保賢治。△中鐵愛國從業員組合臨時大會(七月二十二日、於三重縣久居町。「議事」) 國防獻金出征兵士家族慰問運動に關する件、日本革新黨支部結成準備に關する件、其他。△三重愛國從業員組合聯盟第一回執行委員會(七月二十八日、於組合本部。「議事」) 日本革新黨支部結成に關する件、國防獻金出征兵士家族慰問の件、其他。△三河愛國從業員組合聯盟主催北支事變對策市民大會(七月三十一日、於豐橋市。△三河愛國從業員組合聯盟第三回大會(八月七日、於豐橋。出席者 一八〇名。「議事」) 出征兵士家族慰問の件、日本革新黨支部結成の件、宣言、其他。會長 山口兆。書記長 露久保賢治。△大日本忠孝勞働聯盟緊急執行委員會(八月十三日、於名古屋。「議事」) 北支事變に對する決議文、出征家

族の救援に關する件。△忠孝勞働聯盟第二回大會(九月九日、於名古屋。三十餘名出席。「議事」) 日本革新黨支持の件、出征兵士家族慰問、宣言、其他。委員長 山崎常吉。△日本革新勞働聯盟第三回大會(九月十八日、於愛知縣一宮市。「議事」) 應召者並應召家族に對する對策の件、日本革新黨支持の件、宣言、其他。會長 梶田勝利。△大日本勞働聯盟結成大會(九月二十一日、於一宮市。出席者 四〇名。會長 青山德壽郎。△渥電豐自愛國從業員組合再建大會(十一月十四日、於渥美電鐵本社。指導者露久保賢治。)

〔綱領〕(前年版參照)

新日本海員組合 昭和十年五月新日本海員組合の結成と共に生成された日本海員組合との深刻な對立は本年三月藤原大阪逓信局長の勸告に依る新舊兩組合の合同によつて解消した(別項「日本海員組合」の項參照)が、しかも當時の新組合副組長赤崎寅藏氏以下多數幹部はこの合同に反對し、新に神戸榮町二丁目に本部を置き更生新日本海員組合を確立、純正日本主義を明確に標榜して江藤源九郎氏を組合長に推し、經濟・政治兩面の運動を通じて海員の生活擴充の運動を圖ることとなつた。その後日支事變に當面するや擴大緊急幹部會を開き國防獻金運動を起したが、七月十六日時局に對する聲明書を發表したほか、同三十日船主協會に對し出征海員家族に關する善處方をも要望した。

五月十五日、大阪築港會館で開かれた組合再建臨時大會の狀況は次の如し。

臨時大會 出席者約三百名。議長 江藤源九郎。「スローガン」

一、船員法改悪反對 一、諸手當の即時増額 一、君民一如皇道日本の建設 一、日本主義による海上の統一強化 一、明朗なる海上新生活確立へ 一、新日本海員組合大會萬歳「議事」 一、規約改正に關する件 二、運動方針に關する件 三、藤原大遞局長辭職勧告に關する緊急動議 四、待遇改善に關する件 五、食料改善に關する件 六、日魯漁業冷凍船乗組員強制下船要求反對決議に關する緊急動議 七、船員法改正並關係法規制定に關する件 八、宣言（以上全部可決）「役員」 組合長 江藤源九郎、副組合長 赤崎寅藏。

東電愛國同盟 本同盟は東電従業員組合に對立し、東電護皇會、愛國同志會の合同によつて十年五月結成された。

同盟は本年一月、東電従業員組合の昇給要求運動と併行して臨時昇給要求の要請運動を行つた。また、委員長佐藤守義氏を中心とする「愛國戰線統一協議會」では六月五日、國體明徴の達成を近衛新内閣に對して要請した。

四 官業關係勞働團體

(一五) 海軍官業勞働組合聯盟

1 運動の概況

「海聯」は吳海工會、横廠工友會、佐世保勞愛會、舞鶴共立

會、廣廠工僚會、平塚總愛會、徳山燃工會の七組合より成る。本聯盟はもと組合會議の前身たる勞働立法促進委員會に加盟してゐたこともあるが、昭和九年度大會において綱領を改正して以後は、海軍當局の勞働政策に則した運動形態をとつてゐる。對外的にも何等の政黨を支持することなく、勞働運動の横の連絡においても組合會議或ひは愛國懇話會の何れにも參加せず、國際勞働會議に對しても依然獨自の行動をとり來つた。その運動方針は全體主義的であり、前年度十四回大會においても明確に「勞働報國の實踐化」を決議したが、事變勃發後もこの方針に即して運動した。たとへば、吳工廠従業員大會（七月二十九日）、海軍火藥廠代表委員會（八月十一日）、徳山燃料廠代議員會（八月三日）等夫々事變に對する聲明決議を發表して銃後運動の具體策を決定したが、海聯本部も十月、中央委員會を吳に開き、一般的時局對策を決定した。

2 運動方針・綱領

十月の第二回中央委員會が決定せる時局對處方針は次の如くである。

「指導精神」 今次事變は國民の綜合力とその犠牲による絶對的勝利を第一義とすることを前提として（一）參戰意識を明確に把握し常に出征將兵の勞苦と其の生命奉還の精神を對照とする海軍工員精神を振興し盡忠報國の戰時作業を強行すること。（二）學國一致の協同體たりうる組織を完成し工員服務綱領五訓を緯とし聯

盟綱領を経としたる最高度の技術、最強力の勤務を強要すること。

〔行動要綱〕 (一)時局の支配する一般狀勢に鑑み組合綱領を普及して従業員の經濟力を強化し以て家庭生活の將來に對處する事 (二)如何なる長期、如何なる難苦業にも堪え得る勞働力の培養と工場災害の根絶を期するため萬金の方法を講ずる事。(三)相互扶助の精神を發揚し同僚軍務公用者の後顧の患を絶つこと。(四)國防獻金と同僚の赤誠を披瀝し愛國公債應募を目的とする消費節約運動を起し將來必至とする反動期の生活不安緩和に資せしむる事

〔綱領〕

一、本聯盟は祖宗建國の國是と三千年の民族的傳統に遵ひ、勤勞階級としての道義と規律を重じ團結、戮力して識見と德操の涵養に努め、技能の向上練達を計り以て勞働報國の實を擧げんことを期す。

一、本聯盟は海軍工作廠の任務を體し従業員たるの使命遂行に向つて和衷協同すると共に合理公正なる勤勞制度を確立し以て福祉の増進を期す。

一、本聯盟は信愛誠實を旨とし、眞に國情に適正なる經綸を以て社會問題の解決に盡瘁し邦家の隆昌に貢獻せんことを期す。

(一六) 遞信従業員團體

遞信従業員會聯盟 遞信従業員會聯盟は昭和九年五月、遞友同志會、遞信従業員聯合、日本遞信従業員組合の三派合同によつて結成されたものであるが、同年聯盟は再分裂し、遞友同志會が總同盟へ復歸し、舊日本遞信従業員組合は遞信從

業員會同盟を新に創立して脫退し、現在の「聯盟」は合同以前の遞信従業員聯合にひとしいものとなつてゐるやうである。本聯盟の方針は産業協力的事業中心主義であり、事變下にあつてこの方針の強化を圖りつつある。

聯盟は本年物價騰貴に伴ふ給料及諸手當引上のため三月四日當局に對して陳情したのを初めとし、引續き五月十二日には芝協調會館に給料二割引上要求臨時大會を開催した。更に本大會直後「高物價對策委員會」をも設置したが、實質的活動には何等みるべきものなかつた。

遞信従業員聯盟擴大理事會——十月十九日第三回年次大會に代へて行はれた。出席者九十七名。議長 片伊木賢介。「議事」一、非常時下の産業協力強化に關する決議 一、運動方針に關する決議 一、出動將士に對する感謝決議(以上全部可決)〔役員〕會長 片伊木賢介。副會長 李城璫。書記長 神澤佐理。

遞信従業員會同盟 本同盟は前記遞信従業員會聯盟内の舊日本遞信従業員組合によつて昭和十年五月結成されたものであつて、その方針は全體主義・事業中心主義である。

同盟本年における重なる活動は上半期の賃銀二割値上を目標とした退職獎金制度確立又は通信事業獨別會計國庫納付金撤廢要求を併せ、臨時總會又は従業員大會等を開催し大衆的行動に依つた運動であつた。

遞信従業員會同盟第三回大會——五月八日於東京淺草公會堂。出席者約一千三百名。議長 木村孝作。「議事」一、物價騰貴に

依る特別手當要求の件 一、退職賜金制度實施要求の件 一、通信事業特別會計國庫納付金減額の件（以上全部可決）。尙、大會は臨時特別手當二割支給を要望する陳情書及び宣言を可決した。「役員」會長 高井謙。副會長 海老原哲。書記長 宇高清高。顧問 綿貫由三郎。

（附）**逓信事業擁護聯盟** この擁護運動は昨十一年七月、聯盟・同盟・工聯の三團體によつて謂ゆる馬場財政の通信事業特別會計より郵便料値上其他に依る益金二千圓増徴といふ益金繰入に反對のため全國二十三萬の従業員に對して働きかけられたのであつて、部内における大衆的運動として劃期的意義をもつものであつたが、十二月末の豫算閣議で一千二百六十二萬圓の繰入決定となつて終了し、本年二月一先づ解散した。それと同時に本年六月約一千萬圓を以てする給料新定率が實施され、更に十月一日實施の退職手當金制度確立及共済組合規則改正に現はれた退職年金増額によつて一應の解決をみることとなつた。

この擁護運動はその過程において統制に遺憾な點もあつたやうであるが、これを通じて大同團結への機運を醸生したことは事實で、存置された「従業員會連絡協議會」は現在有名無實ながら、この運動を通じて戦時下における逓信事業報國聯盟の結成ともいふべき道を辿ることが豫想される。

尙、東京都市逓信局管内従業員會聯合組織の狀況は次の如くである。（昭和十二年十月末現在）

逓信従業員會聯盟（加盟會數二七、會員數五、二二一）

第二部第二篇 勞働組合

逓信従業員會同盟（加盟會數一一、會員數二、五二一）
工務課聯盟（加盟會數二、會員數一、一七八）

大阪逓信従業員會聯盟 本聯盟は昭和九年創立されてより四年を経過したが、その組織地域は大阪逓信局管内、加盟會數五三、會員數約一萬六百人。逓信部内従業員組織としては現在最大のものである。本聯盟の指導精神も亦、事業中心主義的である。

聯盟は本年物價騰貴に伴ふ臨時手當の支給要求の運動を當局に對して行ひつつあつたが、本年度大會もこの種従業員の事業使命と待遇問題を中心として開かれた。尙この大會は新たに運動方針及び綱領を發表し、鐵道従業員會に似た「勞資委員會」（逓信省單位並に全國的諮問委員會設）置を提唱してゐることは注目に値する。（具體的運動方針参照）

大阪逓信従業員會聯盟第四回大會——七月四日於大阪中ノ島公會堂。出席代議員 百名。議長 中塚清治。「議事」一、物價騰貴手當即時實現 一、下級判任待遇是正（以上決議案）一、宣言 一、運動方針 一、其他建議案（以上全部可決）「役員」理事 中塚清治。副理事長 井上昭一。

「運動方針」（一般的運動方針）

- 一、各會の有機的結合を基礎とする從聯の擴大強化。
- 二、従業員會運動の全國的統一。
- 三、従業員會に對する正確なる認識の昂揚。
- 四、従業員會を母體とせる諮問機關の設置（具體的運動方針七、

参照)

五、従業員の生活擁護と福利施設の擴充。

六、事業の本質強調と特別會計制度の正常化運動。

五 其他の單獨組合

東京印刷工組合 本組合は全國労働組合自由聯合會系の有力組合として大正十三年三月創立した。しかし昭和十年の無政府共産黨事件前後まではアナキズム的運動を展開しつゝあつたが、この事件と共に解散し、更に昨十一年八月四日再建するに當つて組合は新方針による再出發を聲明し、從來の運動方針に労働組合主義を加味するに至つたのである（昨年七月の再建準備會のテーゼ参照）。

本組合は本年二月六日第一回擴大執行委員會を開き、當面の物價騰貴に對する賃上運動を協議したが、更に全評系東京出版労働組合と提携して「全市印刷工擁護同盟」を結成し（二月十七日）、賃銀三割値上を目標とする物價騰貴反對、賃上要求、印刷工大會の開催等の運動を計り來つた。しかしその後の運動に特記する程のものもないが、現下の社會狀勢下においてはこの種労働組合の運動には幾多の困難が豫想される。（本組合は昭和十三年三月解散を聲明した。）

關東工場従業員聯盟 「關東工聯」は南葛労働者俱樂部、

關東地方工場従業員聯絡委員會等の名を経て、昭和十年一月改組されたものである。南喜一氏を指導者とする本組合は東京における南葛及び江東方面の組織によつて多岐な運動を繼

續しつつある。工聯は昨年十二月の「擴中」で十三年度活動方針及び社會大衆黨支持を決定し、本年一月これが方針書を發表したが、本年を通ずる活動にはさして注目すべきものも見當らない。なほ、工聯の綱領は次の如くである。

〔綱領〕

一、我等は資本家階級が勤勞同胞を搾取する政治經濟組織に反對し斯る形態を然らしめる資本主義を打倒し正しき國民階級の進展を期す。

一、我等は政派組合別の如何を問はず協力し工場労働者及び凡ての勤勞階級の日常經濟利益を徹底的に擁護し以つてその生活の完全なる解放を期す。

大日本産業労働團の創立 大日本産業労働團は大日本青年黨（第二部第六篇参照）の外廓機關として、本年八月二十二日東京において、神奈川県下における日本産業軍及び名古屋における中部労働聯盟の組織を主體に結成された。結成に當り「陛下の労働者技術者たる日本産業人としての強烈な信念の下に結合組織」し、「地域的組織的方針をとつて、愛國労働者の綜合的地域的結合を圖る」とその方針を規定したが、九月五日指令せる戦時行動綱領は次の如くである。

〔戦時行動綱領〕

一、労働者の赤誠で資本家を引づれ。一、出征應召兵家族に實收賃銀全額支給。一、軍需工場従業員の戦時手當支給。一、愛國

労働者の解雇禁止。一、団員の戦時組織化及訓練。一、軍需工業の収用法による國營即行。一、重要産業の國家統制及國營。一、資源國營及販賣の國家統制。

〔役員〕 團長 橋本欣五郎。理事長 陶山篤太郎。主事 伊藤長光。

中部労働聯盟 本聯盟は西部労働聯盟と共に、昭和九年十二月大日本國家社會黨支持の下に創立した大日本労働組合協議會の有力組合として昭和九年五月結成され、昨十一年總聯合と合流したるも、運動方針の相異によつて、本年六月西部聯盟と共に總聯合を脱退した。（詳細は總聯合の項参照） 聯盟は本年愛知時計會社に組織を扶植し、愛國勞技會の結成に成功し勞資懇談會を成立せしめたが、その前後に發生した二回の大爭議を記録的に指導して世の注目を惹いた。（第二部第一篇参照） 事變の勃發に當つては出征者家族の救援、地域別・工場別防護團の編成に活動してゐる。

總聯合を脱退した聯盟は本年八月大日本青年黨組織下に大日本産業労働團が結成されるや、之に参加した。（委員長 伊藤長光）

愛國勞技會結成大會——五月二十六日於名古屋。出席者約千名。〔決議〕「全従業員的生活安定、會社の能率増進のため勞資懇談會を中心に協力一致邁進せんことを期す。」委員長 堀越山行。

聯盟全體會議——七月十日於名古屋。總聯合脱退後の運動方針を協議した。〔議事〕 一、革新的日本主義労働戦線擴大強化に關する件 一、政治的主體勢力支持結成に關する件 一、第二次貨上闘争に關する件 一、亡國左翼人民戦線粉碎に關する件 一、

第三回大會期日決定に關する件。

その他、本年新に結成されたものは次の如くである。

東京市従業員組合結成大會 東京市従業員組合では、一月二十八日の中央委員會において、元芝支部長石原美行氏を除名した（除名顛末については東京市從の項参照）が、石原氏等を中心とする市從城南地區協議會では一月三十一日東京芝日本労働會館に「東京市従業員組合」の結成大會を舉行し、全日本労働總同盟加盟、社大黨支持を決定した。〔役員〕 顧問 原虎一。組合長 石原美行。主事 豊島治雄。

東京市雇傭員同志會結成大會 本組合は新に東京市従業員組合を脱退した分子が東京市關係の雇傭員約一萬名の組織化を目標とし、「社大黨支持の強力化」を目的として創設した特殊の組織である。七月二十三日結成、幹事長は石川清氏である。

宮城縣労働團體連絡委員會結成 戦時體制下において宮城縣下労働運動の戦線統一として社大黨石巻支部の援助の下に、宮城一般労働組合を中心として縣下労働組合を一丸とする表記機關が十一月四日結成された。戦時下における労働團體の自主的動向としてこの創立は注目される。

愛宕會創立大會 大阪市電従業員組合及自助會内合同反對派は四月十日大阪中央公會堂において表記組合結成大會を開催した。その方針は全總の方針に沿ふものである。〔役員〕 委員長 山口常次郎。書記長 高橋節太。顧問 鈴木悦次郎。（顛末は交總大阪市電從の項参照）

小樽自由労働者組合結成大會 小樽市登録労働者八百五十名及び失業者約五百名を以て、表記組合が三月二十七日小樽に結成された。本組合結成に當つて札幌労働者組合、札幌消費組合の援助がなされたが、組合の方針は全評系とみられてゐる。「役員」委員長 小川兼五郎。副委員長 伊藤權之助。書記長 高橋庄美。

第二章 俸給生活者の運動

俸給生活者の組織運動は從來から屢々試みられてきたのであるが、これが組織化は賃労働者の労働組合への結集以上の困難が伴つてゐるやうである。それは主として俸給生活者層の社會關係に依存するものであるが、一方にはこれを組織せんとする側が労働組合的方針を強要しだがつた。最近における經濟事情は俸給生活者の生活合理化を求めつつあるにも拘はらず、海上高級船員の組織體たる海員協會を除けば、一つとしてサラリーマンの生活の擁護指導に當りうべき有力な團體もない状態である。

この種團體にして本年活動せるものは左記の二三に過ぎないが、その運動の概況は次の如くである。

海員協會 本協會は明治四十年高級船員を以て組織されたのであるが、大正八年頃より漸次労働組合化し、大正十年日本海員組合成立以後は之と緊密に提携して運動を進め、大正

十五年には海員組合と共に船主側と海事協同會を組織し、昭和七年日本労働組合會議が結成されるや率先して之に参加し來つた。

協會は本年三月二十五日第三十一回定期組合を開催したが、同時に船員大會を開いて船員の業務上の過失に對する刑法規定適用不法を決議し、議會が審議中の船員法改正議案を目ざして運動を集中したが、この猛運動の結果船員法は貴衆兩院を附帶決議付で通過し、刑法改正委員會の設置をみるまでに至つた。

次に事變下の活動についてみるに、之等海上労働團體は軍需輸送の重責を分擔して海運産業報國に協力しつつあるが、協會は出征軍人並びに支那沿岸關係海員或ひは公用船乗組員に對する慰問、感謝或ひは國債の購入、國防獻金の運動を行ひ來つた。更に從來の産業協力方針は海事協同會を通じて海上國民精神總動員運動に向つて一層強化されるものとみらるべく、本年十二月の會名改稱に關する審議委員會の設置或ひは同月の第六回評議員會における綱領決定(別記)の如き事もあり、今後の動向には極めて注目し價するものがある。

その他本協會の主なる活動としては無線技士會との合同交渉、若松會館の建設、小泉會長の國際労働會議出席等があつた。

新に決定せられた綱領とは次の如きものである。

〔綱領〕

一、本會は我國體に基く海洋精神の顯揚に志し、海員正義を昂揚し一致團結以て海上任務の國家的使命を完ふせんことを期す。

二、本會は海事關係事項の改善並に海事思想の普及徹底を計り

以て帝國海運の健全なる革新發達に貢獻せんことを期す。

三、本會は全高等船員の社會的地位の適正なる向上と生活の安定を計り、海上任務の特異性に適合する共濟互援の實を舉げ以て海員使命の達成に遺憾なからしめんことを期す。

日本無線技士會 日本無線技士會は昭和七年海員協會を脱退した無線技士俱樂部を改稱（昭和十一年）したものであるが、その傘下には郵船、商船、近郵の各無線會が謂ゆる會内會を構成してゐる。無線技士會は前年度總會で社會大衆黨の支持、戰線統一促進を決議したが社大支持は黨の承認するところとなり、これがため海員協會との合同問題も著しく好轉するに至つた。

本年十月二十一日の第六回總會は再びこの問題を探り上げ、戰線統一實現に關する決議を行ひ、海員協會への復歸的合同は遂に實現の見透しを得るに至つたが（昭和十三年三月合同成立）、これは新海員組合の日本海員組合復歸と共に海上勞働戰線の再統一完成として極めて注目すべきことであつた。

その他主なる活動としては會館の建設、消費組合の創設、日本水産、太平洋漁業、日魯漁業等「北洋」における團體協約の締結等であつたが、事變下にあつて他の勤勞階級の運動と同様無線技士會も幾多の障害や困難に遭遇する事を餘儀なくされてきたやうである。

日本俸給者協會 昨十一年七月、俸給生活者の生活防衛を當面の任務として大阪に創設された本協會はその後社會大衆黨の影響下にあつて協同パンシオンの經營、購買部の設置、

服裝費低減等の運動を續けつつあつたし、創立の動機といひ、創立關係者といひ、或ひは當面の經濟事情からいつても、俸給生活者のプールとしてその發展は期待されてゐたのであるがその後會員の獲得も意の如くならず、本年における活動は殆んどみるべきものがない。（本協會は昭和十三年二月二十八日、「昨今非常時局に際し本會執行機關に於ても各自公私共に繁忙を極め到底執行の重責を完ふなす能はざる」状態となつて解散した。）

關西俸給者組合 日本勞働組合全國評議會關西地方評議會の指導下に、本年七月六日神戸において結成されたが、何等活動することなくして全評の解散と共に本組合も亦消滅した。尙創立當時の役員は次の如くであつた。

〔役員〕 委員長 桑田喜三郎。顧問 青柿善一郎。

第三章 婦人勞働者の運動

婦人勞働者のみの勞働組合としてはみるべきものはないが、婦人勞働者の本年度における組織狀況は、社會局調によれば、勞働組合に加入する者二一、七一人で前年に比し二、九七一人の減少を示してをり、これを全組織勞働者三九五、二九〇人及婦人勞働者總數一、八八七、九九一人に對比してみれば各々五・五%及一・二%であつて、その組織率は極めて低率である。しかしてこれら婦人の組織勞働者中一三、九一五人は工場勞働者であつて、染織工業の五、〇三九人及化學工

業の三、七六四人の合計は全婦人組織労働者の過半数を占めてゐるといふ状態にある。(なほ第一章第一節参照)

組合婦人部の活動中、全日本労働総同盟婦人部本年の運動は伊豆持越金山爭議應援、事變下の銃後活動或ひは第七回婦選大會への「労働婦人保護立法要求」の提案位であつた。

次に労働組合以外の無産婦人独自の團體としては社會大衆黨に屬する「社會大衆婦人同盟」もあるが、婦選運動への協力以外何等みるべきものとてなく(社大黨は本年度大會において婦人部を廢止した)、この種無産婦人の運動は總じて不振を極めてゐる。(別項第五篇第六章「婦人運動」の項参照)

尙本年度全國小學校女教員大會の狀況は次の如くである。

第十七回全國小學校女教員大會 五月八、九、十日、於東京教育會館。出席者約七百名。「議事」 一、小學校兒童の保健養護に關し留意すべき事項(文部省諮問) 一、兒童の宗教的信念を涵養する方案(帝國教育會提出) 一、全國的に公德心の向上徹底を期する方案(全國小學校聯合女教員會提出) 一、女教員として一般家庭の向上を促進すべき方案(名古屋市女教員會) 一、農山漁村經濟更生に當り女兒教育上特に留意すべき事項(新潟聯女教員會提出)

就中女教員の教權擁護問題に關しては、「一、速やかに校長を視學に任用するやう當局へ建議すること 二、女教員に對し教權蹂躪の行爲なきやう當局へ請願する」の件を決議した。

第四章 農民の運動

第一節 農民組合及其の共通運動

今日に於いては農民の運動は農民組合を中心として展開されざるを得ないし事實また展開されてゐるのである。而して茲に農民組合とはその性質上小作人組合であることは今更改めて述べるまでもない。ところで大正十年以降に於ける小作人組合數並に組合員數の變遷をみれば次の如く、昭和二年を最高として以後はいづれも漸減の傾向にあつたが昭和十一年より僅か漸増に轉じたものゝ未だ頽勢の域を脱しない状態にある。

年次	組合數	組合員數
大正十年	六八一	?
同十二年	一、五〇〇(一、五〇〇)	一六三、九三一(一六三、九三二)
同十四年	三、三三三(三、四九六)	三〇七、一〇四(三〇七、一〇六)
昭和元年	三、九三〇(三、九三六)	三三八、七〇四(三四六、六九三)
同二年	四、三三三(四、五八二)	三四七、四二九(三六五、三三三)
同三年	四、一二五(四、三三三)	三三五、九八三(三三〇、四〇六)
同四年	三、八六六(四、一五六)	三〇一、三三六(三五、七七一)
同五年	三、九七九(四、二〇八)	二八六、八五三(三〇一、四三六)
同六年	三、九二七(四、四二四)	二七一、一五四(三〇六、三〇二)

同 七 年	四、〇六二（四、六五〇）	二五六、二九七（二九六、八三九）
同 八 年	四、一五〇（四、八一〇）	二四六、一七二（三〇二、七三六）
同 九 年	三、八六四（四、三九〇）	二三五、〇九九（二七六、二四六）
同 十 年	三、四四四（四、〇一一）	二〇三、四五四（二四二、四三三）
同 十 一 年	三、四四九（三、九一四）	二〇三、五五〇（二二九、二〇九）
同 十 二 年	三、四七一	二〇七、二三八

〔備考〕——大正十年は内務省警保局、同十二年以降は内務省社会局、昭和十二年は厚生省労働局の調査である。但し括弧内は農林省農務局の調査であるが、本年度の調査結果は未だ發表されてゐない。

昭和十二年中に於ける小作人組合の分布状況をみるに二百以上の組合数を有するものは新潟、山梨、福岡でこれに次ぐものは岐阜、千葉である。これに反し香川、熊本、山口の諸縣に於いては組合数極めて少く沖縄は全然之を有しない。組合員数に於いては一万人以上を有するものは新潟、山梨、愛知、岐阜、静岡であつて他は何れも一万人以下である。いま多數の組合員を有する二十府縣を列挙すれば左の如し。

新 潟	組 合 員 数	組 合 数	埼 玉	組 合 員 数	組 合 数
山 梨	二四、五六八	五三七	兵 庫	七、一八三	七
愛 知	一六、五二〇	二四九	福 島	六、九六三	六
岐 阜	一三、四三〇	一三五	秋 田	五、五七八	八
静 岡	一一、七三六	一八九	徳 島	五、五四三	二四
	一〇、八四一	一〇四		五、四一〇	七

第二部第二篇 労働組合

長 野	九、三六	二五	富 山	五、四七	一九
岡 山	〇九、六〇	一四三	廣 島	五、三四	四
福 岡	八、〇一一	二〇三	大 阪	四、二五七	二八
群 馬	七、五二	八四	京 都	三、六三	四
千 葉	七、二八五	一八九	栃 木	三、〇三	九

更にこれ等小作人組合の組織地域に就いてみれば、組織地域比較的廣汎にして主要組合と稱すべきものは極めて尠く僅か十二組合を數ふるに過ぎない。而かもこれ等の中には日常殆んど何等の活動をしてゐないものが相當あるのである。

次に小作人組合の運動に就いてみるに、その當初に於いては小作爭議を中心としたものに限られてゐた様であるが、その後漸次に小作人の地位の向上に關する各種の運動が行はれるに至つた。勿論その主眼とするところは各組合の指導精神によつて相異があるのであるが、その共通的なものは小作條件の維持改善等の經濟運動と小農階級のための政治運動並に組織の擴大強化運動である。而して昭和十二年度は上半期に於いては選舉運動がその中心となり、下半期に於いては支那事變下の銃後活動に終始したかの觀があつた。以下十二年中に於ける主要運動を述べるのであるが、こゝではその共通的なものゝみを取扱ひ、農民組合各個の運動は次節以下に之を譲ることゝしやう。

選舉運動 本年上半期に於ける中心運動は選舉運動であつ

た。第七十議會が林内閣によつてその最終日たる三月三十一日に突如解散せられるや、農民組合に於いても選挙闘争は勤勞農民大衆を基礎とする政治の確立への途であるとの見解から各所屬政黨、團體と提携して各種の選挙運動を行つた。例へば農民組合の主流をなす全國農民組合に於いては議會が解散になるや逸早く中央常任委員並に常任書記を以つて選挙對策委員會を設置し、關東出張所に於いて一切の事務を執ることとなり、四月一日各府縣聯合會に對し「第七十議會突如解散、果敢に總選挙を闘ひ抜け、林超然内閣打倒、既成政黨打倒」と題する達示と、「農地法反對、小作法、小作組合法即時制定」、「土地價格吊上げ、自作農創設維持反對」、「國民健康保險法即時制定」、「中央地方を通じて勤勞者本位に税制を改革せよ」等々の九項目に亘る政策スローガンを盛つた指令書を各府縣聯合會に發送して組合の態度を明確にし、爾後數回に亘り達示其他參考文書を送付し積極的に選挙對策運動を行つた。又右翼農民組合の皇國農民同盟に於ても四月十日緊急理事會を開催し選挙對策に關し協議の結果同組合の所屬する愛國勞働農民同志會の指導方針に従ふこととし、友誼團體たる純日本主義青年運動全國協議會と協力し當面の選挙方針として「反國體的現状維持勢力、政黨、財閥其他一連の民主々義的勢力の打倒の輿論喚起に努むること」、「國體明徴の現實的具現、維新斷行に依る皇道日本の確立を期すること」等

四項目の方針を決定し果敢な活動を展開した。而して選挙の結果をみるに全國農民組合に於ては關係候補者十六名中十一名の當選をみ、日本農民組合に於ては一名、日本農民組合總同盟に於ては三名、その他右翼系地方組合一名、計十八名といふ多數の當選者を出した。これを前回に比較してみると六名の増加で、農民組合發生以來嘗つてなき躍進振りであつた。併し中間派組合の當選者の多いのに比して右翼的組合のそれが極めて少いのは注目されていゝだらう。いま組合別に當選者をみるに次の如くである。

宮城一區	全農	菊池養之輔(二位)
岡山一區	同	黒田壽男(四位)前
福岡四區	同	田原春次(三位)
栃木一區	同	石山寅吉(三位)
秋田二區	同	川俣清音(一位)前
静岡二區	同	山崎劍二(一位)前
群馬一區	同	須永好(三位)
新潟三區	同	三宅正一(一位)前
大阪五區	同	杉山元次郎(一位)前
香川一區	同	前川正一(一位)
高知二區	同	佐竹晴記(一位)前
鹿児島二區	同	富吉榮二(一位)前
東京六區	日農總	鈴木文治(一位)前
神奈川二區	同	片山哲(二位)前

埼玉一區	同	松永 義雄(四位)
山 梨(全)	日 農	平野 力三(二位) 前
高知一區	土佐農 民總組合	大石 大(一位) 前

なほ總選舉の外町村會議員の選舉に於いても亦相當活潑な活動をなしたが、その結果は概して總選舉に於けるほどのことはなかつた。

小作料減額運動 小作料減免運動は小作人組合の經濟運動中最も中心的なもので、農民組合が凶作、不作等を理由として小作料の減免要求をなすことは秋季闘争として年々の恒例となつてゐる。特に昭和九・十兩年に於ては自然的災害の結果この種闘争は最も盛んに行はれた。併し本年はこれとは多少趣を異にし、時局下に於ける跛行景氣は農村にのみ打撃多く肥料、農具その他日常必需品の物價高によつて小作農民の生活は窮迫化しつゝあること、及び地方財政補給金の交付並に昭和十三年度より行はるゝ土地賃貸價格の改訂は地主の負擔を軽減するものに過ぎないとの理由によつて小作料の減額要求を捲起した。而して全國農民組合に於ては二月の第十六回全國大會に於いてかゝる視點から全國的統一ある運動を展開すべく決議し、更に七月の第二回中央委員會に於ては小作料引下げ全國運動に關する具體的闘争方法を決定すると共に、「地主負擔が大體三割軽減されるといふ推算より小作料

三割引下げ、小作料を多くとも收穫の三分の一に止めやう」といふ一般的減額の基準を決定した。而してこの運動は秋季を期して後述の小作法の制定要求と共に全國的に大規模な遊説をなすべく計畫が進められてゐたが、これは支那事變の勃發によつて一時中止の止むなきに至つた。併しこの運動は十一月の中央委員會の決定に於いてもみられるやうに、農業生産力の維持増進の建前から平和的道義的にはあるが再び再燃せんとする形勢がみられたことは注目し値しやう。一方日本農民組合並に日本農民組合同盟に於ても各々獨自の方針の下に活動を進めてゐたが、事變發生以來は何れも時局柄懇談的に地主に交渉し大衆的行動は自發的にこれを慎しむやう指示した。

小作法制定要求運動 小作法制定要求運動は農民組合の政治運動中最も勞要なるものゝ一つである。從來この運動は主として全國農民組合を中心として果敢に行はれてゐたが、本年は同組合を始め右翼的農民組合に於いてもこれが請願運動を行ふところがあつた。このことは小作争議にも示されてゐるやうに土地問題が農民生活の中心問題であることが一般的に認識されたと云ふ意味に於いて極めて重要なことであらう。尤も事變發生以來はこの種運動も稍々消極的となつたが、他方事變下に於ける農業生産力維持増進の視點よりして新たに本運動が起されんとしてゐることは、前記小作料減免運

動と共に注目すべきことであらう。なほ右運動に關聯して第七十議會に提出された農地法案に對する態度をみるに、本法案前半の自作農創設維持規定は地主の土地賣逃げを助長するものであり、後半の小作關係規定は小作人のための重要規定を缺くものであるとの見地から、何れも反對の態度を表明した。例へば右翼的農民組合たる日本農民組合に於いてすら「本法案は自作農創設に依り小作問題を解決せんとするものであるが我々小作農民の考へとは著しく差異するものなり」との見解からこれが撤回運動に主力を注ぐところがあつたのである。

銃後後援運動 支那事變勃發の當初に於いては農民組合は何れも靜觀的態度をとつてゐたが、漸次戰線の擴大と共に時局の益々重大性を加ふるに及び、何れも舉國一致の體制に從ひ國策に順應するの方針をとると共に専ら銃後後援活動に努めるところがあつた。

先づ全國農民組合は從來の指導精神による小作人解放運動が事變下に於ける國內相刻を増大せしめるといふ意味に於いて抑壓されんとする氣運に逢着するや、八月四日本部に首腦部會議を開催し、(一)舉國一致の方針を採り勤勞農民の生活利害を損はざらしめぬ様努力すること、(二)組合員はこの際誤解を抱くことなき様慎重なる態度を取ることを決定し、前述の如く小作料改訂並に小作法制定要求運動のための全國的

遊說計畫はこれを中止し其の他大衆動員を行ふが如き會合は一時見合せる等實踐的には次第に運動の基調を國策の方向に轉換せしめつゝあつたのである。而して銃後活動としては出征兵士家族救援の爲め明確なる指導方針を以つて臨むこととし、(一)應召者家庭の田畑の共同耕作、(二)農具の共同利用、(三)借金、税金、飯米に付て當局と交渉、(四)軍事扶助法、入營者職業保險法の運用に關する監視鞭撻、(五)電燈料金の免除等の方針を決定し、これが活動に關しては全農独自の活動方針はこれを廢し、各町村團體と協力して活動することゝしてその旨各府縣聯合會に通達した。更に政府に於て九月三十日國民精神總動員中央聯盟を結成するや、本組合もこれに参加し、主として農村方面の分野に於いて活動することゝし(一)農業生産力の擴充強化、(二)隣共助精神の鼓吹、(三)相剋摩擦の可及的排除等の諸點を強調すると共にこれが主旨の達示を全國各支部に發送し又十月一日附を以つて「國民精神總動員に就いて」と題する達示を各府縣聯合會宛送附し組合員の認識を新たにするとところがあつた。

次に日本農民組合に於いては事變直後の七月二十日支持政黨にして本組合と異名同體の状態にある皇道會と共に、舉國一致支援の國民運動の展開と支那軍閥膺懲を高調した聲明書を發表すると共に翌二十一日皇國農民同盟と共に愛國農民團體協議會の名を以て次の如き聲明書(拔萃)を發表して組合

の態度を明かにした。――

「我等は東洋平和の基礎確立の爲に執れる帝國の斷乎たる方針に付ては全國農民大衆と共に積極的に之を支持し、この機會を通じて戰時體制を確立せしめ生産力の増大と國民生活安定の爲に一切の力を集結すべく一大國民運動の展開を期し、以て國民協同體完成に邁進せんとするものである。」

次いで九月二十一日組合本部に常任幹事會を開催し、(一)出征兵士家族に對する勞力奉仕、(二)政府拂下米に對する斡旋、(三)肥料購入方法の樹立、(四)借金、税金、無盡掛金の相談等銃後運動に關する方針を決定、各地方聯合會に通達し果敢なる運動を展開した。又會長平野力三氏は愛國農民團體協議會を代表し國民精神總動員中央聯盟に参加し本運動の實踐に努めてゐる。

更に日本農民組合總同盟に於ては事變發生以來未だ組合の態度並に運動方針を明確にせず僅かに東京府聯合會が次の如き運動方針を決定し、銃後運動としての目的達成に努むる様夫々各地方聯合會に宛て通達するところがあつた。運動方針――各支部内の出征兵家族戰病死者遺族家族の救護に關しては(一)各町村役場に對し食糧配給、醫療、職業輔導、居住等日常生活の萬端に付萬遺漏なき様要請すること、(二)組合員有志を動員し慰問金の募集並に家族慰問、(三)組合中の出征者家族に對し耕作、草取、收穫等勞力に依る援助並に精神

的援助に萬全を期すること。

農民組合戰線の統一運動 先づ右翼農民組合戰線の統一運動に就いてみるに、昭和十一年に於てはその全國的統一運動は失敗に終り結局關東派と關西派に分れ、前者は愛國勞働農民同志會内に農民部を構成し、後者及び關東派の一部は皇國農民同盟を中心としてこれに據つたのであるが、本年に入つて從來組合としてはこの統一運動に参加してゐなかつた日本農民組合が自ら立つて右翼農民戰線の統一を企圖し右關西派との間に新たに協議會を結成するに至つた。即ち全農を中心とする中間派農民組合戰線の統一が昭和十一年を以つて一應完結したのに對し日本農民組合に於てはこれが對抗策として一大右翼農民團體の統一を企圖し、本年二月九州同盟會の稻富稜人氏は平野、北山の兩幹部並に千葉農民自治聯盟の石橋自氏等と相謀り皇國農民同盟に右翼農民團體の戰線統一を提唱し、兩者の意見一致をみるや七月大阪に連絡協議會を開催し、その結果兩國體は「政治鬭争は勿論、日常鬭争に於ても可能なる限り連絡を密にし戰線統一に努力すること」を申合せ、これが連絡機關として大阪に愛國農民團體協議會を結成し爾來兩者の融合に努めてゐる。

かくの如く農民戰線の統一運動は本年上半期に於ては右翼農民組合を中心に微妙な動きをみせてゐたが、他方において全農を中心とする中間派農民組合に於ては下半期支那事變勃

發によつて従前の指導精神による小作人解放運動が抑壓せられんとする形勢にあつた爲め、實踐的には漸次運動の基調を轉換せしめつゝあつたが、特に本年末所謂人民戦線事件に若干の被疑檢舉者を出してから積極的に聲明書を發表して指導精神の轉換を表明した。而して全農はこれと共に社會大衆黨支持下の各農民團體との合同を企圖し先づ日本農民組合總同盟に積極的に合同の提唱をなしたが未だその實現をみずして越年するに至つた。併し乍らこの合同は全農の反社大派（福井縣聯、兵庫縣聯、及び栃木、奈良、青森、大阪各府縣聯の一部と傳へられてゐる）の除外を條件としてゐるので全農内部に多少の分裂が豫想されると共に、日農總同盟内部に於ても本合同に反對する一派（東京府聯、及び長野、神奈川縣聯の一部とみられてゐる）が存在する等、合同運動を通じて中間派的農民組合戦線は目下極めて微妙な動きをみせてゐる。

第二節 全國的農民組合各個の運動

一 全國農民組合

1 運動概況

全國農民組合は大正十一年四月神戸に於て創立された舊日本農民組合の後身であつて、現在我國小作人組合中の大宗をなすものである。即ち組合長杉山元治郎氏の下に殆んど全國

に渉る約三十の府縣聯合會と公稱數萬（厚生省労働局の記するところによれば約三萬二千五百人）の組合員とを擁し従つて農村の經濟的並に政治的運動に於いて殆んど常に中心的地位を占めてゐる。（なほ總本部は現在大阪であるが本年度第十六回全國大會に於ては昨年七月の第二回中央委員會に於いて決定せられた東京移轉が可決せられ明年實現されることゝなつた。）

本年度に於ける主なる運動は小作法制定、小作料引下、農業損害保險法の制定、穀物検査の國營要求、及び上半期の選舉運動、下半期事變下の銃後援活動等であるが、就中小作料引下運動は從來の如く凶作、不作を理田とすることなく肥料、農具、生活必需品等の物價高と地方交付金並に土地賃賃格價の改訂（昭和十三年）による地主負擔の輕減の二つを理由としたことが注目される。なほ小作法制定要求運動については全農は社會大衆黨と協力第七十議會議院外闘争として請願運動を展開したが、三月一日には「三大立法獲得大衆課税反對民衆大會」に参加小作法の即時制定を要求した。而してこの小作法制定要求運動及び前記小作料改訂要求運動のために全國的一大遊説計畫が立てられたが、支那事變の發生と共に中止の已むなきに至つた。

なほ本年度の全農の運動に關して特に注目すべきものは先づ政黨支持問題であらう。全農は既に昨年度に於いて實質的

には殆んど社大黨支持の態度をとり、運動の基準をこゝに置き、又この基準の確立の方向に運動を展開することによつて寧ろ發展の途上にあると見られたのである。即ち全農組織の擴大、全農を中心とする農民戰線の一應の全面的統一はすべてこの結果であつた。更にかくの如き社大黨支持の態度は昨年九月第二回中央委員會にも反映し組合員は差支へなき限り社大黨に加入することを決定したのであつた。本年二月の第十六回全國大會に於ても依然として社大黨支持の氣運は極めて濃厚なるものがあり、多少の質問及び意見があつたものゝ、全農としては原案通りこれを大會の可決議案として採用するに至つた。(運動方針の項參照)かくして全農は組合としての社大黨支持の態度を明確にしたのであるが、なほ他面には一部舊全會派の如く依然勞協との提携を主張するものがあり又幹部中にも社大、勞協の合同を促進せしめんとする潮流がみられると傳へられてゐたから、この問題についてはなほ前途に多少の波瀾が豫想されてゐたのである。それは兎も角も、全農が四月の總選舉に於いて前記の如く十六名の候補者中十一名を當選せしめ昨年の七名に比して遙かに優る政治的躍進をなしたことは、右の社大黨支持問題の一應の解決が與つて大いに力あつたと云ひ得るであらう。

なほ右政黨支持問題と關聯して農民戰線統一問題をみるに、昨年度末までに於いて全農は舊全會派の復歸を完了しこ

ゝに一應全農を中心とする中間派農民組合戰線の統一をみたのであるが、その際依然懸案として殘されてゐた北日本農民組合との合同問題は、本年の全國大會に於ても依然進捗せず終つた。けだし全農はこの問題を地方問題として取扱ひ全農新潟縣聯と協議すべきものであるとの方針を決定したのであるが、新潟縣聯に於いて合同反對の意見が強かつた爲めであるかと傳へられてゐる。併し戰線統一問題については、全農の中國、四國に於ける諸縣聯が同地方に於ける農民戰線の全的統一を強調して日本農民組合總同盟と協力、五月に中國四國協議會をもつたことは注目さるべきであらう。

政黨支持問題並にこれと關聯する農民戰線統一問題は以上の如くであるが、次に注目すべきことは本年度に於ける全農の運動の基調とも云ふべきものが著しく現實的、實際的になつて來た傾向がみられることである。これは本年の全國大會に於ける議案からも窺へるのであつて、例へば從來比較的輕視されてゐた産業組合問題を議案として取上げ、從來の如き抽象的批判に止まらずして具體的に如何に對處すべきかと論議されたことは右の傾向を物語るものと云へるであらう。かくの如く全農は從來に比し専ら現實の利害に即した實踐運動によつて農民の解放を企圖しつゝあるやに見受けられたのである。

最後に支那事變の全農運動乃至指導方針に及ぼした影響を

みやう。七月支那事變の勃發をみるや全農はその運動の抑壓されんとする形勢に對處するために前述の如く小作法制定並に小作料改訂運動のための全國的遊説計畫を中止したが、更に八月四日には事變下に於ける組合の態度として舉國一致の方針をとることを決定した。かくして大衆動員を行ふが如き會合は見合はされ又全農各縣聯の小作爭議は調停への傾向を濃化し、他方出征兵士家族救援活動が新たな運動として加はつたのである。更に九月には國民精神總動員中央聯盟へ参加する等、部分的實踐的には専ら國策に順應しつゝあつたが、年末所謂一二・一五事件に若干の被疑檢舉者を出してからは、この誤解を解くために積極的に次の如き聲明書を發表（十月二十九日）してその指導方針の轉換を表明すると共に社大黨支持を再度表明したのである。

「我等は過去の運動方針を再検討し、小作組合理型を放棄して銃後農業生産力の擴充と農民生活安定の爲めに、勤勞農民全體の運動に再出發せんとす。

其の第一歩として國體の本義に基き反共產主義、反人民戰線の立場を明確にせる社會大衆黨を支持し、黨支持の全農民團體との統一を計り、進んで産業組合、農會その他大衆的農民團體とも提携し、戦時戦後の農業國策の確立に積極的協力をなさんとするものである。」

全農はこの方針に従つて同じく社大黨支持の日農總同盟及

び富山縣農民組合、山形縣農民組合等の地方的農民組合との統一を計ることゝなつたが、差當つては日農總同盟との合同を對象とすることゝなつた。併し他方に於いてはこの轉換聲明を契機として全農内部の反社大派及び其他に多少の動搖がみられたことは注目されてよいだらう。かくして全農は事變下指導方針の轉換、社大黨支持再表明、日農總同盟との合同問題をめぐつて微妙な動きをみせつゝ越年、問題をすべて來年度に残したのである。

2 大會其の他の會合

第十六回全國大會 二月二十七、八日、於東京市芝區協會館、出席者（第一日）本部員二二名、地方代議員七七名、準代議員七名、傍聽者約二〇名、（第二日）本部員二一名、地方代議員八二名、準代議員七二名、傍聽者約七〇名。

場内掲出のスローガン左の如し。一、全農第十六回全國大會萬歲
二、小作法・小作組合法即時制定 三、全農の全國的活動力の擴大充實 四、土地價格吊上・自作農創設反對 五、土地取上・立入禁止・強制執行反對
議案左の如し。

一、米穀検査國營化に關する件（新たに調査委員會を設け之に本案を一任することにして可決）

一、産業組合對策に關する件

産業組合大衆化に關する件（一括可決）

一、負債整理の方針に關する件

農關負債支拂猶豫に關する件（一括可決）

一、部落有土地の小作權關係に關する件（可決）

一、規約改正の件・十二年度豫算十一年度決算の件・役員詮衡の件・次期大會の件、以上四件を時間の都合上一括して大會委員に一任審議したしと諮り承認

一、一九三七年度運動方針大綱に關する件

農民戰線統一に關する件

（一括審議せる處右方針書中「社大黨と提携云々」とあるのに對し質問、異議出で、大會委員に附託と決定）

一、陷落地被害補償に關する件

（實行方法は抗議委員を舉げ之に一任することとして可決、尙議長指名に依り抗議委員に川俣、三宅、黒田、藤本、田原、倉石任命）

一、「土地と自由」定期刊行の件

一、町村會議員改選闘争方針に關する件

（右方針中主張事項の「地租、家屋税の市町村への移譲」を撤回し、同じく主張事項の「戸數割の廢止」に關し反對意見出で特別委員附託に決定、議長指名にて鹽澤、田中、岡田、宮向、長尾、徳永、徳島、藤本委員に任命）

一、緊急動議

（民衆大會參加の件可決）

一、緊急動議

國民健康保險法制定の件

（左記決議文を農林省、社會局へ大會の名を以て提出することとして可決）

決 議

國民健康保險法制定に關する件

吾々は勤勞大衆の保險衛生政策確立の見地よりして農民組合労働組合乃至産業組合を基礎とする國民健康保險法の即時制定を要求すると共に労働者健康保險に於ける苦しき經驗に鑑み日本醫師會との團體契約に絶對反對す
右決議す

昭和十二年二月二十八日

一、農業損害保險制定に關する件

（實行方法新任役員一任で可決）

一、小作組合法主に團體協約法制定要求の件

（「小作料一ヶ年分差押禁止」の條項を附加して可決）

一、小作法即時制定並に自作農創設反對に關する件（可決）

一、土木人夫賃金五割引上げ闘争に關する件（可決）

一、小作料改訂運動に關する件

小作調停法運用更改要求の件

公正小作料獲得闘争に關する件

基準小作料決定の件（一括（可決））

一、特別委員會委員長より先刻附託となりたる「町村會議員改選闘争方針に關する件」を審議の結果原案通り決定し尙地方的

事情により免稅點の設定を以て闘ふも差支なしと決定せる旨報告あり(承認)

一、大會委員長より第一日に於て附託となりたる「一九三七年運動方針大綱に關する件」中の「社大黨と提携云々」とある點を審議の結果地方的には種々特殊事情あるやも知れざるが全農としては原案通り可決せる旨報告あり(承認)

一、全農組織變更に關する件

(本部を書記局制とし總本部を東京に移し地方に事務局を設け之に本部より任命せる書記を置き緊密なる連絡を取り尙地方的に種々なる特別事情あることを考慮に入れることとし、尙本年度は準備期間として明年度より變更することとして可決)

一、大會委員長より附託となりたる(イ)規約改正の件(ロ)十二年度豫算十一年度決算に關する件(ハ)役員詮衡の件(ニ)次期大會に關する件(ホ)マーク改正の件以上五議案審議の結果を報告し、(イ)可決(ロ)豫算のみを新中央委員會に一任として可決(ニ)新中央委員會に一任(ホ)は提案通り可決尙(ハ)は別記の如くに決定

一、貧農兵士家族保證

現役兵士家族の保證の件

林内閣の農村政策に關する決議案

ファッシュヨ反對闘争に關する件

(以上四議案は時間の都合上新中央委員會に一任すること

として承認)

第二回中央委員會——七月六日、於東京市芝協調會館、出席者委員三十名。

議事——一、小作料引下げ全國運動に關する件 一、米穀検査規則改正要求に關する件 一、小作法制定要求に關する件 一、特別議會對策に關する件 一、臨時府縣會對策に關する件 一、町村對策に關する件 一、總本部財政確立に關する件(なほ前記議事中特別議會對策に就いては社大代議士團との密接なる共同闘争により特別議會を闘ふ)こととし、最小限度の要求として一、小作法の即時制定、勤勞農民生活安定のための物價騰貴の抑制高物價政策の即時中止 一、農家高利負債の徹底的整理 一、米穀國營検査の即時實施 一、農家飯米廉價拂下手續の簡易化 一、肥料統制の強化を決定)

宮城縣聯合會擴大執行委員會——三月十四日、於仙臺市縣聯本部、出席者三十五名。

北海道聯合會委員會——三月二十日、於聯合會本部、出席者數名。

福島縣聯合會第一回常任執行委員會——三月二十五日、於縣聯本部、出席者數名。

近畿地方協議會——三月二十八日、於奈良縣高田町社會會館、十三名。

栃木縣聯合會第八回大會——四月一日、於宇都宮市教育會館。

中國四國協議會——五月十五日、於岡山市縣聯本部。同協議會

に於ける全農と日農總同盟との全國的戰線統一問題は注目されるべきものであつた。

愛知縣聯合會支部代表者議會——五月二十五日、於縣聯本部、出席者約三十名。

宮城縣聯合會第三回常任委員會——六月十日、於縣聯本部、出席者數名。

新潟縣聯合會年次大會中止聲明——八月十二日新潟縣聯は時局に瀕み年次大會中止の聲明書を發表す。

3 規約・運動方針

〔規約〕 本年二月の第十六回全國大會に於ては規約改正の件が附議されたが、それによれば第十三回全國大會に於いて採用された改正規約の中僅かに次の點が改正されたに過ぎない。——即ち從來政治部内に包含されてゐた調査部を獨立部門とし規約第二十一條第二項政治部の次に調査部を挿入するといふ點である。なほ右の改正規約全支に就いては昭和十年度本年鑑を参照され度い。

〔運動方針〕 第十六回全國大會に於いて可決された昭和十年度の運動方針大綱は次の如き要項——（イ）小作料全國的引下、農地不賣、（ロ）勤勞農民共通の鬭爭、（ハ）村落活動、（ニ）農村勞働賃銀對策、（ホ）町村會改選運動、（ヘ）未組織地への擴大對策、（ト）再建と政黨組織、（チ）全國統一とファシヨ組合對策、（リ）組合員の政黨加入問題、（ヌ）全農地方組

織對策、（ル）總本部活動の強化を内容とするものであるが、その中特に問題になつた（リ）組合員の政黨加入問題についてみれば次の如くである、——

「昨年の選舉以後客觀的な農村情勢は全農の組織活動をして無産黨即ち社大黨支部組織活動と併行することをかなり必要とせしめられた。これは無産黨人氣といふ受動的性質のものであるから諸情勢の變化と社大黨の今後の鬭爭の成績如何によつて何時迄續くかどうか不明であるとしても本年に於ては大した變りはない様にみられ更に現在に於ける農村情勢は政府の方針と政策によつて影響されること強く、すべてが上からの政治によつて押しつけられてゐること、村會改選のあること等が、この間事情を強めてゐる。全農組合員の政黨參加、即ち原則としては多年の無産運動の成果として殘された大衆政黨の主流社大黨參加の意義が深められてきた。これは全農發展のためとファシヨへの對抗のための見地においてである。

全農は政黨問題に苦勞してきたのであつて、黨と組合との混同、或は二枚看板でその實はどちらかの仕事を一つやつてゐるに過ぎぬありさま、支持といふ名目と形式さへあれば政黨支部が確立し政治運動が展開されると考へるやうな幼稚な考へかた、等を通り越してゐる筈であるがこの點まだ不十分である。昨年中においては各地において社大支部への參加が實現されたが例外的な事情として勞協へ加盟した地方もあつた。こゝにおいて、一聯合會内に異なる二つの政治的態度を積極的に表明することを不可とする方

針を定めたのである。また、地方においては在來の運動の系統的傳統若くは幹部間の對立によつて一は全農に依り一は社大に據つて紛争する場合があるので、これに對して各々が持場を全農におくか社大におくかを定めさせ、且つ社大、全農の本部間の協力によつて漸次に解消させることゝなつたが、本年もこの方法をとるわけである。尙、總本部は地方の演說會、出張其他において社大黨とも緊密なる提携を實現する豫定である。」

なほ右の政黨支持問題は結局大會委員附鈍となつたが、大會委員はこれについて地方的には種々特殊事情あるも全農としては原案通り社大黨を支持することに決定せる旨報告した。

二 日本農民組合

本組合は昭和六年十一月全日本農民同盟の後身たる全日本農民組合と舊日本農民總同盟との合同によつて組織されたもので、その創立當初に於ては社會民主主義を奉じ社會民衆黨支持の態度を明かにしてゐたが、翌七年國家社會主義に轉向し現在の愛國政治同盟の前身たる日本國家社會黨の有力なる支持團體となつた。併しその後昭和八年に至つて同黨支持を取消し、新たに兵農一致の大衆運動に基礎を置く皇道會を積極的に支持するに至り爾來益々緊密なる連絡を保つてゐる。本組合は右の事情からも豫想される如く、「皇道政治の徹底、

資本主義機構の改廢、農村支化の建設」を綱領としてゐる。而して本組合は全農に次ぐ大なる組織を有し、而かもその組織は全農の如く全國的に分散することなく主として福岡、山柴、新潟等に集中されてゐる關係上、これらの地方に於ては一勢力を形成してゐると傳へられてゐる。而して現在平野力三氏を會長として八府縣に約一萬三千の組合員を有してゐる。

本組合は本年二月一大右翼農民團體の結成を企圖し、皇國農民同盟と共にこれが連絡機關として愛國農民團體協議會を結成し、爾來兩者の融合を計りつゝあることは既にこれを述べた通りである。その他本年中に於ける主なる運動は小作料の減額、農地法案の撤回運動、銃後運動等である。

三 日本農民組合總同盟

本組合は日本農民組合内の全日本農民組合一派が昭和六年末以來國家社會主義に轉向すべく策動中これを潔とせざる同組合内の舊日本農民組合總同盟の一派が翌七年四月再び分裂して元の日本農民組合總同盟に還元した組合である。爾來本總同盟は、自主協同の實踐による團結を以て資本家階級の搾取によつて極度に荒廢した農村制度を改革し、資本の搾取を排除すべきことを強調し、社會大衆黨支持の線に沿つて農民の生活權確立のための運動を行つてゐる。現在鈴木文治氏を

會長として八府縣に約二千名の組合員を有してゐる。

本組合は本年五月中國四國に於ける全農諸縣聯と協力して中國四國協議會をもつたことも注目されるが、更に注目すべきは年末指導方針轉換後の全農との間に合同問題が提起されたことである。尤も本年中にはこれは實現しなかつた。その他主なる運動は選舉運動、小作法制定請願運動、銃後後援運動等であつたが、その大様は既にこれを述べた。

第三節 地方的農民組合各個の運動

前節に記載せる全國的農民組合の外、地方的農民組合として主なるものを舉ぐれば次の如くである。

本部所在地	組合名	本部所在地	組合名
新潟	北日本農民組合	愛知	鳴海地小作人組合
愛知	愛知中央親向會	富山	富山縣農民組合聯合會
新潟	下越農民協會	山形	山形縣農民組合
愛知	皇國農民組合同盟	静岡	静岡縣農民組合

以下、地方的農民組合中代表的なものとして北日本農民組合と皇國農民同盟とに就いてその運動の概況を略述しやう。

一 北日本農民組合

本組合の創立は遠く大正十三年に遡るが、その後昭和六年八月全會新潟縣聯合會と合併し玉井潤次氏委員長となり全農

全會派新潟聯合會をつくつたが、昭和九年十月北日本農民組合と名稱を變更し今日に至つたものである。而して本組合独自の活動は主として右昭和六年以降のことである。なほ本組合は最近は一聯合會、四一四支部と三千數百の組合員を有し、全農新潟縣聯と共に新潟縣農民運動の二大支柱をなしてゐたが支那事變後はその指導精神（日本無產黨支持）の故に運動の轉換を迫まれ、年次大會は中止を勸告される等受難期を迎へたのである。特に年末所謂一二・一五事件に委員長玉井氏以下多數の組合幹部の檢舉せられるに及んで、その統制力を失ひ所屬支部の解散組合員の脫退等、相次ぐ内部的の動搖のためにその勢力は著しく削がれた觀がある。なほその後本組合の殘留幹部は組合再建工作に奔走中であつたが、昭和十三年一月十九日左の如き新行動綱領を決定し以つて國策に順應することゝなつた。――

一、北日本農民組合はわが國體觀念を基調とし國情に即したる上下協和の日本傳統の精神を以てその行動とする 一、農民自重、共存共榮の徹底 一、勤勞による生産擴充と合理的生産並に分配 一、非常時農村政策の徹底と完全なる社會立法の制定 一、合法の遵守と漸進的改新の遂行 一、反國家主義思想の撲滅（共產主義マルクス主義思想並に急進的破壊行動排撃） 一、國家非常時局に積極的に協力し、且つ國民精神總動員の強化を圖る 一、軍備の整備と英ソの東洋侵略の防止と抗日蔣政權の打倒

二 皇國農民同盟

本同盟は昭和八年十二月全國農民組合大阪府聯合會（總本部派）から脱退した吉田賢一氏並にその一派の人々によつて所謂日本精神に基く農村共同體の完成を目的として結成されたもので、爾來組織の擴大を圖ると共に一方に於ては前衛的直接行動隊と稱し青年義勇隊を組織し義勇隊十誠によつて青年部員の養成に努めてゐる。昨年度に於いて本同盟は愛知縣の皇國農民同盟其他二、三の團體と共に右翼農民團體の全國的統一を企圖したが諸種の事情からその實現をみず、本年再び日本農民組合との間に右翼農民團體の戰線統一を企圖し兩團體の連絡機關として七月に愛國農民團體協議會を結成するまでに至つたが、その後もこれが完成に邁進しつゝある。又最近は農村確立の根幹は五人組制度の設置と村政の改革にあつて、これは將來日本主義農民運動の二大支柱となるべきものであると稱してこれが實現に努めてゐる。現在吉田賢一氏を理事長としてその組織は大阪、兵庫、奈良、和歌山並に山陰地方に約二千六百名の組合員を有してゐる。

十二年中に於ける主要運動は右翼農民組合戰線統一、小作法制定要求、農産物検査規則の改正、肥料並に電力の國營、大衆課税反對等の諸運動であるが、支那事變發生以來は日本農民組合と共に愛國農民團體協議會の名に於いて専ら銃後運

動（當面家族の救援を中心とす）に主力を注いでゐる。

第五章 勞働者教育運動

勞働者のための教育、殊に獨立的自主的勞働教育をなすところの勞働學校は大正十三、四年當時宗教的人道的或ひは協調的のものをも含めて二十數校に達してゐたのであるが、經營難、講師難、生徒募集難、或ひは社會情勢の影響もあつて漸次その數を減じ、最近においては殆んど數校が存在する程度となつてゐる。この種獨立の勞働教育を行ふ勞働學校の經營は組合、政黨との密接な關係のもとに經營されてゐるものであり、その目標も亦指導者の養成、再教育のための機關として存在してゐるものである。いまこの種教育最近の狀況をみるに、組合の現實化方針、社大黨の進出等に刺戟されて漸く活潑となり、睡眠状態にあつた勞働學校も再開の機運に恵まれたものもあつたが、本年殊に支那事變の勃發以來、生産力の擴充に伴ふ長時勞働・殘業の一層の續行は勢ひ勞働者教育の上にも影響するに至り、出席率不良の傾向は勞働學校不振の一原因となつた。更に注目されるのは勞働運動が強力統制下にあつてその再編成の必要に當面するに及んで運動の線に沿ふ勞働學校においても新方針の樹立を必要とする状態となつてゐる。この動きの中にあつて、大正十一年六月安治川教

會を假校舍として創設され爾來苦難な無産者教育を續け多くの無産運動關係者を出した大阪労働學校が本年の秋期講座終了後同校經營委員會の決議により殘業夜業の關係で生徒の出席も困難となつたため休校するに至つたことは注目すべきである。昭和十三年二月に入るや大阪労働教育會館理事會は會館規定第三條を「本會館は労働生活に必要な知識の普及を目的とし、會館の經營其他必要と認むる事業を行ふ」と改正、從つて經營委員會は自然解任となり「一般無産者及無産階級運動に必要な知識を與ふ」目的は消滅するに至つた。尙參考迄に全日本労働總同盟及社會大衆黨の教育活動を掲げておく。(何れも本年度大會報告に據る)

全日本労働總同盟の教育運動 は「日本労働學校、大阪労働學校、神戸労働學校の常設機關及びその分校、巡回學校によるものと、聯合會、組合、支部の教育部の活動によつて行はれつつあり。時局問題及び退手法に關するものが多く取扱はれ、就中退手法に關しては、本部、大阪聯合會その他に於てはその解決的パンフレットを出版した。尙組合の講習會中には女子編物講習會(關東釀造)、生花、華道、洋裁、書道、和服、青年雄辯等の講習(日本縫工)、英語講習會(神戸自動車従業員)の如き實用的なものを組合主催にて繼續するものあるは一進歩である。」

社會大衆黨の教育活動 としては本年八月豫て計畫中であつた「中央政治學校」を開校し全國各府縣聯合會選拔の學生四十二名を收容してこれに政治教育を施した。その目的及方針は次の如く

である。(尙別表参照)

〔目的〕 社會大衆黨中堅幹部の養成及び訓練

〔教育方針〕 (一)革新的氣魄の昂揚 (二)智識と實踐の統一

(三)國民指導者としての品性の陶冶

この種労働學校中にして本年現存したと思はれるものうち、その主なるものは次の諸校である。(なほ昭和八年末現在本研究調査の結果については昭和十年版参照)

日本労働學校 東京市芝區三田四國町二ノ六、日本労働會館内。明治四四、三創立・大正一〇、九改稱・財團法人日本労働會館經營・理事長松岡駒吉、主事穗積七郎。

大阪労働學校 大阪市西淀川區海老江上一ノ三一、全國労働會館内・大正一一、六創立・委員會經營・委員長 高野岩三郎、校長 賀川豐彦、主事 桑島南海士。

神戸労働學校 神戸市湊東區荒田町一ノ一九六・大正一三、四創立・委員會經營・委員長高野岩三郎、主事 中川光太郎(本年再開したるも更に休校)

日本協同組合學校 東京市本所區東駒形町四ノ六・昭和八、一〇創立・日本協同組合教育協會經營・校長賀川豐彦、主事 山崎勉治。

日本農民福音學校 兵庫縣武庫郡瓦木村高木・昭和二、二、一
一・賀川豐彦經營・校長 杉山元治郎。

中央労働學院 東京市本郷區元町二ノ一・大正九、六創立・理事會經營・校長 栗野谷藏。

広島労働學校 広島市本川小學校内・大正一三、九創立・広島縣社會事業協會經營

中央政治學校 東京市芝區西久保櫻川町七・昭和一三、八創立・社會大衆黨教育部主催・校長麻生久、主事菊池堯。

社會問題講座 大阪市東區大手前國民會館・大正一一創立・協調會大阪支所經營。

このうち數校の授業、生徒、學科の内容を示せば、

日本労働學校

〔授業〕 週二回・夜二時間・四課目・六ヶ月終了・年二回・月謝月額二〇錢。

〔生徒〕 約六〇名・卒業生總數五八五名（昭和一二・八現在）

〔入學資格〕 工場労働者・中小商店従業員・下級サラリーマン

〔學科〕 政治法律講座（原彪、三輪壽壯、片山哲、喜入虎太郎、河野密）經濟講座（橋爪明男、山崎廣、山田秀雄、難波田春夫、野崎龍七）社會労働講座（大河内一男、松岡駒吉、鮎澤巖、稻葉秀三、上條愛一、赤松常子、菊川忠雄、穂積七郎）時事講座（關口猛夫、石川準十郎、松下芳男、龜井貫一郎）其他、地域別短期講座の開設。（昭和十二年八月現在）

大阪労働學校

〔授業〕 夜間週三回・五、六課目・年三回三ヶ月終了・月謝一圓。

〔生徒〕 一三二名・卒業生總數一、二四九名（昭和一二・一一現在）

〔入學資格〕 尋卒以上

〔學科〕 戦争と經濟組織・戦争と思想（森戸辰男）戦時財政論（河上丈太郎）事變と労働問題（西尾末廣）貿易、爲替、統制論（佐藤善郎）戦争と物價（松澤兼人）消費統制（星野周一郎）應召家族授護問題（古野周藏）事變と列國の動向（藤田進一郎）産業統制（田萬清臣）（學科は昭和十二年十月開講のもの）

中央政治學校

〔授業料〕 一圓〔定員〕 六〇名。

〔入學資格〕 黨歴一年以上・支部又は支部聯の黨務に従事する三十歳以下のもの。

〔學科〕 黨員倫理（麻生久）立黨精神、綱領、政策（平野學）日本資本主義發達史（喜入虎太郎）日本社會運動史（松本淳三）維新史（河野密）組織論、雄辯學（淺沼稻次郎）市民運動（阿部茂夫）農村問題（角田藤三郎）革新政策（山崎廣）財政論（織本侃）政治機構改革（三輪壽壯）世界情勢（龜井貫一郎）國民健康保險論（三宅正一）選舉運動（爲藤五郎）（學科は昭和十二年八月廿日より十日間行はれたる第一回講義のものである）

日本協同組合學校

〔授業〕 週六回夜三時間一科目・二ヶ月終了・年二回・月謝一圓（乃至三圓）

〔生徒〕 定員二〇名（乃至三〇名）卒業生總數一〇四名（昭和一二・八現在）

〔入學資格〕 男女勤勞者但し團體推薦者は優先權をもつ（尤も

時により變動あり)

〔學科〕 産業組合修身(賀川豊彦) 消費組合の話(木立義造)
消費組合史(山崎勉治) 無産者消費組合(村山重忠) 産業組合法
(原田弘成) 簿記(今井千太郎) 帳簿(清水哲太郎) 炊事組合
(安岸晟) 市場と仕入(青山義雄) (學科は昭和十三年四月開講
のもの)

社會問題講座

〔授業〕 夜三時間週三回・年二回・一ヶ月終了・講習料二圓。

〔生徒〕 百三十六名・卒業生六百名(昭和一三・一一現在)

〔入學資格〕 滿十八歳以上の男女。

〔學科〕 社會思想(恒藤恭) 社會問題(黒正巖) 社會政策(河
田嗣郎) 社會立法(末川博) 社會運動(中川賢一) 戦時經濟(谷
口吉彦) 戦時下の産業労働(長谷孝之) 農村問題(松村勝治郎)
労働者保護政策(後藤清) 社會事業(田坂藏忠) 日本國家論(岩
崎卯一) 銑後問題(吉野榮一郎) (學科は昭和十三年十一月第六
回講座のもの)

主要勞農組合一覽表

(聯合體・單獨組合及農民組合)

〔備考〕昭和十三年十一月本研究
所編であるが、なほ前年版参照

(番外) 日本勞働國策協會 (日本勞働組合會議・皇國海員同盟・日本製鐵從業員組合)

I 日本勞働組合會議系 (全日本勞働總同盟・日本港灣從業員組合・日本勞働總聯盟・日本製陶勞働組合同盟・東京瓦斯工組合・東電從業員組合)

II 皇國海員同盟系 (日本海員組合・海員協會)

III 愛國勞働組合全國懇話會系 (日本勞働組合總聯合・愛國從業員組合總聯盟・日本產業勞働俱樂部・愛國勞働農民同志會・其他)

IV 其他ノ聯合體組合 (日本交通勞働總聯盟・海軍官業勞働組合聯盟・官業勞働總同盟・日本勞働組合全國評議會)

V 單獨組合 (京濱地方・阪神地方・中部地方・北九州地方・其他)

VI 農民組合 (大日本農民組合・日本農民聯盟・日本農民組合總同盟・全國農民組合・日本農民組合・地方的農民組合)

組 合 名	所 在 地	創 立 年 月	支 部 數	組 合 員 數 (女)	責 任 者
-------	-------	---------	-------	-------------	-------

(番外) 日本勞働國策協會

日本勞働國策協會

東京芝區三田四國町二ノ六

昭和三、二、六

三 團 體

主事・會計 上條 愛一

〔綱領〕 一、我等ハ國體ノ本義ニ基キ勞働報國ノ誠ヲ致シ以テ國運ノ發展ヲ期ス

一、我等ハ確乎タル產業勞働國策ノ樹立ト社會正義ノ實現ヲ期ス

〔規約〕 第二條 (事業) 一、產業勞働狀態ノ調査研究 二、產業勞働社會法規ノ制定改善 三、產業勞働國策

ノ樹立 四、亞細亞勞働者ノ親善提携

第三條 (會員) 綱領ニ賛成スル團體及ソノ推薦スル個人

〔會員〕 一、團體會員 皇國海員同盟、日本勞働組合會議、日本製鐵從業員組合。

一、特別會員 添田敬一郎、河原田稼吉、吉田茂、星島二郎、高野岩三郎、若宮貞夫、鈴木文治、渡

邊旭、麻生久、石橋湛山、桂杲、暉峻義等、山田秀夫、賀川豐彦、高橋龜吉、片山哲、河上丈太郎、安部磯雄。

〔役員〕 一、顧問 添田敬一郎、河原田稼吉、吉田茂、若宮貞夫、安部磯雄、高野岩三郎、鈴木文治。

二、理事 高橋龜吉、暉峻義等、賀川豐彦（以上名譽顧問）松岡駒吉、堀内長榮、宮本吉太郎、河野密。

三、評議員 米窪滿亮、西尾末廣、山川宗彬、西卷敏雄、菊川忠雄、岡崎憲、麻生喜市、鈴木倉吉、元廣昇、伊藤卯四郎、濱橋文作、八木信一、伊藤榮次郎、大門義雄、川村保太郎、岩永榮一、永江一夫、原虎一。

I 日本労働組合會議系

日本労働組合會議

東京芝區三田四國町二ノ六

昭和七、九、三五

六 團體

二六、〇三

議長 松岡駒吉
副議長 岡崎憲
書記長 上條愛一

〔支持政黨〕 社會大衆黨・〔機關紙〕 〔組合會議〕月刊・〔加盟團體〕 全日本労働總同盟、日本港灣從業員組合、日本労働總聯盟、日本製陶労働組合同盟、東京瓦斯工組合、東電從業員組合・昭和十三年十月規約改正・現勢ハ昭和十三年年十一月現在ナルモ、尙前年版參照

全日本労働總同盟

東京芝區三田四國町二ノ六

昭和二、二、二五合同

二 同 盟
一 二 聯合會
一 一 八 組合
一 二 年 度
大 會 報 告

九四、九六（二六、八九四）

（同上）

會長 松岡駒吉
副會長 河野密
總主事 西尾末廣
副主事 菊川忠雄
原虎一

〔本部直屬〕（全國的產業別組合）

〔支持政黨〕 社會大衆黨・〔機關紙〕 〔労働〕月刊、他二一般的労働文化誌「明日」月刊

製網労働組合 川崎市河原町七五六

大正二五、二

四

二五、〇〇〇（四〇〇）

三 木 治 朗

セメント労働組合 川崎市大崎三五三

昭和四、四

二

三五六

土 井 直 作

石油労働組合 横濱鶴見區潮田町二四五九

大正二三、三

七

四〇九

三 木 治 朗

遞友同志會	東京芝區三田四國町二ノ六	昭和九、七復歸	八	三九	鈴木文沼
日本坑夫組合	同	大正九、八	五	二〇〇	高梨二夫
關東同盟	東京芝區三田四國町二ノ六	同 二、一	三四組合	三五、九六四(八、一三四)	會長 松岡駒吉 副會長 三木治朗 主事 菊川忠雄
鐵工組合	同	昭和二、九合同	五八	六、三三〇(一八六)	原虎一
關東紡織労働組合	同	同	一三	五、一五八(三、四三三)	松岡駒吉
關東釀造労働組合	同	大正三、七	一九	一、七五五(一一〇)	横山寅治
運輸労働組合	同	昭和二、九合同	三四	二、七九九	富田茂藏
東京聯合會	東京芝區三田四國町二ノ六	昭和二、九合同	二〇組合	二七、〇九二(六、四五九)	會長 高橋正雄 副會長 德永正雄 主事 井堀茂雄
關東合同労働組合	同	同 二、一〇合同	五五	四、五四七(一、五四二)	松岡駒吉
關東電球硝子産業労働組合	同	同 六、三	二〇	九七三(三四一)	德永正報
出版印刷労働組合	同	同 二、九合同	九	六二〇(四〇)	德永正報
自動車同志會	同	同 四、三	五	一一六	松岡駒吉
保險從業員組合	同	同 七、三	二	六七	松岡駒吉
關東映畫演劇使用人組合	同	同 三、一改組	二七	三九(二六四)	内田定五郎
關東鍍金從業員組合	同	同 一〇、九	五	一五〇	白鳥廣近
東京都市從業員組合	同	同 三、一加盟	一〇	四〇〇	石原美行
關東タイル煉瓦工組合	同	同 三、五同	六	八二一	原虎一
東京乗合從業員組合	同	同 二、一〇合同	二	一三〇(一〇)	菅野久治
日本縫工組合	東京品川區西品川五ノ九六七	大正三、三		五八六(三二)	高橋和吉
東京革工組合(總)	東京足立區千住三ノ二五	同 一四、五	五	四七〇(一六〇)	熊本虎藏

關東革技工組合(全)	東京荒川區南千住二ノ四六	昭和二三	七	七三(二六)	關權藏
東京地方自由労働者組合	同 深川區白河町二ノ一一	同 五、一〇	一五	一、一七〇	淺沼稻次郎
關東木材産業労働組合	同	同 四、六	一四	四〇三	淺沼稻次郎
東京塗装工組合	同 芝區三田四國町二ノ六	同 六、五	一〇	一、一〇五	原虎一
鑛業労働組合	同	同 二、五	二	一一〇	松岡駒吉
神奈川聯合會	川崎市新川通五九	大正二五、四	三組合	五、〇〇四(八五三)	會長 三木治朗 副會長 土井直作 主事 齋藤勇
神奈川製材労働組合	横濱鶴見區潮田町二、四、五九	同 一五、六	二	一〇三	木村萬一郎
染色労働組合	同 中區宿町二ノ四〇	昭和二三、三	一一	六〇四(六三)	土井直作
神奈川合同労働組合	川崎市新川通五九	同 四、七	四	一六六	齋藤勇
〔聯合會所屬支部〕 製網労働川崎支部(一支部・一、四二〇内女二六〇) 鐵工組合神奈川支部聯(一〇支部・八七八内女五二) 石油労働日石支部(一支部・四四九) セメント労働川崎支部(一支部・一八六) 釀造労働カスケード、京濱兩支部(一八二) 紡織労働平塚、川崎、保土ヶ谷支部(七〇一内女四三六) 運輸水上第一、第三、鶴見、保土ヶ谷支部(二二二)					
静岡縣聯合會	静岡縣駿東郡清水村	昭和二三、三	四	九四三(六二三)	山田重太郎
〔聯合會所屬支部〕 日本鑛業労働伊豆地方支部(二支部・一一〇) 關東紡織労働沼津、鷺津支部(二支部・八二二)					
栃木縣聯合會	宇都宮市旭町	昭和五、六	二組合	九六五	黒澤幸一
秋田縣聯合會	〔聯合會所屬支部〕 關東紡織足利支部(四五〇)	昭和六、五	五組合	三三七(三二)	古澤斐
秋田縣製材職工組合	秋田縣能代港町	大正八、二	九	一七三(三一)	古澤斐
秋田樽丸労働組合	同	昭和五、五	一〇	五八	宮腰庄太郎
秋田石油労働組合	同	同 九、一	一	三八	斎藤宗二郎

秋田合同労働組合	同	昭和八、六	三	三	宮腰庄太郎
能代証葺工組合	同	同 九、八	二	三	佐藤忠三
〔地方組合〕					
埼玉労働組合	埼玉縣北足立郡草加町松江町西	大正二五、一	二	九二	田口辰五郎
關東交通労働組合	埼玉縣澁川町下郷	昭和四、四	三	二三(一〇一)	小岩井相助
札幌一般労働組合	札幌市北九條東二丁目	同 一三、六加盟		二〇〇	末木重道
函館一般労働組合	函館市新川町二五	同		一〇〇	
郡山労働組合	郡山市麓山町一九五	大正二三、三		一三三	田中利勝
以上關東同盟所屬組合八十三年度大會報告參照					
關西同盟	大阪西淀川區海老江上一ノ三一	大正八、四	六一組合	〔四七、三八(八、七七)〕	西尾末廣
〔聯合會機關紙〕「労働新聞」月刊					
大阪聯合會	大阪此花區上福島南一ノ一七	昭和二、二〇合同	六組合	二三、七三(一、二五二)	會長 西尾末廣 副會長 山口常次郎 主事 鈴木悅次郎
大阪金屬労働組合	大阪西淀川區海老江上一ノ三一	同 一三、二合同	三六	九、八〇(三九八)	前田種男
大阪合同労働組合	同	同 一三、二合同	一八	三、九二(二二五)	金正米吉
關西紡織労働組合	大阪此花區上福島南一ノ一七	大正二五、三	一四	四、四五(七三八)	鈴木悅次郎
全大阪市従業員組合	大阪北區梅ヶ枝町梅ヶ枝ビル	昭和二、八合同	二九	二、三四六	田萬清臣
大阪電氣従業員組合	大阪港區九條南通一ノ一四四	同 六、六	九	一、二五〇	山口常次郎
大阪運輸交通労働組合	大阪西淀川區海老江上一ノ三一	同 三、九	七	八二二	井上良二
京都聯合會	京都下京區大宮花屋町北	同 一、二、六	五組合	二、一〇七(五三五)	國島泰治郎
京都交通産業労働組合	同		七	三四三	服部岩藏
京都食糧産業従業員組合	同	昭和九、五	七	三六五(一四六〇)	小谷丈一
京都印刷従業員組合	同		八	二三八(五九)	八木萬次郎

京都映畫演劇從業員組合	同	昭和三、二加盟	二	一三(四三)	杉山嘉一
京都合同労働組合	同	同 三、五	七(内班三)	四五六(七六)	渡邊清一
兵庫縣聯合會	神戸湊東區荒田町一ノ一九六	昭和二、五、一合同	一〇組合	八、五三九(一、八六〇)	會長 永江一夫 副會長 今津菊松 主事 金子巽
神戸ゴム産業労働組合	同	同 一二、七	五	一、五四八(九七五)	永江一夫
神戸運輸労働組合	同	同 一二、四	三	三八三	中川光太郎
神戸自動車從業員組合	同	同 一二、五	一四	五一九	永江一夫
神戸造船労働組合	同	同 七、一〇	六	四〇〇	永江一夫
神明自動車從業員組合	同	同 六、八	一	五三(二七〇)	石間太郎松
全日本映畫演劇從業員組合	同	同 九、二	五	一三八(四三)	前田平一
神戸一般労働組合	同	同 四、二	七	九六〇(二四〇)	永江一夫
神戸自由労働者組合	同	同 七	三	八五〇	神田喜太郎
神戸港内労働組合	同	同 九	一	七〇	前田平一
尾崎ゴム從業員組合	同	同 七、五	一	一七五(六九)	宗繼定雄
尼ヶ崎地方協議會	尼崎市南城內一四三	同 一二、九合同	一一	一、五〇〇(九〇)	八谷幸太郎
灘地方協議會	兵庫縣武庫郡御影町濱中		一四	一、一〇〇(二六)	金子巽
愛知縣聯合會	名古屋東區葉場町三三	昭和五、九	五組合	五八四(二五)	鳥井幸右衛門
中京鐵工組合	同	同 五、三	三	一一〇(一五)	田中善司
中京紡織労働組合	同	同 七、七	二	一四(一一〇)	關戸久吉
中京合同労働組合	同	同 九、一〇	三	七〇	佐久間勤一
中京木材労働組合	同	同 七、六	三	八二	足立音松
名古屋時計工組合	同南區櫻田町一六	同 七、七	三	一八二	鳥井幸右衛門
中四聯合會(舊總同盟)	廣島縣御調郡土生町一、八九ノ一	大正一四、六	二組合	一、八三〇	會長 金正米吉 主事 金光平

因島労働組合	同	大正一〇、二	二	一、五〇〇	木下武夫
向島造船労働組合	同縣同郡向島東村	昭和三、二		二五〇	金光平
中國聯合會(舊全勞)	福山市中市四〇三	昭和五、六	二組合	一、二五(一二〇)	久下本有
福山労働組合	同	同三、三	六	四七〇(一二〇)	同
廣島労働組合	廣島市鷹匠町一〇五	同七、三	三	七八一	佐竹新市
高知縣聯合會	高知市中須賀町二一五	昭和九、一〇	九組合	一、五六五(六五五)	氏原一郎
高知縣自由労働者組合	同	同三、三	六	一八六	同
旭製紙労働組合	高知市南元町二丁目	同六、三		一八〇(一五〇)	今井清一
高知建築從業員組合	高知市中須賀町二一五	同六、六	四	八二	氏原一郎
土佐典具紙從業員組合	同	同二、八	三	六七〇(四五〇)	同
高知砂利採取人組合	同市同町西ノ町	同九、六	四	六三	横山初真
土佐機械和紙協同會	同市中須賀町二一五	同一〇、三	一	八〇(三五)	氏原一郎
高知印刷從業員親交會	同市中須賀町中ノ丁、森本方	同八、二	一	八〇	同
高知履物工組合	同市潮江天神町、林方	同二、一〇		七五	久松良一
香南勤勞同志會	同縣香美郡香宗村土居	同七、三		一四〇(六〇)	西内馬治

○長陵中部製紙勤勞會、吾南労働組合、高知縣瓦工業第五區從業員組合ハ會社ノ労働行政ヲ支持スル意味デ最近解散又ハ消滅シタ(十二年ノ現勢ハ前年版參照)

(地方組合)

全敦賀合同労働組合	福井縣敦賀郡神樂町	昭和六、七		〔二五〇〕	山口小太郎
若狹合同労働組合	同縣遠敦郡小濱町竹原	同四、一〇	三	三〇〇	重田耕造
滋賀一般労働組合	大津市石山島居川町二一〇	同八、二	三	〔五〇六(七六)〕	元持佐太郎
九州聯合會	小倉市南山越町	昭和三、一〇、一	四組合	一、七八(一四三)	{組合長伊藤卯四郎 主事元阪順次}
日本石炭坑夫組合	福岡縣飯塚市菰田南通	同五、四	四	四三五	伊藤卯四郎

長崎印刷技工組合	長崎市稻佐町二ノ一五一	昭和六、六	一三五	田中定吉
八幡セメント労働組合	戸畑市昭和通五丁目	同 三、七	一四二	田中順三郎
戸畑地方協議會	同	同 二、六	一七五(一五)	元阪順次
福岡地方協議會	福岡市今泉町五丁目	同 三、一	一六〇(三)	宮崎太郎

日本港灣從業員組合	横濱中區北仲通六ノ六六	昭和三、八	一七、〇〇〇	〔組合長〕岡崎喜市
		〔支持政黨〕〓社會大衆黨・〔機關紙〕〓「港從」月刊		〔主事〕麻生

日本労働總聯盟	大阪北區相生町七三	大正二、二、二六	二一組合	六、一三三(五〇〇)	〔會長〕八木信一
		〔支持政黨〕〓社會大衆黨・〔機關紙〕〓「日本労働新聞」月刊			〔主事〕内田文市

大阪金屬労働組合	同	昭和五、五	八	一、一七〇	内田文市
大阪硝子工組合	同	同 六、二	四	二二七	奥村源三郎
大阪染色労働組合	同	同 七、〇	一	二一〇(一〇)	内田文市
大阪河川労働組合	同	大正二五、八	四	三五〇	荒木晋吉
大阪製氷化學労働組合	同	同 一三、二	一	一四〇	大和浅吉
大阪印刷工組合	同	昭和七、五	三	一〇〇	中村仲吉
映畫從業員組合	同	同 八、五	六	一四五(一〇)	青山耕花
大阪サラリーマン組合	同	同 六、六	三	二〇(五〇)	淡河繁清
大阪電氣労働組合	大阪旭區今福町中央電機内	大正二三、四	二	一、四七〇(一〇)	賀集準城
大阪合同労働組合	同	同 一三、五	三	六五〇	米澤藤太郎
山陽無煙炭坑労働組合	山口縣美彌郡大嶺村麥川	昭和四、二	三	五五〇(三〇)	同
關西コルク労働組合	大阪旭區鳴野町八六	同 二、四	三	五七〇(二五)	松下兼市
京都電機労働組合	京都吉祥院門口一六	同 四、二	一	二〇〇	田中萬藏
東京サラリーマン組合	東京澁谷區千駄谷四七〇	同 六、六	一	五	太田義夫
	外ニ、京都金屬労働(京都左京吉祥院・昭四、二・三〇〇・田中萬藏) 山陽合同労働(山口縣美彌郡大嶺村・昭四、二・三〇〇・内田文市) 大阪映畫從業員(本部ニ同ジ・昭八、五・二五内五・青山耕花)アリ				

日本製陶勞働組合同盟

名古屋東區撞木町二ノ八 昭和六、七、二六 二聯合會 一〇組合 三、〇〇〇(二〇〇) 〔委員長 伊藤榮次郎 書記長 貴田 肇〕

愛知縣聯合會

〔支持政黨〕 社會大衆黨・〔機關紙〕 ナシ・昭和一二年組合會議加盟 同 四組合 一、〇〇〇 伊藤榮次郎

岐阜縣聯合會

岐阜縣多治見町南白銀町 七組合 二、〇〇〇 菊地 力

品野陶工組合

愛知縣東春井郡品野町本町 大正三、一〇 一〇〇 梶田兼三郎

名古屋製陶勞働組合

名古屋東區撞木町二ノ八 昭和六、六 三〇〇 寺田甚四郎

瀬戸製陶勞働組合

瀬戸市石神町二〇四三 同 六、二 六〇〇 加藤 律三

妻木製陶勞働組合

岐阜縣土岐郡妻木町中央道路 同 三、一、七 六二三 伊藤 泉

東濃陶畫工組合

同縣同郡多治見南白銀町 同 五 五〇〇(事變後半減) 佐分利幾次郎

土岐津窯業勞働組合

同縣同郡土岐津町高山 大正二〇、四 三〇〇 水野 弘

泉製陶勞働組合

同縣泉町定林寺 昭和六、六 二〇〇 中山 一二三

肥田製陶勞働組合

同縣土岐郡肥田村中肥田 二五〇 楓 宗一

陶町製陶勞働組合

同縣陶町猿爪 三〇〇 小栗 藤一

駄知一般勞働組合

同縣駄知町本町 二〇〇 大野 兼十

東京瓦斯工組合

東京芝區濱松町一ノ四、小木ビル 昭和二、四再建 二四 三、五〇〇 〔委員長 大門義雄 書記長 吉田彌壽榮〕

東電從業員組合

〔支持政黨〕 社會大衆黨・〔機關紙〕 東京瓦斯勞働 月刊・昭和十二年組合會議再加盟 東京下谷區入谷町二一 昭和三、三、二一 一八 二、五〇〇 岩 永 榮一

〔支持政黨〕 社會大衆黨・〔機關紙〕 東電勞働新聞

Ⅱ 皇國海員同盟系

皇國海員同盟

東京芝區海岸通三、海員協會東京出張所内 昭和三、一〇、一〇 二團體 海員組合 一三、〇〇〇 常任理事 宮本吉太郎 堀内長榮 米窪滿亮 鈴木倉吉 幹事

〔綱領〕

一、吾等ハ日本精神ヲ高揚シ皇道産業ノ人的要素タル認識ヲ體現シ以テ産業報國ノ完璧ヲ期ス
一、吾等ハ海産運業ニ於ケル勞資關係ノ調整ヲ圖リ海運國策ニ寄與シ以テ皇國海運並國家經濟ノ發展ヲ期ス

日本海員組合

神戸神戸區海岸通三ノ二六

大正二〇、五、七

一七

二五、九四

〔組合長 堀内 長榮
副組合長 米窪 滿亮〕

〔支持政黨〕「社會大衆黨」・「機關紙」・「海員」月刊及「海員新聞」・昭和一二二年新日本海員組合ヲ合併・昭和一三年新綱領採用

〔支部〕

海員協會

横濱支部（横濱・山川宗彬）東京支部（東京・小林瀧三郎）大阪支部（大阪・松浦清一）名古屋支部（名古屋・加藤清勝）因島支部（廣島縣土生町・伊月叶）長崎支部（長崎市・石井琇次）小樽支部（小樽市・中野直太郎）戸畑支部（戸畑市・久保田長一郎）門司支部（門司市・菊池晋）伏木支部（富山縣・叶源四郎）三池支部（大牟田市・倉原茂巳）川口支部（大阪・西岡岩太郎）大連支部（大連・根津義計）函館支部（北海道・飯島林太郎）室蘭出張所（北海道室蘭市・横川孝太郎）宇品出張所（廣島・増原操）若松出張所（福岡縣松下善市）神戸神戸區下山手八丁目五七 明治元、二、三五 一〇出張所 二六、〇〇〇

〔會長 宮本吉太郎
主事 鈴木 倉吉〕

〔支持政黨〕「社會大衆黨」・「機關紙」・「海員協會雜誌」後「制海」ト改題、月刊・昭和一二二年末新綱領採用・昭和一二三年日本無線技士會ヲ合併

〔出張所〕

小樽出張所（北海道小樽市）伏木出張所（富山縣）函館出張所（北海道函館市）大阪出張所（大阪）名古屋出張所（名古屋）若松出張所（若松市）横濱出張所（横濱）東京出張所（東京）大連出張所、宇品出張所

Ⅲ 愛國勞働組合全國懇話會系

愛國勞働組合全國懇話會

東京芝區三田一五

昭和二、四

一一團體

八、三六

高山 久藏

〔支持政黨〕「日本革新黨系」・「機關紙」・「ナシ」・昭和一二三春日本産業勞働俱樂部及愛國勞働農民同志會ハ夫々脱退・「一一團體八〇、二七八」ハ創立當時發表セルモノ・創立當時ノ加盟團體ハ前年版參照

日本勞働組合總聯合

東京芝區三田四國町一五

大正二五、一

五聯合會

三五、二〇三（一、七三）

高山 久藏

〔支持政黨〕「日本革新黨」・昭和一二三、一二、一二三日本勤勞報公聯盟ト改稱・大阪、兵庫兩聯合會以外ハ前年度現勢

關東聯合會	同	大正一五、一	二聯合會	二、五八(四九一)	皆川利吉
東京聯合會	同	同	一三組合	九、七〇九(二六三)	高橋慶治
東京工務組合	同	同 一〇、二	八	二、三五〇(二〇)	同
瓦斯電氣技友會	東京大森區入新井一ノ一〇五	同 三、四	七	二、五三五(三〇)	齋藤卯三太郎
日本車輪從業員組合	埼玉縣蕨町四六三一	同 八、四	二	七三五(八)	宇野信次郎
日本精技會	東京品川區	同 一四、三	六	三七(一七)	菅沼由藏
荏原地方工場從業員組合	東京品川區西大崎四ノ七三九	昭和五、四	五	四四(五六)	茂呂五郎
城南技工組合	東京目黒區月光町一五一	同 五、二	六	一九四(三四)	今井猛行
京濱船夫組合東京支部聯	東京芝區三田四國町一五	同	六	六七八	大森廣吉
東京硝子工組合	同	同 六、一	六	三九三(六)	杉山賢次郎
不二協和労働組合	東京大森區新井宿七丁目	同 八、三	四	二二(三)	比留川松五郎
東京工場從業員組合	東京芝區三田四國町一五	同 六、九	二	三五五(二〇)	左右田勘一郎
榎本光友會	東京芝區濱松町二ノ二七	同 一〇、四	六組合	一五五(一九)	渡邊音之助
中島電機從業員組合	東京品川區南品川西ノ五八一	同 一〇、六	二	二三五(一五)	渡邊馬五郎
川口地方工場從業員組合	埼玉縣川口市元郷	同 一〇、一〇	二	二五〇	永井英之助
東京花緒生産組合	東京淺草區今戸二ノ二三	同 六、六	二	五〇〇	森榮一
神奈川縣聯合會	横濱中區白砂町五七二ノ七	同 四、七	七	一、八二九(二六)	同
京濱出版労働組合	同	同 五、八	六	三三五(一五)	岩田道則
京濱船夫組合横濱支部聯	同	同 四、三	三	三五	森榮一
京濱司厨會	横濱中區石川仲町一ノ一〇	同 三、四	三	三九五(九八)	風岡高次郎
神奈川金屬労働組合	川崎市旭町二ノ四二七	同 七、三	五	五三〇(七八)	森榮一
横濱一般労働組合	横濱中區白砂町二ノ七	同 八、四	四	一二五	川島稽三
染色工組合	同	同 二、二		三二	

愛知縣聯合會	名古屋東區大幸町一二八三	昭和六、七	四組合	六二(二三)	石井光長
名古屋硝子工組合	同	同五、九	七	三〇二	二宮壽雄
愛知纖維愛國勞働組合	同	同六、六	二	一八六	福江東一
名古屋松竹系從業員組合	同	同一〇、七	二	四九	石井光長
愛知金屬從業員組合	同	同二、七	二	七四	同
大阪聯合會	大阪北區曾根崎新地三ノ二九	大正二五、一	一五組合	一一、八七五(八七四)	今井武吉
大阪鐵工組合	同西成區橋通四ノ七	同八、五	三〇	三、一九三(三二)	同
大阪一般勞働組合	同北區曾根崎新地三ノ二九	昭和三、九	一二	一、四一三(三三〇)	同
大阪硝子工組合	同	大正二四、四	五二	三、五二五(五〇)	同
大阪皮革勞働組合	同	同二五、三	五	四三五	同
大阪電機技工組合	同	同二五、五	九	四三二(四九)	同
全日本紡織勞働組合	同	昭和五、七	一三	六二(三七)	同
大阪印刷向進會	同	大正二五、三	八	一九五	同
大阪電球勞働組合	同	昭和八、二	五	四〇一(一〇)	同
西宮一般勞働組合	西宮市今津町巽	同六、五	五	三〇	長岡留吉
泉州鐵工組合	堺市北旅籠町西一ノ一四	同五、四	九	六四五	今井武吉
泉州一般勞働組合	同	大正二四、六	二	一、七五(三五)	同
尼崎一般勞働組合	尼崎市築地南妙町三ノ四五	昭和五、二	五	一一〇(二三)	今井武吉
大阪演劇從業員組合	大阪南區高津四番町七二	同七、三		二七〇	同
大阪松竹系從業員組合	聯合會事務所ニ同シ	同一〇、九	二	七三(三五)	同
大阪靴工聯盟	同	同二、五	三	七三(一五)	同
兵庫縣聯合會	神戸兵庫區永澤町三ノ六六	昭和二、一〇	五組合	八〇五(一七三)	佐野好男

〔聯合會發行機關紙〕『産業と勞働』月刊

神戸松竹系従業員組合	同	昭和二〇、九	四	一六五(五六)	同
兵庫縣司厨従業員組合	同	同 六、八		八二	同
神戸印刷労働組合	同	同 六、九		六五(二九)	同
神戸一般労働組合	同	大正二四、二	五	二三(八七)	同
神戸金屬労働組合	同	昭和八、五	四	二七〇	同
愛國従業員組合總聯盟					
名古屋中區西日置町	名古屋中區西日置町	昭和二、三、三	二四組本	四、〇四九	山崎 常吉
〔支持政黨〕Ⅱ日本革新黨・〔機關紙〕Ⅱ「愛從聯」月刊・昭和一二年現勢					
大日本忠孝労働組合					
中部牛乳従業員組合	同	昭和二〇、七	四組合	〔八四〕	山崎 常吉
名古屋造船工組合	同	同 一〇、二		〔二〇〕	同
熱田勞友同志會	同市南區千年町裏畑二五〇	同 四、三		〔一六〕	青山 半三郎
東部製函工親睦會	同市中區仲ノ町三ノ二八			〔一〇〕	山崎 常吉
	同市東區大曾根町			〔一三〕	木ノ瀬 永自
三河愛國従業員組合聯盟					
豐鐵愛國従業員組合	豐橋市東小田原町三二	昭和二〇、二	七組合	一、四八六(二二〇)	〔會長〕露久保賢治 〔副會長〕野呂 茂三
鳳鐵愛國従業員組合	同	同 九、九	(豐川鐵道)	三四五(四二)	金子 謙一
渥美豐自愛國従業員組合	同	同 九、一〇	(鳳來寺鐵道)	一八七(三)	同
豐軌愛國従業員組合	同	同	(渥美電鐵、豐橋自動車)	二四二(三五)	白井 賢治
愛陶協和會	同	同 九、二	(豐橋電軌)	三三(一七)	二村 貢
東三愛國運轉者組合	同	同 八、三	(豐橋製陶)	一八八(五四)	原田 善之助
豐橋愛國映畫演劇	同	同 八、三	四(バス)	三三(五一)	野呂 茂三
從業員組合	同	同 九、三	八	八三(一八)	國富 曉次郎
日本革新労働聯盟					
愛知縣一宮市花祇通三ノ一七	愛知縣一宮市花祇通三ノ一七	昭和六、五、二四	四組合 一支部聯	七六四(四六)	〔會長〕梶田 勝利 〔主事〕藤原 三郎
〔機關紙〕Ⅱ「革新時報」月刊					

一宮從業員組合	聯盟ト同ジ	昭和六、五、二四	三	二二〇(四〇)	梶田勝利
起毛合同労働組合	一宮市外起町	同 八、二	二	一五〇	同
鮮友從業員組合	聯盟ト同ジ	同 八、九		二二〇(六)	同
革新從業員組合岐阜聯盟	岐阜市寺島町一丁目	同 三、八	三	一八四(二三)	同
三重愛國從業員組合聯盟	宇治山田市吹上町、谷方	同 二、七、八	四組合	九三六(五七)	會長 露久保賢治 副會長 谷万次郎
山田電車愛國從業員組合	同	同 二、六	(東邦電力山田電車)	二八六(三)	谷 万 次 郎
伊勢愛國交通從業員組合	津市乙部海岸通り、田中方	同 二、四	三	四五一(四一)	中野岩次郎
中鐵愛國從業員組合	同	同 三、八	(中勢鐵道)	八七	井 端 光 雄
愛國労働組合	愛知縣瀬戸市日ノ出町	昭和一〇、三	五組合	【九七四】	戸松仙九郎
瀬戸地方協議會	瀬戸市瀬戸一ノ三二三	同 八、五		【一四〇】	加 藤 寛
瀬戸製陶和物動力工組合	同市瀬戸一三五六	同 九、四		【一四〇】	同
愛國電氣陶工組合	同 二八八一	同 七、八		【三三〇(四二)】	青山劍太郎
錦旗愛國労働組合	同 二七八一	同 一〇、二		【三三〇(三五)】	加 藤 鉦 二
報國品野陶工組合	愛知縣春井東郡水野村上水野二五	同 一、三		【三三〇(二五)】	加 藤 米 一
日本産業労働俱樂部	東京麴町區有樂町一ノ四	昭和八、六、八	二三組合	三三、一五四	西山仁三郎

〔支持政黨〕ニナシ、但産勞政治研究會アリ・〔機關紙〕「日本産業労働」月刊・昭和一三、三愛國労働懇話會ヲ脱退・昭和一三、四愛國農民團體協議會ト厚生俱樂部ヲ結成・組織現勢ハ昭和一三、四現在

自 彊 組 合	東京京橋區佃島西町二ノ七	大正二五、一〇	二六	六、四五三	東 條 喜 七
工 愛 會	神奈川縣浦賀町浦賀ドック	同 一四、四、三	一	三、五〇〇	石 井 熊 藏
行田足袋職工組合	埼玉縣忍町忍一九三	同 五、四	二	一、八〇〇	岡 野 喜 久
健 生 會	東京牛込加賀町二ノ二五	昭和九、二	(日本印刷)	三、一七二	森 昌 示
山 サ 清 明 會	千葉縣銚子ヤマサ醬油會社内	同 二	(山サ醬油)	一、六二八	外岡松五郎

東京地下鐵中正會	東京下谷區北稻荷一三西川ビル	昭和四、二、一	七	一、七五〇	與五澤 甲子雄
興進労働組合	東京向島區寺島町三ノ六九	同 三、二	(金屬工場)	八五〇	城 戸 房 男
シチズン時計工會	東京淀橋區戸塚町四ノ八五六	同 八、三	(ミチズン時計)	一、〇九	林 十 造
日本靴工組合	東京足立區興野町一一六〇	同 八、五	(スタンダード靴)	九三五	森 本 晃 正
日本建鐵勇信組合	東京荒川區三河島七ノ七八〇	同 六、一、二五	(日本建鐵)	八九八	高 田 善 次 郎
明 德 組 合	大阪大正區千島町三八七	同 一、一、二〇	(金子鑄鋼)	五〇〇	奧 谷 梅 太 郎
高 友 會	東京品川區大崎本町三ノ五六九	同 一、三、四		五二六	萩 山 定 二
城東自榮組合	東京葛飾區手井仲町五八九	同 九、四	(那須アルミ)	四二一	渡 邊 繁 三 郎
相信労働組合	東京足立區千住曙町一	同 一〇、一〇		三八四	藤 井 壽 八
自 揚 組 合	東京城東區大島町七ノ五	同 八、八	(日本鑄鋼)	三五〇	油 田 尙 郎
T S 矯 風 會	東京足立區千住中町	同 一、三、一〇		三六三	高 尾 勇
自 勵 會	東京荒川區南千住八ノ八〇	同 一、三、五		二七四	清 水 角 太 郎
日本鋼板工友會	東京荒川區尾久五ノ一〇〇〇	同 一、三、二	(日本鋼板)	二五四	小 澤 正 人
日 石 勞 資 組 合	横濱鶴見區潮田町五九九	同 七、二	(日本石油)	一八〇	山 田 正 直
共 榮 組 合	千葉縣葛飾町西海神	同 一、二、六		八二	鷺 沼 豐 一
山中從業員組合	東京城東區龜戸三ノ一九三	同 八、九		五三	後 藤 茂 平
神奈川自彊組合	横濱鶴見區末廣町	同 一、三、四、三三(石川島芝浦タービン)		一、七三六	大 久 保 秀 治
自動車從業員會	東京鶴見	同 一、三、四	(東京自動車工業)	二、八八五	吉 本 勝 藏
愛國労働農民同志會	東京麹町區内幸町一ノ三ノ二 太平ビル別館	昭和八、二	七	二五、五四	〔會 長 松本勇平 總務委員長 今村等〕

日本産業軍

同 九、三、五 二九組合 今 村 等
〔機關紙〕Ⅱ「日本産業軍新聞」月刊・昭和一二、八愛同ト合同・加盟組合ハ前年版参照
現勢・加盟團體ハ前年版参照。

日本労働同盟

同

昭和七、二、二〇

五組合

三、六〇〇

近藤 榮藏

(其他加盟組合)

新日本海員組合

神戸神戸區榮町二丁目

同 一三、三

五

【三、五〇〇】

〔江藤源九郎
赤崎寅藏〕

日本海上同志會

大阪港區尻無川北通三ノ三九

昭和一〇、五

一六

【五〇〇】

土岐 信治

東電愛國同盟

東京淺草區小島町一ノ二三

昭和一〇、五

九

【一、五〇〇】

佐藤 守義

中部港灣労働組合

名古屋港區海岸通四ノ二

同 一〇、一、一五

二

一、〇九一

田井 増五郎

國潮社總合労働組合

名古屋南區明治町一ノ二

同 一〇、六

六組合

【四、八〇〇】

住 徳藏

帝國木材産業正義研究會

東京深川區平久町二ノ一一

同 四、一〇

一五

五〇〇

江森 繁三

國民生活防衛同盟

東京足立區千住一ノ九〇

同 八、四

一、九一〇

深田 今次藏

Ⅳ 其他ノ聯合體組合

日本交通労働總聯盟

東京京橋區築地三ノ八築地ビル

大正二五、六、二七

五組合

三〇、〇〇〇(六、〇〇〇)

委員長 村越 喜市
關東地方委員長 河野 平次
關西地方委員長 中島 藤造

〔政黨關係〕 社會大衆黨ト協力・〔機關紙〕 日本交通労働新聞 月刊・昭和一二、一一、新綱領採用

東京交通労働組合

同

昭和四、四、一〇

二六

一一、〇〇〇(二、五〇〇)

村越 喜市

東京自動車労働組合

東京京橋區越前堀一ノ三

同 九、二

八

【一、四六五】

遠藤 忠治

大阪市電交通労働組合

大阪大正區大正通一ノ一九

同 一三、四

一八(運輸部)

五、六〇〇(七〇〇)

中島 藤造

大阪市電従業員組合

同

同 九、一〇

三(電氣部)

一、二五〇(六〇)

安部 伊勢太郎

大阪自動車従業員組合

港區八幡屋元町一

同 四、一〇

四

五三〇(三〇)

松田 長左衛門

神戸市電従業員組合

神戸湊東區荒田町一ノ一九六

同 四、五

五

【一、〇〇〇(一五〇)】

平田 榮吉

昭和一二、七市電爭議以後解滅狀態。

秦野乗合従業員組合

神奈川縣中部秦野町四角

昭和二三、六

一

【170(10)】

石井新吉

海軍官業労働組合聯盟

吳市藏本通一二丁一五

大正二三、三

七組合

五、九〇〇

〔安〕林田加年彦

横廠工友會

横須賀市山王町四八

大正二三、八、七

一三、〇〇〇(昭二三)

安田加年彦

吳海工會

吳市藏本通六丁目五

同 二三、三、四

二、〇〇〇(同)

林助一

佐世保勞愛會

佐世保市島地町一〇九

同 二三、三

一三、一〇〇

中野熊一

廣廠工僚會

廣島縣加茂郡廣村

同

三、四八〇

齋藤清一

舞鶴共立會

京都府舞鶴市中舞鶴會館

同

五、三三五

篠島長吉

平塚總愛會

神奈川縣平塚市平塚一四四八

昭和二三、一〇

一

一、三〇〇

遠藤竹次郎

德山燃工會

山口縣德山市寺町

大正二五、一〇

〇〇〇(昭二三)

森光方祐

官業労働總同盟

大阪東區越中町八六〇

大正二三、三、一〇

七組合

一〇、五〇〇

〔西〕川村保太郎

〔支持政黨〕〓社會大衆黨・〔機關紙〕〓「官業労働新聞」月刊・現勢ハ昭和一一、九現在・昭和一二年来類勢詳細不明

大阪官業労働組合

同

昭和二三、八合同

一五

五、〇〇〇(四〇〇)

宮本靜一

名古屋向上會

名古屋南區熱田東町横町二二

大正二〇、四

二

一、六八〇(四〇)

西浦宇吉

小倉革正會

小倉市萩崎町一〇九六、大平方

同 二三、四

三

一、八〇〇

大平嘉三郎

名古屋煙草従業員組合

名古屋南區熱田澤上

同 二三、三

同

六三三

菊地正己

大阪煙草従業員組合

大阪南區日本橋筋四ノ七六

同 二三、二

同

五六四(三五)

白石泰茂

大阪市従業員組合

同 東區玉堀五二七

昭和四、一〇

二六

二、九七四(七四)

川村保太郎

大日本産業労働團

東京澁谷區穩田一ノ一二五

昭和二三、八、三

四聯合會
二團體

二、二〇〇

〔理事〕長 陶山篤太郎
〔主事〕伊藤長光

〔支持政黨〕〓大日本青年黨・〔機關紙〕〓「太陽大日本」月刊・昭和一二、六總聯合ヲ脫退セル中部労働聯盟(七七〇〇)及西部労働聯盟(五〇〇〇)ハ同年九、二六コレニ合流・大日本産業労働團ハ現在東京市電維新會、九州筑豊合同産業労働團及神奈川、愛知、大阪、東京ノ各聯合會ヨリ成ル

日本労働組合全国評議會

關東地方評議會	東京芝區濱松町二ノ一一	昭和九、二、三〇	五地方評議會 四〇組合	二二〇五三	〔委員長 加藤 勘十 書記長 山花 秀雄
	〔支持政黨〕〓日本無產黨・〔機關紙〕〓「日本労働新聞」・昭和一二一二二一五ノ檢舉後解散下命				
	同	昭和九、二、二	五組合	三、一三五	
	關東金屬労働組合	同 九、二、三		六二五	
	關東運輸労働組合	同 九、二、二		四六〇	
	東京出版労働組合	同 四、四		四〇〇	
	東京合同労働組合	同 九、二、二		五三〇	
	東京登録労働組合	同 三		八〇〇	
	木材労働者擁護同盟	同 二、四		三三〇	
	江東地區協議會	同 一〇			
	城南地區協議會	同 三			
	京濱地區協議會	同 二			
	關西地方評議會	大阪港區千代見町四ノ八	一〇組合 三協議會	三、一七〇(七〇)	
	關西電氣労働組合	同	二一	九五〇	
	大阪金屬労働者組合	同	一〇	四五〇	
京都協議會	大阪一般労働組合	同	一三	五五〇(一〇)	
	紀南金屬労働組合	和歌山縣新宮市八咫烏町	五	一〇〇	
	同	同 二、九			
	京都協議會	京都中京區大竹町文化園五六	三組合	七〇〇	
	同	同 九、二	一二	二二〇	
	京都纖維労働組合	同	六	三三〇	
	同	同 一〇、二	一三	一三〇	
	京都平版技工組合	同	三組合	四三〇(六〇)	
	神戸協議會	神戸林田區東尻池三ノ六二	五	二〇〇	
	同	同			
	神戸金屬労働者組合	同			
	同	大正五、三			
	同	昭和九、二			
	同	昭和九、二			
	同	大正五、三			

神戸一般労働者組合	同	昭和五、四	四	一三〇(一〇)	藤田正一
關西劇場従業員組合	同	同 一、三	三	一〇〇(五〇)	中尾角一
中部地方評議會	名古屋中區岩井通四ノ四 中春ビル	同 九、二	六組合	一、二〇〇	近藤信一
中部金屬労働者組合	同	同 五、二	八	四七〇	大島勝太郎
中部化學労働者組合	同	同 七、七	五	二四〇	岡島千代吉
中部木材労働者組合	同	同 九、四	二	八〇	伊藤勇
中部紡織染工労働者組合	同	同 九、四	五	九〇	一志徹
中部合同労働組合	同	同 四、一〇	三	五〇	阿部正春
中部交通運輸労働組合	同	同 九、四		三〇	松井一夫
九州地方評議會	其他名古屋鑄物クラブ(八〇〇)窯工會(一二一〇)アリ 福岡縣飯塚市明治通一丁目	同 一〇、一〇	四組合	八六三(七四)	川上利徳
九州鑛山鑛夫組合	同	同 二、六合同	五	六〇〇(五〇)	中村彦次郎
九州纖維労働組合	大分縣中津市豊田町	同 二、二		一六三(二四)	兒玉秀次
九州一般労働組合	大分市稻荷町三三八	同 一、五		五〇	小出慶治
九州金屬労働組合(準)	福岡縣八尾町原田方	同 二、五		五〇	原田勇
北海道地方評議會	小樽市稻穂町東一ノ五	同 一、一〇	四組合	一、九三〇	武田清
全小樽労働組合	同	同 四、八		二五〇	菊池米吉
釧路一般労働組合	釧路市末廣町三三末廣アパート内	同 六、八		七〇〇	柳瀬正雄
札幌労働組合	札幌市南一條東三ノ三	同 一、三		六四〇	中村徳一
小樽自由労働者組合	小樽市稻穂町東一ノ五	同 一、三		三四〇	小川兼五郎
岡山協議會	岡山市内山下城下一八	同 一、二	二組合	六三〇	鹽田寅雄
岡山地方労働者組合	同	同 一〇、三		三七〇	中原健次
倉敷一般労働組合	倉敷市榮町	同 九		二六〇	重井鹿治

(直屬組合)

全惠須取労働組合	樺太エヌトリ町、三浦方	同六、八	三浦善作
横堀労働組合	秋田縣横堀町、伊勢方	同六、四	佐藤賢太
會津一般労働組合	若松市針屋名古屋町六	同四、二	保志宗輔
東豆労働組合	静岡縣熱海町和田	同八	宗秋月
富山合同労働組合	富山縣滑川町田中一六五	同二〇	上坂榮作
石川合同労働組合	金澤市宗教町四ノ三五	同九、二	細川才次郎
下關自由労働組合	下關市丸山町二、田本方	同七、四	田本重天
土佐紙工組合	高知縣吾川郡伊能町、岡田方	同四	岡田明治
高知屋外労働者自治會	高知市上本町二丁目、横川方	同七	横川登
日鐵一般労働組合	八幡市徳弘町一、山口方	同二、三	秋本利雄
下野一般労働組合(準)	栃木縣鹽谷郡玉生村	同二、一	保志宗輔

V 單獨組合

(京濱地方)

逓信従業員會聯盟

東京芝區田村町六ノ二ノ一、芝局内 大正二五、九 二七會 五、三〇〇
〔支持政黨〕ニナシ・〔機關紙〕ニ「聯盟時報」月刊
〔副會長〕李水橋 〔會長〕藤城作

逓信従業員會同盟

東京下谷區仲御徒町四ノ四〇、下谷局内 昭和二〇、五 一一支會 二、六二〇 高井謙

東京市従業員組合

東京神田區美土代町一一ノ三 大正三、五 一四 八〇〇 大谷部代次
〔支持政黨〕ニナシ・〔機關紙〕ニ「會報」月刊・昭和一二、現勢

深鐵従業員協立會

東京深川區新大橋一ノ一九 昭和七、九(舊江東一般) (深川鐵工所) 二〇〇 早尾七郎
〔支持政黨〕ニ社會大衆黨・〔機關紙〕ニ「東京市從新聞」月刊・昭和一三年新綱領採用

關東俸給生活者組合
自由勞働同盟
全國手中工組合

東京小石川區八千代町三三 昭和五、四 一五 〔三〇〇〕 吉川 守國
東京向島區吾嬬町西一ノ二〇 大正二、三、三 六組合 〔三、三六九〕 加藤 昇
東京本所區業平橋二ノ四 昭和六、三 一七 一、九八一 田中 政男

關東手中形染工組合
關東石材從業員組合

〔支持政黨〕Ⅱナシ・〔機關紙〕Ⅱ「染色と勞働」月刊
同 同 六、三 一二 一、二六六 小海 良吉
東京京橋區八丁堀三ノ一一 同 八、一〇 七 一、三〇〇 小神 野明治

全日本製氷從業員組合

東京本所區向島一ノ三〇 大正二、五、三、四 一〇 一、四〇〇 顧問 赤松 克磨
組合長 馬崎 龍介
野口 榮治

全國工員聯盟

東京向島區寺島町五ノ二五 同 五、三 一二 一、四〇〇 南 喜一

東京印刷工組合

〔支持政黨〕Ⅱ社會大衆黨・〔機關紙〕Ⅱ「勤勞新聞」月刊・昭和一三舊關東工場從業員聯盟ヲ改稱
東京神田區神保町二ノ一二 同 二、八再建 二五(二〇) 秋本 義一

(阪神地方)

大阪遞信從業員會聯合
日本俸給者協會

大阪中央電信局內 昭和九、一〇 五四 一、〇〇〇 井上 庄一
堺市東ノ町一丁目 同 二、八 六 四七(二〇) 西村 榮一

日本無線技士會

昭和一一、一解散・〔支持政黨〕Ⅱナシ、但社大黨系
神戸湊東區多聞通二ノ一 同 七、三 六 一、八〇〇 御園 潔

(北九州地方)

日本製鐵從業員組合

〔支持政黨〕Ⅱ社會大衆黨・〔機關紙〕Ⅱ「製鐵勞働新聞」月刊・昭和一三年十一月組合會議ヲ離脱シ、新ニ日本勞働國策協會ノ加盟團體トナル・日鐵從八八幡ノホカ川崎(富士從業員組合)、大阪(大阪製鐵從)ニヨリ大富聯盟ヲ結成
八幡市西彌生町 昭和八、九、二六 四〇 〔一、〇〇〇〕 顧問 濱橋 文作
伊藤卯四郎

日本西部産業労働組合
筑豊聯合會

飯塚市芳雄驛通り

昭和二〇、八

八

〔三三〇〕

青野

武一

(中部地方)

〔機關紙〕Ⅱ「大衆時報」月刊・西部鑛山労働組合ヲ改稱

名古屋鑄造工組合

名古屋東區報徳町四〇

同 七、七

七組合

〔四、〇〇〇〕

北谷光太郎

名古屋木材仲代組合聯合會

名古屋南區明治町二ノ七

同 五、二

一二

〔四八〇〕

西浦宇吉

岡崎製綿從業員組合

岡崎市缺町三〇

同 一〇、二

二

〔二〇三〕

天野喜六

名古屋陶畫工羅漢組合

名古屋東區長久寺町八、武馬方

同 一〇、九

一七

〔九六〇〕

武馬文左衛門

(其他ノ地方)

足尾銅山鑛職夫組合聯合會

栃木縣足尾町通洞五五八八

大正二四、一

七組合

〔四、〇〇〇〕

前田隆一

福井縣勤勞同志會

福井市豐島中町一四一

同 一三、六、一

一二

四、五三

高木重一

皇紀労働聯盟

和歌山市宇須一ノ一九

昭和四、二

三〇

二六〇

川合洋光

德島縣製鹽労働組合

德島縣撫養町黑崎

大正二〇、一

七

九〇〇

橋本勝太郎

Ⅵ 農民組合

大日本農民組合

東京芝區西久保櫻川町七

昭和二三、二

七〇、〇〇〇

組合長 杉山元治郎
主事 三宅正一
會計 細野三千雄

〔支持政黨〕Ⅱ社會大衆黨・〔機關紙〕Ⅱナシ・全國農民組合ヲ基本トシ日本農民組合總同盟ノ一部ヲ併合シテ成立シタルモ、同時ニ舊全農内ニ反對派ノ離脱ヲミタリ

(聯合會)

秋田縣聯(横手町上飛瀨)宮城縣聯(仙臺市東七番町一二二)福島縣聯(伊達郡飯野町)群馬縣聯(前橋市一

毛町二一二、神坂方)東京府聯(八王子市平岡町五八)栃木縣聯(宇都宮市旭町一ノ九三九)長野縣聯(諏訪

郡上諏訪町)兵庫縣聯(神戸湊東區荒田町労働會館内)京都府聯(京都下京區大宮花屋町、水谷方)山梨縣聯

(甲府市百石町三九〇)和歌山縣聯(和歌山市湊町通南一丁目)福岡縣聯(八幡市春の町五丁目)新潟縣聯

(新潟市學校町通三番丁)大阪府聯(布施市東足代二二、杉山方)埼玉縣聯(大里郡岡部村、山口方)岡山縣

日本農民聯盟

(加 盟 團 體)

聯(赤磐郡小野田村九〇八、宮向方) 高知縣聯(高知市中須賀町二一五、氏原方) 北海道聯(旭川市九條十一丁目左十號) 茨城縣聯(古井河町三、高橋方) 山形縣聯(酒田市堀切、小島方) 千葉縣聯(印旛郡白井村神々廻) 靜岡縣聯(沼津市吉田町八三六) 岐阜縣聯(岐阜市外北長森村北一色、和田方) 青森縣聯(青森市長島町一六) 德島縣聯(麻植郡西尾村西麻植) 愛媛縣聯(松山市萱町七、越智方) 鳥取縣聯(西伯郡中濱村、松本方) 東京赤坂區溜池五、富士ビル 昭和三、一、一六 二九團體 七、九〇〇

〔小 山 原 謹 司 亮〕

〔支持政黨〕自由、但シ東方會系・全農脫退派ヲ中心ニ資本主義改革國民共同體ノ編成ヲ目標ニ結成サル
〔役員〕 稻村隆一、木村武雄、淡谷悠藏、岩田潔、田邊納、田中義男、長尾有、佐藤吉熊、由谷義治、山名正實、小山亮、堤不二雄、濱勇治

青森勤勞農民組合 (青森市外新城村・淡谷悠藏・三、〇〇〇) △山形農民同盟 (山形市香澄町八幡石・木村武雄・五、〇〇〇) △新潟縣農民聯盟 (新潟市白山浦一丁目・稻村隆一・四、〇〇〇) △富山縣農業聯盟 (富山市惣曲輪四ノ邊・矢後嘉藏・二、五〇〇) △千葉農村更生聯盟 (千葉京神明町七四・白井莊一・二、六〇〇) △栃木縣農民聯盟 (栃木縣足利市旭町七七五篠原方・岩田潔・一、〇〇〇) △茨城縣農村聯盟 (茨城縣久慈郡宮川村・齋藤勇之介・一、七〇〇) △東京府農業聯盟 (東京府立川町南幸町二六五八・佐藤吉熊・二、五〇〇) △岳陽愛國農民聯盟 (靜岡縣志太郡燒津町辨天公園前・櫻井幸・一、二〇〇) △靜岡縣農村聯盟 (靜岡市綠町五〇・堤不二雄・二、〇〇〇) △京都愛國農民聯盟 (京都中京區丸太町通間ノ町西入・田中義男・三、〇〇〇) △大阪農民聯盟 (大阪府布施市東足代二三・田邊納・三、五〇〇) △兵庫縣農民聯盟 (兵庫縣武庫郡瓦木村瓦林・長尾有・三、五〇〇) △鳥取縣農民聯盟 (鳥取市西町三八・由谷義治・三、〇〇〇) △岡山縣農民聯盟 (岡山縣邑久郡行幸村・原田歲男・一、〇〇〇) △土佐農民總組合 (高知市壽町・大石大・二〇、〇〇〇) △農村更生聯盟 (長野縣小諸町・小山亮・四、〇〇〇) △諏訪農村更生聯盟 (長野縣諏訪郡宮川村・濱勇治・九〇〇) △日本農民協會 (長野縣東筑摩郡波田村・和合恒男・一、〇〇〇) △茨城弘道聯盟 (茨城縣水戸市黑羽根町・青野匡・一、〇〇〇) △飛彈蠶業同志會 (岐阜縣高山市御萩町・住德藏・七〇〇) △名古屋城南同志會 (名古屋南區明治町一ノ二・佐藤三郎・五〇〇) △農村對策委員會 (富山縣高岡市大佛裏・五〇〇) △信州鄉軍同志會 (長野縣飯田市・中原謹司・一、〇〇〇) △其他 秋田、福島、愛媛、鹿兒島ニ準備會アリ

日本農民組合總同盟	東京芝區南佐久間町一ノ五五 和田ビル	昭和二三	五聯合會	一五、〇〇〇	會長 鈴木 文治 組合長 片山 義哲 主事 松永 義雄
全國農民組合	大阪市外布施市東足代二三	大正二、四、九	三二聯合會	五、〇〇〇	杉山 元治 郎
日本農民組合	〔支持政黨〕〓社會大眾黨・〔機關紙〕〓「土地と自由」月刊・大日本農民組合ノ創立ト共ニ解消・尙前年版參照 東京芝區琴平町二、虎門會館	昭和六、一	一九聯合會	四三、二〇〇	平野 力 三
地方的農民組合	〔支持政黨〕〓皇道會・〔機關紙〕〓「日本農民新聞」月刊・昭和一二、八日本農民組合ト「愛國農民團體協議會」結成・〔機關紙〕〓「皇國農民新聞」月刊 新潟市學校裏町二六	大正二四	三五支部	三、〇〇〇	小山 長三 郎
北日本農民組合	〔支持政黨〕〓日無系、但現在ナシ・〔機關紙〕〓「農民新聞」月刊・昭和一三年全體主義的新綱領採用 大阪北區會根崎上四ノ一九	昭和八、三	六聯合會	五、七〇〇	吉田 賢 一
皇國農民同盟	〔支持政黨〕〓ナシ、但シ昭和一二、八日本農民組合ト「愛國農民團體協議會」結成・〔機關紙〕〓「皇國農民新聞」月刊 東京麴町區内幸町、幸ビル	昭和七、五	六八	〔九、〇〇〇〕	石 橋 彌
中國振農會	〔支持政黨〕〓ナシ、但シ舊愛國政治同盟系・〔機關紙〕〓「農本自治」月刊 鳥取縣東伯郡上北條村中江	昭和二、一〇	三二	一、〇五〇	門 田 定 藏
土佐農民總組合	〔支持政黨〕〓ナシ、但シ愛國勞働農民同志會加盟 高知市江ノ口九四一	昭和四、七	八七	〔二五、三五〕	大 石 大
富山縣勤勞農民同盟	〔支持政黨〕〓ナシ、但シ愛國勞働農民同志會加盟 高岡市西畑町	昭和九、九	一四	〔一、二〇〇〕	萩 原 貞 一
日本小作人總同盟	群馬縣山田郡毛里田村	大正二五、一〇	三一	〔三、五〇〇〕	阪 本 利 一
西日本農民組合	福岡市米屋町四五	昭和二三、五、六	八五	一、五〇〇	石 川 郁 郎
〔備考〕昭和一二、八現勢ヲ示スモノハ特ニ斷ツタホカ、ハ「印ヲモツテ之ヲ指示シタ					

第三篇 無産政黨

第一章 無産政黨の共通運動

第一節 無産政黨の選舉運動

一昨年及び昨年の府縣會及び衆議院議員總選舉を一時期として、社會大衆黨を先頭とする無産政黨は著しく躍進し、社大黨は愈々全國的・單一無産政黨的觀を呈するに至つた。それと同時に社大黨外にあつてこれと對立的姿勢にあつた合法左翼的勞農團體は從來のカンパ組織から勞農無産協議會へと政黨的色彩を濃化しつつ、一方に選舉活動を行ひ、他方には社大黨への合同運動を繼續し來つた。が、勞協によるこの政治戦線統一運動は社大黨の容るゝところとならず勞働は本年二月「日本無産黨」として選舉に臨んだ。かくして本年の總選舉、地方選舉においては無産政黨分野は大體において全國的には社大黨に統一され、東京その他特殊の地方において日本無産黨がこれと對立して選舉戦に臨んだやうである。

一 普選第五次總選舉

第七十議會は林內閣によつて議會最終日たる三月三十一日解散され、四月三十日を期して同內閣に依る第五次總選舉が

行はれた。今回の總選舉は最近の政治情勢、解散の特異性等により幾多の特質を示してゐた。先づ立候補狀況についてみるに立候補者確定總數八百二十六名で、前回比較五十二名の減少となつてをり、各派立候補者數は無産政黨を別として一般的には減少し、しかも中立其他小數派が簇出し、時局に便乗する右翼系統所屬候補者の進出、無投票區四區を生ずるに至つた事等が今次總選舉の特色として注目された。その他選舉運動が一般的に低調であつたこと、更に投票狀況についても棄權並に白紙その他の無効投票の激増を來し、普選最初の最高記録を示した事實等も指摘されるであらう。轉じて選舉結果についてみるに、政府支持派は「慘として聲なき」敗北を喫し、政民兩派その他の反政府陣が絶對多數を占め、我國選舉史上未曾有の現象を露呈するに至つた。殊に社會大衆黨の一躍倍加の進出は、當面の課題から離れたより根深い分野に尠からぬ緣由をもつものであらうが、社大黨が勞働者農民以外に知識階級・小市民層、官吏群の支援を集めて國民政黨として一層發展してきたことは注目し價する。

無産政黨の選舉對策・政策及び選舉結果を示せば次の如くである。

1 總選舉對策

社會大衆黨の選舉對策 社大黨は解散と同時に院内に代議士會を開き聲明書を發表すると共に聯合會宛「戦闘準備」を命じた。

しかして同日黨本部に緊急執行委員會を開き、總選對策委員會を設置（麻生、片山、河上、松永、龜井、田萬、「委員長」三輪）した。更に、黨は四月一日總選舉鬭爭指令を、二日政策スローガンを決定して聯合會に送った。又、「公認申請手續及び選舉方針」（三日）、「立候補方針」（五日）、「選舉公報案」（十一日）或ひは「第二期鬭爭指令」（十六日）、黨首のメッセーヂ並に指令「決戰期に入りて最後の慕進を開始せよ」（二十五日）等を夫々送付したほか、四月五日大阪に議會報告演說會を、十四日には東京に關東大會を開く等その活動は極めて積極的であつた。

日本勞働組合會議及び全國農民組合は黨支持團體中の双壁をなすものであるが、組合會議は四月四日擴大執行委員會を開き、メーデーを中止して總選舉に一切の協力を集中する旨を決定した。全農また選舉對策委員會を設置して相當活潑な運動を展開した。

日本無産黨の選舉對策 日本無産黨は解散當日本部に緊急常任委員會を開き、立候補地區・選舉對策委員會の設置・スローガン等を決定し、同夜は東京芝協同會館に議會報告時局批判黨名變更宣傳演說會を開催した。更に五日、十二日の對策委員會は選舉對策、鬭爭方針、立候補者等に付協議し、十五日には指令を發して黨の選舉方針を傳達した。その他友誼團體に應援辯士の派遣を依頼したほか、十九日にはメーデー禁止反對抗議と同時に棄權防止に關する要請書を關係當局に提出した。

2 總選舉政策

社會大衆黨の政策・スローガン

第二部第三篇 無産政黨

〔選選政策〕

一、政治政策——(1)選舉肅正の徹底（買収犯の嚴罰）(2)選舉法の即時改正（大選舉區比例代表制・有權者年齢の低下・選舉公營の徹底）(3)職能代表による貴族院の改革 (4)内閣制度及び行政機構の改革

二、財政政策——(1)軍事費の合理化 (2)税制の根本的改革（大衆課税の廢止・綜合財産税の創設・社會的地方交付金制（十億圓）の確立・國債利子支拂猶豫

三、産業政策——(1)重要産業の國營 (2)配當制限法の制定 (3)農業損害國營保險の創設 (4)中小商工業者及び農民の生産資金の無擔保融資（國立民衆銀行の創設・國立農業銀行の創設・農家借金支拂猶豫金の制定）(5)都市・農村の均衡化

四、社會政策——(1)國民年金制の確立 (2)勞働者保護法の制定（勞働組合法の制定・海員法の改正・最低勞働時間法の制定・失業保險制の確立・商店員保護法の制定）(3)小作法及び小作組合法の制定 (4)國民健康保險組合法の制定

五、外交政策——(1)外交政策の刷新（日支國際關係の經濟的並に文化的整調・日ソ不侵略條約の締結・太平洋安全保證條約の制定）(2)國民外交の提唱

日本無産黨の政策、其他

〔選舉政策〕

一、一般政策——(1)ファッショ反對、議會政治防衛 (2)選舉法の根本的改正 (3)貴族院の改廢 (4)政府、ブルジョア政黨の政治

的取引絶対反対

二、財政政策——(1)悪性インフレの阻止、大衆生活の安定 (2) (略) (3) 税制の根本的改革

三、産業政策——配當制限法の制定 (2)中小商工業者のための金融機関の擴充 (3)農民のための金融機関の確立

四、社會政策——(1)労働組合法・小作法の即時制定 (2)店員・徒弟・職人の保護法の制定 (3)國庫全額負擔の國民保險法の制定 (4)恩給年金制の改廢 (5)農漁山村の貧困者の特別救済 (6)勤勞農民負債の支拂猶豫

〔總選舉スローガン〕 (省略)

〔總選舉對策委員〕 委員長 安平鹿一。委員 島上善五郎、小堀甚二、山内房吉、中島喜三郎、牧野松太郎、難波虎一。

3 選舉結果

無産各派の選舉結果についてみるに、左表の如く、立候補者數・當選者數共に社會大衆黨は壓倒的である。今回の選舉においても社大・日無の協定は成らず、日本無産黨の選舉區では悉く二黨の激戦を演じた。(尤もこれを従前と比較すれば無産政黨分野は従來に比して著しく統一されてゐる。)

全國一二二選舉區中無産政黨立候補區は六三區(前回三五區)であり、其候補者數、當選者數、總得票數共にかなりの増加を示してゐる。(次表参照)

今次總選舉における無産政黨の進出は極めて著しいものが

あるが、就中社大黨の進出は「第三黨」として歴然たる勢力を示してをり、特に東京、大阪、兵庫、福岡におけるその勢力には注目すべきものがある。社大黨がかくも躍進したことについては何よりも黨自體が當選第一主義をとつたことに因るが、日常における黨活動、黨の情勢・動向が時勢に適應したのみならず、當面の政局に對する國民の不滿乃至は社會不安等の諸情勢が、右翼的諸勢力の不振を通じて率直に反映された結果であるともみられてゐる。

いま過去四回のそれと比較すればその戦果は次の如くである。(本項の數字は社會局調に據る)

黨派	昭和三年		昭和五年	
	候補者數	當選者數	候補者數	當選者數
社會民衆黨	二七	四	三三	二
日本勞農黨	三三	一	二四	一
労働農民黨	四〇	二	二四	一
日本農民黨	三	一	四	一
地方無産	六	一	二六	一
計	八	八	一〇一	五
得票數	二一〇、〇三九		五三三、〇一八	
	八五、六九八		七九、一六五	
	一九三、〇四七		一六六、一四七	
	四四、二〇三		八三、六七八	
	四六、七六六		一九、六九五	
	四八、七五三		一七六、三三四	
			一六六、一四七	
			八三、六七八	
			一九、六九五	
			七九、一六五	

昭和十一年		昭和七年	
社會大衆黨	三〇	社會大衆黨	一五
社大黨外諸派	八	全國勞農大衆黨	一三
計	三八	日本國民社會黨準備會	二
		地方無產	五
		計	三五
			五
			一
			一
			二
			三
			一三、二六三
			一三四、三六四
			一三、三五二
			一八、八七六
			二八七、八五三
			五二八、八四四
			一四六、五六三
			六六五、四七〇

次に今次總選舉成績を本研究所調によつて見れば左の如し。

府縣選舉區	定員	立候補者數	總有効投票數	最下位當選者得票數	氏名	得票數	當・落	備考
東京第一區	五	一〇	六七、六二	七、二七九	河野密	一四、七八	最高當	社大(前)
同第二區	五	七	七〇、九二七	八、八六三	安部磯雄	一九、二五二	同	同(〃)
同第三區	四	一〇	六五、六七七	一一、一三三	淺沼稻次郎	一二、五九〇	2當	同(〃)
同第四區	四	二	七三、四三七	七、九二五	阿部茂夫	一三、〇九六	最高當	社大(前)
同第五區	五	二	二三、九三三	二五、〇二三	麻生久	三四、一四三	同	同(前)
同第六區	五	九	二三、二四二	二四、六四八	鈴木文治	三七、九四九	最高當	社大(前)
同第七區	三	六	六九、九四二	一二、八六一	中村高一	一四、一三三	2當	社大(新)
大阪第一區	三	四	六三、五四九	一三、五九九	田萬清臣	二二、五五三	最高當	同(前)

大阪	第二區	三	四	四〇、〇四〇	八、七二三	八、七二三	3	當	同	(新)
同	第三區	四	七	六七、二八七	一〇、六〇六	一四、八二三	最高當	同	同	(前)
同	第四區	四	一〇	一三三、九四四	一七、七四〇	二三、八八〇	同	同	同	(〃)
同		〃	〃	〃	〃	二一、〇六一	2	當	同	(〃)
同	第五區	四	五	一〇六、五〇六	一四、一〇九	三七、六六五	最高當	同	同	(〃)
同	第六區	三	五	七三、三六三	一五、三五六	九、五三七	5	落	同	(新)
京都	第一區	五	七	一〇五、四〇四	一一、二三六	三三、三三五	最高當	同	同	(前)
同	第二區	三	五	七三、〇六〇	一五、四六七	一三、一六三	次落	同	同	(新)
神奈川	第一區	三	七	九八、六六九	一九、四九四	二六、一六三	最高當	同	同	(前)
同	第二區	四	六	七九、九八六	一一、九〇七	一八、八〇〇	2	當	同	(〃)
兵庫	第一區	五	九	一一一、五五八	一一、九五五	二三、八八八	最高當	同	同	(〃)
同		〃	〃	〃	〃	一八、一八〇	2	當	同	(新)
同	第二區	四	七	一〇八、〇九〇	一四、四七三	一九、五三六	同	同	同	(〃)
同	第三區	三	五	七六、四九二	一三、〇九〇	一五、六三六	同	同	同	(新)
福岡	第一區	四	九	一〇一、七〇三	一三、七九二	一五、七九〇	同	同	同	(前)
同	第二區	五	一〇	一三三、〇一一	一四、一四一	二三、八三七	最高當	同	同	(〃)
同		〃	〃	〃	〃	一三、六二七	次落	日	無(新)	
同		〃	〃	〃	〃	一〇、九三七	7	落	社	大(〃)
同	第四區	四	六	八八、四七五	一〇、八〇一	一六、九五二	3	當	同	(〃)
北海道	第二區	四	七	七三、七八三	一〇、〇二六	八、二〇一	次落	同	同	(〃)
青森	第一區	三	六	七五、七三三	一七、一二七	四、二八九	6	落	同	(〃)
同	第二區	三	九	六五、五三三	一〇、二九一	三、一五〇	7	落	同	(〃)
秋田	第一區	四	八	八二、三三三	一二、二七六	九、一二七	次落	同	同	(〃)

秋田 第二區	三	五	七八、四三九	一四、七三八	川俣清音	一九、七三三	最高當	同	(前)
宮城 第一區	五	一二	一一三、七七一	一三、〇一〇	菊地養之輔	一六、〇三八	2 當	同	(新)
同 第二區	三	五	七三、〇九七	一五、九〇二	佐々木東吾	六、六九六	5 落	同	(〃)
山形 第二區	四	一二	八六、八五二	一〇、六三一	小島小一郎	二、一三六	9 落	同	(新)
埼玉 第一區	四	六	一〇三、六二〇	一六、〇三三	松永義雄	一六、〇三三	4 當	同	(〃)
群馬 第一區	五	九	一二五、四一九	一五、〇一九	須永好	一八、二三三	3 當	同	(〃)
栃木 第一區	五	九	九七、一七六	九、八九五	石山寅吉	一五、〇七一	同	同	(〃)
同 第二區	四	七	九〇、八二五	一四、〇〇二	金子龜吉	六、四七八	7 落	同	(〃)
新潟 第二區	四	八	八二、五七九	一〇、〇三八	玉井潤次	八、九九九	次落	日	無(〃)
同	//	//	//	//	稻村隆一	六、六〇二	7 落	社	大(〃)
同 第三區	五	七	一〇九、四二五	一一、二六一	三宅正一	二七、七一九	最高當	同	(前)
長野 第一區	三	四	六五、五三八	一五、八〇〇	渡邊萬作	六、八三三	次落	同	(新)
同 第三區	四	七	七六、三七六	一一、六四四	野溝勝	一一、六四四	4 當	同	(〃)
同 第四區	三	五	六一、一六六	一一、三九三	棚橋小虎	九、六六九	次落	同	(〃)
山梨 全區	五	九	三四、二六一	一三、三六四	古屋貞雄	四、二三九	8 落	同	(〃)
静岡 第二區	四	八	八四、五三三	一一、六九〇	山崎劍二	一五、九二〇	最高當	同	(前)
同 第三區	四	八	九三、二三三	一三、四六九	大野篁二	八、四六〇	6 落	同	(新)
岐阜 第三區	三	四	八四、七五三	一六、九一三	加藤鏐造	一七、一七二	3 當	同	(〃)
三重 第一區	五	八	一二七、五九一	一五、六〇一	上田音市	五、三七三	7 落	同	(〃)
和歌山 第二區	三	八	五九、四八二	九、三六九	渡邊潜	三、一〇一	8 落	同	(〃)
鳥取 全區	四	八	八六、九三六	一五、五四三	湯原彦三	三、〇九〇	7 落	鳥取無産(新)	
岡山 第一區	五	七	一一〇、五六二	一〇、二六三	黒田壽男	一五、七六九	4 當	社	大(前)
同 第二區	五	六	一一六、一五四	一五、九九八	重井鹿治	一一、七三七	次落	同	(新)

廣島第一區	四	七	九九、七〇八	一六、四二九	佐竹新市	一一、六七二	6 落	同	(〃)
同第二區	四	六	九六、一六四	一五、四九一	前田榮之助	八、九九四	6 落	同	(〃)
同第三區	五	一〇	一二七、五九八	一三、九七五	三谷文太郎	五、九九六	7 落	同	(〃)
山口第一區	四	九	八七、六三三	一〇、七八八	田村定一	三、六三三	8 落	同	(〃)
香川第一區	三	五	六三、四九〇	一二、七三二	前川正一	一四、八二四	最高當	同	(〃)
同第二區	三	六	六五、八七三	一〇、八二六	三徳岩雄	五、七四七	5 落	同	(〃)
愛媛第二區	三	八	六五、九一三	一一、三九三	林田哲雄	七、九五二	次落	同	(〃)
高知第一區	三	五	五三、六七八	一一、四三九	安藝盛	七、〇六〇	5 落	同	(〃)
同第二區	三	七	五五、〇六八	一〇、五三七	佐竹晴記	一一、九九二	最高當	同	(前)
大分第一區	四	九	九四、一九九	一二、四九四	菊池武	三、六五七	8 落	同	(新)
長崎第二區	四	一〇	八〇、七〇六	九、七八三	藤井祥正	四、四二二	6 落	同	(〃)
熊本第一區	五	九	一〇六、五五八	一五、二五四	宮村又八	五、九六五	7 落	同	(〃)
鹿児島第二區	四	九	八一、七三五	八、一五二	富吉榮二	一七、一三三	最高當	同	(新)
沖縄全區	五	九	七九、五四九	六、四四四	小田榮	五、三三〇	次落	同	(〃)

二 地方選挙

總選挙と前後して、全國市町村會の總改選が行はれたが、東京、大阪、神戸、八幡等の大都市における無産政黨の進出と名古屋市における惨敗とは共に注目に價するものがあつた。いま主なる選挙の結果についてみれば次の如くである。

- 東京市會 (三月施行)
- 本郷區 (定員五名) 高久清一 (一九七六、2 當、社大新)
- 神田區 (定員六名) 中村高一 (二四六〇、1 當、社大新)
- 品川區 (定員五名) 佐々木瀨三 (一七三三、落、勞協新) △徳永正報 (一四八三、落、社大新) △植田重義 (七八九、落、社大新)
- 京橋區 (定員六名) 遠藤忠治 (七一九、落、社大新)
- 牛込區 (定員四名) 渡邊年之助 (一五〇二、次點落、社大新)
- △高津正道 (一三二七、落、勞協新)
- 小石川區 (定員五名) 安部磯雄 (三八九五、1 當、社大新)
- 赤坂區 (定員二名) 和田操 (五九九、落、社大元)
- 日本橋區 (定員五名) 細田綱吉 (一二八六、3 當、社大新)

四谷區（定員三名）高瀬清（一〇四二、落、社大新）

麻布區（定員三名）石原美行（一一七六、3當、社大新）

本所區（定員九名）阿部茂夫（三九三〇、2當、社大再）△山

花秀雄（一一七二、落、勞協新）

下谷區（定員七名）佐伯健（一六四〇、7當、社大新）

向島區（定員四名）大越半忠（二一五一、3當、社大新）△山

田義泰（一四八五、落、勞協新）

王子區（定員四名）松永義雄（四一二四、3當、社大新）

中野區（定員三名）菊川忠雄（二七三二、次點落、社大新）

日黒區（定員四名）加藤勘十（二八九六、1當、勞協新）△高

梨二男（二四四四、3當、社大新）

豊島區（定員六名）爲藤五郎（二六八一、4當、社大新）△的

場茂（一〇九六、落、社大新）△大脇松太郎（六七〇、落、勞協

新）

瀧野川區（定員三名）匹田秀雄（三〇七五、2當、社大新）

芝區（定員七名）林武一（一四〇一、6當、社大新）△岡本丑

太郎（八二九、落、勞協新）

深川區（定員七名）淺沼稻次郎（四六一七、1當、社大再）

葛飾區（定員二名）森居康（二八三一、次點落、社大新）

蒲田區（定員三名）藤卷多一（三〇九八、3當、社大新）△山

内房吉（一〇二四、落、勞協新）

荏原區（定員三名）安平鹿一（三三〇三、1當、勞協新）△河

野平次（一五二六、落、社大新）

足立區（定員四名）高橋涉（二七四九、次點落、社大新）△山

口清治郎（一〇九八、落、社大新）

澁谷區（定員五名）北田一郎（一九一六、4當、勞協新）△細

野三千雄（一三八三、落、社大新）

板橋區（定員三名）澁谷常三郎（三一七六、2當、社大新）△

佐々木與右衛門（二八九、落、勞協新）

世田谷區（定員四新）吉川末次郎（二四六二、4當、社大新）

△中西伊之助（一三六九、落、勞協新）△田中誠造（一二四、落、

無産新）

淀橋區（定員四名）中島喜三郎（一六七七、次點落、勞協新）

△大貫大八（一四一二、落、社大新）

城東區（定員四名）熊本虎藏（四六七九、2當、社大新）

大森區（定員五名）原虎一（二七〇八、1當、社大新）△三輪

盛吉（一六七二、落、勞協新）

杉並區（定員四名）村林學（三〇二一、3當、社大新）△鈴木

茂三郎（二三七三、4當、勞協新）

淺草區（定員九名）泉留吉（一六七六、7當、社大新）

荒川區（定員八名）岩内善作（三五五三、5當、社大新）△富

田繁藏（一九一〇、落、社大新）

大阪市會（六月施行）

南區（定員四名）庄健一（一五一九、3當、社大再）

天王寺區（定員四名）甲斐績（一七三三、2當、社大新）

東區（定員六名）安藤國松（一一四二、落、社大新）

西區（定員五名）伊藤松太郎（一三二四、次點落、社大新）

北區（定員九名）山口正義（二三五〇、4當、社大新）

浪速區（定員五名）栗須喜一郎（三〇五九、3當、社大新）

此花區（定員七名）大矢省三（五〇〇七、1當、社大再）△村

主德三郎（二二〇二、3當、社大新）△漆原龜太郎（一五四八、

6當、無產中立新）△北田伊一（六四〇、落、日無新）

大正區（定員四名）中野光義（二六八四、1當、社大新）

東淀川區（定員八名）稻葉房藏（三五〇三、1當、社大再）△

瀧川末一（一五七一、7當、社大元）△長谷友之助（四一九、落、

社大新）△辻辰造（二五九、落、日無新）

西淀川區（定員七名）前田種男（二六三六、1當、社大新）△

岩田襄（二四三五、2當、社大新）

西成區（定員七名）山口常治郎（二九九八、1當、社大再）△

田中正男（一五〇八、5當、社大新）△松田喜一（五〇二、落、

全水系無產戰線統一派新）

東成區（定員一名）大森種一（二〇一九、2當、社大新）△

橋本吉五郎（一八八三、5當、社大新）△岡信太郎（三四二、落、

日無新）

旭區（定員六名）大谷辰造（一八八八、2當、社大新）

港區（定員一名）椿繁夫（二五五九、1當、社大新）△大場

米太郎（一七六五、9當、社大新）△田井章（一三七九、落、社

大新）△日秋喬（一〇七七、落、全大阪借家人組合）△仲橋喜三

郎（三一二、落、日無新）

住吉區（定員十名）濱田昌尾（一四六一、4當、社大新）△安

部伊勢太郎（一三八〇、7當、社大新）△浪華正孝（一八六、落、

無產中立新）

神戸市會（五月施行）

灘區（定員九名）松澤兼人（二四〇三、1當、社大再）

兵庫區（定員十名）中川光太郎（一三一八、1當、社大新）

湊區（定員三名）猪飼國道（八四〇、次點落、社大新）

湊東區（定員五名）竹島謙作（四八四、次點落、社大新）

神戸區（定員六名）高木重明（四八〇、6當、社大新）

葦合區（定員九名）永江一夫（一二七一、1當、社大再）△藤

原正雄（六八〇、6當、社大新）

林田區（定員十五名）中ノ瀬幸吉（一九四四、1當、社大新）

△神田喜太郎（七一九、8當、社大新）

須磨區（定員七名）酒井一雄（一二六九、2當、社大新）

京都市會（五月施行）

左京區（定員七名）水谷長三郎（一七二四、2當、社大再）

上京區（定員十五名）辻井民之助（二一八四、1當、社大再）

△津司市太郎（一二一四、4當、社大新）

中京區（定員十一名）渡邊清一（一六八二、2當、社大新）

下京區（定員十四名）山村直三郎（一二五〇、5當、社大再）

△國島泰次郎（八五一、12當、社大新）△泉長次（一九四、落、

社大新）△田中豐藏（五五九、落、日無新）

右京區（定員五名）森英吉（一八五六、1當、社大新）

東山區（定員七名）生水徳松（八五七、3當、社大新）△坂本時三（七七〇、7當、社大新）

伏見區（定員五名）永井健藏（一三九〇、2當、社大新）

八幡市會（六月施行、定員四名）

島津重藏（一〇一七、當、社大元）△澤井菊松（八四三、當、日無再）△青野武一（六七八、當、日無再）△横大路茂（六五九當、社大元）△幸義知（四六三、當、社大新）△柴田保平（四四九、當、社大新）△三島徳（四四五、當、社大再）△神田敏男（四二八、當、日無元）△松本昇（四二三、當、日無新）△濱橋文作（四二一、當、社大元）△安日新（四二一、當、社大再）△生野輝雄（四〇五、當、社大新）△堂本爲廣（四〇四、當、日無再）

山田銀四郎（三五七、落、社大）△貞壽四郎（三一四、落、日無）△内原西雄（二八二、落、社大）△中畑新助（二四〇、落、社大）△司城武臣（一九六、落、社大）△鎌田實（一六一、落、日無）△澤井菊松（一五六、落、日無）△高津大太郎（一二七、落、社大）△吉田嘉市（九四、落、社大）

其他の都市における地方選舉についてみるに、特殊の都市（例へば吳、横須賀の兩市）を除けば獨り社會大衆黨のみ候補者を擁立してゐる。これと對立する日本無産黨が例外的に平市において一名の當選者を出せるのみである。いまこれら主なる諸都市における當選者數を示せば次の如くである。

其他の市會（數字はすべて社大黨系候補者の當選者數を示す）

堺（新四）△松坂（再一、新二）△長崎（新一）△盛岡（新一）△前橋（新一）△秋田（新二）△大津（新一）△吳（新二、再一）△富山（新一）△福岡（再一）△栃木（再一、新二）△廣島（新一、再一）△西宮（再一）△岐阜（再一）△岡山（新一）△熊本（再一）△瀬戸（再一）△宇部（新二）△足利（一一）△石巻（一一）△下關（一一）△仙臺（一一）△熊谷（一一）△高知（一一）△飯田（一一）△横須賀（三）△大牟田（一一）△福井（一一）△桑名（一一）△川口（三）△布施（一一）△帶廣（一一）△弘前（一一）△直方（一一）△八戸（二）△福島（一一）△熱海（一一）△八王子（一一）

また府縣會補缺選舉戦においても社大黨は可及的に候補者を擁立してゐるが、特に岡山縣上道郡（一月）、大阪市（二月）、尼ヶ崎市（五月）において政民兩黨を抑へて當選してゐることは注目に價する。本年これら補缺選舉において當選せる主なるものを掲ぐれば次の如くである。

府縣會補缺選舉（當選者は社大黨系、其他無し）

岡山縣會（一月、江田三郎、新）△大阪府會（二月、松浦清一、新・押谷平七、新・居川喜太郎、新）△鳥取縣會（四月、松本積善、新）△兵庫縣會（五月、北島武夫、新）△兵庫縣會（五月、尼崎市、山下榮二、新）△新潟縣會（七月、井上正吉、元）△大阪府會（七月、若佐健次、新、無投票）△宮城縣會（七月、大川修造、新）△大阪府會（四月、河合勇、新、無投票）

第二節 政治戰線統一運動

前年來無産陣營一般の異常な注視の中に進められてきた社大・労協の合同問題は、社大黨が前年度大會において労協側からなされた政治戦線統一の提唱を「人民戦線」的立場と規定してこの合同交渉を拒否し、更に統一は社大黨を中心としてなされるとき始めて大義名分たることを宣明して、合同問題は遂に暗礁に乘上げた。更に合同の鍵と目されてゐた黒田松本兩代議士は前年末來再度斡旋に登場したがこの努力も奏功せず、しかも兩氏は社大黨に加入し、社大・労協の合同問題は本年初頭において全く決裂した。これによつて労農無産協議會は更に「日本無産黨」となり、政治的固定化の道を辿りつつあつたが、本年人民戦線派の檢舉とそれにつづく結社禁止とによつて遂に日本無産黨はその姿を没するに至つた。

第二章 無産政黨各個の運動

第一節 社會大衆黨

1 運動の概況

社會大衆黨は本年をもつて結黨後六ヶ年を経たことになる。過去數年來この種合法政治團體は謂ゆる非常時の社會情勢下にあつて人民戦線か、國民戦線かの岐路に放浪してきたかに思はれる。このなかにあつて社會大衆黨は過ぐる昭和八年度第二回大會において「我等の階級運動は小乘的階級運動

ではない。國民の永遠性を無視し、民族と階級を反撥せしめる利己的な階級利害を意味するものではない。我等の運動は民族の退嬰性を否定し、我等の運動を通じて我が國民の生命性と永遠性に全責任を持つ」といふ運動の方針を決定した。また昭和九年秋軍部が「國防の本義と其強化の提唱」なるパンフレットを公刊したとき、黨は直ちにその提唱する「廣義國防」論を支持し、國防と國民生活との一貫を主張し來つた。かくの如く單的にいへば對立主義を緩和し、國民的な實際的・建設的革新政策をその方針の上に盛るに至つた社會大衆黨は昨年十二月の第五回全國大會において本年度運動を躍進第二年と規定し、全線的展開を期したのであるが、第五次普選及び全國市町村選舉戦を通じて正に劃期的成果を收め、社大黨は「革新的勢力」として第三黨的地歩を築くまでに生長した。また七月の北支事件を契機として、これが全面・長期の事變、我國未曾有の總力戦として展開されるに及ぶや、滿洲事變當時沈黙した黨は積極的に舉國一致に参加し、遂に國民主義の陣頭に立つに至つたのであるが、事變勃發當時政府が舉國一致體制樹立のため各黨各派を招じた席上における安部黨首の言説、或ひは第七十二議會における龜井貫一郎氏の黨代表としての一般質問における「わが黨は社會民主主義でもなく社會主義でもない」といふ注目すべき演説等において累次かかる方針を表明し來つたのである。その後黨は十一月謂ゆる戦

時體刷下の全國大會において戰時革新政策の樹立と國民社會主義下の獨逸にみらるる「全體主義」的精神を標榜し、「階級闘争」的觀念を全的に放棄して、ここに新たな綱領を採用するに至つたのである。このことは一般の喚心を刺戟したことは勿論であるが、黨影響下にある各種勞農無產團體の動向にも重大な反響を與へたものとみらるべく、これに呼應した運動方針或ひは綱領の變改が隨所に進行しつつあるのを見る。かくの如く支那事變の勃發は、黨の國體並に國家、國民に對する公然たる態度の表明を促進せしめ、遂に綱領の改正となつたのであるが、これに關して黨は次の如く言ふ。

「黨は從來の綱領を何故改正したか。一言にして言へば黨が發展したからである。一部では綱領改正を以て黨の轉向であると爲してゐるが、轉向では斷じてない發展である。従前の黨綱領の精神を貫くものは無產階級の階級結成と階級的發展、更にそれを通ずる資本主義の改革であつた。黨の目標は資本主義の改革である。然し初期無產政黨運動はその革新を行ふ可き、革新勢力の結成即ち主體的勢力の結成が中心問題であつた。(中略)我等の過去の黨綱領が勤勞國民大衆の發展過程に於ける如上の目標を殊更鮮明に掲げ來つたことはまた當然であらねばならぬ。然し、從來我等が階級的利害を強調し、之を強く押進め來つたことは、我等の運動が階級利害に終始するに非ずして、全國民の全勤勞大衆の發展と生長とを願望し達成せしめんがための一過程的方策であつた。

(中略) 我等は過去十數年に互る運動を通じて渺たる一握の革新勢力から遂に、今日堂々議會に於ける第三黨的地歩を確立し、全國百萬に達する主體的勢力を築き得たのである。而も今次支那事變を契機として日本國民は民族の興亡を賭して深刻なる國際對立の只中に進みつつある。我等が今こそ十數年の成果を集結して、日本革新の大道の下に、日本國民の生命性と永遠性に對し全責任を負ふことこそ我等に課せられたる本來の使命であらねばならぬ。」(「社會大衆新聞」昭和一二、一二、一五發行、一〇三號參照) 新綱領に關する黨自らの表明は右の如くであるが、戰時社會政策の實現・一國經濟の計畫化・舉國一致勤勞報國をスロガンとする黨の運動方針は如何様に實現されたか。次にかぐる黨自身の「昭和十二年度闘争報告」によつてこれを窺はう。

議會活動——第七十議會は廣田內閣の崩壞によつて中斷されたが、林內閣の成立と共にその後半期議會が開會され、我黨は……豫算案の組替を要求し、返上論を以つて戦つた。また國民健康保險、庶民金庫、恩給金庫法案に對しても唯一の革新勢力として、院内十八名の勢力を總動員して闘つた。院外に於いては、勞働組合法、小作法、庶民金庫法等の要求請願闘争を行ひ、三月一日東京芝協同會館に、日本勞働組合會議、全國農民組合、日本農民組合總同盟、市民團體等の協力の下に民衆議會を開催し、十萬人の請願書を結集して議會に迫つた。

事變下の第七十一議會及び第七十二臨時議會に於いては、舉國

一致の立場より、追加豫算案に賛成し、積極的に國難突破の決意を表明したのである。

總選舉戦と地方選舉戦——今期活動の最大重要部分を占むるのは普選第五次總選舉と全國的地方選舉戦に於ける我黨の劃期的躍進である。……この選舉戦を通じて我黨は名實共に、議會に於ける第三黨として不拔の勢力を築き得たのである。我黨は庶政一新の斷行、國民生活の安定、廣義國防の中心政策として、林反動内閣の打倒、既成政黨の爆撃を敢行したのであつた。全線六十五名の候補者を立候補せしめ、三十七名を獲得した。我黨は昨年一月僅か三名の代議士が二月に二十八名に躍進し、更に今回三十七名に倍化したのである。今回の總選舉戦における選舉方針中特徴的なものは、黨勢の可及的擴大強化を目標として有力地區に於いて、從來の一區一人主義を放擲し、一區二名を擁立して積極的に闘つたことである。東京、大阪、神戸の二名擁立區に於いて大勝を得たことは我黨新戦術の成功と云はねばならぬ。……總選舉戦と前後して全國市町村會の總改選が行はれてゐたが、東京、大阪、神戸、八幡等の大都市を始め、各地に於いて非常な好成績を修めた。……殊に、各地府縣會補缺選舉に於いて示せる輝やかしき選舉戦績は特記すべきものがあつた。岡山縣上道郡に於ける政民聯合軍を撃破せるを始めとして、大阪府議補缺選舉に於いては七名中五名當選し、更に大阪府下に於ける無投票當選の如き、或は兵庫縣尼崎及び加古郡等に於ける補缺選舉戦はいづれも我黨の實力的發展を物語るものである。

戦時政策の確立——昨年來黨は調査部の擴充によつて、相次いで重要政策の具體化を實現し革新政策の一般化を努力し來つたのであるが、今年度に於いては、更に地方政策を集積し、總選舉戦に選舉政綱を發表し、最近學制改革案を公表して、從來無產政黨が未開の分野として手をつけなかつた教育制度の改革案を成就し、また物價高騰に依る生活不安に對して餘すところなく之れが原因を究明し、高物價對策を確立したのである。また、今次支那事變が勃發するや直ちに戦時政策の作成に着手し、眞に舉國一致を達成し、而かも日本民族の發展を待望す可き合理的にして革新的なる具體方策を樹立した。

組織活動——全國各地に於ける黨組織の進展は、今年は特に目醒ましきものがあつたが、それは主として上半期に於ける活動によるものであつて、下半期の事變下にあつては自然黨勢擴張運動は制約せられざるを得なかつた。上半期に於ける黨組織の擴大化を見るに、鹿兒島、岡山に聯合會が結成され、長崎、福岡、香川、滋賀、福井、富山、静岡、三重、北海道の各地に相次いで支部組織が進展し、東京、大阪、兵庫、京都、神奈川の諸府縣に於いても著しき黨組織の發展を見た。然し聯合會の確立せざるもの、聯合會組織の缺如せるもの、黨組織の極めて不活潑なる地區が相當廣汎に残されてゐる。

本部會館の建設——全國五十萬黨員の我等の家「黨本部」は、昭和十年度大會に於いて會館建設を決議してより滿三ヶ年……爾來「建設委員會」は攷々營々として基金を募集し、殊に代議士諸

氏よりは幾度か歳費天引で據企を願ひ、また安部委員長は老齡を顧みず一千枚の書を揮毫して寄附する等眞に血と汗の努力が續けられた。今芝虎ノ門街頭に白壁の殿堂を見るととき全黨員の何人の胸にも喜びの湧き出ずるを覺ゆるであらう。

支那事變對策——我黨は今日の支那事變に際し、政府の提唱する舉國一致に欣然參加し、日本民族の歴史的使命達成の聖戰を積極的に支持し、殊に出動將兵の銃後を守るため全國民黨員の協力によつつ率先大活動を展開しつつあるのである。また北滿、北支、上海等の戦地の皇軍將兵に對しては、慰問團を派遣し、親しく戦地にその勞苦を謝し、更に十三年度大會を通じて第二次慰問團の派遣を決定せんとしてゐる。

人民戦線派檢舉事件對策——黨は十二月二十二日本部に中央執行委員會を開催、本事件に連坐拘引中の全農系黒田壽男(代議士)、大西俊夫(書記局員)の兩氏を黨方針に違背せるものとして何れも除名し、日本無産黨及全國評議會の結社禁止に關し次の如き聲明書を發表した。

〔聲明書〕(拔萃)「非常時下の思想對策は單に檢舉處罰のみでは、國民の精神的萎縮をもたらすものである。他面に於て、資本主義の弊害を除去し積極的な革新政策を斷行すると共に建設的な言論、結社、その他健實なる社會運動を發展せしめて、國民の胸底からの協力精神を發揚することこそ、思想對策の根本であり、一部の反國家策謀を根滅する所以なりと信ずる。この點について我黨は此際更めて政府の注意を喚起し勇斷を要

望するものである。」

「解黨既成同盟」對策——頭山滿氏等の舉國一致國民政黨樹立運動が十二月提唱されるや、これと前後して、社大黨中央委員、東京府議吉川末次郎氏は「社會大衆黨解黨期成同盟」を結成し、十二月十八日安部黨首に對し解黨を要請すると共に聲明書を發表するに至つた。これに對し社大黨も反駁的聲明をなすと同時に、十二月二十二日の中央委員會は吉川氏の除名を發表した。

2 綱領・政策・黨則

社會大衆黨は昭和七年の結成大會においてその綱領ならびに「建設大綱」・「政策」を決定して今日に至つたのである(昭和八年版參照)が、本年度第六回大會は次の如き劃期的新綱領ならびに政策を決定した。黨則また時局に對處して黨組織の統制を強化し、黨本部の活動を能動的たらしめる必要からこれを修正した。

〔綱領〕

一、我黨は國體の本義に基き日本國民の進歩發達を圖り以て人類文化の向上を期す。

一、我黨は勤勞大衆を代表して資本主義を改革し以て産業の計畫化と國民生活の安定を期す。

〔戦時下運動方針〕(拔萃)

支那事變と我黨——支那事變は、正に、我國未曾有の國難である。我黨は我國が當面しつつあるこの難局突破の爲めに、政府を激勵し、鞭撻し、殊に七月九日政府の政黨各派招待會席上に於い

て安部委員長より舉國一致に積極的に参加すべきことを聲明し、爾來黨を擧げて協力し來つた。(中略) 今次支那事變は、直接的には國民政府の最近に於ける抗日、侮日政策がその發生の因を爲したものであるが、その根底にはソ聯邦及びコミンテルンの支那共産化、英米資本の支那植民地化方策が強力に働いてゐることを見逃すことが出来ない。(中略) 今次支那事變は、實に、この植民地化、共産化勢力の傀儡たる抗日、侮日勢力を打倒し、支那を安定化し、明朗化し、而して日本民族を防衛せんとするものである。即ち支那の植民地化、共産化を絶滅することによつて、支那に東洋固有の歴史と民族性に基く自主的民族國家を建設せしめ、日滿支三國を謳軸とする極東新平和機構を建設し、人類文化の發展に貢獻せんとする日本民族の聖戰である。(中略) しかし、この軍事行動の後に於いて、事變に拂はれたる國民的犠牲な生かし、日本民族の民族的事業を遂行せしむる爲めには日本の高度文化の力に俟たなければならない。即ち日本は東洋独自の歴史と民族性に基き、國內の日本主義機構を改革し、經濟の全面的企劃化、生産力の高度化、分配の適正、國民生活の保障を確立し、共産主義に非ざる、資本主義に非ざる日本の歴史と民族性に適應する新文化の建設を達成せねばならない。

一般政治政策——(イ) 外交政策Ⅱ支那事變を契機とする極東新平和機構の樹立の黎明に際し、革新國民外交を高く掲げ、日本の民族的理想の達成を計らねばならない。我黨は左の外交政策を採らんとするものである。一、通商、移民、資源利用の自由に立

脚する世界新國際關係の創造 二、日滿支を謳軸とする極東新平和機構の樹立 三、極東新平和機構は イ、歐米資本主義の打倒ロ、アジア民族文化の自主的發達 ハ、インド、フィリッピンに於ける英米資本主義の打倒 ニ、共産主義及び人民戰線を排撃し第二・第三インターにあらざる東洋に於ける新國際機構の確立。

(ロ) 國內政策——「戰時革新政策」(参照)

黨內政策——一、民族的理想と對應して黨勢力の躍進を期す可きことⅡ我が社會大衆黨第二回全國大會は「協力方針書」を決定し：：特に黨の發展が日本民族の發展に對應し、國民の永遠性に責任を持つ可きことを強調してゐる。即ち「我等の階級運動は小乗的階級運動ではない。國民の永遠性を無視し、民族と階級を反撥せしめる利己的な階級利害を意味するものではない。我等の運動は、民族の退嬰性を否定し、我等の運動を通じて我國民の生命性と永遠性に全責任を持つ」と。從來の我等の階級運動はその運動を通じて全國民勤勞大衆の利害を防衛し來つたのであるが、我等は更に運動を發展せしめ民族的發展の中に勤勞大衆の成長を求めねばならぬ。二、憂國の熱情を擴充し新興日本建設の烈々たる革新的氣魄を振起し國民運動の先導たれ(説明省略) 三、舉黨一致黨の鐵則を確立せよ(同上)。四、各種黨機關の充實と積極的活動(同上)。五、政策の具體化(同上)。

「戰時革新政策」(要綱大要)

「我黨は戰時革新政策を樹立するに當つて、民族及國家の問題に就て充分なる検討を盡した。我等は、進んで日本國家興亡の非常

時局に殉ずるの覺悟を新たにし、舉國一致の體制を強化し、勤勞報國の誠をいたさんとする。勤勞國民大衆の熱情を動員して、戰時體制を補強するは我等の貴き使命である。戰時革新政策の基調はこの點にある。」

戰時體制の健實化（厚生の政策の尊重）——一、物價統制 二、勞働生産性の向上 三、農業生産性の向上 四、中小商工業の調整 五、稅制改革——國民所得の調整 六、科學的文化的水準の向上（イ、教育制度改革——義務教育年限延長 ロ、其他）七、社會保險制度の擴充

國民經濟の計畫化（日滿北支を一體として）——一、基礎産業の國營（電力、石炭、石油、鐵鋼）二、貿易國營（輸入國營、輸出獎勵、爲替管理）三、軍需工業の國營 四、中央銀行及保險國營と工業、商業、農業各金融の調整 五、運輸産業の綜合的改革 七、配給統制——專賣制度の擴充 八、政治機構の能率的改革 九、綜合的國力發展計畫の確立

舉國一致の積極化（内外を通ずる革新への國民協力）——一、精神動員運動 二、新生活運動 三、産業協力運動（勞働及農村）四、不當利潤制限 五、軍事扶助の徹底 六、獨善主義打破 七、人材登傭徹底 八、建設的言論の尊重

3 主なる活動

運動の一般については前節までに述べられてゐるが、いま特に議會對策について述べれば次の如くである、なほここに黨各部の活動のうち主要なるものについても附記してをく。

第七十議會對策 第七十議會鬭爭方針については前年度大會においてその態度を決定した（詳細は前年版参照）が、本年三月一日には別項記載の如く「三大立法獲得、増稅反對民衆大會」を開催して院外大衆運動をも行つた。以上によつて大體の方針態度を窺ふことはできるが、いま對策の主なるものを摘録すれば概略次の如きものである。

先づ本年一月六日の議會對策委員會、一月十八日の中央執行委員會等において院内活動の全般に亘つて協議されたが、尙院外鬭爭としては小作法、勞働組合法、國立民衆銀行法獲得のための請願署名運動その他の方針が決定され、これらは何れも相當實現されたやうである。その代表的指令は一月六日の「第七十議會院外鬭爭に關する指令」であらう。しかるに議會再開直後、廣田内閣の總辭職（一月二十三日）、宇垣内閣の流産、林内閣の成立（二月三日）等の政變に直面したため、二月四日中央執行委員會を開催して當面の諸問題を協議し、林内閣辭職要求の聲明書の發表、「明年度豫算組替に對する要望」を決定した。その後議會が再開されるや修正豫算案に對して「軍事費調査委員會設置に關する決議案」を三月十六日提出したほか、勞働組合法案（二月二十四日提出）、小作法案（二月二十五日提出）、「官營事業從業員の結社權尊重に關する建議案」（三月四日提出）等を提出した。勞働組合法案は前議會にも提出されたのであるが、その提案理由中に「殊に最近軍需繁忙に伴ひ勞働強化の弊害瀕出し勞働災害激増し爲に勞資の紛爭漸く激化の傾向を示しつつあり、而も此の傾向は物價騰貴に因

て更に促進されんとするに鑑み緊急に本法制定の要ありと信ず」と稱してゐる。

その他院内に發生した個々の問題に關し隨時適當なる方法に於てその立場を宣明したる事件も少くなく、近年進出の波に乗つた社大黨の活動は相當見るべきものがあつた。かくて會期最終日たる三月三十一日突如議會が解散されたが、黨は直ちにその態度を聲明した。

(尙詳細は同黨機關紙第九十號並に昭和十二年度第二回中央委員會報告書參照)

第七十一特別議會對策 前議會解散によつて社大黨代議員は倍加したが、五月末近衛内閣の成立、ついで北支事變の勃發に當面し、社大黨も戰時體制の編成に参加することとなつた。本特別議會は七月二十三日より二週間に亘り開會され、事變費五億圓と三十四件の議案を決定して八月八日閉會された。本會議の一般質問は龜井貫一郎氏が行ひ、その説論は黨の新方針を解明したものとして異常な注目を惹くに至つた。

なほ社大黨は當議會以後はじめて院内交渉團體の資格を獲得した。

(詳細は機關紙第九十五號を參照)

第七十二臨時議會對策 本議會は九月三日召集され、五日間の會期に二十億餘の事變費特別豫算と十件に上る戰時經濟立法を通過して九日閉會したのであるが、開院式に當つて勅語を賜り、黨も亦勅語の御趣旨を體し、眞の舉國一致樹立に向つて行動した。

特に出征兵士家族の生活保證を中心とする銃後國民生活の安定と、黨の内外を通ずる革新政策の斷行とに論點を集中したやうである。

(詳細は機關紙第九十七號を參照)

地方議會對策 議會部は七月四日の第二回中央委員會において「地方議會鬭争の件」を上程し、その方針を決定し、臨時府縣會開催を要請するやう指示し(機關紙第九四號參照)、七月五日には府縣會議員團會議及六大都市市會議員團會議を東京に開催した。この兩會議を通じて臨時地方財政補給金、臨時租稅増徴法による附加稅增收につき詳細な調査を進め、同時にこれが運動を繼續した。(詳細は黨機關紙第九十四號參照)

所屬議員數 本年度大會當時の社大黨所屬議員についてみるに、衆議院議員三十六名、府縣會議員五十八名、市會議員百六十一名となつてゐる。いま市會議員五名以上を有する府縣における各種議員の數についてみれば、

聯合會	支部數	代議員	府縣會議員	市會議員
東京	三五	八	一五	三
大阪	二	六	一〇	二四
福岡	一七	三	四	二〇
兵庫	三	四	二	三
神奈川	一〇	二	五	二三
京都	七	一	四	一〇
新潟	一五	一	一	七

廣 島 三 〇 二 七
埼 玉 八 一 〇 五

物價對策 本年上半期における我國政治問題、社會問題の中心をなしたものは物價問題であつたが、社大黨は物價の暴騰とこれに伴ふ混亂を日本資本主義の積弊を集中的に顯現したものであるといふ見解の下に、これが對策を決定した。すなはち、六月二日の中央執行委員會は物價問題調査委員會を設置し、「對策要綱」を作製した。(委員長 河上丈太郎)

また物價問題に對する黨の見解、對策を宣明する方法として、六月二十六日東京丸ノ内海上ビル中央亭において各方面の學者、評論家、實際家を招待して「物價問題懇談會」を開催した。

戰時革新政策樹立の活動 八月二十七日の中央執行委員會は黨の戰時革新政策を調査立案するため、戰時革新政策調査委員會を設置した。(委員長 河上丈太郎)

青年部の活動 前年度大會において青年部活動の根幹たる「青年隊」の組織方針が改められ、從來の隊員選抜主義は廢し、青年黨員にして革新的氣魄を有する青年を以て結成するといふことにした。

聯合青年隊の現勢は次の如くである。

中央青年隊(昭和九、一一結成・隊長 渡邊惣藏・隊員 一五〇)
△大阪青年隊(昭和九結成・隊長 椿繁夫・隊員 五〇) △群馬青年隊(昭和一一〇結成・隊員 五〇) △神奈川青年隊(昭和一二、一二結成・隊員 八〇) △札幌青年隊(昭和一二、一二結成・隊員

二〇) △鹿児島青年隊(昭和一二、四結成・隊員 五〇)

勞働委員會活動 本委員會の協議事項は次の如くである。(會長 河野密)

第一回—一月十三日「議事」 一、本年度委員決定の件 一、本年度執行方針の件 一、今議會提案の勞働立法に關する件 一、組合會議以外の黨支持團體に對して國際勞働代表の選出投票に合流を勸告すると 一、議會鬭争に關する件

第二回—六月十七日「議事」 一、社會保健省設置に關する件 一、勞働委員會運用に關する件

農村委員會活動 委員會は三月下旬本年度農村委員會活動の基本方針を決定し、また、應召兵士農家々族の救援についても方策を樹立した。なほ七月四日、十月十九日の二回全體會議を開き、本部會議も五月以後毎月一回開催して議會對策、銃後對策を協議した。(委員長 三輪壽壯)

市民委員會活動 市民委員會は本年國立民衆銀行法署名請願運動(二月)、中小商工業者臨時相談部設置(五月)をしたが、更に中小商工業者更生指導のため全國産業方面委員を制度の確立、國營倉庫建設による資材配給の圓滑化と生産品の保管、金融保證券發行に關する請願運動をも行ひ來つた。(會長 阿部茂夫)

4 大會・中央委員會、その他

昭和十二年度における大會その他の會合の主なるものは次の如くである。

〔中央委員會〕 第一回中央委員會(昭和十一年十二月二十二日、

於東京芝協同會館）△第二回中央委員會（七月四日、於東京芝日本労働會館）△第三回中央委員會（十月十九日、於協同會館）

〔中央執行委員會〕第一回中央執行委員會（昭和十一年十二月二十三日、於東京黨本部）△第二回（一月十八日、於黨本部）

△第三回（二月四日、於黨本部）△第四回（三月三日、於黨本部）

△緊急執行委員會（三月三十一日、於黨本部）△第五回（五月七日、於黨本部）△第六回（六月一日、於黨本部）△緊急執行委員會（六月二日、於黨本部）△第七回（六月二十六日、於黨本部）

△第八回（七月十二日、於黨本部）△第九回（八月二十七日、於黨本部）△緊急執行委員會（九月二十一日、於黨本部）△第十回（十月七日、於黨本部）

三大立法獲得大衆増税反對民衆大會——三月一日、於東京芝協同會館。〔主催團體〕社會大衆黨、日本労働組合會議、全國農民組合及日本農民組合總同盟。出席者約四百五十名。議長 安部磯雄。副議長 鈴木文治、杉山元治郎、松岡駒吉。〔議事〕一、労働組合法即時制定要求の件 二、小作法制定要求の件 三、國立民衆銀行法制定要求の件 四、大衆課税反對の件 五、七十議會に對する決議案 六、農地法反對の件（追加）（以上全部可決）

〔決議〕（前略）我等は現に開會中の第七十議會が、國民生活安定のための刻下の根本條件として、即時左の諸政策を實現せんことを期す。

一、労働組合法の制定 一、小作法の制定 一、國立民衆銀行法の制定 一、大衆増税案の削除

第六回全國大會——十一月十五日、於東京芝協同會館。出席者三六九名。議長 安部磯雄。副議長 片山哲、田万清臣、河上丈太郎。〔スローガン〕眞の舉國一致達成の爲に・戰時社會政策の實現・國民經濟の計畫化・舉黨一致勤勞報國。〔議事〕一、皇軍將士に對する感謝決議（説明者 田万清臣）二、戰時下運動方針書（説明者 平野學）三、戰時革新政策に關する件（説明者 河上丈太郎）四、綱領政策に關する件（説明者 片山哲）五、黨組織に關する件（説明者 淺沼稻次郎）六、皇軍慰問團派遣の件（説明者 中村高一）七、第七十三議會對策の件（説明者 龜井貫一郎）八、昭和十三年度地方議會活動方針の件（説明者 松永義雄）九、戰時緊急社會政策に關する件（説明者 三輪壽壯）一〇、銃後救援運動強化に關する件（説明者 阿部茂夫）一一、鑛山災害防止に關する件（説明者 川俣清音）一二、次期大會に關する件（説明者 平野學）一三、宣言（説明者 河野密）一四、役員（以上全部可決）

大會の可決したる宣言は次の如し。

〔宣言〕軍國の秋酬にして、國をあげて殉忠の精神に燃ゆるの時、我が黨第六回全國大會の開かれたるは、誠に重大なる意義ありと信ずる。我等また奉公の志を新にし、外は皇軍將兵の武勳に酬ひ、内は銃後國民の請託に答へんとす。今次日支事變の緣由並に經過に就ては、茲に絮説するの煩を避く。然れども我等はこの事變を通じて日本國民が更に大なる躍進をとげ、名實共に極東民族の盟主として人類文化の向上に資せんことを希つて止まず。こ

れ衷心より舉國一致に参加する所以である。惟ふに國家興亡の關頭に於て、常に和衷協力 of 精神を發揚するは、日本國民の貴き傳統にして、三千年の文化はよくこの精神の把持するところである。而して、その由つて來る原因を尋ねるに、上下犠牲を公平にし、道義と仁愛とを以て國民相互の紐帶となし、衆と共に憂へ衆と共に喜ぶ建國精神の表はれである。これを支那興亡異變の跡と對比する時、民族の中より湧き上る愛國の熱源を補強することのいかに重大なるかを痛感せざるを得ない。非常時局に際し、我が黨の使命愈々重きを加ふるもの、かかつてこの點にありと確信する。

我黨十餘年の苦節は、漸く認められて議會の第三黨となるに至つた。然し乍ら、黨の掲ぐる高遠の理想よりすれば今日の狀態はまだその序に過ぎない。内外を貫く革新の要望に答へ、資本主義の改革を達成し、國民生活の安定を實現するは、むしろ今後の活動に待つ。自肅自戒、舉黨一致苟も黨運動に瑕瑾あることなからしむるは、今日以後に於ける我等の任務であらう。我等がここに綱領を改正し、政策を現實化し、國民大衆と相携へて國難に赴かんとする所以もまたこゝに存する。今や大政に參劃し、國策を指導するは、我等の叫びにあらずして現實の任務となつた。各國々民大衆の蒙を啓き、國民外交の實をあぐるは、ひとり我黨の獨壇場である。舉世の眼は我等の肩上に注がれてゐる。我等の覺悟を自ら新なるを要する。

建設的言論の尊重・真正なる舉國一致の達成・銃後國民生活の安定・資本主義の改革

こゝに重ねて決意と抱負とを披瀝し、以て時代の重責に任ずるの用意を中外に宣明する。

5 會 計

昭和十二年度（十二年度大會報告）の黨收支は左の如し。

収入之部		支出之部	
本部 費	二、五二・六圓	機關 紙 費	一、九五・三五圓
支持團體 費	一三・〇〇	前年度借入返済金	二、七五・〇〇
代議士歳費 費	九、〇七・〇〇	本年度借入返済金	四、三六・〇〇
特別歳費 費	一六三・三三	臨時 費	一、七二・四三
役員負擔 金	一、四二・〇〇	人 件 費	六、一四・六三
雑收及寄附 金	六八・六二	通 信 費	六八・六三
借 入 金	六、一八・〇〇	其 他 計	二、五三・二九
収入 合 計	二〇、二六・五二	支出 合 計	二〇、二六・五二

6 役 員

本年度大會の決定せる黨新役員の主なるものは次の如くである。

〔中央委員長〕 安部磯雄。〔書記長兼會計〕 麻生久。〔會計監査〕 吉川守國、和田操、爲藤五郎、岡崎憲、細野三千雄、山崎今朝彌〔顧問〕 高野岩三郎、賀川豊彦、鈴木文治、松岡駒吉、堀内長榮 杉山元治郎。〔中央執行委員〕 片山哲、三輪壽壯、松永義雄、河野密、淺沼稻次郎、河上丈太郎、中村高一、龜井貫一郎、阿部茂夫、平野學、角田藤三郎、松本淳三、渡邊年之助、渡邊潜、山崎

廣、喜入虎太郎、原虎一、菊川忠雄、山川宗彬、須永好、三宅正一、水谷長三郎、田万清臣。

第二節 日本無産黨

1 その成立と結社禁止の經過

日本無産黨は二法案獲得勞農大會、勞農無産協議會等の運動形態（詳細は前年版参照）を經、本年一月の勞協第一回全國大會を通じて四月成立をみたのである。勞協の謂ゆる「反ファシヨ人民戦線結成」のための政治戦線統一運動の提唱はその對象たる社大黨が之を忌避したことによつて挫折したが、本年度勞協第一回大會はその宣言中に「本大會を機として、吾が勞協を全國的政黨に轉化せしめ、社會大衆黨との全國的共同闘争によつて合同運動を政治的に成功せしめん」と前年來の運動方針を自ら覆して遂に政治的固定化の方向を辿るに至つた。

日本無産黨本年度の主要活動は別項記載の如くであるが、我國人民戦線運動の推進力た然とする態度を示し來つた日本無産黨及びその支持組合たる日本勞働組合全國評議會の各關係幹部と之が理論的指導グループと稱せられる謂ゆる勞農派約四百名は本年十二月十五日東京、大阪等十八府縣に亘つて一齊に檢舉され、二十二日には日無・全評の兩團體は治安警察法第八條に依つてその結社を禁止されるに至つた。（尙

詳細は第五篇ならびに第三部第三篇参照）これにつき當局の發表するところを要約すれば、大體次の如くである。

「勞農一派の分子を中心としてカンパニヤ組織として結成されてゐた勞農無産協議會は、昭和十一年五月頃から社會大衆黨に合同して反ファツシヨ統一戦線の樹立を圖らうとする意圖の下に策動を開始したが、社會大衆黨が之に肯ぜざる狀況を看取するや、昭和十一年七月三日遂にコミンテルンと同様な「反ファツシヨ人民戦線の推進力となる」目的を明らかにして新に勞農無産協議會を組織し（昭和十二年四月日本無産黨と改稱）、此の人民戦線なるスローガンの魅力と壓力を以て社會大衆黨との合同を實現すべく種々劃策をなし同年九月三日正式にその合同を提議したのであるが、社會大衆黨は之を拒絶した爲爾來社會大衆黨幹部のファツシヨ化を攻撃し、我が國に於て最も忠實にファツシヨ闘争を爲すものは勞農無産協議會なることを強調し以てコミンテルンの新方針實踐に忠實なる態度を示したのである。又本年七月支那事變勃發するや、コミンテルンはアメリカ共產黨發行の印刷物を通じて我が國の左翼分子に對して平和外交の樹立、出征兵士の遺家族救援、出征兵士の解雇反對及び賃銀全額支給の運動、出征農民家族の小作料減免、出征兵士のある家族の借金支拂延期及び税金免除、戦争の爲の物價騰貴等の問題を取り上げて運動すべきことを指示して來たので、日本無産黨は之と同様のスローガン項目を掲げて運動をなすに至つたのである。

而して最近に至り日本無産黨は全く勞農派の主義主張に基き國

體變革の意を有することの確證が舉がり、又その中心運動目標である反ファツシヨ人民戦線の樹立はコミンテルンの新方針同様全く共産主義革命へ大衆を動員する手段方法であることが明瞭となつた。

なほ實際活動に於ても支那事變發生以來この我が國重大時局に際し帝國の方針を支持し之に協力せんとせざるのみならず、却つて前述の如くコミンテルンの指示する方針と同様の方法を以て反戦思想の流布宣傳に努め、更に事變終局前後に於て政治、經濟、社會の各問題が惹起することを豫想してその際之等の問題を捉へて積極的に人民戦線運動を展開すべく虎視眈々として待機してゐる狀況である。」

2 綱領・政策・黨則

日本無産黨の前身勞農無産協議會の第一回大會はその運動方針書本部案を審議する筈であつたが、當局よりその全文を削除されたため本年度運動方針の内容は不明である。ただ勞協の一般的傾向を、大會で發表した経過報告についてみれば大要次の如くである。

「我々が企圖した反ファツシヨ闘争強化のための社大黨との合同問題は社大黨一部のかたくなの故に一頓挫を來すの止むなきに至つた。勤勞大衆は未だ嘗てない重大なる時局に當面してゐる。我々はこの勤勞大衆の生活を守りファツシヨを粉碎することこそ我々に課せられた重要緊急の責務であることを確信する。そのためには勤勞大衆は急速に一人でも多く我が勞協に組織し、勞協の擴

大をはかると同時に社會大衆黨との合同更に廣汎なる勤勞大衆への反ファツシヨ共同戦線の實現に努力せねばならぬ。」

勞協の規約は本大會において改正されたのであるがその詳細は省略する。尙、綱領は次の如し。

〔綱領〕

一、吾等は無産階級の反ファツシヨ政治戦線統一のために戦ふ。

一、吾等は労働組合、農民組合の擴大強化のために戦ふ。

一、吾等は勤勞無産市民の經濟的、政治的利益の擁護伸張のために戦ふ。

3 主なる活動

日本無産黨（勞農無産協議會）の本年における活動中その主なるものを拾つてみれば大體次の如くである。

第七十議會對策 勞協は一月の支部代表者會議、二月の全國大會において一切の活動をファツシズム反對・大衆課税反對・國民

生活安定の問題に集中すべきことを決定した。即ち、一月十三日の議會對策委員會は労働組合法、小作法の請願署名運動を決定した。その後議會再開後の停會、林内閣の成立に當面して夫々聲明書を發表した。更に三月二日には同黨の手によつて纏められた二千數百名の署名になる労働組合法制定に關する請願書を提出した。本請願の要旨は「産業振興と労働者は恰も水魚の關係にして労働者の人格を認め意志を尊重し生活を安定せしめ産業に協力せしめる事は技術の向上、能率増進上必要にして之が爲には労働者

の自主的結束即ち労働組合を認め劣悪なる労働条件、物價騰貴、大衆課税等による労働者の生活苦を緩和し健全なる活動と發展を期する事最も必要なりと信ず依て速に労働組合法を制定せられたし」といふにあつた。尙七十議會に對しては唯一の所屬代議士加藤勘十氏は社大黨と離れ別個の立場において運動を進めた。

勞農無産協議會の改稱に關する聲明 勞協は東京市會選舉終了後の三月十一日第一回中央委員會を開き、「日本無産黨」と改稱する旨の聲明書を發表し、同時に社大黨との合同は勞協を全國的に政黨に發展せしめ、その壓力を以て強力的に合同運動を進めることにある旨を表明した。

物價騰貴對策 勞協は社大黨の如くその組織は未だ全國的ではないが、一月二十日の支部代會議において七十議會闘争方針書中に「國民生活に關する緊急法の實施（獨占價格の抑制、借金の支拂猶豫、賃銀俸給の引上げ、小資本の簡易金融等）」なる一項を明示し本問題に對する態度を表明した。

また七月八日物價對策私案を發表し「國民生活安定のための物價對策」と「當面の物價對策」を提唱したが、當面の物價對策としては、軍事費の問題を除く（一）主要物價の全面的な價格公定制の採用、（二）賃銀、俸給の引上げに關する緊急處置、（三）社會立法と福利施設、（四）農山漁村の勤勞農民、漁民等の生活安定に關する對策を掲げてゐる。

第七十一議會對策 七月二十七日常任委員會を開いてその方針を決定したが、日本無産黨は事變についても批判的消極的態度を

持したのである。黨が本議會の重要問題としてとりあげてゐるのは、（一）北支事變と國際的平和の積極的具體化、（二）尨大豫算と統制又は計畫經濟の進展、（三）國民生活の安定、（四）ファッショ化と國民の政治的自由等である。

支那事變對策 日本無産黨は事變に對し最初は前項に掲げた如き見解をもつてゐたが、八月五日の第八回常任委員會は「時局に關する指令」として出征兵士家族の救援を、更に同月二十六日、第二號として出征兵士家族の實況調査を指令した。なほ委員長加藤勘十代議士は十二月の檢舉前、中支の皇軍慰問を行つた。

4 大會・委員會、その他

本年中における主なる會合を掲ぐれば次の如くである。

勞農無産協議會支部代表者會議——一月二十日、於東京芝協會館。出席者一二〇名。議長 加藤勘十。「議事」一、合同問題經過及統一方針に關する件 二、第七十議會に對する闘争方針三、第一回全國大會に關する件 四、緊急動議——東京市電身賣反對に關する件、東京市從業員立候補禁止反對の件。（以上全部可決）

勞農無産協議會第一回全國大會——二月二十日、於東京芝協會館。代議員三四二名。「スローガン」一、反ファッショ戰線の擴大強化 一、物價騰貴に比例する勞賃俸給の即時値上 一、林内閣打倒 一、大衆課税絶對反對 一、労働組合法、小作法の即時制定 一、勞農無産協議會第一回全國大會萬歳。司會者 島上善五郎。議長 加藤勘十。「議事」一、運動方針 二、小作法制

定に關する件・勞働組合法獲得の件 三、資本家的交通統制の件 四、地方議會と選舉の件 五、規約改正に關する件 六、黨名變更に關する件 七、勞協マーク制定の件 八、市會選舉に對する決議案 九、東京都制案實施促進に關する件 一〇、役員の發表 一一、大衆課稅反對の件 一二、失業反對闘争の件 一三、分裂メーデー反對闘争に關する件 一四、宣言。

右のうち、運動方針書は全部削除され、黨名變更の件は議場では「勞農無產黨」が有力であつたが、本部側は「日本無產黨」を主張し新役員一任となり、宣言も豫め用意されたものは當局より削除され改めて宣言を發表したが、その他の議案は全部可決された。

その他の主なる會合は次の如くである。

勞協（日無）第一回中央委員會（三月二十日）△日無神戸支部結成大會（三月二十一日）△同上大阪支部結成大會（五月六日）△第六回常任委員會（六月六日）

5 役員

勞協第一回大會の決定せる新役員は次の如し。

〔中央執行委員長〕 加藤勘十。〔書記長〕 鈴木茂三郎。〔會計〕 牧野松太郎。〔會計監査〕 栗田富士太郎、青木保之。〔中央執行委員〕 入澤幸三、室井篤、安平鹿一、岡本丑太郎、山内房吉、三輪盛吉、島上善五郎、難波虎一、上原虎三、小堀甚二、北田一郎、中西伊之助、鋳下代吉、荻原佳宣、高津正道、大脇松太郎。

第三節 國家社會主義的政黨

ここに國家社會主義的政黨といふのは、滿洲事變後既存の無產政黨運動から轉脱して新に國家主義政黨運動を行ひ來つた團體を指稱するものであるが、最近明確に國家社會主義をその運動方針に掲げつつあるものは殆んどないといつていい。したがつてここではこの種の運動の流れを汲み、大衆的政治運動の形態をとりつつ議會進出・選舉肯定の立場にある團體の運動を記述することとした。

一 總選舉と國家主義團體

國家主義各派の議會或ひは選舉に對する態度は區々であるが大體において進出を可とするもの、現在の選舉制度を以てしては進出困難であり従つて少數議員の選出は無意味なりとするもの、或ひは議會進出を全部的に否定するもの等に區別できるのであるが、本年の總選舉においても大日本生產黨、新日本國民同盟が消極的であるに對し、政治革新協議會、立憲養正會等は積極的選舉運動を行つた。このうち、政治革新協議會は時局協議會内の議會進出派によつて二月結成されたのであるが、その選舉政策は次の如くである。

政治革新協議會の選舉政策 天皇政治の徹底△國體明徴の徹底化△國家統制經濟の確立による準戰時經濟體制の實施△大陸經濟

の積極政策遂行△皇國國體を軌範とする議院制度の改革△行政機構の改革△教育制度の改革△醫療制度の改革及救貧制度の徹底△徹底的負債整理の斷行並當面の暫定的應急對策として債權の強制取立一時停止を緊急勅令を以て布告すること△財政立直し前提方策として國債並地方債の利子を年利二分に改訂すること△高度累進的財産課稅其他社會政策的課稅の制定△重要基本產業及大規模重要生產業の國營並國家管理の斷行△金融國營の斷行並貨幣制度の根本的改正△國家統制企劃に依る工業の地方分布並農山漁村の工業化△大陸移民の大規模計畫の遂行△國家總動員計畫の完成

立憲養正會は解散と同時に選舉對策につき屢々協議を重ね四月廿日には東京日日新聞に同會の宣言を發表した。その他新日本國民同盟、國民協會、日本青年黨は政革協議會を通じて運動し、明倫會、皇道會、勤勞日本黨、生産黨その他この派の勞働、農民組合の選舉運動には特記すべきものがない。

國家主義各派の選舉運動は候補者によつて相當異なるが「政革」以外の團體候補者の政策も大體政革のそれと類似してをり、一般的には國體或ひは國防問題を中心として既成政黨の排撃、林内閣支持の姿勢をとり、社會政策その他の經濟的問題は未だ十分にとり上げてゐない。

次に選舉結果についてみるに、國家主義團體の總選舉登場はこれが二回目であるが、依然亂立の傾向を免かれず、加之選舉を繞る二潮流の相剋によつて國家主義派の戰績は候補者

數、當選者數、得票數共に前回に比し増加してゐるにも拘はらず、概して不良であつた。これを個々の政黨、候補者の選舉結果についてみても當選者の多くが所屬政黨の如何よりもむしろ個人的信望によつてゐることが觀取できるのである。

左表の社會局調査には東方會の成績は計上されてゐないが、無產政黨の轉向者或ひは國家主義各派に屬した數名の候補者が東方會公認として立候補してゐることは注目に價する。

いま國家主義團體の選舉結果を示せば次の如くである。

(一) 國家主義團體の黨派別選舉結果 (社會局調査)

政治革新協議會	得票數		候補者數	當選者數	供託金不還付
	(一九、六三)	(二)			
立憲養正會	五、五〇五	一六	一	一	七
皇道會	二六、五八〇	二	一	一	一
明倫會	二八、五二一	五	一	一	一
大日本革新會	一五、二八五	一	一	一	一
興國自治會	六、五五一	三	一	一	二
政黨解消聯盟	一〇、七三〇	二	一	一	一
皇國農民同盟	二〇、〇一九	二	一	一	一
其他	一八、三三七	四	一	一	一
中立	一〇一、八三六	一六	二	二	三
合計	三九、六七三	六四	二	二	六

備考 候補者一人當得票數五、九三二(前回六、四六六)、當選率

〇、一七二（前回〇、一四三）、最高點當選二名（前回一名）、次點五名（前回二名）、供託金沒收一八名（前回八名）

(二) 國家主義各派の當選者（社會局調査、〇印は最高點）

府縣選舉區	定員	當選者氏名	得票數	備考
北海道（四）	五	赤松 克磨	〇六、五八	政革（新）
奈良（全）	五	江藤源九郎	〇七、二六五	同（前）
愛知（一）	五	山崎 常吉	一六、八七五	同（新）
山梨（全）	五	平野 力三	一九、三六	皇道（前）
同（〃）	〃	今井 新造	一三、三六四	明倫（前）
長野（二）	三	小山 亮	一三、七九	中立（前）
同（三）	四	中原 謹司	一一、七九	政革（前）
同（四）	三	田中 耕	一一、三九三	養正（前）
福岡（一）	四	簡牛 凡夫	一五、二五	革新會（元）
同（四）	四	小池 四郎	一〇、八〇一	政革（元）
鹿児島（一）	五	津崎 尙武	九、七九	中立（元）

備考 赤松氏は國民協會系、山崎氏は愛國労働組合全國懇話會系、今井氏は甲府革新黨系、小山氏は農村更生聯盟、中原氏は信州皇軍同志會系

尙立候補者中の主なる落選者は次の如くである。

津久井龍雄（政革、神奈川一區、最下位）△陶山篤太郎（政革、神奈川二區、最下位）△今村等（政革、長崎一區）△稻富稜人（皇道會、福岡三區）△吉田賢一（皇國農民同盟、兵庫三區）△清原一隆（同上、奈良）△望月源治（神州連行會、静岡一區、最下

位）△深田吟次郎（勤勞日本黨、東京六區、最下位）△梅澤治作（滋賀勤勞民衆同盟、滋賀、次點）

二 政黨個々の運動

日本革新黨の創立 前年來淡交會、國民協會、舊愛國政治同盟、國體擁護聯合會、勞働組合總聯合、大日本青年黨の有志は江藤源九郎氏等を中心に「日本主義政治闘争協議會」を結成してゐたが、本年、林内閣の成立とその後における議會解散必至の情勢或ひは東京その他における市議選等が迫るに至り「今後凡ゆる政戦において大衆的、積極的、統一的方針を執ることを決意し、それがために一大共同戦線結成の必要を痛感した」（趣意書の一部）結果、二月十日東京日比谷松本楼に各國體代表六十名出席し、名稱を「政治革新協議會」と改稱して事實上の結成大會を舉げた。

「政革」の主張並びに役員は次の如くである。

〔主張〕（省略、趣旨は革新黨綱領に同じ）

〔役員〕 委員長 江藤源九郎。常任 赤松克磨、小池四郎、椎尾辨匡、松谷與次郎、吉田益三、高山久藏、佐々井一晁、田中養達、宮崎龍介、今村等、陶山篤太郎、薩摩雄次、佐藤鐵馬、森直次、中原謹司、西本喬。

政治革新協議會はその後東京市議選、總選舉と重要な選舉運動を行つた結果聯合體としての脆弱性を痛感し、その改組

の必要から総選挙直後(五月三日)維新政黨の結成を聲明した。更に六月可能範圍の合同を以て急速に結黨すべきであると、この建前から六月十一日政革の解體を聲明して新黨樹立運動を開始した。この新黨運動は六月三十日の世話人會、七月八日の第一回準備會を経て七月十八日「日本の現狀を打開し強靱なる國民運動の壓力によりて速に内外の革新を斷行せんとするもの、國體を尊崇すること最も篤しと雖も似而非愛國運動の反動性に同ぜず、勤勞の同胞を信愛すること最も深しと雖も俗流無產黨の非國家主義に與せず、飽までも純正なる日本主義に立脚して」(結黨宣言の一部)日本革新黨を結成した。

これによつて「孤立分散した日本主義陣營」も可成り整備され、政治的方向も漸次明瞭となつた觀があるが、革新黨の出現を以てしてもなほ國家主義的團體の諸勢力を糾合し盡すことは不可能であつた。

なほ結成大會の狀況は次の如くである。

日本革新黨結成大會 七月十八日、於東京芝協同會館。出席代議員四二六名。「スローガン」 天皇政治の徹底、暴戾なる支那軍閥を膺懲せよ、即時戰時國家體制を確立せよ、資本主義打破國民生活防衛、日本革新黨結成萬歳。「司會者」 久留弘三。「議長」 山崎常吉。「議事」 一、結黨宣言 二、綱領 三、黨則 四、財政方針 五、政策 六、對支問題決議 七、非常時國民精神運動

八、健全生活運動展開 九、近衛内閣に對する態度並第七十一議會對策 一〇、戰時國家體制確立並物價暴騰對策の確立(以上の諸件全部可決)

〔參加團體〕

(イ) 解消參加團體 新日本國民同盟(代表佐々井一晁)、國民協會(代表赤松克麿)、舊愛國政治同盟(代表小池四郎)、愛國革新聯盟(代表伊藤信司)、日本產業報國聯盟。

(ロ) 支持團體 皇國農民自治聯盟(代表石橋彌)、日本中小商工聯盟(代表萩原勝次郎)、日本勞働組合總聯合(代表高山久藏)、東電愛國同盟(代表大谷津峯一郎)、中部港灣勞働組合(代表森田平八郎)、愛國從業員總聯盟(代表山崎常吉)、新日本海員組合(代表江藤源九郎)、全日本製氷從業員組合(代表野口榮二)、郵船BCクラブ(代表井口源五郎)、其他十一團體。

革新黨の主なる活動は次の如し。

支那事變對策 日本革新黨はその結成大會において既に日支事變に對する態度を決定したが、その後「國內思想戰の展開」を指令し、その實行方法として「言論戰文書戰を通じて共產主義、社會民主主義、自由主義の危險性を國民に認識せしめ、國民と人民戰線總力とを完全に隔離せしめると共に一方政府を鞭撻して一層嚴重なる彈壓方針の下に之が絶滅を圖らしめねばならぬ」としてゐる。かくて戰時國家體制の即行を迫り「國民の全能力を戰爭遂行の一點に集中」することを主張する日本革新黨はやや具體的な方針を盛る「對支三原則」を八月十八日指令したが、その中にお

いて、蔣政權の打倒と親日政權の樹立、資本主義制度の改革による戦時國家體制、出征兵士家族の救援、國民精神の昂揚をその原則中に數へてゐる。

東京府聯合會創立大會 十一月三日、於東京芝協調會館。代議員一二五名。議長 神山兵三。「議事」 一、戦時下における運動方針 一、中央青年隊結成促進の件 一、戦時下における中小商工業者振興に關する件 一、戦時下における文化統制に關する件 一、戦時體制下における消費統制に關する件 一、社會主義團體粉碎の件 一、長期戦に備へる街頭宣傳に關する件 其他（以上全部可決）「役員」 會長 倉田百三。副會長 小笠原靜雄、栗山力。書記長 森本耕。

尙、席上労働爭議に關する黨の見解が披露され、全總の罷業禁止方針に關聯して「吾々は暴戾なる資本家がある限り之と戦ふものである」としたことは同黨傘下の總聯合の罷業禁止要望と隔絶の喰違ひを示すものとして注目を惹いた。

國際労働會議退要請運動 十一月二十二日の黨總務委員會の決議によつて、來年度國際労働會議代表派遣の中止並びに國際労働機關離脱に關する要請書を關係當局に手交した。

結成大會の決定せる綱領および新役員は次の如し。

〔綱領〕 國體の本義に基き眞日本の顯現を期す。

一、個人主義の政治形態を排し日本独自の立憲政治の確立を期す。

一、資本主義絶滅經濟機構を改革し國家公益並に國民生活を目

的とする國家計畫經濟の樹立を期す。

一、民族協和及資源衡平を原則とする新世界平和秩序の創建を期す。

一、國家保全並に國策遂行に必要な軍備の充實を期す。

一、日本精神を昂揚し雄大剛健なる國民文化の振興を期す。

總務委員長 江藤源九郎。黨務長 赤松克麿。

總務委員 佐々井一晁、小池四郎、山崎常吉、高山久藏、津久

井龍雄、石橋彌、神田兵三、赤崎寅藏。

顧問 建川義次。相談役 安藤孝三。

新日本國民同盟 新日本國民同盟の創立經過とその後の活動狀況については前年版に記述した如くであるが、本年政治

革新協議會が結成されるやこれに参加し、更に改革が日本革新黨となるに及んで、同盟を解體して黨の重要部分となつた。本年四月開催した五週年記念大會の狀況は次の如くである。

五週年記念全國大會 四月三、四日、於東京赤坂三會堂。出席

代議員約二百名。議長佐々井一晁。「議事」 一、盟誓綱領改正の

件 二、規約變更の件 三、運動方針決定の件（以上全部可決）

「役員」 委員長 佐々井一晁。中央常任總務 神田兵三、手島剛

毅 外二十數名。

尙大會の決定せる改正綱領及び運動方針は次の如くである。

〔綱領〕

一、合法的國民運動により大御心の徹底する政治の實現を期す

一、國家統制經濟機構を確立し以て國策遂行並に國民生活の向上を期す。其他三項

〔運動方針〕（拔萃）

當面の運動方針 我等の闘争目標は「金融ファツシヨの打倒撲滅」であり、當面の具體的目標は「林内閣の即時打倒」であり、同時に遂行すべき重大任務は「純正革新政治勢力の全面的合同統一による新黨の樹立」である。

第四篇 消費組合

第一章 一般狀況

労働者の自主的消費組合運動は本年も一般に不振状態にあつた。このことは生計費の昂騰に對する合法的・平和的自營手段の最重なるものとして、労働者の間における消費組合の擴大強化が想倒されるとき、特に注目に値する。協調會の調査によれば、本年におけるこの種消費組合は組合數四四、組合員數一六、四七三人であつて、その事業場別及地域別の狀況は左表の如くであるが、いまこれを昭和九年當時の七一組合、一三三、一一七人に比すれば著しき減少の跡を示してゐることがわかる。

地方別分布 組合數四四のうち、東京の二〇を最高とし、神奈川七、兵庫四之に次ぎ、福岡・廣島三、大阪・静岡二、秋田・北海道・岐阜各々の順となつてゐる。ここで代表的工業都市大阪における組合の不振は極めて注目に價する。

創立案次別 本年は地域組合において労働組合關係のものが僅か二組合創設されたにとどまつてゐる。現存する四四組合のうち、最近五ヶ年に創設されたものは一二組合であつて、總數中の大部分は昭和五年乃至昭和五、六年の間に創設されてゐるやうである。

創立年次	事業場組合	労働組合関係	地域組合	労働組合等の組織と関係なきもの	計
昭和五年乃至七年	七	三	三	三	三
同 八 年	一	一	一	一	一
同 九 年	一	一	二	四	四
同 十 年	二	一	一	三	三
同 十 一 年	一	一	一	三	三
同 十 二 年	一	二	一	二	二
合 計	三	八	五	四	四

組合員數別 次に組合員數についてみるに、左表の示す如く三百人未滿のものが總數中の約五九%で半數以上を占めてをるが、しかもこの三百人未滿の組合員數をもつ組合中労働組合の組織線に沿ふものが百人以上三百人未滿に多く、労働組合と關係なき一般地域組合は反對に百人未滿のものに極めて多い事實をみるのであるが、これによれば少數の例外を除き労働組合の組織に沿ふことなく消費組合（事業場別にせよ、地域別にせよ）を生成發展せしめることは餘程困難であつたと思はれる。

事業場組合	労働組合関係	地域組合	労働組合等の組織と関係なきもの	計
三 百 人 未 滿	一 〇	六	一 〇	二 六

内 百 人 未 滿	一	五	六
百人以上三百人未滿	五	三	二
二百人以上三百人未滿	五	二	九
三百人以上五百人未滿	九	二	五
千人以上二千人未滿	一	一	一
二千人以上	一	一	一
計	三	八	四

組合利用狀況 最後に組合員の組合利用狀況をみるに、十二年中における四四組合の賣上總額二、五六九、九六一・六二圓で一組合平均五八、四〇八・二二圓、組合員一人當り利用額は約一五六圓となつてゐる。いまこれを細別したもののについてみれば、

事業場組合	労働組合関係	地域組合	労働組合等の組織と関係なきもの
一組合平均	七、二六・五九圓	三六・〇九	五二・二四
組合員一人當り平均	三九・九三圓	四六・〇〇	四二・二四

このやうな依然たる不振原因のうち、本年度において特に挙げられるものは謂ゆる景氣が軍需産業と平和産業に跛行狀態で浸潤してゐることがわかるのである。（なほ、第一部第二篇及第二部第一篇参照）すなはちひとり軍需關係重工業部門のみ好調を續けたが、この部門における大經營にはすでに會社附屬の購買組合、共濟組合購買部等の施設があり、小經營にあつては職工の移動が餘りにはげしいため、ともに労働者の

この種消費組合が進出する餘地すらなかつたと思はれるのである。このことは労働者の自主的消費組合の消長に影響をもつた最重なものであつたといへよう。更にまた、本年下半期事變が勃發するに及んで一切の活動が準戦時體制より戦時體制への移行並びに編成替となり、その過程において労働者のこの種消費組合運動も戦時國民生活の消費部面擔當者として重大な任務を課せらるることとなり、組合經營活動の上にも何等かの動搖を與へたことは事實である。したがつてこの種の消費組合は國策に沿ふべくその新體制の確立に向つて力を注ぐ必要もあつて、これが、當面の業績に少からず影響をもつたと考へられる。殊に從來政治的色彩において左翼的とみられ來つた日消聯・關消聯の系派にあつては謂ゆる事變の影響は最も深刻であつたやうである。

關消聯は昨年の第十六回大會において大衆獲得及び組織單一化のための新方針を採用したが、本年五月には更に關消聯今後の方向について協議し、本部は關消聯經營委員會に對し大要次の如き案を提示した。

一、加盟各組合は今後産業組合運動の一環として、特に全國消費組合協會、東京消費組合事業促進協會に参加し、これによつて他組合とも協力すべきである。

二、組合員の参加所屬の労働組合或ひは無産政黨(特に社大黨)と密接な提携を圖り、從來の超黨派的誤謬の除去に努力すべきで

ある。

三、産業組合法による認可は可及的に要請し、この認可組合を中心として從來の組合を地區別に合同統一し、今後この種認可組合の結合に向ふと同時に、本部機關の一元化と經營委員會の強化に邁進すべきである。

四、從來の本部出資金の大部分は未收となつてゐるが、これを整理相殺すると共に、新に出資制度の機關と現金制の嚴守を促進すべきである。

關消聯は以上の如き新方針に則して財政難の打開に努め、特に精米所の活動によつて配給額も漸次増加し、一應黒字に轉じたのであるが、事變を契機としてこの派の組合も一般消費組合と歩調を合はせ糧食の國家的分配の協同戦線に参加することとなり、聯盟自體としては遂に解體を結論するに至つた。

關消聯の解散 關消聯は大正十三年日消聯の指導下に結成され、多數の組合員と豊富な資金とを以て活動を續け、爭議應援などにも記録的な活動の跡を残して労働運動の上に重要な役割を演じてきたが、滿洲事變後組合員の漸次的離脱に加ふるに當局の彈壓によつて再起不能の状態にまで立到り、それがため、本年十月十三日には結成以來十三年間發行し來つた機關紙「消費組合新聞」をも廢刊した。これと同時に關係事業も全く停滯し僅かに精米所のみを残してゐたが、加盟組合間にも解散要望の聲が上り、遂に昭和十三年一月十四日委員長戸澤仁三郎氏以下吉本祐二(共働社)久富徳松(城西)大

澤喜作（金杉）等參集して中央委員會を開いた結果、關消聯は現下の非常時局に鑑み進んで組織を解體し、各加盟組合は廣く産業組合運動の一環とし、産組中央會、全消協、東消協の傘下において消費組合本來の使命に邁進すべきであるとの結論をえて、正式に解散を聲明した。これによつて目下休止状態にある日消聯の運動の終熄と組織の解體も同時に宣言されたのである。（十三年二月二日解散の聲明書が發表されたが、都合上これは明年版にゆづる。）尙解散當時の聯盟加盟組合は次の如くである。

〔加盟組合〕（全部東京・△は産業組合法による認可組合）

城南消費組合、金杉消費組合、東交城北消費組合、△共働社、

松山消費組合、△城西消費購買組合、南千住購買會。

〔取引組合〕

川崎購買組合（神奈川）

關消聯の解體によつてこの種労働者の自主的消費組合運動の聯合體は事變後全く影を沒するに至つたのであるが、産業組合系全國消費組合協會の整備強化は今後必然的に要望されるものとみらるべく、同時にまた、全國大經營・大工場にある購買會等の急速な組織化による消費組合の擴充、社會政策擔當機關としての消費組合の健全なる普及或ひは勞資一體下生産力確保のための労働者消費組合の發達等が長期戦下労働者消費組合の基本方針として今後とり上げらるることとなるであらう。

第二章 單獨組合

全日本労働總同盟系の組合は舊總同盟と全勞關係組合を合したものである（全總系消費組合の成績については十二年度全總全國大會報告書四二頁參照）が、このうち經營的に良好な成績を示してゐるものは依然製綱労働組合關係のものである。なほこの種事業場組合の業績は（他の労働組合系派に屬するものについても同様）比較的安全性を保有してゐるやうであるが、他方昨年來經營方針の充實を企てつつあつた共愛消費組合と田島消費組合とが、地域組合の故か、共に赤字を出してゐるが、この事實は前者が一般に順調な歩みをつづけてゐるのに對して極めて注目すべきものを含んでゐるといへよう。

なほ本年その活動を停止してゐると思はれる組合中その主なるものを掲げてみれば、まづ労働組合關係にあつては、陶友消費組合（名古屋製陶労働組合）、札幌消費組合（札幌労働者組合）、岡山消費組合（岡山労働者組合）、龍野消費組合（播州化學産業労働組合系）のほか足利共同消費組合（栃木）、香焼消費組合（長崎）等の名が見出され、地域的組合では南千住（東京）、多摩川（同）、青森家庭（青森）等の關消聯系消費組合をはじめ、日新（廣島）、大阪（大阪）の兩消費組合が開店休業の状態にある。以上みられる如く、この種消費組合はその必要にも拘はらず業績が依然たる不振状態にあると共に、多

数の睡眠組合をも出しつつあることは注目を要するものがある。

主要労働者消費組合一覽表（協調會調査）

一、事業場組合

全日本労働總同盟系

組合名	所在地	創立	組合員數	出資金額	賣上總額	利益金	關係労働組合（又ハ地域）
△共 榮 社	尼ヶ崎市	昭和二	三六八	三、三八〇	六、五七	二、二六二	尼崎金屬
△製 網 購 買 組 合	川崎市	同	九〇三	二二、一〇〇	二七三、六三九	一四、〇六九	製網労働川崎支部
因島消費購買組合相愛社	廣島縣	昭和三	八三四	二二、九六〇	一一、二四	四、七四〇	因島労働組合
栗 本 共 榮 社	大阪市	同	七三七	八、六九〇	一七、四八五	一、九三七	大阪金屬栗本支部
白 木 崎 購 買 組 合	門司市	昭和四	二一〇	四、二〇〇	三四、一七七（半期）	四七（半期）	セメント労働・製網労働 小倉支部
製網兵庫購買組合	神戸市	昭和五	二一九	二、〇九〇	二八、九三三	五〇一	製網労働兵庫支部
△櫻田従業員購買組合	東京市	昭和六	一九五	六、九〇〇	四二、〇八三	七一	東京鐵工砂町第二支部
岳南消費購買組合	靜岡縣	昭和七	四三〇	五、八二五	六七、六二五	三、五九九	關東紡織沼津支部
千代田消費組合	東京市	同	一五六	一、二一六	九、三三三	二七四	革工吾嬬支部
製網小倉購買組合	小倉市	昭和九	六三九	一四、九〇〇	二二四、六五〇	四、六四三	製網小倉支部
染色消費購買組合	横濱市	昭和一〇	一一四	一、四三〇	二一、二九三	四七三	染色労働組合
一 組 合 平 均			四二七	八、五九九	八五、五五二	一一、二四二	

日本産業労働俱樂部系

石川島自彊組合	東京市	昭和三	二、八九六	四八、二五〇	四七一、〇七八	八、〇六〇	自彊組合
自 榮 社	同	同	三七八	八、三七〇	六八、一七三	一、三六五	自揚組合
芝浦河港購買組合	同	昭和五	二五六	二、六四〇	四二、二九二	二、二五六	港愛組合

自揚組合購買部	同	昭和七	二三八	二、八八〇	三八、二〇三	一、一六六	興進労働組合
日本勇信購買組合	同	同	三六二	五、二九〇	四〇、一二八	一、一五四	勇信労働組合
大日本印刷購買組合	同	昭和二	一、八四三	二四、三三〇	二二〇、五七五	一〇、一二〇	健生會
一組合平均			一、〇〇三	一五、二九三	一四六、七四〇	四、〇二〇	

東京交通労働組合系

城南消費組合	東京	昭和五	二七四	一ヶ月會費 五〇錢	五四、〇四九	〇	東交廣尾支部
東交北部消費組合	同	同 一〇	四八〇	一、五九〇	二五、三〇〇	五五	東交巢鴨支部
一組合平均			三七七	七九五	三八、六七四	二七	

其他の労働團體關係消費組合

△瑞穂購買利用消合	東京	昭和四	一九二	四、八七〇	三〇、四七八	一、七〇七	日本遞信從業員組合
東京灣船員購買組合	同	同	二〇五	二、〇五〇	七〇、五六	三六四	東京灣海友會
一組合平均			五六五	九、二二七	九五、三三九	七、一三八	

二、地域の消費組合

(労働組合ヲ背景トスルモノ)

△秋田製材購買組合	秋田縣	昭和二〇	二二六	二、三四〇	二四、一二五	一一〇	總同盟秋田縣聯
△共愛消費購買組合	東京市	同 五	一八〇	三、五二〇	一五、五〇五	(一)三、〇七四	總同盟東京鐵工
大阪運輸交通労働消費組合	大阪市	同 七	七四三	一、〇〇〇	一六、〇三三	二九〇	總同盟大阪運輸交通労働
△田島消費購買組合	川崎市	同 七	二八五	五、八〇〇	三四、四九九	(一) 二三五	總同盟セメント労働川崎支部
一組合平均			三五六	三、一六五	二二、五三八	(一) 七四六	

静岡消費購買組合	静岡	昭和二	九〇	一五〇	七、二〇〇	三六〇	静岡合同労働組合
第二部第四篇 消費組合							

小倉運送労働消費組合	福岡	同九	一五	二、七二七	二六、三六三	三五五	小倉運送労働組合
多治見消費組合	岐阜	同三	八五三	一、〇二〇	四、七三四	(一)二三	陶労同盟東濃陶畫工組合
小樽協同社	北海道	同	一五四	二七	二九四	〇	小樽労働組合
一組合平均			三九	二、〇九一	一六、〇九三	(一)三八	

(労働組合ト無關係ノモノ)

△共 働 社	東京	大正九	三九	三、六四〇	三五、六二二	六六二	東京光學工業會社
△南 郊 共 働 社	同	同三	三八	六二〇	二、六九五	二九七	
△向 島 共 働 社	同	同	一六三	二、七七〇	一四、一七六	(一)三一	
△吳信用購買組合	廣島	同三	三六	六、八八〇	八九、九九〇	三八	主ニ海聯吳海工會員
消費組合勞友社	東京	同四	一六二	二、八〇〇	二五、五九九	九五	主ニ東交新宿車庫支部員
△廣工僚信用購買組合	廣島	昭和二	三六	六、八八〇	七五、六三〇	三八	主ニ海聯廣工僚會員
川崎購買組合	神奈川	同	八三	八八五	三三、四二二	一、一〇九	
△北豊島協同購買組合	東京	同三	三〇三	三、五八〇	三五、二四一	五七七	
△蒲 田 共 働 社	同	同	二八八	五、〇七〇	二七、〇七九	七一	主ニ新潟鐵工蒲田工場労働者
沼 間 自 治 會	神奈川	同五	三六	不明	七八六	(一)〇	
鶴見共同購入會	神奈川	同	四〇	不明	六、六三四	四九	
阪神消費組合	兵庫	同六	一二三	同	三九、〇〇〇	六〇〇	鮮人労働者
△横須賀購買組合	神奈川	同	三〇〇	六、五八三	一七、三五〇	一五八	主ニ海聯横廠工友會員
西脇朝鮮人消費組合	兵庫	同九	二〇〇	不明	三〇、〇〇〇	三、〇〇〇	鮮人労働者
松山消費組合	東京	同	七三	三三六	七、一三三	九七	
一組合平均			一八四	三、六四六	二九、二八五	五二二	

〔備考〕(1)△印は産業組合法による認可組合を示す。(2)全總系白木崎購買組合の賣上は六ヶ月間のものであるが、便宜上一ヶ年分として計算されてゐる。

第五篇 其他の社會運動

第一章 社會主義的團體の

設立及解散

1 社會主義的團體の設立

我國における一切の左翼運動は、昭和六年滿洲事變勃發以後の急激なる社會情勢の變化によつて昭和八年をその頂點とし以後急速に衰退の一路を辿りつつあつたが、謂ゆる第七回コミンテルン世界大會の新テーゼを契機として、日本におけるこの種左翼運動もその形態が以前と異り合法既存の團體が活動のプールを形成することとなつた。かかる事情もあり、以前黨の外廓を形成してゐたコップ等の如き團體も本年は何等新設された形跡がない。

2 社會主義的團體の解散

我國における左翼思想運動は上述の如く、昭和八年下半年期より急速に衰微の傾向を辿つた。從來日本共產黨の外廓團體として、活潑な活動を續けて來た文化團體も其頃から狀勢の急變に抗し得ず、昭和九年に入るや日本プロレタリア作家同盟をはじめ日本プロレタリア文化聯盟（七月）、日本プロレタ

リア演劇同盟（七月）が解散し、同年中に我國左翼文化運動の最前線を編成してゐた諸團體はすべて解散し去つた。従つて本年も亦この種團體の解散につきここに特記すべきものはない。

第二章 社會主義的團體及び

個人の活動

1 社會主義的團體及個人の活動

日本共產黨の運動經過は次章に記述する如くであるが、黨の外廓を形成するコップとその加盟團體も（第五章にみられる如く）既に數年前壊滅し、僅かにこの種左翼文化團體のうち日本勞農救済會が解放運動犠牲者救援に或ひは勞農提携の連帶活動に何程かの協力をなしつつあつたが、前年大阪における共產黨事件後は何等表面的な活動もなく、その存在すら疑はるる状態となつてゐる。

尙社會大衆黨の影響下に江口渙氏其他によつて「日本文化人協會」の設立が計畫されてゐた（前年版参照）が、これも準備會のまま立消えの状態にある。その主なる原因ともいふべきものは人民戦線運動の一環としてみられることの危惧が多分にあつたためと思はれる。

他方無政府主義運動においても、昭和十年日本無政府共產

黨及び農村青年社の檢舉が行はれたが、この種運動の大衆的影響力は殆んど問題にするに足らざるものとみらるべく、合法的活動として何等特記すべきものとてない。

木下尙江(六九)氏 明治三十年代安部磯雄、堺利彦、幸徳秋水等と共に社会民主黨の結成、「平民新聞」の發行に参加し、我國社会主義運動の初期に活躍したことがある木下尙江氏は、本年十一月五日、東京において逝去した。

2 その他の社会主義的團體及個人の活動

人民戦線派檢舉事件 日本無産黨、日本労働組合全國評議會及び謂ゆる勞農派分子は「事變に際し恰も國民が協力一致すべき秋なるにも拘らず、却つて事變に反對の行動を採り、戦時及戦後の困難なる時局に乘じ國民生活安定等の美名に隠れて人民戦線の方針に依る宣傳煽動を展開するに至つた」といふ嫌疑の下に、本年十二月十五日一齊に檢舉され、同二十一日日本無産黨及び全國評議會はその結社を禁じられた。本事件によつて檢舉されたもの約四百名、一齊檢舉としては未曾有のものであつた。この事件はその活動があくまで合法的であり、更に被檢舉者中に新聞雜誌等論壇の一角に勢力を張つてゐた者が多數あつたこと等の特色をもつため、社会的影響は極めて大なるものであつた。

いま當局の發表に現はれた人民戦線派の運動概況及びこれ

が檢舉理由をみれば次の如くである。

勞農派の發生過程 勞農派とは我が國最初の共產黨組織者たる山川均、荒畑勝三、高津正道等を中心として雜誌「勞農」に據つてゐた一派であつて、この派には後に鈴木茂三郎、加藤勘十、大森義太郎、黒田壽男、向坂逸郎、其他の指導分子が加はつたのであるが、元來これ等は日本共產黨内の一派であつたのである。勞農派の思想は所謂第一次日本共產黨當時その首腦分子たる前記山川、荒畑等が從來の極左的地下潜行的の運動に對し、今後は合法無産政黨の運動を起し之との共同戦線によつて大衆を啓蒙獲得しその基礎を廣汎なる大衆に置かねばならぬとの主張をなしたことに端を發すると稱せられてゐるが、その後若手黨員である福本和夫、佐野文夫、市川正一等の一派がこの運動方針を日和見主義であると反對し、飽くまで職業革命家の結束を以て地下潜行的の共產黨を結成し之を擴大強化してその目的を達すべしと主張するに至つたので、こゝに日本共產黨は山川派、福本派の兩派に分れて互に論争し、遂にコミンテルンの裁斷を仰いだのである。コミンテルンは之に對し兩者とも極端なりとして折衷案を以て裁斷したのであるが、兩流の争ひは依然として繼續し、福本派は自ら自派を共產黨の正統派と呼び、一方山川派は之を勞農派と呼稱するに至つた。然るに福本派の多くは青年分子にして活動的であつた爲め遂に日本共產黨の實權を把握し山川派は黨より除名し、その爲め爾來我が國の共產主義運動には正統派と勞農派の兩派對立して抗争したのであるが、右の經過並にその後の運動に徴するも兩者の

相違は單に運動の方法論にあり、決して主義思想の相違ではないのである。

勞農派の思想並目的 かくて山川、荒畑等の勞農一派は日本共產黨と疎隔後機關紙的雜誌「勞農」を發行し、或は其他の雜誌を通じて引續き正統派との論争に努めたのであるが、それは孰れも戰略に關する問題であつて、主義思想に關する論争ではなかつた。又從來この派の無產政黨並に勞農團體が合法團體の形態を採つて來たのは孰れも戰術上の意圖に基くものであつて、其眞意はマルクス、レーニン主義の基礎に立脚してゐたものであることは、之等團體の發行配布せる文書によつても推測されるのである。かくの如く勞農派は日本共產黨より出生せる一派であつて、その運動目的は日本共產黨と同じく共產主義革命を目的とするものであるが、只勞農派は日本共產黨と疎隔以來はコミンテルンとの有機的連絡關係が明瞭でなく、又その運動方法が表面合法的であり、正統派たる日本共產黨に比し如何にも穩健に見えたので、從來は主としてコミンテルンの日本支部であり、不穩矯激なる闘争をその信條とする日本共產黨に對して檢舉取締が集中されたのである。

コミンテルンの方向轉換と勞農派の積極的活動 然るに昭和十年夏コミンテルンが七年振りで第七回世界大會を開催して運動方針を大轉換した結果、爾來我が國の左翼分子に對してアメリカ共產黨日本人部發行の邦字印刷物を多數送付し、新方針に基いて最近に於ける我が國の政治、經濟の動向を總て「ファッシズムの擡頭」「支配階級の戦争政策」の結果であると歪曲宣傳し、之に對しては自由民權の擁護、平和政策の樹立、國民生活の安定等のスロー

ガンを掲げて闘争すべきこと、及び之が闘争の爲には社會大衆黨を中心として既成政黨内の進歩的分子とも提携し廣汎なる反ファッシヨ人民戦線を樹立して闘争すべきこと等を指令し、恰も勞農派のそれに近似せる方針を探るに至つた爲、爾來之に勢を得てこの勞農派の活動は頓に活潑となつて來たのである。

(この運動方針に呼應して行動せる勞農無產協議會及その延長たる日本無產黨ならびに日本勞働組合全國評議會の運動概況、檢舉結社禁止の理由については第二部第三編第二節及び第二編第三節を見よ)

十二月十五日の(第一次)檢舉における主なる被檢舉者は次の如くである。

〔警視廳〕(一一六名)

山川均(六〇、著述業、同志社中退)△猪俣津南雄(四九、著述業、早大・シカゴ大學コロンビア大學卒)△大森義太郎(四〇、著述業、東大經卒、元東大助教授)△向坂逸郎(四一、著述業、東大經卒、元九大教授)△岡田宗司(三六、著述業、東大經卒、全農)△黒田壽男(三九、辯護士、東大法卒、社大代議士、全農)△伊藤好道(三七、中外商業記者、東大卒)△稻村順三(三八、著述業、東大文中退、全農)△大西俊夫(四二、著述業、早大卒、勞農派、社大全農)△岡崎次郎(三四、東亞經濟調查局、東大文經卒、勞農派)△加藤勘十(四六、日大中退、代議士、日無・全評委員長)△鈴木茂三郎(四五、著述業、早大專政經卒、東京市議日無書記長)△荒畑勝三(五二、著述業、小卒、日無結成委員、

- 勞働派) △高津正道(四五、著述業、早大中退、日無常任委員、
勞農派) △中西伊之助(五一、著述業、中大中卒、日無常任委員、
勞農派) △橋浦時雄(四七、著述業、早大中退、日無結成委員、
勞農派) △山花秀雄(三四、全評書記長、小卒、日無結成委員、
勞農派) △北田一郎(四一、東交、東京府議、市議、日無常任委員)
△中島喜三郎(四六、市電車掌、高小卒、東京府議、日無常任委員、東交幹部) △三輪盛吉(四七、映畫輸出業、中等卒、東京府議、日無常任委員、全評幹部) △安平鹿一(三六、高小卒、東京府議、東京市議、日無常任委員、全評幹部) △佐々木瀨三(三一、市バス運轉手、高小卒、日無常任委員、東交副委員長) △牧野松太郎(四二、市電從業員、日無中央委員) △島上善五郎(三五、東交書記、小卒、日無結成委員) △橋本富貴良(三七、高小卒、日無結成委員、東京市從委員長) △清水花次郎(三八、外交員、小卒、正議、日無) △永見政保(三五、日無書記、工業卒) △三浦信義(三九、キネマ技師、小卒、區議、日無) △菅原正松(三六、市電車掌、小卒、區議、日無) △佐藤參治(三九、飲食店業、高小卒、區議、日無) △土屋銀次郎(四九、市電車掌、高小卒、區議、日無) △草野友四郎(四二、市電乘務員、小卒、區議、日無) △新島仙次(三六、市電車掌、高小卒、區議、日無) △中西貞吉(三九、浴場機械業、高小卒、區議、日無) △山ノ内房吉(四〇、著述業、同志社中退、日無) △高野實(三七、早大中退、全評幹部) △飯崎子ノ松(二四、全評書記、高小卒) △柳本義雄(二六、全評書記、高小卒) △橋本定次郎(四六、全評書記、小卒) △關家博(四九、全評書記、高小卒) △平野武雄(三〇、旋盤見習工、上智大豫中退、全評)
- 〔大阪府〕(二二名)
兼島景毅(三七、職工、中學中退、日無大阪支部長、全評幹部)
△仲橋喜三郎(三八、旋盤工、小學中退、日無、全評關西地方委員長)
- 〔京都府〕(二一名)
大西文雄(三三、印刷工、日無、全評) △南善藏(四二、友仙工日無、全評)
- 〔神奈川縣〕(一九名)
島袋正順(三八、ペンキ塗工、全評)
- 〔兵庫縣〕(二一名)
木村錠吉(六八、養鶏業、小學中退、日無神戸支部委員長、元總評委員長) △青柿善一郎(五一、周旋業、小卒、日無) △桑田喜三郎(四七、旋盤工、物理學校中退、日無) △藤田章次(三八、額縁商、高小卒、日無、全評) △森口新一(三七、洗濯材料商、小卒、日無、全評)
- 〔愛知縣〕(二一名)
赤松勇(二八、日無縣議及全評中部地評書記長) △近藤信一(三一、鑄物工、高小卒、日無、全評中部地評委員長) △大島勝太郎(二三、日無、全評)
- 〔静岡縣〕(二二名)
太田重太郎(三七、飯食店業、小卒、日無) △青葉清一(二五、左官小學中退、日無) △宗義保(四〇、土地周旋業、中大卒、日無、熱海市議) △植松七之助(二八、小卒、日無)

〔福岡縣〕(四三名)

三浦愛二(四三、賣藥業、高小卒、縣議、日無) △神田敏男(四六、料理業、日無、八幡市議) △青野武一(三九、職工、日無、八幡市議) △深井菊松(四六、毛糸商、日無、八幡市議) △堂本爲廣(四七、鐵工業、元縣議) △川上利徳(二九、全評) △穂坂六郎(二八、全評) △甲斐政夫(二九、全評) △下平淺市(三七全評)

〔栃木縣〕(一七名)

片柳豊一郎(三一、農、高小卒、日無) △大塚大一郎(四三、農高小卒、日無) △濱野清(同上)

〔新潟縣〕(二〇名)

玉井潤次(五五、辯護士、東大法卒、新潟市議、縣議、日無責任者、北農委員長) △長澤榮(三六、農、高小卒、日無、北農)

〔富山縣〕(六名) 上坂榮作(全評)

〔福島縣〕(一三名)

大井川幸隆(三〇、新聞發行人、高小卒、市議、日無、全評) △加藤木誠一郎(三一、高小卒、日無、全評)

〔秋田縣〕(一〇名) 佐藤賢太(日無) △平山忠尙(社大)

〔岐阜縣〕(二名)

畑寅雄(二四、印刷工、高小卒、日無) △木村愛雄(三八、印刷業、高小卒、日無)

〔大分縣〕(一名)

兒玉秀次(三九、全評) △矢野年男(三八、元全評)

〔和歌山縣〕(六名)

山上爲男(三三、中大中退、日無) △木下清春(二七、職工、商卒、全評)

〔岡山縣〕(九名)

中原健次(四二、岡山市議、縣議、全評) △重井鹿治(三六、洗濯業、倉敷市議、全評代議士)

〔北海道〕(一九名)

武内清(全評地評委員長、日無) △寺島親藏(日無、全評) △吉田三郎(全評)

なほ越えて昭和十三年二月一日大内兵衛教授、有澤廣己・脇村義太郎の兩助教授(以上東大)、美濃部亮吉教授、阿部勇教授(以上法政大學)、宇野弘藏助教授(東北帝大)等官私大の現職にある學園關係者及び渡邊惣藏(社大區議)、吉川守圀(社大府議)その他、全國三十八名についても亦人民戰線運動に關聯ありとの嫌疑の下に第二次檢舉が行はれた。

なほ、各地における共產主義運動に關係ありと疑はれた諸グループの活動にして本年檢舉されたとして報道されたるものうち、主なるものは次の如くである。

「地方文化」檢舉事件(五月) 東大法科學生佐藤正二、日大醫科學生田中一男、三鷹書房小見茂一郎、上野圖書館書記坂本一郎、會社員深町英夫、同人妻三井ひろ子ほか一名は、雜誌「地方文化」を發行して農村青年男女に左翼思想の宣傳をなしつつあつたといふ嫌疑で五月末警視廳に檢舉された。(讀賣)

全評東京合同勞働芝區分會檢舉事件(六月) 法政大學政經科生

鈴木昇太郎、伊勢丹店員岡野三郎、元市吏員加藤太郎ほか男女五名は表記組合分會を組織、コミンテルン新テーゼに基き合法組合の左翼化を企てつつあったといふ嫌疑で檢舉された。(中外)

尙この事件の取調べの進行とともに、全評芝地区分會の外廓團體を形成する岡田武四郎、會社員中村敏春、同山村次郎、市吏員佐藤金藏等十名が七月二十日檢舉された。(東朝)

「全協」再建運動檢舉事件(四月) 前年の東都バス爭議及び京成バス(二月)、京成電軌(三月)の兩爭議を通じて全協日本交通労働組合再建運動を計畫中千葉縣特高課に檢舉され、七月十五日治維法違反で送局された。檢舉者の氏名は次の如し。

小林吉作(三五)、堀田清助(三二)、森内都治(三〇)、五十嵐ゆき(二三)、崔奎元(二八)、安藤一茂(三七)

尙前記小林等六名は轉向を誓約したため本年十二月全部不起訴と決定した。(東朝)

「帝大セツルメント」學生檢舉事件(九月) 東京本郷區帝大セツルメントの東大文科學生渡邊和夫、同西田篤敬、同淺石晴也、同岸富造、その他消費組合共働社元職員等七名はセツル兒童部の少年に突撃隊を組織し、機關紙「セツルの子」等によつて左翼思想を扶植しつつあったといふ嫌疑で檢舉された。(讀賣)

尙、在日中華留學生にして抗日的左翼共產主義運動を行ひつつあったと謂はれる事件は大體次の如くであるが、これがため檢舉された學生はすべて本國に送還された。

「留東新聞」關係者檢舉事件(一月) 留東新聞主宰者張健東(早

大)簡家福(同)、文瀾日語學院學生呂圭文、簡柏頓(日大)ほか二名は留東新聞によつて在留學生に左翼的排日宣傳をなしつつあった嫌疑で警視廳外事課に檢舉された。(讀賣)

「質文」社檢舉事件(三月) 留日中國學生を中心とする文藝雜誌「質文」社のメンバー張香山(高師)、魏晋(同)、魏猛克(明大)、邢桐華(早大卒)及び林煥平の五名は中國共產黨外廓中國文藝家協會日本分會設立を計畫中であつた嫌疑で警視廳外事課に檢舉された。(東朝)

「世界編譯社」檢舉事件(六月) 楊式穀、楊憲吾、王孔昭、盧耀武、迨圭璧ほか一名の留日中國學生は世界編譯社を結成して文化的抗日運動を計畫しつつあった嫌疑で警視廳外事課に檢舉された。(東日)

中華留日エスペラント學會檢舉事件(六月) 劉克強(明大)、黃一農(日大)、陳私煥(日大)、李益三(法大)、葉君健等は中國共產黨影響下に表記學會を組織し、抗日的行動に活動しつつあった嫌疑で、元プロレタリアエスペランティスト同盟の中垣虎兒郎氏と共に檢舉された。(中外)

本年處分の確定をみたるコム・アカデミー事件及び無政府主義農村青年社首腦部の判決結果は次の如くである。

コム・アカデミー事件 昨年七月檢舉された謂ゆる正統派マルクス主義者のコム・アカデミー事件については前年版に記述した如くであるが、この檢舉は新たな治維法解釋によるものとして、その起訴如何が注目されてゐたが、本年三月十九日檢事局では中心

人物たる山田盛太郎、平野義太郎、小林良正、櫻井武雄、矢浪久雄の五氏が夫々轉向を表明したため、全部起訴留保として釋放した。(中外)

無政府主義「農村青年社」の治罪法違反事件 本年一月記事を解禁された表記事の内容は前年版に詳述した如くであるが、本年四月十二日首脳部に對する判決が長野地方裁判所で言渡されに。(括弧内は求刑)

〔東京幹部組〕 懲役四年(同六年) 鈴木靖之(三三)△同(同) 宮崎晃(三六) △同三年(同五年) 星野準二(三三)△同二年(同五年) 八木あき(四三)△同二年(同二年六月) 望月治郎(三六)△同一年六月(同) 和佐田芳雄(二七)

〔信州組〕 懲役二年六月(同三年六月) 田代儀三郎(三三)△同二年、執行猶豫四年(同二年六月) 伊澤八十吉(三三) △同(同) 鷹野原長義(三三)△同(同) 島津徳三郎(三六)△懲役二年、四年間執行猶豫(同) 南澤袈裟松(三三)△同一年六月、四年間執行猶豫(同) 増田貞治郎(三三)△同(同) 山田彰(三三)△同(同) 松藤鐵三郎(三三)△同二年四年間執行猶豫(同) 三上山三

右のうち控訴者に對する判決は十月二十六日東京控訴院において次の如く言渡された。

懲役三年 鈴木靖之△同宮崎晃△同二年六月、別に犯人陰匿罪二月(原審同二月) 星野準二△同一年六月 八木あき、望月次郎、田代儀三郎△同一年 和佐田芳雄

第三章 特殊事件

日本共産黨事件 日本共産黨は數次の大檢舉・滿洲事變後の社會情勢の急變さらにこれに即應して佐野、鍋山をはじめ多數の共産黨關係者が轉向するに及んでその勢力は著しく減殺され、非大衆的・非合法的地下運動として止まつてゐた。しかし昭和七年(一九三二) コミンテルン第七回世界大會は一、反ファシズム及び反帝國主義戰爭闘争を當面の主要活動と爲すこと

一、社會民主主義其の他大衆團體との統一戦線を樹立すること
(人民戦線運動)

一、劃一的國際主義を排し、各國の國情に即したる戰略戰術を採ること

一、合法場面を利用すること

といふ劃期的新方針を決定して共産主義運動の大轉換をなすに至つた。これによつて、反ファシズム・人民戦線の運動は例へば「勤勞者の日常要求を中心とする最も初步的な抗議運動より始めて、屈伸性ある戰術を以て、共産主義者は一層廣汎なる大衆、特に意識せずしてファシズムに追隨する勞働者を運動に誘引せざるべからず」といひ、闘争の目標を平和の擁護・反ファシズムの闘争として展開し、(資本主義打

倒・プロレタリア獨裁等の如き高度尖鋭なるスローガンを引込め、日常生起する種々の具體的政治、經濟、社會の諸問題に關する大衆的スローガンによつて合法場面における或ひは合法運動を擬裝し、これを利用するといふ戰術をとるに至つたといはれる。

これがため我國における共產主義的運動も再び擡頭するに至つたが、その形態も合法非合法の限界すら判明せず、スローガンの如きも「人權擁護・軍部官僚獨善反對・大衆課税反對・物價騰貴反對・大衆生活の安定」等、合法的・大衆的色彩のものとを掲げるに至つた。これは從來の謂ゆるコミンテルン日本支部たる「正統派」共產黨に對立して活動しつつあつた一部合法團體が我國最近における準戰時・戰時體制的情勢に應じて人民戰線運動を展開しつつあつたことと對應してゐるやうである。

（人民戰線運動以前の日本共產黨事件については前年版以前を、また合法團體の人民戰線運動檢舉事件については前章を、夫々參照）

次に轉向者についてみるに、一國社會主義を唱へつつあつた獄中の轉向首腦部たる佐野、鍋山は本年支那事變の勃發と共に三轉して國民主義的思想への接近を上申するに至つたが、いま其他の轉向者群の事變下における銃後活動をみるに、献金運動、應召者後援會、國民精神總動員運動への參加、戰線慰問團の派遣或ひは「國民思想研究所」の設立（昭和十三年

一月）等國策の線に沿つて積極的に活動しつつある。（第三部第三篇第三章參照）

また獄外における轉向者は、昭和十年一國社會主義に據る「日本政治新聞」を創刊したが、十一年五月遂に廢刊した。

1 日本共產黨準備會檢舉事件

コミンテルン最近の方針たる人民戰線運動の戰術は大體右の如くであり、日本共產黨（謂ゆる正統派）の具體的活動もこの線に沿うて続けられたものと思はれるが、コミンテルンには人民戰線確立以來アメリカ共產黨を通じ日本に對しては特に積極的に働きかけ、それがため、この種運動は我國において、再び擡頭するに至つた。すなはち、昭和五年の全協刷新同盟の除名組和田四三四、奥村秀松、宮本喜久雄等は昭和十一年四月大阪に日本共產黨準備會を結成、東京の同志江口渙千賀史郎、草野三喜雄等と連絡をとり、社大、東交或ひは新興佛教青年同盟等に喰入り合法假面下の運動を行ひつつあつた。その運動形態の如きも、合法的労働組合・農民組合の利用又は擬裝の活動、プロエス團體・海上労働者グループの結成による國際連絡を中心とする活動、文化團體及び同人雜誌發行の形式による活動及び黨代行機關としての非合法グループによる活動によつて黨再建の基底構築を行ひつつあつたといはれる。

本事件は事變勃發前の昭和十一年十二月五日當局によつて全國的に千餘名が檢舉され、以來新聞記事の掲載を禁止してゐたが、其後（昭和十三年五月三十日）記事解禁となつて事件の内容が發表された。（詳細は明年版に採録する）

尙主なる檢舉者は日本共產黨準備委員會關係和田四三四、江口渙、日本政治經濟研究所關係小岩井淨、新興佛教青年同盟妹尾義郎の諸氏であつた。

2 共產黨事件判決

△リンチ共產黨事件 川内唯彦（三九）の治維法違反事件（懲役六年、一月二十二日於東京刑事地裁）

△再建共產黨事件 是枝操（三二）の治維法違反事件（上告棄却、懲役二年、一月二十六日於大審院）

△再建共產黨事件 種村本近（二五）の治維法違反事件（懲役二年五年間執行猶豫、三月二十二日於浦和地裁）

△プロ作家窪川稻子（三五）の治維法違反事件（昭和十年檢舉、懲役二年、三年間執行猶豫、五月十八日於東京刑事地裁）

△リンチ共產黨（昭和九年）の治維法違反、窃盜傷害同帮助、不法監禁並に銃砲火藥取締違反事件は五月二十六日東京控訴院において左の通り判決の言渡があつた。（括弧内は一審）

懲役六年（同四年）東大經濟學部中退富士谷眞之助（三二）△同三年（同三年）東大法學部中退湯淺猪平（二七）△同二年（同二年）三年間執行猶豫（同四年）宮城女專卒河田ゆき（二八）△同三年（同二年六

ヶ月）東大經濟學部中退牧瀬恒二△同二年（同二年）三年間執行猶豫（四年間）青山學院中退堀内唯七（二六）

尙本事件の上告審は九月十三日大審院において上告棄却となつた。

河上肇博士の出所 元京大教授河上肇博士（五九）は新生共產黨事件に連坐し、五年の刑を受けて昭和八年九月小菅刑務所に服罪したが、翌年恩赦に浴して一年三ヶ月を減刑され、刑期満ちて本年六月十五日出所した。出所した河上氏は「刑餘老殘の此の疲軀をただ自然の衰へに外すの外なからうと思ふ。すでに闘争場裡を退去した一個の老廢兵たる今の私は、ただどうかして人類の進歩の邪魔にならぬやう、社會のどこかの片隅で、極く靜かに呼吸をしてゐたいと希ふばかりである」と述べた。

第四章 學生運動

1 學生左翼運動

我國における左翼運動は昭和八年を頂點として以後急速に凋落したが、學生左翼運動もこの左翼運動不振の影響をうけ昭和八年をその最高潮として爾來數的にも質的にも著しき變化を示してゐる。學生社會科學研究會の解散後、學生のこの

種運動を指導した共產青年同盟或ひは左翼文化諸團體が活動力を全く喪失したことが、學生左翼運動の衰退の主たる原因であつたらう。換言すれば、思想運動取締當局の徹底的彈壓方針と政治經濟領域における新事態の展開による運動地盤の喪失が重要な原因と思はれる。

本年この種運動に關する文部省教學局（前身は思想局）の調査によれば支那事變第一年次たる十二年度は思想統制の戰時的強化のためか、十一年度に比べ多少の増加をみせてゐる。

事件數		檢舉者數		起訴者數		處分者數					
大學 高校總計 大學 高校總計 大學 高校總計 大學 高校總計											
昭和七年	一四六	三八	六三	二七一、一七〇	四八	三六〇	三六四	二五三	九〇二		
同 八年	九七一	一五	四四三	一三八	六七〇	六七	一四	九三	三三〇	一五五	五七八
同 九年	六〇五	八四	一七三	八〇	三〇三	一九	六三	三	八二	三九	一六三
同 十年	三五二	四〇	三八	一三	八八	二	二	二	二	一	三
同 十一年	一七二	二四	四一	五	七四	一	一	一	六	一	二六
同 十二年	四九七	六七	七三	一	八七	四	一	四	二五	一	二七

この一年間における大學の動向を東京帝國大學についてみるに、七月以來未曾有の規模において進行されつつある事變はその目的達成のために思想統制知的動員の必要を益々喫緊ならしめた。そしてこの現實の前に、大學も亦それ自らの新方向を辿りつつあるかに思はれる。すなはち、十一月三日明治節當日の有志學生團、教職員の

明治神宮參拜問題に關聯して經友會委員會の手續上の過誤が經濟學部教授會の組上に上り經友會委員二十四名に對し土方學部長の辭職勧告の申渡しがなされた。この問題は新局面への推移途上にある大學の情勢が學内に與へた比重の變化を示すものとして注目されてゐた矢先、十二月一日には更に經濟學部矢内原忠雄教授が、九月中央公論所載の論文「國家の理想」其他における筆禍事件を契機として辭表を提出するに至つたが、これらの問題に對する學生の動搖はみられず、學生の運動は十二月十六日の「南京陷落祝賀」街頭行進の如く、常に大學當局との協力の下に行はれつつある。その他學内外諸學生團體についてみても或ひは方向轉換を或ひは致命的打撃を餘儀なくされ、往年學生運動としてその存在を知られてゐた學消、セツルメントも夫々新潮流に當面してその棹と舟とを變へねばならなくつたのもその間の消息を如實に示すものである。

2 學生自治運動

學生の自治要求を中心とする自主的運動は昭和四年より六年をもつて頂點に達したが、文部當局並に學校當局の學生ストライキに對する彈壓、嚴罰主義の採用に拍車をかけられて衰退し續けてゐる。此の種運動はその數において減少したのみでなく、質においても同様著しく變化を示してゐる。すなはち近年の學生運動の多くは自由・自治の要求をめぐつての運動ではなく、學校當局の軋轢による騒動、同情罷校、教授排斥運動の如きものがその大部分を占め且つそれが更に謂ゆ

る國家主義的傾向を帶びて來たやうである。

教育關係における國家主義團體として現存してゐるものは、前年七月結成された「關東學生協議會」(日本革新黨系)が代表的なものであるが、事變發生以來此種の學生團體は種々の實際運動を行ひつつある。尙法に觸れるに至つた事件も昭和六年以降次第に増加の傾向にある。

本年勃發せるもののうち、主なるものは次の如くである。

△京都大谷大學(二月、盟休、教授更迭反對)

△京都同志社大學(五月、籠城、湯淺總長の辭職要求)

△東京駒澤大學(五月、盟休、舊學長留任要請)

△東京中央大學(五月、學生大會、學内刷新)

このうち、同志社事件の經過は次の如くである。

同志社事件 前年林要教授を罷免してその自由主義的色彩にメスを加へた同志社大學は本年三月敬神尊皇教育主義の教育綱領を制定したが、法學部の瀨川、村井等の四教・助教授は三月十六日「その思想傾向が同志社教育綱領に反する」田畑忍、具島兼三郎林信雄三助教授の罷免其他を總長に上申して學内の革新を要求した。この事件には關西における國家主義團體も加擔したが、四月十四日、中島憲兵司令官の調停によつて一應落着した。しかるに五月十日學内國防研究會員は湯淺會長の辭任勸告を決議したことによつて事件は再燃するに至つた。その後七月五日豫科生約三百五十名は構内チャペルに籠城し「同志社を國體觀念に基いて再建する」ため湯淺總長の辭職ほか四項目を決議した。これに關する

法學部審議會の聲明は「去る三月中旬以來同志社紛争の原因となつてゐた學内一部の策動分子は或る種の外部勢力と結托しつつ、(中略)あらゆる畫策を弄したるも失敗に歸したるに鑑み、豫科の試験期を利用して暴行脅迫的にストライキを煽動最後の一戦を行はんとしてゐる。本日の決議の如きは何ら學内の意思と認めらるべきものに非ず。云々」と述べてゐる。この事件は僅々十三時間にして解決したるも、文部當局はその背後における教授間の思想的對立を重視し、湯淺總長より事情を聴取した。かくて七月九日大學當局は盟休主謀學生二十六名の大量處分を發表し、越へて十二日、前記の上申組、被上申組の六名を休解職とし、瀨川、村井及び具島、林の四氏は大學を去り、更に湯淺總長も辭表を提出して漸く落着した。かくて明治の初期我國の西洋思想移植につくした同志社大學のキリスト教的色彩もここに完全に打棄されたのである。

第五章 藝術家の運動

左翼藝術家の諸團體は昭和七年十一月、日本プロレタリア文化聯盟(コップ)結社後はその有力加盟團體としてコップの統一指導下に活潑な運動を展開してゐたが、滿洲事變後の急速なる社會情勢の變化、運動の強化擴大に伴ふ彈壓の激化に當面して昭和九年これら一聯の團體は遂に自ら解體するに

至つた。(昭和十年版参照)

これらのうち、ナルプ(作家同盟)系作家はその後「文學評論」「文學建設者」「現實」等の諸雑誌を通じて活動を續けつつあつたか、これらの諸雑誌は前年二・二六事件後發行不能となり、前年八月武田鱗太郎氏の主宰された「人民文庫」と貴司山治氏の「文學案内」とが本年存續してゐた代表的なものであつたが、これらも遂に本年中に姿を没するに至つた。

(人民文庫は昭和十三年一月十一日廢刊と決定)

尙これと共に昭和十一年一月、林房雄、青野季吉、平林たい子氏等を發起人に「すべての政黨から獨立して専ら親睦を計る」事を目的に創立され、七月更にプロレタリア作家のほかに進歩的、自由主義的作家をも含むことにその方針を轉じた「獨立作家クラブ」も時勢の波に押されたものか、遂に解散することとなつた。(昭和十三年一月七日解散)

またナルプと共に昭和七年下半年まで華々しく活動を續けたプロット(演劇同盟)も九年解體し、同年九月プロット員村山知義氏の提唱によつて「日本新演劇協會」及び「新協劇團」を結成したが、本劇團も事變後の國內狀勢によつて「進歩的な藝術的な新しい演劇の創造普及」といふ創立の動機に再検討を加へ、本年十二月末の幹部會は現在の國情に即した演劇活動を行ふことにその方針を改訂した。

なほ從來とも純然たる學術研究團體としてその活動に何等

の政治的意圖も意義も有しなかつたといふ「唯物論研究會」(昭和七年創立)が時局の趨勢に鑑み、當面の外部的條件を顧慮し、内部的實狀を基礎として新方針を採用するに至つた。(昭和十三年一月八日聲明)

かやうに直接には十二月の人民戰線派の檢舉を契機としてこれら文化諸團體の相次ぐ轉向、解散が行はれるに至つたことは日本文化史の上に一轉期を劃するものとして注目に價する。

第六章 婦人運動

ここでは主として婦選獲得運動を目標とする婦人の共通運動を記述する。婦人參政權の獲得を目標とする謂ゆる婦選運動は我國においては歐洲大戰後に生起したといへよう。即ち大正九年日本基督教婦人參政權協會が創設されたが、同年ガントレット恒子女史は日本代表として國際婦人參政權大會に出席してゐる。その後、婦人參政同盟、日本婦人參政權協會(大正十二年)、婦人參政權獲得同盟現在の婦選獲得同盟(大正十三年)、日本婦人參政權協會(大正十五年)、婦人同志會(昭和五年)、或ひは各派聯合の婦選後援團體聯合會(昭和七年)等の諸

團體の創設により、最近においては社會大衆婦人同盟の如き無産婦人團體との協同の下にその運動が進められてきた。しかし我國婦人參政權の問題も最近の非常時下にあつては、他の重要事項に壓せられて議會においても、一般社會においても兎角輕視されがちとなり、それがためこの種團體のとれる運動方針も勢ひ廣義の婦選運動として展開せざるをえない状態にある。殊に本年にあつては婦選獲得同盟の如きも六月の總會において議會運動の強化、婦人公民權の獲得或ひは自治振興運動への協力による婦人の自治制參加を促進する等の運動方針を決定したが、この種婦人運動は總じて本年上半期は選舉肅正運動への協力、下半期においては事變下の時局對策運動としてその活動が繰り展げられ、新に「日本婦人團體聯盟」を結成した。なほ昨年來働く婦人大衆への喚心が昂まり來り、睡眠状態にある自主的無産婦人の運動を刺戟するやうな觀があつたが、この事は母子保護法の成立せる本年、母性保護聯盟の活動と共に注目さるべき事であつた。なほ婦人運動本年における重要事項は大體次の如きものである。

(自主的婦人團體の運動については第二編參照)

東京市議選に對し東京愛市婦人聯盟結成さる(一月十八日於日本青年館、委員長吉岡彌生) △第七回全日本婦選大會(別記)

母子保護法貴衆兩院を通過、母性保護聯盟母子保護協會の設立要求に關する聲明書を發表(三月二十日) △婦人參政同盟の婦人參

第二部第五篇 其の他の社會運動

政權付與、妻權擁護、姦通罪削除の刑法改正の三請願衆議院で採擇さる(三月二十四日) △この月各地市會選舉に婦人選肅運動行はる。

選舉肅正婦人聯合會、愛國婦人會、大日本聯合婦人會、選舉肅正運動に共同戰線を張る(四月) △選舉肅正婦人強調日、この日を中心に全國に婦人講演會ピラマキ等行はる(四月二十三日)

母性保護聯盟第三回全國委員會(別記)

選舉肅正中央聯盟主催第一回選舉肅正自治振興婦人協議會、全國的に八十餘名參加(六月七、八日) △結核豫防東京婦人委員會飛行機宣傳(六月二十九日)

小橋新東京市長に對し婦人團體要求書を提出(七月二日) △日本女醫會、矯風會、婦選獲得同盟、母性保護聯盟、婦人同志會、保健社會省問題懇談會を開き當局に陳情(七月二十七日)

事變下各地に婦人の非常呼集訓練、廢品蒐集等多く行はる(八月)

日本婦人團體聯盟結成(別記) △國民精神總動員聯盟に參加の婦人團體は大日本聯婦、同女青、愛婦、國婦の四團體(九月)

東京婦人愛市協會創立、愛市聯盟婦人部の改組(十月一日) △東京府、市をはじめ全國各地に國民精神總動員の婦人實行委員任命さる △各婦人團體の銃後活動盛、團體間の協力も相當緊密

國民精神總動員婦人大會(十一月九日、於東京日比谷公會堂)

日本婦人團體聯盟、白米食廢止運動、婦人入坑禁止要求案を決議(十二月十三日) △國民精神總動員中央聯盟調査委員に、婦人團體よりも委員參加(十二月)

右のうち主要なるものについてみれば次の如くであさ。

第七回全日本婦選大會 一月二十四日、於東京芝協調會館。

〔主催團體〕 婦選獲得同盟、婦人参政權協會、婦人参政同盟、社會大衆婦人同盟。出席者約五百。司會者千本木道子。議長藤田たき。〔議事〕 一、最近における婦人の政治的運動の検討。二、現時の情勢下における婦選獲得の促進方法如何（緊急動議）俸給並賃銀引上要求の件

〔政治活動に關する申合せ〕

一、政府當局乃至その主張を同じうする團體との協力は望まじきも、飽迄自立的立場をとり、徒にその利用に甘んずるを戒むること。

二、婦人の政治的要求の實現は婦人が發言權を獲得するに非ざれば貫徹不可能なる事を深く認識し、婦選運動への提携協力に努むること。

母性保護聯盟第三回全國委員會 五月二十四日、於東京日比谷松本樓〔新年度運動方針〕

母子保護法の制定に對して母子保護協會の設立、婦人方面委員等により運用に主點をおくと共に、家事調停法の制定運動は繼續するが、更に新運動の分野を働く婦人の母性保護に進めることとなつた。從來無産婦人關係に主として取上げられたこの種の問題が、改めて更に廣い組織の婦人團體によつて扱はれることとなつたのは注目すべきである。

日本婦人團體聯盟創立 九月二十八日、於東京日比谷松本樓。

〔構成團體〕 愛婦、國婦、大日本愛婦以外の民間自主的團體たる日本基督教婦人矯風會、日本女醫會、日消婦協、婦選獲得同盟及

び全國小學校女教員會、全國中等學校女教員會等
〔目的〕「相協力して婦人の立場より現下の非常時局の打開克服に努力する事」

尙この種目的のため現存する婦人團體の主なるものを列挙すれば左の如くである。

婦選獲得同盟（東京四谷區尾張町五・大一三、一二・員一五〇〇）機關紙「女性展望」・總務市川房枝、政治教育委員長藤田たき、議會運動委員大坪英子、出版部長宮川靜枝、調查部長大内みつえ、組織部長金子しげり、財務部長、兒玉靜枝）

日本キリスト教婦人参政權協會（東京・大九、一二・員三七〇）○・理事長久布白落實、顧問ガントレット恒子）

婦人参政同盟（東京・大一二、二創・理事長河口愛子）

母性保護聯盟（東京・昭九、九・二四團體・委員長山田わか、副委員長田中芳子・千本木道子、母性保護法制定促進婦人聯盟（昭九）を昭和十年四月改稱）

婦人同志會（東京・昭五、五・顧問井上秀子、會長吉岡彌生）

日本婦人團體聯盟（東京・昭一二、九・八團體・會長ガントレット恒子、書記市川房枝、山本琴子）

日本消費組合婦人協會（東京、昭一一、一一・一九組合婦人會・委員長押川美香）

東京婦人愛市協會（東京・昭一二、一〇・會長吉岡彌生）

選舉肅正婦人聯合會（東京・昭一〇・七・委員長吉岡彌生、書記市川房枝）

新日本婦人協會（東京・昭八、一一・幹事高橋千代その他九名）

社會大衆婦人同盟（第二部第二篇參照）

第七章 水平運動

1 運動の概況

謂ゆる部落民の解放運動は大正十一年三月「全國水平社」が結成されて以來、急速且活潑に展開されたのであるが、初期の全水運動はその對象を「部落民」と「一般民」との對立の中に求め「徹底的糾弾」を唯一つの戰術としたため、現はれた差別事象は減退したが、差別觀念を存續させる土臺となつてゐる部落大衆の經濟的貧困、生活窮乏の打開、換言すれば部落大衆の生活環境の向上改善については何程の活動も行はれなかつた。これがため運動の不振を招來し、昭和七年前後においては全水を政治的混亂に陥れたこともあつたが、翌年の高松事件後全水は軍隊内に於ける融和政策の確立、出版演劇映畫等文化的方面における差別糾弾の活動と共に、部落改善運動をも行ふ大衆的運動方針を採用してきた。又政治的方面においても、昭和十年以來委員長松本治一郎氏が衆議院に席を有するほか、若干の縣、市會に當選者を出し、昭和八年以後全水の活動も漸次好調に向つてゐた。

本年に入るや延び延びとなつてゐた全國大會を東京に開き

別記の新綱領を採用して全水當面の動向を端的に示したが、事變の勃發以來全水は殆んど沈黙の態度にあり、九月戰時下の運動方針書を決定したほか、注目すべき活動を示してゐない。差別事件の如きも依然各所に生起してゐるやうであるが、往年の如き大事件は殆んど見出されない状態にある。

いま、本年における差別事件の主なるものをみれば次の如くである。

◆山口縣防府市における阿部、松田、中村の三市議に絡む差別事件（前年發生）

◆報知新聞、一月十二日付「大東京を美化しよう」における差別事件

◆淺草今戶における差別合祀問題（三月）

◆秋田縣前山部落における學童差別事件（十一月）

次に政治的活動についてみるに、委員長松本氏が本年衆議院議員に再選され、社大黨に入黨したが、全水としての政黨支持は社大、勞協（日無）の何れとも確定されてゐない。尤も前年無產政治戰線統一問題が擡頭するに及んで、松本委員長が全農黒田壽男氏と共に第六回中央委員會の決議に基づいて戰線統一に努めたことは特記すべきことであつた。

尙本年度全國大會の狀況は次の如くである。

第十四回全國大會 三月三日、於東京芝協同會館。出席代議員二三三名。（スローガン）一、欺瞞的反動的融和事業十ヶ年計畫

反對。二、検閲制度上における差別認許絶對反對 三、大衆課税絶對反對・反ファツシヨ戦線の統一四、封建的身分制の廢止〔議長〕松本治一郎。〔副議長〕上田晋市、朝倉重吉、野崎清一。〔議事〕一、出版、映畫演劇差別糾弾にする關する件。二、融和事業完成十ヶ年計畫反對に關する件。三、兵士家族救援に關する件。四、綱領改正に關する件。五、要求大綱に關する件。六、宣言其他〔以上全部可決〕〔役員〕委員長松本治一郎

2 運動方針・綱領

本年九月、全水常任中央委員會の決定せる「非常時に於ける全國水平社運動方針」は次の如くである。

〔運動方針〕〔拔萃〕

統後活動 (イ)軍事扶助法及租税の減免、徴收猶豫法の活動

(ロ)遺家族の生活救護と慰問活動

差別問題「差別問題を國民融和實現のきつかけとして處理しなければならぬ。これが眞の國民融和への道であると同時に眞の舉國一致の基調をなすものである。この見地から融和講演の内容も差別者への訓戒も、また解決條件として提供されたリーフレット、パンフレットなどの内容も特にこの點が時局認識として強調されねばならぬ」。

部落大衆の生活窮乏對策

(イ)都市に於ては部落全體の立場から同一業者の組合、即ち商業組合や工業組合を組織する。例へば製靴職工が一致して生産組

合を作る。日傭労働者は労働請負組合を作る。

(ロ)農村に於ては耕地整理組合や開墾組合を作つて資源の開發を圖り、農事實行組合、共同生産販賣購買組合等を作つて農業の改善と經濟の向上を期すべきである。

本年度大會は全水第十回大會以後の綱領たる「明確なる階級意識の上に其の運動を進展せしめ・生活權奪還・部落民自身の行動による絶對解放」が「實情にそぐはぬ點が多々あるのみでなく、誤謬も發見される」状態となつたため、次の如き綱領に變更した。

〔綱領〕

我等は、集團的闘争を以て政治的、經濟的、文化的全領域に於ける權利を擁護伸長し、被壓迫部落大衆の絶對解放を期す。

第八章 植民地における運動

1 朝鮮

朝鮮における思想運動は萬歲事件後左翼各派を生み、大正十四年朝鮮共產黨の出現となり、コミンテルンとの連絡を出現したが、十五年一齊に彈壓されて潰滅し、その後各派の暗闘時代に入り、中國共產黨指導下に非合法活動を續けつつあったが、數次の大檢舉によつて有力なる幹部を失ひ轉向者も相ついで出で、李載祐(別記)を中心とする朝鮮共產黨再建運

動のみが残つて非合法運動を続けつつあつた。この間朝鮮における共産主義運動は中國共產黨、浦鹽太平洋勞働組合の掩護を得て戦時における後方攪亂戦術をとらんとする謂ゆる國際派（金熙星派）と國際ルートより一應絶縁して全鮮の共產黨組織化後コミンテルンに加盟せんとする一派（李載裕派）とに對立して運動しつつあつたが、別記「朝鮮共產黨再建事件」における共產黨員及び新幹會系幹部百二十餘名の檢舉によつて鮮内共產黨分子の指導者は殆んど檢舉されるに至つた。

尙朝鮮におけるこの種思想犯罪は昭和三年以來年々激増しつつ昭和七年を最高として漸次下向状態にあるが、いま昭和三年以來、昭和十年までの治維法違反事件關係者についてみるに總數一萬六千を突破し、そのうち本年施行さるべき思想犯保護觀察制度下におかれるものが約六千四百名に達してゐるといふ状態にある。

以下本年におけるこの種運動および前年の事件にして本年發表されるに至つたものにつき、その主なる事件の概要を記述すれば次の如くである。

朝鮮共產黨再建事件（昭和八年） 昭和八年以來京城を中心に工場勞働者及び學生層から多數の同志を獲得、朝鮮共產黨再建計畫中の李載裕は九年一月京城で檢舉されたが、同年四月脱走し、當局は記事掲載を禁止して捜査を続け、漸く昭和十一年十二月末逮捕し、關係者を取調中であつたが、十二月三十日記事を解禁し、

本年五月一日、五十一名を治維法違反で京城地方検事局へ送致した。（京日・大朝）

〔主なる關係者〕

（李載裕一派） 李載裕（三三）、邊兩植（二三）、徐球源（二五）、崔浩極（二三）、閔泰福（二八）、梁成基（二四）、高柄澤（二七）。

（金熙星一派） 金熙星（二四）、朴仁善（二六）、白潤赫（二六）、尹淳達（二三）

李載裕は全鮮的共產黨を組織したる後、コミンテルンの承認を求めんとする方針のもとに、反帝同盟、赤色勞働組合朝鮮協議會を置き、反帝同盟は昭和八年來京城帝大、培材高晉、その他に働きかけ、協議會は咸興、元山、平壤、京城、仁川、その他全鮮に委員を配置して工場の赤化を計畫してゐたものであり、この間、朝鮮共產黨に對し國際ルート加入、中國共產黨を通じてコミンテルンとの連絡を主張する金熙星派とに分立して鮮内左翼陣營は大混亂となり、これがため兩派幹部の檢舉が早められたものである。

金海赤色農民組合事件（昭和十一年） 昭和十年七月檢舉された金臺榮一派の朝鮮共產黨再建事件の後衛部隊として慶尙南道金海地方を中心に盧在甲、姜永甲、金權泰、許晟道等が農民會の左翼化を計畫中、昨年初頭大阪において活躍せる全協系盧南九、全協系黃賛淑が歸鮮したため頓に活潑となり、約三年間朝鮮共產主義運動中稀に見る深刻な運動を行ひつつあつたが、十一年九月廿五日以降七十餘名が檢舉され、十六名（うち婦人一名）が釜山検事局に送致され、事件の内容が一月廿五日解禁發表された。（大毎）

〔首謀者〕 盧在甲（二七）、金權泰（二八）、許畿道（三一）、（女）

姜永甲(二八)、宋世東(二七)

咸南地方共産黨事件(昭和十一年) 第三次咸南共青事件(昭和十年)後、道内に依然共産黨の潜行運動が続けられつつあり、第三次文川左翼農民組合再建事件、朝鮮労働組合運動興南左翼事件、洪原左翼農民組合事件、元山左翼準備會事件、第三次定平農民組事合併、第四次朝鮮共産青年同盟再建事件、北青農民組合事件等々が當局によつて摘發され、昨春來、總數三百餘名の男女青年が檢舉された。そのうち、文川農組事件(第三次)、興南左翼勞組事件、洪原農組再建事件關係者金炳候以下五十五名は三月十日咸南檢事局に送致され、十一日事件の概要が公表された。(大朝)

〔主なる被疑者〕 首腦金炳候(二六)、朴今俊(二九)、李泳燮(二三)、李柱盛(二四)、金澤潤(二五)、(女)孫好琴(二七)、朴源榮(三二)、(女)金貞淑(二八)

吉州左翼農民組合事件(昭和十二年) 昭和九年十月以降李桂孫朴干賢の兩名を中心とする左翼農民組合組織、朝鮮〇〇私有財産制度否認を目的に運動中、昨年十一月より本年三月にかけて二百五十名が咸北警察部吉州署を中心として檢舉され、首腦李桂孫外五十七名が清津地方法院に送られ、本年六月三十日その豫審が終結した。(京日)

明川赤色農民組合事件(昭和十年) 韓秀光を首腦とし、本年四月明川左翼農民組合を組織し、五十八の細胞グループ下に三百餘名を獲得して黨の擴大を計りつつあつた事件は昭和十年十一月以後の檢舉者百十四名中四十七名が清津地法檢事局に送致され、内四十一名が起訴され、本年十月記事解禁となつた。(大朝)

尙本年判決言渡のあつたもののうち、第一次明川農民組合事件の判決結果は次の如くである。

第一次明川農民組合事件 咸北明川第一次農民組合事件、立春逢以下四十名に對する判決言渡しは本年十一月十二日、清津地方法院で行はれた。懲役五年以上の被告は次の如くであるが、被告中九名は執行猶豫となつた。

△懲役八年 立春逢△同六年 玄銀巖△同五年六月 李洪傑、李泰重△同五年 金覺南、金明月、金今山、金太極、李月釗、崔登龍、金奇嚴

2 臺灣

臺灣の社會運動は臺灣民衆黨、臺灣文化協會、臺灣農民組合の活躍によつて一時盛んであつたが、昭和六年を頂點として同年先づ唯一の合法團體として存在した民衆黨が左翼的方针をとつたため結社禁止を命ぜられて解體した。その他文化協會、農民組合も彈壓と内紛のためその活動力を阻まれてゐたが、昭和六年の臺灣共産黨事件、七年の太湖・竹南兩事件の大檢舉によつてその組織を根底から破碎されてしまつたかかる事情から最近數年臺灣の思想運動は全く影を潜めてしまつてゐる。只昭和五年地方自治獲得を目的として生れた、「臺灣地方自治聯盟」が臺灣における政治結社として存在してゐたが、本年七月十八日臺中市中州クラブに理事會を開き之亦自ら解體を決議した。同聯盟の首腦者楊肇嘉氏の發表せ

る聲明書は次の如くである。

解體聲明「本同盟の使命はすでに今日一部實施せられ現に發達の一途を辿りつつありまして、差當り本同盟としてはこれとしてやるべき仕事もないやうである。しかるに結成以來痛くない腹をさぐられてお互に迷惑する向も少くなかつたのであります。現下時局の重大性に鑑み、國論統一の精神を體しその趨勢に従ひ、ややもすれば徒にいはなき誤解を誣ひられるをさけるために本同盟の解散案を決定し、これを來月の本聯盟大會にかけることになりました。云々」

第六篇 國家主義的運動

第一章 國家主義的團體

の設立及解散

1 國家主義的團體の設立

本年度國家主義的團體の設立されたものうち、政治革新協議會とその延長として結成された日本革新黨は最も影響力の大きいものであつた。これに對して純正維新共同青年隊が結成されたが、間もなく解散した。また既成政黨排撃同盟なるものも結成されたが、その他に大なり、小なり注目するに足るやうなものは見當らない。(革新黨については既に第二部第三篇で記述したためここでは省略する。)

純正維新共同青年隊 昨年十月純正維新戰線の統一を促進する目的を以て、生産黨、新日本國民同盟、舊愛國政治同盟の青年有志によつて提唱され結成をみたる準備會は本年に入るや急速に準備形態を解消し、二月十一日結成式を行つた。結成大會の狀況は次の如くである。

純正維新共同青年隊結成大會 二月十一日、於東京青山會館。出席者約二百名。議長大槻正秋。「スローガン」天皇政治の徹底、資本主義經濟機構の打破、國防の徹底強化、國民生活の充實強化、

尊皇絶對生命奉還、政黨財閥粉碎、皇道經綸の世界的擴充、維新戦線の純化統一。「議事」一、綱領規約。二、運動方針。三、維新戦線純化統一に関する件。四、林内閣打倒に関する件。五、機關紙發行に関する件、其他。（以上全部可決）〔役員〕中央常任委員鈴木善一、片岡駿、奥戸百足、影山正治、關根喜四郎、白井爲雄、深澤源造、森山悟郎、三木亮孝、水口德義、今瀬資裕、會田甚作、梶屋總一、小黑將永、大川兼一、井上國之助、大槻正秋、佐々木武雄、松下彦一、松丸松五郎。

〔綱領〕

- 一、一切の反國體思想の殲滅
- 一、資本主義政治經濟機構の打破
- 一、維新運動の純化統一

既成政黨排撃同盟 建國會、生産黨、國粹大衆黨その他廿數團體有志を以て成る既成政黨排撃同盟結成大會は五月二十八日東京赤坂三會堂に開かれた。建國會赤尾敏氏司會のもとに、愛國勞働農民同志會松本勇平少將座長となつて宣言及び左記の決議を可決した。

〔決議〕

- (一) 反國體的既成政黨並に亡國的赤色共產黨（社會大衆黨、日本無産黨）の解消を期す。
- (二) 皇國政治道を歪曲する自由主義思想の撲滅を期す。
- (三) 西洋模倣の議會中心主義を排し天業翼賛の皇道議會の確立を期す。

2 國家主義的團體の解散

本年解散せるもののうち、純正維新共同青年隊の解散經過は次の如くである。

純正維新共同青年隊の解散 本年二月青年運動の形に依つて維新運動の中核的主體勢力の結集を目標に結成（既述）された純正維新共同青年隊は、その後、郵船不敬事件糾弾、尾去澤事件問責、政黨政治撃滅運動、郵船明朗會の應援、選舉權奉還運動、政黨解散、議會再解散要望等の運動を展開し來つたが、機關誌「純正維新」の如きも發行三回にして全部發禁となり署名人に對する彈壓等もあるなど、青年隊が日本主義運動の前面に急進するにつれて黨籍の重複その他運動上の矛盾が漸次激化するに至つた。これがため六月十三日開かれた常任中央委員會は解散を決議し、その理由として組織内自己矛盾の激化、維新陣營内の狀態變化或ひは近衛内閣出現に依る客觀狀態の變化を聲明して、同二十一日解散式を行つた。青年隊の解散理由は聲明書の示す如くであるが、時協と改革の對立が表面化してゐたとき、時協系青年隊が、時協を目して公武合體的なりと聲明して陣營内部の矛盾を示したが、國家主義運動當面の内部事情をそのまま反映せるものといふべく、この解散は注目に價する。

第二章 國家主義的團體

及個人の活動

1 共通運動

戦線の統一運動 國家主義團體間の大同團結、戦線統一のための運動は從來しばしば繰り返されて來たが、國家主義的運動が滿洲事變と當時の世界恐慌を契機として、無産運動からの轉向者がこの陣營に投ずる等の傾向もあり、既存の團體も何等かの革新的方策を標榜せざるをえなくなつて國家主義運動に大きな變化が起るに至つた。これを團體の實際についてみても、滿洲事變以前より存続して赤化防止、團體擁護、對外強硬、國威發揚等の如きを目標とした國粹主義に止まる傳統派と、資本制そのものを一應認めて「革新」的方針を採り上げんとする傾向の新たな一派とに分立するに至つた。したがつて從來幾度か大同團結の運動は試みられたが、殆んど失敗に歸してをり、最近においてもこの状態は依然何等かの形で殘されてゐるやうである。現在活動しつつある團體の分野についてみても、昭和七年十二月結成された「團體擁護聯合會」は大正時代より存在する多數の日本主義團體と知名の士を擁するが、その主張は大體において傳統派のそれを代表するものであつて、昨年十二月結成された「時局協議會」

中には現存資本制に沿つてイタリヤ的運動形態を多分にもつところの「革新」派を見出すことができる。（現在退役軍人をその指導者としてゐる團體の大部分はこの系派に屬するものであらう。）この他、革新的である一面、議會行動否認・直接的行動を強調する謂はば復古的な一派があるが、その所在は分散的であり相當多數であつて代表的なものを指摘しえないうが、滿洲事變前後のテロ行動は多くこの派によつてなされたやうである。また國家社會主義を標榜する一派もあるにはあるが、復古派と共に現在では殆んど無活動状態にある。以上は前年までにおける國家主義團體の動向の大體であるが、いま昭和十二年における戦線の統一、政黨樹立の運動をめぐる國家主義團體の動きをみれば大要次の如くである。

この運動は前年に引續き時局協議會を中心として續けられたのであるが、時協は單に連絡機關として創立されたため、對外的運動は複雑な内部の力關係に支配されてその活動はあまり充分に行はれなかつた。この矛盾は本年一月の廣田内閣の瓦解前後に痛感され、單なる連絡機關に止まらず、時協は共同の政治活動を通じて政黨にまで發展すべきであるといふ意見となつて現れた。かくして廣田内閣の崩壊後、宇垣大將に大命降下するや軍部の強硬態度を支持して國家主義團體は全面的に宇垣内閣反對運動に熱中した。宇垣内閣流産のあとを承けて「祭政一致」的林内閣が成立し、小林順一郎大佐の愛國勞働農民同志會その他の諸勢力は林内閣の日本主義化、その下

における政黨の樹立、戰線の統一を計畫した。然るに林内閣による議會解散が必至の狀勢となるに及んで赤松克麿氏等の時協内議會進出派は二月政治革新協議會を結成し、「愛同」を含む時局協議會自體は政界上層部への政治工作を重視して反議會主義のブロックとなつて、ここに政革と時協は歴然と對立するに至つたが、特に總選舉においては政革派が積極的に活動しつつある一面、時協派は選舉權奉還（純正維新共同青年隊）、選舉排撃聲明（生産黨）、政黨排撃運動（時協）を行ひ、「戰線統一運動の母體」時局協議會は重大な矛盾に當面した。更に、總選舉の結果は林内閣にとつて頗る不利となり、「既成」政黨との正面衝突が不可避となるや、反議會主義派（時協）は既成政黨排撃の運動（前節參照）を展開した。

かくの如く時協と政革、換言すれば反議會主義對議會進出派の對立は國家主義運動の主要系派を代表して愈々深化され益々明瞭な形として將來にまで尾をひく結果となつた。かかる傾向が次第に深まるに至つてこれを危惧しつつあつた橋本欣五郎大佐（青年黨首）は建川中將と共に兩者の合體に努力を續け、その結果、所屬團體の解散による單一政黨結成を主張する政革、聯合をもつて満足する時協との大同團結が或ひは實現するかと思はれたのであるが、五月末林内閣が急遽總辭職するに至つて遂に頓挫した。その後も新黨運動は猶ほ續けられたが、結局政革は自ら新黨運動に乗り出し、（大日本青年黨に對しても參加を交渉したが、青年黨は種々の事情からこれを見送つたため）政革は自らを解消して、七月、日本革

新黨を結成し、これを最後の結實として本年における統一運動は終幕した。その後當面したものは日支事變であるが事變に即應して活潑な諸活動が展開されはしたが、戰線統一の上には何等積極的な意義をもちえなかつたといへよう。

尙本年末、末次内相の就任直後、政民聯合運動の再擡頭或ひは國家主義團體の社大黨解散要求運動の行はれつつあつた時、一條實孝公、頭山滿、山本英輔大將三氏連名の「全國民に告ぐ」なる政黨解散要求聲明書が笑然新聞廣告として發せられた（例へば十二月十六日付「東日」）が、その後の經過についてみるに何程の發展もみられなかつたやうである。

支那事變對策 國家主義團體は事變の勃發と共に夫々活潑な運動を開始した。殊に日本革新黨、大日本青年黨、明倫會皇道會、大日本生産黨或ひは愛國勞働農民同志會等主なる團體は文書戰に演說會に、その他當局への進言に、皇軍の激勵に、政府を支持鞭撻する立場にあつたことは勿論であるが、同時に國內改革の即時斷行をも一齊に強調した。その代表的なものは大日本青年黨の進言書（八月一日）、日本革新黨の對支政策三原則（八月）或ひは愛國勞働農民同志會の對支聲明書（七月三日）等であつた。

尙、各派聯合の主要運動を示せば次の如くである。

對支問題有志大會 事變の勃發と共に井田盤楠、井上清純、小林省三郎、橋本欣五郎、岩田愛之助氏等によつて暴支膺懲・國難

開舉國一致運動が提唱され、七月十五日の發起人會において一大國民運動を展開することに決定し、七月二十四日東京上野精養軒に、「對支問題有志大會」を開催し、暴支膺懲、北支權益の獨立を期すべしとの決議を行ひ、關係各大臣に之を手交した。

暴支膺懲國民大會 九月二日、東京芝公園廣場において、在京愛國團體の大部分を網羅して開催された。葛生能久、入江種短、岩田愛之助三氏司會のもとに一條實孝公議長となり、宣言、決議を可決し、これを當局並に各國大使に傳達することとなり、次で出征將兵激勵慰問の打電をなし、各派有志代表の演説があつて閉會した。

人民戦線反對運動 國家主義團體は昨年來人民戦線排撃、國民戦線樹立の運動を行ひ來つたが、本年支那事變の勃發と共に社會主義、自由主義に對する反對運動を、國民精神總動員運動附隨の思想戰、謂ゆる「打倒人民戦線」として展開するに至つた。十一月、社會大衆黨が綱領を變更し、また日本無産黨が當面の時局に對して沈黙するや、「支那事變を契機として、第二次世界大戰の前夜にある我日本國民の思想的統一のため反國體思想の撲滅は急務であつて我等が敢然起つて此處に社大、日本無産黨等の如き是等人民戦線派的存在の一掃を絶滅するの一大理由も亦此處に存するのである」との建前から時局協議會、日本革新黨或ひは愛國勞働農民同志會等々の團體が、この運動を行つた。殊に時局協議會を中心とし建川中將を先頭として「人民戦線打倒期成同盟」が結成され

「偽裝轉向の煙幕に隠れた社大黨の正體」「人民戦線の巢窟日本無産黨」「赤魔の溫床東京帝大、同志社大學の正體」に對して運動が行はれた。

殊に人民戦線派檢舉のあつた翌十六日、前記、期成同盟の提唱によつて都下各派聯合の人民戦線打倒演説會が日比谷公會堂に開かれた。

演説會は「偽裝轉向の社大黨即時解散、赤色日本無産黨即時解體國際勞働機關即時脱退」をスローガンとして、影山正治、赤尾敏、鈴木善一、神田兵三、高山久藏、建川美次、小林順一郎等の諸氏が人民戦線打倒、左翼分子・自由主義者の撲滅を主張し、社大・日無の即時解散要請書及び國際勞働會議脱退要請書を議決した。

尙前記の運動とは別箇にはあるが、日本革新黨、生産黨建國會、總聯合其他の有志は九月廿七日、東京日比谷松本楼に「鈴木文治遣米使節問題其他に關する有志懇談會」を開き非常時を絶叫しこれが打開は赤色インターナショナルの東洋攪亂政策に對し斷乎國內思想戰を展開して協力邁進すべきである旨を申合した。

2 國家主義的團體各個の運動

本年度國家主義團體の活動は上述の如き共通運動を通じて大部分が行はれた。その他、郵船明朗會の國體明徴爭議勃發と共に生産黨、維新共同青年隊、新海員組合その他の諸團體

が之を應援したが、主要團體の本年における活動状況は概ね次の如くである。

大日本生産黨 生産黨は本年を以て創立以來六年を経過したことになる。本年七月總裁内田良平氏が死去し、同黨にとつては大なる打撃であつたが、七月の合同幹部會において黨務委員長吉田益三氏の下に従來の方針に即する運動を繼續する意向を申合したが、大衆的運動形態は漸次清算するものと思はれる。しかし愛國労働農民同志會最高顧問小林順一郎は同時に生産黨の顧問でもあり、内田氏なき後は小林顧問の力も相當に影響するであらう。

全國代表者會議 十月十日、於東京赤坂三會堂。出席者三百名
〔議事〕 一、新行動綱領決定の件 一、維新的戰時體制確立の件
一、對ソ國交斷絶要請の件 一、支那派遣軍に對する激勵電報發信の件 一、宣誓 一、決議、其他。〔役員〕 顧問頭山滿、葛生能久、小林順一郎。總務委員長 吉田益三。

皇道會 皇道會は黒澤主一郎少將を會長に「資本主義經濟機構を改廢し、國家統制經濟の實現」「皇道政治の確立」を期して昭和八年創立した。本年林内閣の成立、日支事變の勃發に對して夫々態度を聲明したが、最近は以前ほどに活動してゐない。新黨運動に對しても靜觀的であり、日本革新黨の出現に對しては好意的である程度のものである。只特記すべきは皇道會支持の日本農民組合（平野力三）が七月二十一日

皇國農民同盟（吉田賢一）と「愛國農民團體協議會」を設け政治運動にも可能範圍の提携を約してゐることが注目される。

大日本青年黨 大日本青年黨は前年十月十七日橋本欣五郎大佐を中心として結成された（前年版參照）。創立當時僅か八名であつた會員は本年度第一回當時二六五一名（正黨員）にまで發展したと報告されてゐる。これに關聯して黨は次の如く言ふ。

「我黨の黨員は所謂民主的多數決主義によつて選出されたものではないが、當然黨員は將來國民の自治的推舉により、統領之を黨員たるを許す方式を採る。故に黨員は一面選ばれたる國民の中核的指導者たると共に、國民の一人として夫々の職場を守るものである。……我が黨は國民を基礎とすると共にその中核である所にその本質があり、従つて國民の成長は即ち我黨の生長であり、我黨の成長は即ち國民の生長である。この故に國民運動の中核的政治勢力として國民を指導して皇業の翼賛に獻身するを本質とする。」（本年度大會運動方針書參照）

以上は青年黨の政治的性格を如實に示すものであるが、本年八月、經濟部面の活動を積極的に行ふため、日本産業軍の一部及中部労働聯盟を基礎として「大日本産業労働團」を結成した。（第三篇參照）

青年黨の戰線統一運動への寄與は既述の如くであるが、建川中將が青年黨、革新黨兩者の顧問の地位にあることは、青

年黨の政治的關係を如實に示してゐると思はれる。

なほ日支事變に際しては「暴支膺懲」の運動を起した（後記運動方針參照）が、北支事變の勃發と共に統領橋本大佐が出征した後は顧問建川氏が統領代理となり、黨活動もその下に繼續されてゐる。

本年度開かれた第一回大會の情況は次の如くである。

大日本青年黨第一回大會 十月十七日、於東京赤坂三會堂。出席者約四百名。「スローガン」内地は經濟奉還外地は生命奉還。建川中將統領代理として大會を執行し、大會は政策、運動方針等を決定したが、運動方針書にみられる當面の行動方針は次の如くである。

〔行動指針〕

1 銃後に於ける建設的活動

イ、自治體機構運用の戰時體制的統一運動 ロ、出征兵士家族の積極的援助 ハ、唯物闘争的爭議を排し企業的解決 ニ、反國體的自由主義思想撲滅運動の擴大強化 ホ、教育制度の積極的改革のための青少年の組織と訓練

2 事變下に於ける飛躍的諸國策の實現要求

イ、即時國家總動員を斷行 ロ、國策樹立運用機構の實現 ハ、金融國營法發布軍需大工業の國營 ニ、防共協定の徹底化と左翼社會黨の即時解散 ホ、空軍省の創設

3 外地政策（略）

純正日本主義青年運動全國協議會 「純協」は前年十一月

三日京都において結成された。（前年版參照）純協は元來反議會主義的であり、この方針は日本革新黨の政治行動と對蹠的であるが、本年一月の宇垣内閣流産、林内閣成立前後或ひは四月總選舉當時における聲明書その他の時局方針中に、はつきり表明されてゐる。事變が勃發するや、十月「戰時國家體制確立第一次運動方針書」を決定し、また十二月五日京都に緊急全國大會を開いて更に時局に對する運動の方針を協議した。純協の政治的主張は本年の總選舉對策中に窺知しうるがそれは次の如くである。

純協の時局對策

政治對策（一、既成政黨の解體を要求すること 一、新政黨運動の徹底的撲滅を期すること、其他。）

啓蒙運動（一、日本主義は現行議會に進出せざることを明瞭にすること 一、右の理由により議會進出をなさざると同時に、現行議會制度に於ては大政扶翼を完了し得ない國民的責務を恐懼し選舉權を謹んで奉還すること及びその精神に基く對選舉行動を執ること）

時局協議會 昨年の一・二六事件以後の時局に對應して日

本主義政治戰線の統一のための連絡機關として時局協議會は創設された。（前年版參照）この時協の出現によつて國家主義團體の統一は著しく促進されたかにみえたが、本年政治革新協議會の結成によつて（殊に總選舉以後）兩者の政治行動に

喰違ひを生じ時協創立當時の目標は挫折して本年における活動にさまで有力なものを見出しえない。(時局協議會の主なる活動について既に前節に述べたのでここでは省略する。)

尙國家主義的運動關係者にして本年逝去せるもののうち、主なる人々は次の如くである。

▲松谷與二郎(勤勞日本黨首・五八・三、一七)

▲五百木良三(政教社長、國體擁護聯合會顧問・六八・六、一四)

▲權藤成卿(制度學者・七〇・七、九)

▲内田良平(生産黨總裁・六四・七、二六)

第三章 特殊事件

二・二六事件外廓關係者判決 昨年二月二十六日東京に勃發した叛亂事件の直接參加者及關係者の一部に對しては既に東京陸軍々法會議の判決が二度に亘つて公表されたが、その他の事件關係者に對しても本年一月十八日、滿井佐吉中佐その他の軍人、常人に對する判決、八月十四日の北輝次郎その他に對する判決及び九月廿五日の眞崎大將に對する判決(無罪)が行はれた。(二・二六事件に關する軍法會議は之を以て一切を完了した。)

このうち、八月の北等に關する判決結果は、次の如くであ

る。(八月十四日陸軍省發表)

判決 死刑 首魁 北輝次郎△同上 同 西田税△無期禁錮
謀議參與 龜川哲也△禁錮三年 諸般の職務に従事 中橋照夫

理由の要旨(略)

尙さきに東京陸軍軍法會議において死刑の言渡しを受けたる村中孝次、磯部淺一及び北輝次郎、西田税の四名は八月十九日その死刑を執行された。

神兵隊事件豫審終結 昭和八年七月十一日、クーデターを敢行せんとして豫備に終つた天野辰夫、安田鍊之助、前田虎夫、鈴木善一等五十四名に對する神兵隊事件豫審は十一年十二月終結し内亂豫備陰謀罪として我國最初の内亂罪が適用され、有罪の認定下に大審院ではその特別裁判部の構成について審議中のところ本年一月六日大審院刑事第四部長宇野氏を裁判長に特別裁判第二部が構成された。その後全被告は豫審において兩角受命判事の訊問拒否問題、被告間の二派分裂等公判を前にして幾多の波瀾を起したが、これらの問題も解決して十月二十一日準備公判をへて十一月九日新刑法制定最初の神兵隊事件特別裁判(五十四名中三名は應召)は大審院において嚴戒裡に開かれた。その後内亂豫備罪として處斷することの不當或ひは檢事の「デマ放送問題」で紛糾を重ね本年は十二月十八日の公判を以て審理打切りと決定した。(尙、本事件に連坐せる應召被告に對して十八日公訴棄却の新判例が下

された。)

不穩文書事件 本年四月以來數次に亘つて全國に頒布された二・二六事件怪文書事件につき、東京憲兵隊では七月以後大化會會長岩田富美夫、直心道場主大森一聲こと大森有聲の兩氏をはじめ左翼團體關係者六十餘名を検舉、代議士北吟吉二・二六事件民間參加者磯部淺一妻登美子の兩氏等をも參考人として取調べた結果、二月事件及びその公判經過を暴露し重臣、軍首腦部を誹謗し軍の處斷を論難した怪文書を以て事件關係者を有利に導かんとしたる事件の内容が判明、十九名を送局(八月二十三日)すると共に八月廿八日事件の概要が憲兵司令部より發表された。尙本事件は不穩文書臨時取締法違反として憲兵司令部の摘發した最初の事件である。檢舉されたるもの次の如し。

(一)「磯部」獄中手記「複製配布事件(一月乃至三月)岩田富美夫、三浦義一、岩崎次郎、吉田彦太郎(以上何れも東京)」

(二)「尊皇討奸の檄」貼布事件(五月) 黒田末雄(東京)

(三)「獄中手記」頒布事件(六月) 大森有聲(東京)、黒田末雄(同上)、他五名

(四)「獄中手記」頒布事件(六月) 赤澤良一(東京)他二名。

(五)「公武合體の大陰謀」頒布事件(六月)佐藤慶次郎(東京)他四名

美濃部博士襲撃事件 昨年二月二十一日機關説問題に關聯して東京府下吉祥寺の自宅に前貴族院議員美濃部達吉博士に

斬奸狀を突きつけ、拳銃を亂射して同博士に重傷を負はした福岡縣出身元大統社工業塾舍主事小田十莊に對する殺人未遂事件は豫審終結し、公判に付され、五月十八日本事件に關する記事が解禁された。本事件の判決は九月廿八日東京刑事地方裁判所において懲役六年(求刑十年)の判決言渡しがあつた。

主要國家主義的及國粹團體一覽 (昭和十三年十月現在・本研究所調査)

團體名	(本部所在地、括弧内ハ創立年月)	(主張・目的)	(機關紙)	(幹部氏名)	(備考、括弧内ハ當該團體發表ノ會員數)
皇民協同黨準備會	東京芝區琴平町二六專榮ビル (昭和二三、二、三)	學國一致的新政黨ノ結成	「興民新聞」	常任委員 福田秀一 其他十三名	支持組合ハ北日本農民組合、青森、茨城各農民組合其他
日本革新黨	東京麴町區永田町一ノ三一 (昭和二三、七、八)	全體主義政治體制確立・國家計畫經濟樹立・他	「日本革新新聞」	顧問 陸軍中將 建川美次 陸軍少將 江藤源九郎 黨務部長 赤松克麿 政策審議會長 佐々井一晁	(約七萬)
時局協議會	東京麴町區內幸町二ノ二二 商興ビル二號館 (昭和二三、三、五)	五團體間ノ連繫協調		世話人 入江種矩 吉田益三 橋本欣五郎 赤崎寅藏 小林順一郎 松永寅材 高松本勇平 江藤源九郎 佐々井一晁 千家尊建 前田虎雄 其他	(四百)
純正日本主義青年運動全國協議會	京都左京區下鴨膳部町八九 (昭和二三、三)	皇道世界宣布 純正維新斷行	「純協」	代表者 中川裕 (六萬)	
大日本青年黨	東京澁谷區穩田一ノ一二五 (昭和二三、一、一七)	八紘一字ノ國是顯現	「太陽大日本」	顧問 陸軍中將 建川美次 統領 陸軍大佐 橋本欣五郎	
日本經綸學盟	東京中野區江古田一ノ二二七〇、石川方 (昭和二三、二)	國家社會主義ノ研究普及	「國社」休刊	石川準十郎 (約百)	
大日本國家社會黨	同右 (昭和九、三、二〇)	國家社會主義ノ實現	同右	石川準十郎 別府峻介 (約千)	

維新會	東京足立區千住元町五 (昭和九、八)	第二維新實現	「維新」	竹本信一	昭和二三、一一解散
勤勞日本黨	東京神田區元岩井町一五 (昭和九、四)	皇室中心主義		杉本条太郎	
日本皇國同盟	東京四谷區三光町一九 (昭和八、二)	國民精神作興		理事長陸軍中將井上一次 主事 松本勝三郎	(五十)
新日本同志會	東京丸ノ内日清ビル六二一 (昭和八、二)	既成政黨打破	「新日本」	理事長 高廣三郎	
皇道會	東京芝區琴平町二虎ノ門會館 (昭和八、四、五)	皇道政治ノ確立	「皇道」	會長陸軍少將黑澤主一郎 幹事長海軍中將山下巍八郎	(五萬)
皇道發揚會	東京小石川區駕籠町二三七 (昭和八、二〇)	皇道原理ノ究明發揚	「皇道發揚」	今泉定助	(三千)
國體擁護聯合會	東京芝區田村町櫻田館 (昭和七、二、三)	國體ノ擁護開顯		入江種矩	九八團體加盟
愛國青年聯盟	東京麴町區有樂町二ノ四 (昭和七、三、二五)	天皇政治確立	「愛國新聞」	松本良勝	(三萬)
信州皇軍同志會	長野縣飯田市猶興社 (昭和七、二、三)	國防國家ノ建設	「信州皇軍新聞」	幹事長 中原謹司	(二千五百)
大亞細亞協會	東京麴町區内幸町大阪ビル (昭和八、三)	アジア聯盟結成	「大亞細亞主義」	會頭陸軍大將 松井石根	(二千)
東大朱光會	東京本郷區東京帝國大學内 (昭和八、三、二〇)	質實剛健ナル學風ノ振作	「朱光」	會長 教授 平泉澄 幹事 原正	(五十)
明倫會	東京丸ノ内海上ビル (昭和七、四、二五)	天皇政治確立	「明倫」及「明倫新報」	總裁陸軍大將 田中國重	(約三百萬)
自治農民協議會	東京目黒區中根町二八四ノ一 (昭和六、四)	自治ノ復活、農村ノ建設		長野朗	
大日本生產黨	東京麴町區内幸町二ノ二 大阪東今橋一ノ一 (昭和六、六)	日本主義國家經綸	「黨報」	顧問 頭山滿 委員長 小林順一郎 吉田益三	(十五萬)

辛未同志會	東京芝區田村町二榮和ビル (昭和六)	國體觀念ノ徹底、道 義心振興	理事長 清浦奎吾
洛北青年同盟	京都左京區下鴨膳部町八九 (昭和四、二)	純正維新斷行	中川 裕 (三百五十)
天晴地明經濟學會	東京神田區錦町一ノ六 (昭和四、六、一)	皇道主義經濟學ノ研 究 「天晴地明經濟 新聞」	主 幹 柿花啓正
新東方協會	東京世田ヶ谷區上北澤町二 ノ五一〇 (昭和三)	日本精神主義宣揚	高須芳次郎 (千三百)
祖國會	東京杉並區井荻三ノ一 (昭和三、九)	世界進運順應、祖國 發展	北 吟 吉 (三千五百)
錦旗會	東京牛込區喜久井町三四 (昭和三、五、八)	皇政徹底、昭和維新	會長 遠藤友四郎
天地會	東京芝區田村町櫻田館 (昭和三、四、三、九)	人生ノ惟新化、皇國 發揚	大和茂樹 (十一萬)
建國會	東京荒川區三河島六ノ七五 (大正二、五、三)	國體宣揚、世界皇化	赤 尾 敏 (三千)
金鷄學院	東京小石川區原町一二 (大正二、五、四)	王道主義、東洋思想 研究	理事長 酒井忠正 安岡篤
恢弘會	東京麴町區九段偕行社内 (大正二、三、四)	忠君愛國	會長 陸軍大將 大井 成元
紫雲莊	東京麴町區內幸町二ノ二二 (大正二、三)	國家社會改善進步	橋 本 徹 馬
勤王聯盟	東京四谷區南寺町四二 (大正二、三、一)	天皇中心主義	會長 陸軍中將 菊池 武夫 (六千五百)
大日本護國會	東京本所區吾妻橋二ノ一一 (大正二、三、三)	尊皇愛國、教化事業	總裁公爵 片岡實孝 (一萬五千) 會長 長岡君惠
愛國同志會	東京麴町區丸ビル六四一 (大正二、三、三)	道義立憲、政治ノ確 立 「愛 國」	會長公爵 一條實孝 (五千) 理事長 大島高精

立憲養正會	東京澁谷區代々木深町 (大正二、三)	天皇政治確立	「養正時報」	總裁田中澤二	
洋 會	東京麻布區霞町三宇佐川方 (大正二、六)	海軍諸問題研究		竹內重利	(二百三十)
奉仕會	東京麴町區富士見町二ノ二〇 (大正二〇、二、三)	敬神崇祖實踐	「奉仕の友」	會長 陸軍中將 佐藤鐵太郎	(約十一萬)
新日本協會	東京世田谷區代田一ノ七三 (大正二〇、五、二)	思想善導	「共存」	今井龍三郎	(一萬二千)
大和民勞會	東京目黒區上目黒八ノ五二 (大正二〇、一、三〇)	皇室中心主義	「民勞・法律世界」	藤代蕃山	(三十五萬)
大日本國粹會	東京牛込區市谷仲之町四三 (大正八、二)	皇室中心主義	「會報」	會長 海軍中將 森山慶三郎 理事長 陸軍中將 等々力森藏	(十三萬)
關東國粹會	東京麴町區內幸町二ノ二二 商興ビル本館 (大正八、二)	皇室中心主義	「國粹」	顧問 子爵 渡邊千冬 會長 陸軍中將 高山公通 理事長 金井米吉	
皇道義會	東京澁谷區千駄ヶ谷四ノ六五 (大正七、七、一)	皇道精神ノ國民的實踐		總裁 陸軍大將 荒木貞夫	(十五萬)
大日本正義團	大阪東淀川原豐崎西通一 (大正六、二、一)	皇室中心主義	「正義時報」	酒井榮藏	(十五萬)
一心會	東京目黒區向原町二六一 (大正六、二、一)	皇室中心主義	「一心會」	會長 伊豆凡夫 常任理事 廣原龜之助	(一萬五千)
海軍有終會	東京芝區榮町一三 (大正三、一〇、二六)	海防・思想兩問題ノ研究	「有終」	理事長 海軍大將 竹下勇	(三千)
修養團	東京澁谷區千駄ヶ谷四ノ六八 (明治三、二)	流汗鍛鍊・同胞相愛	「向上・愛と汗・白ゆり」	顧問 平沼騏一郎 主幹 森村市左衛門 蓮沼門三	(二十萬)
中央報德會	東京麴町區霞ヶ關二(內務省內) (明治六、二、二六)	思想善導	「斯民」	一木喜德郎 中川望 其他	(八千)

黑龍會 東京麹町區永田町二ノ八六 對外・國體兩問題ノ實行運動 主幹 葛生能久 理事 川原信一郎 (明治三三)

玄洋社 福岡市西職人町五三 國民思想ノ淨化統制 「玄洋」 顧問 長 美佐次郎 理事 間頭山滿 (一六一)

(附) 國策的思想團體 (この種團體には直接間接社會運動團體との關聯があり、殊に戰時下の國民再編整とも密接な連絡ありと思はれるので、便宜上ここに採録した。)

國民精神總動員 東京麹町區霞ヶ關三丁目舊衆議院內 國民精神總動員運動 「國民精神總動員」 會長 有馬良橘 中 聯 盟 (昭和二三、二〇、二三) 其他臨時刊行物

加盟團體 (昭和十三年十月現在)

〔勞農團體〕—日本勞働組合會議・愛國勞働組合全國懇談會・愛國勞働農民同志會・愛國農民團體協議會

〔國家主義的團體〕—時局協議會・國體擁護聯合會・純正日本主義青年運動全國協議會

日本文化中央聯盟 東京麹町區內幸町二ノ一大阪ビル新館 新日本文化ノ建設 「文化日本」「カルチュラ」「ニッポン」(歐文) 會長公爵 島津忠重 理事長 小山松吉

國民思想研究所 東京澁谷區代々木大山町一〇七四 (昭和二〇、二一) 國策ニ沿フ國民思想ノ建設 「國民思想」 顧問 村山藤四郎 主幹 昭德會 森山武市郎 理事 更新會 戶澤重雄 大孝塾 皆川治廣 日本文化協會 松谷元三 其他三名 共產黨轉向者ノ調査研究機關 (三千)

日本文化協會 東京麹町區日比谷公園市政會館內 (昭和九、三、二二) 日本精神ノ普及徹底 「日本文化時報」 理事長 伊東延吉 (三萬) 文部次官

國民精神文化研究所 東京品川區上大崎長者丸二八四 (昭和七、八、二三) 國民精神文化ニ關スル研究、指導普及 「國民精神文化」 月刊 所 長 關屋龍吉 文部省直轄

第二部（勞働者運動）統計表

第一表 昭和十二年同盟罷怠業工場閉鎖統計表（厚生省勞働局調）
（其一）昭和十二年同盟罷怠業工場閉鎖業態別件數

		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
		件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
機械器具製造工業	機械製造職工	二〇	六、二五五	三	一、三九三	三	一、六三三	三	一八、三四九
	船舶車輛製造職工	五	三〇六	三	三、二一八	二	一六七	一〇	三、五九一
	其ノ他ノ職工	四七	二、〇一八	七	五五五	三	七〇	五七	二、一四三
			二、八〇七	一	一九	一	一六	四一	二、八四三
化學工業	窯業	元	二、八〇七	一	一九	一	一六	四一	二、八四三
	製紙職工	一〇	六一〇	一	一	一	一	一〇	六一〇
	ゴム製造職工	三	二二二	一	一	一	一	三	二二二
	製油製蠟製藥職工	七	一、〇四五	四	三九七	一	二〇八	一二	一、六〇〇
染織工業	其ノ他ノ職工	八	九一九	一	五	一	一	九	九二四
	紡績職工	九	四、一〇〇	四	二、〇五八	一	九二〇	一四	七、一七八
	製紙職工	一五	一、四九四	一	三〇〇	一	一	一六	一、七九四
	織物職工	二〇	一、五八七	三	一、三四九	一	五九	二四	二、九九五
飲食物製造工業	染色加工職工	二六	二、二七〇	八	四三二	一	一	三六	二、七〇一
	其ノ他ノ職工	九	二九六	二	二八	一	一〇九	二二	四三三
	釀造職工	二	九〇三	一	一三	一	一	三	九一六
	煙草製造職工	一	一	一	一	一	一	一	一
其ノ他ノ職工	其ノ他ノ職工	三	三、五〇一	一	二九	一	一	三	三、五〇〇

		製版印刷製本職工		雜工業		鑛業		瓦斯電氣事業從業者		運輸業		通信從業者		土木建築業		其ノ他ノ業務ニ從フ者		計			
		木竹製品職工		其ノ他ノ職工		金 屬 鑛 夫		石 炭 鑛 夫		其ノ他ノ鑛夫		鐵道軌道從業者		船 員 船 夫		仲 仕 人 夫		其ノ他ノ從業者			
		七	一五六	三	二、一七四	五	九七六	二七	三、〇五九	一七	一、〇五三	七	一、二四四	一三	二、〇五三	二四	一、五〇八	六二	五、九四〇	五〇	一、七三七
		三	一	四	一、七一〇	二	六二	一	五〇	一	四四、三六	二	四、三六	一	四五	一	六七	六	三四三	三	一、二三
		三	四	三	六五九	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

五	六	七	八	九	十	十	十	計
月	月	月	月	月	月	月	月	月
一〇四	五	四	三	一五	一三	一三	五	五三〇
一三、二八	四、六五八	七、九四三	一、六六八	七〇	五一	四三	六五六	五三、四二九
二	一	九	三	二	一	一	一	七五
一一、四九五	二	四七三	二八四	二七三	五	六七	一	六七、七五八
四	一	一	一	二	一	一	一	二三
一九八	四〇	九三〇	一	二八	一	一三	一	二、五四三
一三〇	五	五	三八	一九	一四	一五	五	六二八
三三、八二一	四、七〇	九、三三四	一、九五二	一、〇一一	五二六	五二二	六五六	一三三、七三〇

(其三) 同盟罷怠業工場閉鎖月別累年表

昭和三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
人件	人件	人件	人件	人件	人件
一、九三五	二、五三七	五	五、九六七	六、四〇〇	二、二一九
一、八九三	二、九三二	六〇	五、三九九	二、五三六	二、七二三
三、七〇一	一五、二三八	六四	六、九一七	三、二一〇	三、九六二
二、四一五	九三八	九〇	六、七五二	四、三三三	一、〇七四
四、一六八	三、九九六	六五	六、四五二	五、二二七	三、六二七
一〇、九九八	九、二八八	八七	七、二九二	四、四〇八	三、二六二
二、四五二	四、二二二	一〇二	四、三八三	五、一四〇	二、八三三
三、四一〇	七、六二五	八六	四、七〇二	五、四二二	六、九〇九
三、七〇三	四、七五四	九六	三、五八四	三、六八四	三、四三九
二、〇八九	二、三〇三	七〇	三、七六四	六、三八一	二、三八六
一、七五七	四、五四七	七五	五、六二八	三、三八三	三、六七二
四、八二七	一八、九二三	五三	二、四六六	三、二二五	一、七九二
四三、三三七	七七、二八一	九〇〇	六三、三〇五	五三、三三八	四六、七八七
三九三	五七一	九〇〇	九八四	八七〇	五九八

同 十 年		同 十 一 年		同 十 二 年		同 九 年	
人	件	人	件	人	件	人	件
二、二六〇	六、一	一、四四二	四、三	六、二七九	一、四、七二一	二、三八七	四、五
三、六二三	五、四	九、二五	二、六	一、四、七二一	七、五八九	二、七四二	五、一
三、六三五	六、〇	三、二四四	六、〇	七、五八九	五、二、六三九	五、四七九	四、三
一、三三一	四、一	二、五三四	四、〇	五、二、六三九	二、三、八二一	三、二一九	六、二
四、三九五	七、一	二、五二九	四、五	二、三、八二一	四、七、一〇	四、九五〇	四、七
四、一八六	五、一	五、四七五	五、八	四、七、一〇	九、三三四	四、八八三	五、六
三、〇五二	四、九	二、九六四	五、三	九、三三四	一、九五二	三、五五六	四、三
三、一五五	三、七	三、八二一	六、〇	一、九五二	一、〇一一	一、九三六	六、九
四、三五四	三、八	三、一八七	五、九	一、〇一一	五、一六	一、二、八六五	八、〇
二、五六八	四、三	一、八二八	三、一	五、一六	五、二二	三、四〇八	三、八
二、八四五	四、二	一、八四一	四、五	五、二二	六、五六	一、三二六	四、四
二、二五六	三、七	一、一二七	二、七	六、五六	一、二、七三〇	二、七三四	六、二
三、七、六五〇	五、八四	三、〇、九〇〇	五、四七	一、二、七三〇		四、九、四七八	

（其四）昭和十二年同盟罷怠業工場閉鎖要求事項別件數

	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
賃銀増額	三六	三三、一七	四三	五九、四九	一四	二、三八	三七三	九四、八四五
賃銀減額反對	二六	一、三四〇	二	二七	一	三	二九	一、四三九
賃銀算定支給方法ノ變更又ハ反對	三三	一、二四三	二	四〇	一	一	二四	一、二八三
賃銀支拂	一八	七八五	一	二九	一	一	一九	八二四
勞働時間短縮	二二	四三三	一	一〇八	一	一	二一	五四〇
作業方法規則ノ變更又ハ反對	七	一〇五	二	七〇	一	一	九	一七五
組合ノ自由又ハ確認	六	四二五	一	二、五〇八	一	一	七	二、四八三
工場設備其他福利増進ノ施設	五	一二九	一	一	一	一	五	一二九
解雇反對又ハ解雇者ノ復職	三三	七、九五七	五	三四五	一	三五	三七	八、三三七
解雇手當ノ確立又ハ増額	一五	一、八四七	五	三、七三三	一	一四	二二	五、五八三
公休日ノ設定	二	二三	一	一	一	一	二	二三

日本勞働年鑑

三五〇

同	九年	一六三	一一、四八七	二七二	一七、二二	一八八	二〇、八四六	三	六三	四九、四七八
同	十年	一五八	八、三八三	二七六	二四、一〇	一五六	五、二四一	一	五九〇	三七、七三四
同	十一年	一七六	九、六七一	二二七	一六、〇二八	一五三	五、一八四	一	五四七	三〇、九〇〇
同	十二年	一六八	一〇、八三〇	二六一	九〇、九〇八	一九七	二二、九八五	一	六三八	一三三、七三〇

(其七) 昭和十二年勞働爭議府縣別數 (厚生省勞働局調、勞働時報ニ據ル)

件數	參加人員	機械器具製造業	化學工業	染織工業	飲食製造業	雜工業	鑛業	瓦斯電氣事業	運輸業	土木建築業	通信業	其ノ他ノ業
五	一、五二四	一	二	一	一	五	一五	一	二	一八	一	三
四〇〇	七〇、三六二	一二七	五三	一五	五	六四	一	二	八四	五	一	五三
六〇	一、九一五	五	四	三九	一	六	一	一	二	一	一	四
四三	一六、六五	一五六	五八	六二	一五	五四	一	一	三三	四	一	三三
八九	一〇、二九	一五	一〇	一〇	七	四	一	一	二九	七	一	七
一二〇	一五、一二七	二七	二四	八	五	一九	二	一	一五	三	一	二七
四四	一、八九九	二	三	一	三	四	〇	一	一五	二	一	五
五	四七三	二	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一
四三	一、九二二	八	九	九	一	四	一	一	七	一	一	四
一四五	六、一〇	一	九	五七	六	二	一四	一	一〇	二	一	九
一九	一、七八四	三	一	一	一	二	一	一	四	一	一	六
一五	五二	一	一	三	一	一	一	一	五	一	一	一
一九	一、〇二二	一	二	四	一	五	一	一	一	一	一	一
一四	六六一	一	三	一	一	六	一	一	三	一	一	一
三六	二、一六六	五	五	三	二	七	二	一	六	一	一	四

第二部
統計表

香 德 和 山 廣 岡 島 島 富 石 福 秋 山 青 岩 福 宮 長 岐 滋 山 靜 愛
歌

川 島 山 口 島 山 根 取 山 川 井 田 形 森 手 島 城 野 阜 賀 梨 岡 知

五	一五	四六	三六	三九	五九	一三	二	一〇	六	二	二	四	七	二	一八	七	七	四九		七	三	一四
一、四三二	二、二八四	二、三二九	一、七三五	二、二九七	二、八六六	七五五	七八	六〇六	三七四	八一	二六	三七八	四六九	一五	一、〇九三	一、三二五	五六七	九、〇四七		二二	三、二四九	二〇、五三三
	二	一	三	二	三								一			一		一			二	三
	四	三	一	一〇	七	四		一	四						三			二〇			一	三
		〇	一	〇	八	一	一	三	一	二		一			一	一		三		三	三	〇
四	一		一四	二	三	一									二					二	三	三
	三	九	一	五	三											一	三	四				二〇
		六	四	一	〇	一							二	一	四		一	四			二	一
								一														一
	二	四	二	九	七	二	一	四	一		一	二	三	一	五	二	一	六			一〇	三
	三	二		五	五	二		一				一			二		一	四		二		
															一							
一		一	一	四	三	二					一		一			二	一	三			一	一〇

愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄	計
二七	二二	七三	二	一〇	一〇	一	一六	三	二、二六
二、〇九一	六〇九	二四、二七五	二二	五〇一	九四七	一	九四四	九五	二二三、六三
二	一	六	一	一	一	一	一	一	四〇〇
五	三	八	一	三	二	一	一	一	二九四
三	一	一	一	一	一	一	三	一	二八八
二	一	一	一	一	一	一	一	一	八五
七	三	四	一	一	二	一	二	一	二八〇
二	一	九	一	二	一	一	三	一	一三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
一	二	三	一	二	五	一	四	一	三四九
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
二	一	三	一	一	一	一	一	一	一九四

第二表 小作爭議統計 (厚生省労働局調、労働時報ニ據ル)

(其一) 府縣別數 (1) 府縣別關係人員及耕地面積

關係地主小作人			關係耕地面積		
爭議件數	地主	小作人	田町	畑町	其他町
二八三	二九八	六九七	一、四三二・四三	一、〇三八・四八	二、七四七・八八
四	三〇	二二	二二・三七	九・九二	〇・三五
三	四八	一、五七六	一、二四・六六	一	〇・〇三
一六	一、七五三	六、一九五	四、二八三・九七	四三・三三	一
五	四七	二〇四	四六・八三	一・五四	一一・〇〇
一四	八四	二、九七五	一、五四三・九八	一・六七	〇・四四
一五	一五	七〇	二七・六六	〇・一〇	一
一五	三八五	一、七四八	九三五・〇二	二・八六	〇・二九
二八	二八	二八	二八	二八	二八

第二部 統計表

島	富	石	福	秋	山	青	岩	福	宮	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	栃	茨	千	群	埼
取	山	川	井	田	形	森	手	島	城	野	阜	賀	梨	岡	知	重	良	木	城	葉	馬	玉
一	六二	三	一〇	二九六	三七〇	三〇七	五〇	三〇九	一八一	一一六	八三	四六	四八〇	二二	三五	五一	一四	二〇八	一四五	四二	二〇八	七三
二六	一四一	一一	一〇八	三五八	四三〇	三五九	六九	三三五	二二八	一四〇	一、〇九二	二八四	六九五	五三	八三三	二八二	一、〇三一	二二六	二三五	七八	二二四	一七七
五〇	三六三	一九	二〇五	六八九	五五三	五一九	七二	五五七	八一六	一七一	四、五四五	一、三〇八	三、二二九	一三三	三、五〇八	一、〇七一	三、六〇五	二八九	三三四	三七二	三六五	三六九
五〇・〇〇	二六五・四三	五・二二	二〇一・一〇	三五五・六六	一五二・〇七	二六〇・一七	二六・三七	一六四・四二	二八四・八二	二五・〇〇	二、六二六・三一	七九三・五二	五三三・九四	九二・三四	一、六五一・八三	六七六・五一	二、五九三・一七	六九・九七	七九・七三	二九二・五二	二八・六四	六一・三八
—	三・三一	〇・〇九	—	九・九二	四〇・〇五	八〇・〇六	二〇・四〇	三四・〇二	一〇・八八	二八・六六	一五六・九八	一・〇九	三六三・四九	一二・八一	二六八・五二	七・五八	二四・〇五	二七・五三	五四・七六	一八八・六三	三五・六六	九四・四一
—	—	—	—	一・五一	四・一九	一九・一五	〇・二二	三・六七	一・〇五	四・八五	四・二一	一・二九	四・七六	〇・三一	一・一九	一五・四七	〇・一一	二・五六	二・一六	〇・三五	四・三六	五・二一
五〇・〇〇	二六八・七四	五・一九	二〇一・一〇	三六七・〇九	一九六・三一	三五九・三八	四六・八九	二〇二・一一	二九六・七五	五八・五一	二、七八七・四〇	七九五・九〇	五〇二・一九	一〇五・四六	一、九二一・五四	六九九・五六	二、六一七・三三	一〇〇・〇六	一三六・六五	四八・四九	六八・六六	一六一・〇〇

島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄	計
四七	一一	六七	二八	九	四〇	六	元	一一	一〇	七〇	九	二	七	一	四、七三
一三八	四八八	二五八	三六	三七	二七	六三	四〇	七九	三五	八三	二	二	七〇	一	一三、六七五
三八〇	一、九八五	九八二	八六	七四	四八六	三三	五三	一、五三七	三八	一三〇	三八	一五三	一五三	一	四三、三六一
二三〇・〇九	五五三・四七	一六八・八〇	一一四・五〇	五三・六三	一八一・三四	一七・六四	一三六・〇〇	九・二〇	九四八・七〇	九・六〇	三六・三三	一二・七七	三・一六	一二・七三	二三、一七二・八九
二・五〇	一・四一	四・〇二	一・六四	一・三六	一二・三八	四一・七六	二五・〇〇	〇・八九	一〇・六三	〇・七五	〇・〇六	一七・二六	三・九四	一	二、七三三・〇一
〇・九六	〇・一七	一九八・五四	〇・一三	一・三三	〇・〇四	一・〇〇	〇・九〇	〇・八二	〇・七〇	〇・七〇	一	一	一	一	五八〇・九八
二三三・五五	五五四・〇五	三七一・三六	一一六・二七	五三・六三	一九四・九四	五九・四四	一六・〇〇	一〇・九九	九六〇・一四	九・六〇	三七・七八	一二・八三	二〇・四二	四七・六七	二六、四八五・八八

(2) 府縣別爭議要求事項數

小作料一時減額 小作料一時免除 小作料永久減額 小作料増額反對 納米格下 表装等ニ 就テ制限 緩テ和 獎勵米其 他之ニ類 スルモノ 給付及ハ 増額 スル補償 小作契約 續 小作契約ノ 確認又ハ 賠償ノ 永小作權 獲得 其他

北海道 一五二 一三 一五
東京 一 二 一三 二七 一 一 一五二 一三 一 一五

第二部統計表

青	岩	福	宮	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	栃	茨	千	群	埼	新	長	兵	神	大	京
森	手	島	城	野	阜	賀	梨	岡	知	重	良	木	城	葉	馬	玉	潟	崎	庫	川	阪	都
八		三	三	一	七	元	金	三	六	七	三	三	三	三	七	四	四		七	一	一	〇
四		二					二	一				一		一	二		一		一			一
二		七	三	一	一	一	八		二	二		九				一	三					二
六	三	六	三	五	二	三	六		一	一		四	三	一	二	七	二					
					一				二								一					一
					二				一		一						三					二
					一								一						一			一
二〇六	四〇	二四三	一三三	八九	二	九	三三三	二		四	八	一四七	一〇八	二四	一六五	四九	一〇〇	一三	三三	一	四	
九	一	六	二	六	六	二	六	二	三	二	一		二		六	六	五		九	二	八	六
		三				一			一												一	
四七	八	五	六	二〇	二	二	九	五		八	二	四	七	五	四	二	九	二	九	一	四	二

計	冲	鹿	宮	熊	佐	大	福	高	愛	香	德	和	山	廣	岡	島	島	富	石	福	秋	山	
	兒										歌												
	繩	島	崎	本	賀	分	岡	知	媛	川	島	山	口	島	山	根	取	山	川	井	田	形	
九六九		九	一		四	三	四	八	四	三	七	四	七	八	四	二	一	七	一	二	三	七	
三九		三						一			一									一	一	四	
九三							二			二	四		一	三		二				一	〇	三	
一〇六			一	一		一	一	一		三			一	六	二	二		四		一	一	九	
五																							
六											六				六	六				一			
九										一	一			一						二			
二、八二八		三九	一七	六	四	五	七	九	一六	一	三	三	三	三	二六	四	六		三七	一		二八	二九三
一九四		六			七		五	四		五	四	二	三	二	六			九	一	二	五	八	
六							一	二						四							二	一	
六九三		〇	二	二	四	一	〇	八	一	七	六		七	三	二	三		五			七	六	

備考 其他ノ項中新潟縣ニハ「込米廢止」一アリ。

(其二) 小作爭議統計累年表 (農林省調)

原因別件數	爭議件數		參加人員		關係耕地(町)		計	小作料値上	小作料有期改定期間滿了	風水旱害病蟲害其ノ他	小作料不	小作料高率	米麥其ノ他農產物價下落	勞費多ク收支不償	小作農薄益生計困難	小作料不統一	產米検査込米獎勵米關係	小作權關係又ハ小作地引上	耕地區劃整理關係	前所有者ノ小作申込ヲ拒絕	小作料過徴又ハ小作地面積相違	小作料滯納
	件數		地主		田畑		其他	一六二	一六	八三九	一一一	一	七	二	二	一	三四	三、二五九	三	三三	一〇	五四六
	件數		地主		田畑		其他	一五〇	三〇	一、〇五六	一一一	二	九	七	七	一	三六	三、二四四	九	四二	三三	七六〇
原因別件數	件數		地主		田畑		其他	一一五	二〇	二、四五一	六六	三三	六	三	三	一	八	三、〇三二	一四	四七	二二	七三四
	件數		地主		田畑		其他	一一四	二〇	一、九四〇	八五	三三	七	三	三	一	七四	二、九〇四	一六	四一	一一	五〇五
	件數		地主		田畑		其他	八六	一九	六四六	九九	一八	一六	六	四	四	五七	二、二九五	二〇	一八	九	四八五
昭和十二年		五、三六四	五、九二〇		二四、九三・八		二、六六九・二	二七、五九三・〇	二八、三四・三	一六二	一六	八三九	一一一	一	二	七	三四	三、二五九	三	三三	一〇	五四六
昭和十一年		五、七六九	一七、五三三		二八、七六七・四		二、一三七・五	九三六・三	三六、八四一・二	一五〇	三〇	一、〇五六	一一一	二	九	七	三六	三、二四四	九	四二	三三	七六〇
昭和十年		六、八二四	二八、五七四		六四、一八一・〇		六、〇六三・六	五〇〇・五	七〇、七四五・一	一一五	二〇	二、四五一	六六	三三	六	一	八	三、〇三二	一四	四七	二二	七三四
昭和九年		五、八二八	三四、〇三五		七三、九二三・三		九、三七四・三	二、五四〇・四	八五、八三八・〇	一一四	二〇	一、九四〇	八五	三三	七	一	七四	二、九〇四	一六	四一	一一	五〇五
昭和八年		四、〇〇〇	一四、三二二		二二、四一三		六、二三五	九四九	三〇、五九七	八六	一九	六四六	九九	一八	一六	四	五七	二、二九五	二〇	一八	九	四八五

日本労働年鑑

三五八

小作人ニ小作地買取ヲ要求	一八	三四	二六	八	一〇
調停條項不履行	九	一五	一一	七	一三
契約不履行	二一	二四	二四	六	一六
小作證書・保證關係	一〇	七	八	一六	五
其ノ他	二八四	二二	二七	二二	一九八
小作料値上反對	一五	一四八	二四	一一	七三
小作料有期改定期間延長	一〇	一〇	二	一三	一七
一時的小作料減額	九九七	一、三三三	二、六六六	二、二六八	一、〇一三
永久的小作料減額	一八七	一四三	九六	九六	一〇五
小作料統一又ハ改定	一	三三	九	一三	二二
納米ノ格下又ハ俵裝ノ改更	二	一	二〇	一〇	五
込米廢止	二	二	一	二	三
獎勵米又ハ賞與金ノ給與・増加	三五	三三	一三	六五	四八
肥料代耕作費及立毛ノ賠償	一五	三三	一三	二四	二〇
小作契約繼續	三、〇一七	三、〇三八	二、八六二	四二一	二、〇九七
小作權又ハ永小作權ノ確認	四七	六五	四五	四四	四九
小作權又ハ永小作權ノ賠償	一二四	一五三	一二三	一六六	一一〇
地代交付	二一	一四	一二	一三	一九
前所有者ヨリ小作申込	三三	四二	四七	四一	一八
小作地買受	一〇一	七三	五八	五三	三七
過納小作料ノ返還	七	五	七	一五	七
契約又ハ調停事項ノ履行	一六	一四	一一	四	一
小作料延納並ニ分割支拂	二八三	三三三	三八九	二七四	一七三
其ノ他	三二一	四〇九	三八〇	二九四	一七四

結果	要 求				
	未	自	要	要	妥
	解	然	求	求	協
	決	消	撤	貫	
		滅	回	徹	
	一、〇二九	六〇	七三	一五八	四、〇四五
	一、三三三	三四	一三三	二二一	四、〇〇九
	一、〇七〇	八二	一六〇	三八一	五、一三一
	九〇九	七六	一五七	九三三	三、七六四
	七六一	五六	九二	五三三	二、五六八

第三表 勞 働 組 合 (厚生省勞働局)

(產 業 別)

總 數	組 合 數					組 合 員 數				
	昭和三年末	同十二年末	同十年末	同九年末	同八年末	昭和三年末	同十二年末	同十年末	同九年末	同八年末
機械器具製造工業	七六	七六	八六	八六	八〇	三九五、二九〇 (二一、七二四)	四二〇、五八九 (二四、六八五)	四〇八、六六二 (三三、九三七)	三八七、九六四 (二一、〇四六)	三八四、六二三 (二一、五三三)
化學工業	九四	一〇七	一二三	一〇五	八九	九八、八二九 (一、八四四)	九五、九三九 (一、九四八)	一〇〇、四四六 (一、八二八)	九〇、一九〇 (一、八一九)	八八、五五九 (二、〇五三)
染織工業	三三	四七	四一	三七	三九	二一、七四七 (三、七六四)	二六、三四六 (三、二〇六)	二七、八二三 (四、二六一)	二四、三三〇 (三、六三九)	二三、〇六二 (二、四三〇)
飲食物製造工業	二九	三四	三三	三四	二五	一〇、〇七五 (五、〇三九)	一八、三三一 (九、〇九五)	一五、一五九 (七、九〇二)	一四、二五四 (六、四五三)	一六、一九九 (八、四五八)
雜工業	二五	二五	一〇九	一三五	一四〇	四、五二六 (五〇二)	五、二六二 (六三八)	五、一九〇 (六〇九)	五、九三七 (八六〇)	六、三三三 (九四一)
鑛業	一四	一六	一六	二〇	二〇	一九、五六七 (二、七三一)	一九、二五〇 (二、二三一)	一八、七五四 (二、六六〇)	一八、三三八 (二、三四九)	一九、六四二 (二、一九五)
瓦斯電氣業	一三	一六	二二	二〇	二三	五、〇六八 (一)	五、九四八 (二八)	五、七九九 (一一五)	六、四六〇 (三二六)	五、七七一 (一一四)
						一〇、四七〇 (四五)	九、六九三 (五七)	九、一〇六 (五八)	七、二六六 (四〇)	九、三〇六 (一〇三)

運輸交通業	一二七	一二五	一二五	101	九四	一七一、四四五 (五、二六二)	一七九、二四四 (四、二六八)	一六八、八九三 (三、八〇六)	一五八、五七五 (二、六七四)	一五三、二三一 (二、二五五)
通信業	四一	三七	三七	五	七	八、七四八 (九一)	七、四八六 (八六)	七、八六四 (一一八)	六、一七三 (二三)	二、九〇三 (一一)
土木建築業	三	三八	四四	五〇	五〇	六、六七六 (四)	六、七四〇 (一〇八)	八、〇〇九 (三)	七、九〇四 (三)	10、四五三 (一)
其他	二七六	三六〇	三七七	三七二	三七五	三八、一三九 (二、四四二)	四六、三六〇 (三、〇三〇)	四二、六三二 (三、五六八)	四八、五四八 (二、八六〇)	五〇、二三四 (二、九七三)
總數	八三七	九七三	九九三	九六五	九四二	三九五、二九〇	四三〇、五八九	四〇八、六六二	三八七、九六四	三八四、六二三
單一組合	四五二	五三九	五四四	五四四	五〇二	二三五、八二九	二四一、四〇四	二三八、一五七	二二七、三七七	二二一、八八三
聯合組合	六四	六六	六三	六六	七〇	一六九、四六一	一七九、一八五	一八〇、五〇五	一七〇、六二七	一七三、七三〇
(聯合加盟組合)	三三三	三六八	三八六	三五五	三七〇					
總數	八三七	九七三	九九三	九六五	九四二	三九五、二九〇	四三〇、五八九	四〇八、六六二	三八七、九六四	三八四、六二三
職業別	二〇七	一九九	二〇五	一八四	一四九	二八、二九六	二五、六三〇	二八、〇〇六	二二、七九五	二二、〇九八
產業別	四〇七	四七三	四七一	四五四	四六六	三三五、四一四	三五三、六九二	三四三、七三八	三三三、四六九	三三九、〇四七
一般勞働者	二三三	三〇二	三二七	三三七	三三七	三二、五八〇	四一、二六七	三六、九一八	四一、七〇〇	四二、四六八

第四表 小作人組合累年表 (農林省調)

	組合數					組合員數				
	昭和十二年末	同十一年	同十年	同九年	同八年	昭和十二年末	同十一年	同十年	同九年	同八年
總數	數 三、八七九	三、九一五	四、〇一一	四、三九〇	四、八一〇	二二六、九一九	二二九、二〇九	二四二、四三三	二七六、二四六	三〇二、七三六
北海道	三〇	三一	三四	四八	六四	一、〇六八	一、一八七	一、四四一	二、〇一七	二、五〇四
青森	三〇	三〇	二九	四二	四三	八七五	八七五	八六二	一、六八九	一、七九七

岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都
六	四三	一〇九	四四	一一〇	七一	八七	八一	一一三	一五七	一九	四〇	五〇八	一四九	四三	四九	二五九	一一一	一九四	一一〇	一四〇	五六	六六	九二
六	四三	一〇九	四三	一一〇	八五	九〇	八一	一一三	一五七	一九	四〇	五八一	一四五	四三	四七	二五八	一一三	一九九	一〇七	一三八	四八	六六	九二
六	四三	一〇九	七一	一三〇	八一	八九	八二	一一三	一八五	二〇	三九	五三九	一三五	四三	四八	二七一	一一三	二〇五	一〇九	一三七	四九	六七	九二
八	四一	一三三	六九	一〇一	八七	一〇四	一四九	一四九	一五五	一八	三九	五三一	一三五	三三	五三	三五四	一六五	二一一	一〇七	一五九	九七	七二	一〇三
六	四一	一四九	七六	八三	九四	一〇三	二〇一	一六〇	一二六	三三	三九	六七九	一三六	三三	六五	三七九	二六八	二二一	一一六	一五〇	一〇〇	七六	一二七
二〇三	一、一六九	四、三二二	二、六九八	六、二八九	三、四七七	四、六四〇	七、五八七	一〇、七三一	九、七二〇	一、四三〇	二、五三二	二二、七〇三	六、九二四	二、一四〇	一、七三四	一七、五七〇	八、八九四	一一、九一一	九、九〇〇	一四、二三一	二、四八二	四、三〇九	五、九八八
二〇三	一、一六九	四、三二二	二、六六七	六、五〇五	三、五一四	四、六九〇	七、五八七	一〇、七三一	九、七二〇	一、四三〇	二、五三一	二九、一二四	六、七七七	二、一四〇	一、五七七	一七、一一七	九、七二七	一一、九七七	七、五九五	一四、〇六九	二、〇五三	四、三〇九	五、九八八
二〇三	一、一六九	四、三二二	四、八三六	六、九三六	二、九五九	四、七三三	七、六八四	一〇、七三一	一〇、七〇一	一、四五八	二、五〇三	二七、二七五	六、六七四	二、一四〇	一、五四五	一九、二四六	一〇、一一七	一二、二八六	七、五九五	一三、九八四	二、一六八	四、三一九	五、九八八
三七二	一、五〇八	四、七八五	四、六二四	四、三三七	三、一七二	五、二五〇	一三、八五七	一四、一四九	一〇、五二〇	一、三〇六	二、五〇三	二八、〇七三	七、五七三	一、六七三	一、六四四	二二、一七六	一一、八六二	一一、九〇二	七、五九五	一五、九三八	七、四三五	四、五〇三	六、一八七
三七七	一、四二六	五、一四四	四、五九九	三、八八〇	三、四一八	六、一二〇	一八、二七七	一五、三三六	七、三〇一	二、三三六	二、一八二	三一、八二三	七、五四八	一、六七三	一、八七七	二七、六九九	一一、四八一	一一、三三九	七、六三三	一五、三三七	七、二三五	四、六一七	七、五〇五

大	兵	奈	和	鳥	鳥	岡	廣	山	德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	沖
阪	庫	良	山	取	根	山	島	口	島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	島	繩
一二	一七〇	四八	三五	一〇〇	六七	一四五	三〇	五	六	二	四九	三三	二五	八	一	八	一四	三七	九	一
一二	一六八	四六	三五	一〇〇	七二	一三〇	二九	六	四七	二	四九	三三	二〇二	八	一	七	一四	三七	八	一
九四	一五四	四〇	五五	一〇〇	七二	一二九	二八	六	一二三	二	四九	三三	一八六	二四	一	七	一三	三七	五	一
一〇四	一五四	四五	五九	八〇	七七	一八八	五〇	一三	一〇五	一六	四九	三三	一八七	一九	八	七	九	三一	五	一
一〇二	一五八	五八	七一	八三	一二四	一八〇	四九	三八	一〇五	一六	五〇	四五	一八六	一九	八	七	九	三一	四	一
三、八七四	九、三三五	一、九八〇	一、一五一	三、二九四	三、五六一	九、〇三四	二、六九七	二二六	三、四三八	一三二	三、六三七	一、九一三	八、三八六	七〇八	一	四四四	一、〇四九	四、九六一	六二三	一
三、八七四	九、二六九	一、九八〇	一、一五一	三、二九四	四、一〇七	八、六七三	二、六五八	二二六	二、八四八	一六〇	三、六三七	一、九一三	八、三七九	七〇八	一	四二三	一、〇四九	四、九六一	五七八	一
三、四五八	一〇、〇三九	一、七八二	二、〇六九	三、二九四	三、七四四	八、八六一	二、八五七	二二六	一〇、二八五	一六〇	三、六六四	一、九一三	七、八七八	一、二四七	一五九	四二三	九八九	四、六三七	九〇七	一
三、八一	九、四五八	一、九二〇	二、四三五	四、一四	四、〇九四	一二、八八五	四、三三	七三	九、三八六	一、〇九一	五、〇八一	二、〇五六	八、〇〇六	一、一三三	一、二三九	四二三	一〇〇	四、四一二	九〇七	一
四、〇六九	一〇、九六二	二、〇六五	二、八五三	四、三五七	六、七三五	一二、六三三	四、三四七	二、六三七	九、三七六	一、〇九一	五、〇八一	五、七九〇	一〇、二九	一、一三三	一、二三九	四二三	一〇四	四、四一二	七九九	一

第五表 消費組合統計 (産業組合中央會調)

	組合員	組合員數	出資			諸積立金	購買品賣却高	預金(×餘裕金)	借入金	剩餘金
			口數	總額	拂込濟額					
昭和六年	一六三	一三八、一六九	二九一、三九四	三、〇四六、二〇七	二、〇三五、八七〇	一、二〇三、四五六	一七、一八八、四二二	一、九五五、五六六	一、九三二、九〇七	三九三、五四三
同 七年	一八五	一八九、〇二四	三二四、三八	三、二五六、六五〇	二、四三八、五〇九	一、二二二、五三三	一八、四二一、八九六	×二、三三一、八八七	一、七四三、〇四一	四二六、二二〇
同 八年	一七七	一九九、二八一	三三一、二六七	三、三八〇、八二七	二、六三三、〇二二	一、三三三、八八四	二二、一九三、三六五	×四、一六九、二三四	二、二三四、四九四	四八七、五四四
同 九年	一九〇	二二二、〇九一	三七九、二三四	三、六九九、九五四	二、五〇八、四〇五	一、五十四、六五〇	二五、七六二、七三八	×四、八五四、五四二	二、〇九八、五五七	四九三、七七七
同 十年	一七八	二二二、九九四	三五六、七七〇	三、〇三六、三四	二、三六七、〇七〇	一、六三七、五四五	三〇、一〇三、四八五	×三、八二六、七九三	二、一九四、七八一	六五四、四〇三

